

Sustainability Report 2021

サステナビリティレポート



CONTENTS

編集方針	2	地球温暖化対策計画書	187
サステナビリティトップ	4	ISO14001(環境マネジメントシステム)	
担当役員メッセージ	6	認証取得状況	196
オリンパスグループのESG	7	オリンパスグループグリーン調達方針	198
価値創造モデル	9		
環境			
環境方針・戦略	10	人権方針	204
環境負荷低減の取り組み	17	オリンパスグループ クオリティ・ポリシー	206
環境コミュニケーション	22	オリンパスグループにおけるサプライチェーン方針	207
環境データ集	24	サプライヤーさまへのお願い	208
社会			
人権	34	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画	216
製品責任	36	次世代育成支援対策推進法に基づく 一般事業主行動計画	218
調達	41	ワークライフ・インテグレーションの推進	220
雇用	43	健康宣言・健康経営の取り組み	223
労使関係	48	企業市民活動方針	226
労働安全衛生	49	慈善寄付・助成方針	228
労働安全衛生 健康管理	56	慈善寄付の取り組み	229
研修・教育	62		
多様性と機会均等	64		
新興国における医師育成支援	69		
医療業界団体への参加	70		
社会的インパクト評価(がん啓発)	71		
ガバナンス			
経営理念	78	コーポレートガバナンスに関する基本方針	230
経営理念体系	79	オリンパスグローバル行動規範	
コーポレートガバナンス	80	「重要なのは一人ひとりの行動」	236
ステークホルダーとのコミュニケーション	117	内部通報制度について	237
コンプライアンス	119	グローバル基準:	
租税	123	オリンパスがサードパーティに期待すること	238
腐敗防止	125	オリンパスグループ税務方針	239
医療事業における情報開示	127	オリンパスグループにおける 贈収賄防止に関する指針	241
情報セキュリティ	128	情報開示方針	244
リスクマネジメント	131	倫理委員会	245
方針類－環境			
環境安全衛生ポリシー	133	医療機関等への資金提供等	246
オリンパスグループ製品における化学物質管理	134	情報セキュリティ方針	249
		内部統制システム	250
		リスクマネジメントおよび危機対応方針	255
		オリンパスグループ個人情報保護方針	256
		社外評価	257
		外部イニシアティブへの参画	258
		第三者保証書(環境・社会データ)	259
		GRI内容索引	261

編集方針

編集方針

オリンパスグループのサステナビリティページは、ガバナンス・社会・環境側面の詳細なデータを掲載しています。（コーポレートガバナンスの詳細は、統合レポートに掲載しています。）

従来は年度報告として情報開示を行ってきましたが、2021年7月よりウェブサイトの特性を活かし、随時更新を行うことでタイムリーな情報開示を実施することとします。

毎年10月時点のサステナビリティページの情報を該当年度のオリンパスグループ「サステナビリティレポート」としてアーカイブしていく予定です。

サステナビリティレポート2021について

報告対象範囲

オリンパスグループを基本とし、それ以外の場合は個別に記載しました。

なお、2021年1月1日付けで譲渡手続きを完了した映像事業のデータは、特に明記しない限り含まれています。

- ◆ 社会：人材関連など一部情報はオリンパス、またはオリンパスおよび国内グループ会社
- ◆ 環境：小規模法人を除く

開示対象範囲を拡大し、過去の環境パフォーマンスデータも含めて見直しているため、過去の開示情報から数値が変更されている場合があります。

本文中の記載は下記の対象範囲を示しています。

- オリンパスグループ…オリンパス㈱+子会社（グローバル）
- オリンパス…オリンパス㈱
- 国内グループ会社…日本の主要な子会社
- 海外グループ会社…海外の主要な子会社

報告期間

2021年3月期（FY2021）：2020年4月1日～2021年3月31日

一部の情報については上記期間外も含んでいます。

報告サイクル、前回発行した報告書の日付

年次、2020年10月30日（日本語、英語）

参考にしたガイドライン

- ◆ GRI サステナビリティ・レポーティング・スタンダード
ただし、「包括」「中核」の準拠オプションの全要求事項は満たしていません。
- ◆ 環境省「環境報告ガイドライン2018年版」
- ◆ 気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）

報告要素の選定にあたっては、「ISO26000」「国連グローバル・コンパクトの10原則」も参考にしています。

外部保証

環境データ

- ◆ 外部保証範囲
CO2排出量（「Scope1」「Scope2（ロケーション基準およびマーケット基準）」「Scope3：カテゴリー2-8,12,15」）、エネルギー使用量、水使用量、廃棄物量
- ◆ 外部保証機関
ロイドレジスタークオリティアシュアランス（LRQA）

労働安全衛生データ

- ◆ 外部保証範囲
休業災害度数率LTIFR、職業性疾病度数率OIFR、労災事故件数、死亡者数（2021年3月期）
- ◆ 外部保証機関
ロイドレジスタークオリティアシュアランス（LRQA）

お問い合わせ先

オリンパスグループでは、ステークホルダーの皆さんに、当社グループへの理解を深めていただくために、情報開示・発信の強化に努めています。統合レポート、サステナビリティレポートを除く主な情報発信・コミュニケーションツールは以下の通りです。

- › 総合的な企業情報
- › 投資家情報
- › サステナビリティに関するお問い合わせ



オリンパスグループは経営理念のもと、注力すべきESG領域と重要課題（マテリアリティ）を特定し、事業を通じてさまざまな社会課題の解決に取り組んでいます。真のグローバル・メドテックカンパニーへの転換に向けて、オリンパスグループの持続的成長と持続可能な社会の実現に貢献していきます。

➤ サステナビリティライブラリー

➤ GRI内容索引



➤ 担当役員メッセージ



➤ オリンパスグループのESG

ESGの取り組み

▼ Environment ▼ Social ▼ Governance

Environment 環境

➤ 環境方針・戦略

➤ 環境負荷低減の取り組み

➤ 環境コミュニケーション

➤ 環境データ集

➤ 環境データに関する第三者保証書 (PDF形式: 676.6KB) [↗](#)

Social 社会

➤ 人権

➤ 製品責任

➤ 調達

➤ 雇用

➤ 労使関係

➤ 労働安全衛生に関する第三者保証書 (PDF形式: 676.6KB) 

➤ 研修・教育

➤ 米州におけるD&I

➤ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

➤ 医療分野における社会貢献

➤ 慈善寄付・助成

➤ 労働安全衛生

➤ 労働安全衛生 健康管理

➤ 多様性と機会均等

➤ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

➤ ワークライフ・インテグレーションの推進

➤ 企業市民活動

Governance ガバナンス

➤ 経営理念

➤ コーポレートガバナンス

➤ コンプライアンス

➤ 腐敗防止

➤ 医療事業における情報開示

➤ リスクマネジメント

➤ 経営理念体系

➤ ステークホルダーとのコミュニケーション

➤ 税

➤ 情報開示 (PDF形式: 495.2KB) 

➤ 情報セキュリティ

関連情報

➤ サステナビリティライブラリー

➤ 統合レポート

➤ GRI内容索引

➤ 方針類一覧

➤ 有価証券報告書

➤ 株主総会

➤ 社外評価

➤ 外部イニシアティブへの参画

➤ 編集方針

担当役員メッセージ

オリンパスは世界をリードする事業を通じて、グローバル規模で企業の社会的責任を果たしていきます。私たちは100年以上にわたり、革新的な製品・サービスを通じて、世界の人々の健康と安心、心の豊かさを実現し、社会にとって意義のある価値を提供してきました。特に、患者さんの苦痛軽減やQOL向上、医学・科学の分野における経済的価値の創出といったソリューションを提供することで、世界の医療に貢献してきました。私たちはESG（環境・社会・ガバナンス）の観点を取り入れた取り組みを積極的に行うことで、持続可能な社会のために貢献できると考えています。そして、このような活動によって、当社もまた企業価値を向上させ、持続可能な成長を実現していきます。



執行役員 チーフストラテジーオフィサー（経営戦略統括役員 兼 ESG担当役員）

小林 哲男

オリンパスグループのESG

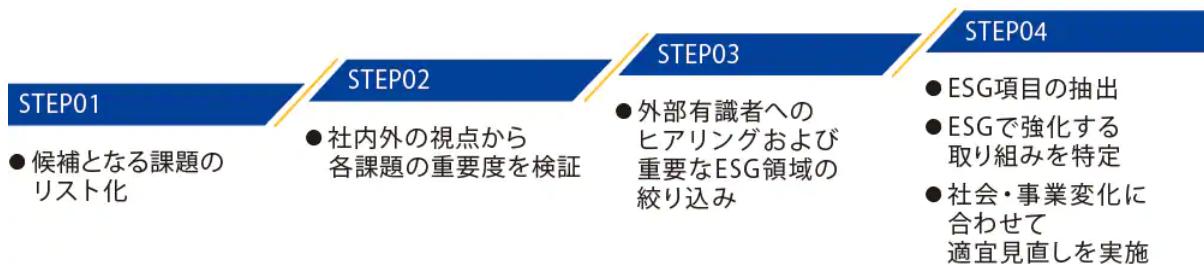
基本的な考え方・方針

オリンパスグループのすべての活動は、経営理念の下、社会からの要請・期待に応え、その義務・責任を果たすことです。お客さまやお取引先さま、株主・投資家の皆さま、従業員やその家族、さらには地域社会、国際社会といったステークホルダーとの対話を通じ、責任を果たすことで、初めてオリンパスという企業の存続が認められると考えています。

オリンパスは、経営戦略、ステークホルダーのご意見、ESG評価機関によるベンチマークなどを反映し、グループ経営執行会議および取締役会に諮る等のプロセスを経て、6つのESG領域および5つの重要課題（マテリアリティ）を特定しました。5つのマテリアリティは、事業を通じた社会課題の解決に貢献することを明文化し、相互に補い合って強化される関係にあります。当社が競争力あるグローバル・メドテックカンパニーへと成長し、サステナブルな社会の実現に貢献するために、ESGを重要な課題と捉えています。

マテリアリティは社会・事業変化によって可変のものであり、今後も必要に応じて見直しを行います。

オリンパスの重要課題（マテリアリティ）の特定プロセス



6つのESG領域



5つの重要課題（マテリアリティ）

- ◆ 医療機会の幅広い提供およびアウトカムの向上
- ◆ コンプライアンスおよび製品の品質安全性への注力
- ◆ 責任あるサプライチェーンの推進
- ◆ ダイバーシティ・インクルージョンの推進
- ◆ 社会と協調した脱炭素・循環型社会実現への貢献

推進体制

ESGの推進においては、2021年4月にESG担当役員を新設し、中長期事業計画の中でKPIを設定する仕組みを構築するなど、その強化を図っています。ESG担当役員はESGを包括的に推進するとともに進捗状況をモニタリングし、グループ経営執行会議および取締役会に報告し、これを議論しています。また、2021年3月期より執行役の報酬について、長期インセンティブ報酬の業績運動型株式報酬のうち、10%が外部ESG評価機関の評価結果と連動するようになりました。2022年3月期にはその比率を20%に引き上げ、取り組みの強化を図っています。オリンパスは外部ESG評価機関の中でもカバレッジが広く信頼性が高いとされるDJSI（Dow Jones Sustainability Indices）の評価結果を採用しています。なお当社は、DJSI Worldには2021年に初めて、DJSI Asia Pacificには2019年から3年連続で構成銘柄として選定されています。

価値創造モデル

› 価値創造モデル (PDF形式: 654.9KB)

価値創造モデル

オリンパスの価値創造モデル



環境方針・戦略

▼ 基本的な考え方・方針 ▼ 推進体制 ▼ 仕組み・取り組み ▼ 環境教育・意識啓発

基本的な考え方・方針

オリンパスグループの環境への取り組みは、経営理念、「オリンパスグローバル行動規範」、および2021年4月に策定した「環境安全衛生ポリシー」※のもと実施しています。「オリンパスグローバル行動規範」では環境に対する考え方や必要な行動が示されており、これを明確化したものが「環境安全衛生ポリシー」です。

※ 1992年8月に策定した「オリンパスグループ環境憲章」をはじめとして、2015年5月に環境と経済の両立に関わる内容を追加すべく「オリンパスグループ環境方針」への改訂を行い、その後、2021年4月に、「オリンパスグループ環境方針」に安全衛生・健康の方針を組み入れ、これらを包括的にマネジメントすることを目的とした「環境安全衛生ポリシー」を策定

▶ [環境安全衛生ポリシー](#)

推進体制

オリンパスグループでは、CEOおよびCAOが環境最高責任者を務め、EHS（環境・健康・安全衛生）を含む、人事・総務機能を統括するHuman Resources Headがグループ全体の環境業務の統括責任者を務めています。EHS統括部門はHuman Resources Headの指示のもと、グループ全体の「環境安全衛生ポリシー」を策定するとともに、環境施策の立案・推進、エネルギー削減目標の進捗度や施策の実施状況などのグループ全体の環境活動状況のモニタリングを行っています。

オリンパスグループは、事業部門やグループ会社ごとに環境管理部門を設け、EHS統括部門がグループ全体の環境経営を推進しています。EHS統括部門は、環境経営の推進に不可欠なグローバル各拠点の環境に関する取り組みや法令順守状況および環境関連データを効率的に収集しグループ内で共有する情報基盤を整備し、2015年3月期から運用しています。

世界各国の主要な生産拠点および物流・販売子会社ではISO14001の認証を取得し、監査などを通じて環境マネジメントシステムを継続的に改善しています。2021年3月期には、オリンパスグループの環境ガバナンスの強化および環境管理の効率化のために、EHS統括部門を含む日本およびアジアの12法人を対象としたISO14001のマルチサイト認証を取得しました。

今後、環境課題への迅速かつ的確な対応の促進に向け、ISO14001のマルチサイト認証の対象拠点をさらにグローバルへと拡大することを目指します。

環境推進体制



ISO14001認証取得事業場一覧（2021年7月現在）

事業場	認証取得年月
-----	--------

事業場		認証取得年月
日本	オリンパス※4	本社事務所（新宿）※1 2020年8月
		東京事業場（ 笹塚）※2 2020年8月
		技術開発センター（石川） 2000年3月
		技術開発センター（宇津木） 2000年3月
		技術開発センター（高倉） 2018年2月
		長野事業場（辰野） 1998年2月
		長野事業場（伊那） 2014年5月
		白河事業場 1998年10月
	オリンパスメディカルシステムズ ※4	技術開発センター（石川） 2000年3月※3
		技術開発センター（宇津木） 2000年3月※3
		日の出工場 1998年7月
	長野オリンパス※4	1998年2月
	会津オリンパス※4	1998年10月
	白河オリンパス※4	1998年10月
	青森オリンパス※4	1998年11月
	オリンパステルモバイオマテリアル※4	三島工場 2020年8月
		研究開発センター 2020年8月
	オリンパスロジテックス※4	相模原事業場 2003年11月
	オリンパスメディカルサイエンス販売※4	2004年3月
米州	Olympus Surgical Technologies America National Service Center	2005年12月
	Olympus Scientific Solutions Americas Corp.	2010年7月
	Olympus Scientific Solutions Technologies Inc.	2010年7月
	Olympus NDT Canada Inc.	2010年7月
	Olympus Corporation of the Americas ◆ Center Valley Pennsylvania Regional Headquarters ◆ Breinigsville Pennsylvania Distribution Center	2019年9月
	Olympus Surgical Technologies America ◆ Bartlett Tennessee Manufacturing Facility ◆ Brooklyn Park Minnesota Manufacturing Facility ◆ Norwalk Ohio Manufacturing Facility	2019年9月
	Olympus Respiratory America ◆ Redmond Washington Manufacturing Facility	2019年9月

事業場	認証取得年月
欧州・中東	Olympus Winter & Ibe GmbH 2001年5月
	KeyMed (Medical & Industrial Equipment) Ltd. 2002年3月
	KeyMed (Ireland) Ltd. 2002年3月
	Algram Group Ltd. 2007年1月
	Medical Physics International Limited 2012年10月
	Olympus Iberia S.A.U. 2018年9月
アジア・パシフィック	Olympus (GuangZhou) Industrial Co., Ltd.※4 2004年10月
	Olympus Trading (Shanghai) Limited※4 2012年2月
	Olympus Vietnam Co.,Ltd.※4 2013年4月
	Olympus Australia Pty Ltd 2017年8月
	Olympus New Zealand Limited 2017年8月

※1 認証範囲はグループ環境統括部門、本社事務所（新宿）の環境統括部門及び医療営業統括部門

※2 認証範囲は東京事業場（ 笹塚）の総務部門、医療カスタマーセンター

※3 2020年3月以前はオリンパス（株）の一部として認証を取得

※4 ISO14001マルチサイト認証の対象範囲

➤ ISO14001（環境マネジメントシステム）認証取得状況

仕組み・取り組み

環境課題の認識

オリンパスグループは、経営戦略や事業計画の策定期階において、当社の事業に影響を及ぼす可能性があるリスクを抽出し、事業運営への影響度が高いリスクを特定・評価しています。その中には気候変動などをはじめとする環境に関連する規制や技術などの移行リスク、自然災害による物理的リスクの内容も含みます。

リスクとして特定されたものは、各組織においてリスクが顕在化した場合の影響度および発生可能性をもとにリスク評価と優先順位付けを行い、その結果を踏まえて単年および複数年の事業計画を策定してリスクを管理します。環境法規制に関するリスクについては、品質管理機能が製品関連の環境法規制の動向を、各法人の環境統括部門が事業所関連の環境法規制の動向をモニタリングし、順守状況を定期的に評価して必要な対策を講じています。

また、特に事業運営への影響度の大きなリスクについては、組織のリスクマネジメント状況を定期的にモニタリングし、その結果をグループ経営執行会議および取締役会へ報告されます。CEOは、リスクマネジメント状況のモニタリング結果の報告を受けて、活動の有効性が不足している場合は活動計画の見直しを行います。

環境法規制の順守状況（2021年3月期）

オリンパスは、環境法規制対応のための規定類の整備と維持、環境管理責任者や推進者への教育、現地運用状態のモニタリングや改善を継続的に実施しています。

2021年3月期は、比較的軽微なものを除き環境関連の法令違反・事故はありませんでした。また、訴訟・罰金・料金の発生もありません。

長期目標と施策

オリンパスグループは、昨今の環境汚染や環境への過剰な負荷がもたらす気候変動、その他の生態系への影響は喫緊の社会課題であると強く認識し、2021年5月に新たに「社会と協調した脱炭素・循環型社会実現への貢献」を重要課題（マテリアリティ）に追加しました。

併せて、重要課題への対応として、2030年までに自社事業所からのCO₂排出量(Scope 1 & Scope 2※1)を実質ゼロとするカーボンニュートラル目標を設定しました。今後、カーボンニュートラルの達成に向けて、製造改善活動や省エネ施策を引き続き推進するとともに、2030年までに自社の事業所における全消費電力※を再生可能エネルギー由来に段階的に切り替え、CO₂削減の取り組みを加速させます。また、サプライチェーン全体の環境負荷削減の重要性も認識しており、物流におけるモーダルシフト・輸送効率改善や製品の省エネ化・小型軽量化、グリーン調達の取り組みを継続して推進していきます。

※1 Scope 1：敷地内における燃料の使用による直接的な温室効果ガス排出、Scope 2：敷地内で利用する電気・熱の使用により発生する間接的な温室効果ガス排出

※2 一部、販売拠点などの賃借物件は除く

2021年3月期 主な環境活動実績

重点テーマ		目標	施策	2021年3月期の実績・成果	2022年3月期目標
環境経営の推進	環境ガバナンス体制の強化	環境マネジメントシステムの有効性向上と運用の効率化	◆ 長期環境目標の策定	◆ 2030年までに自社事業所からのCO ₂ 排出量を実質ゼロとする目標設定	カーボンニュートラルに向けた実行計画の策定
			◆ ISO14001認証維持	◆ Globalの主要製造法人にて認証維持(欧州、米州、豪州拠点) ◆ 日本各拠点の環境管理責任者の着任時研修、環境事務局向けのスキルアップ研修およびコンプライアンス研修実施(6名)	内部環境監査・ISO14001認証審査における指摘事項への確実な対応
			◆ ISO14001マルチサイト認証に向けた活動および認証維持	◆ 日本10拠点およびアジア3拠点に対するISO14001のマルチサイト認証取得	内部環境監査・環境統括機能監査・マルチサイト認証外部監査における指摘事項への確実な対応
環境リスク低減活動	環境法規制対応プロセスの継続的改善		◆ 法規制対応状況の監視強化 ◆ 環境関連法規制教育の実施	◆ 日本各拠点の廃棄物管理プロセスの点検と運用改善 ◆ 日本では外部専門家による廃掃法教育を実施(36名) ◆ 米州 Olympus Surgical Technologies America では廃棄物・化学物質管理教育を実施(101名) ◆ 製品および事業場の関連規程の維持	環境・安全衛生リスク診断の対象拠点拡大 製品および事業場系の環境法規制対応プロセスの継続的改善
製品ライフサイクルにおける環境の取り組み	製品における取り組み	オリンパスエコプロダクトの創出	◆ 各製品特性に応じた環境配慮設計の実施	◆ 全事業分野での新規エコプロダクト創出(新規9件、累計664件)	事業特性に応じた環境配慮製品の継続的創出
	事業場における取り組み	CO ₂ 排出量：15%削減 (対2018年3月期) エネルギー原単位：7.73%改善 (対2013年3月期) 再生可能エネルギー導入率10%以上 排出物原単位：6%改善 (対2018年3月期) 水使用量原単位：6%改善 (対2018年3月期)	◆ 製造改善、省エネ、省資源、燃料転換、自然エネルギー導入など地域特性に応じた改善活動の継続実施	CO ₂ 排出量：25.4%削減 エネルギー原単位：12.3%改善 再生可能エネルギー導入率12.7% 排出物原単位：16.1%改善 水使用量原単位：14.1%改善	CO ₂ 排出量：21%削減 (対2018年3月期) 再生可能エネルギー導入率向上 (対2021年3月期) 排出物原単位：7%改善 (対2018年3月期) 水使用量原単位：7%改善 (対2018年3月期)

気候変動対応

オリンパスグループは、気候変動が地球環境を脅かす重大な課題であるとともに、オリンパスグループの事業活動に影響を及ぼす重大な課題であるとの認識の下、経営戦略における重要課題（マテリアリティ）である「社会と強調した脱炭素（カーボンニュートラル）社会実現への貢献」への対応の一環として、2021年5月にTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース：Task Force on Climate-Related Financial Disclosures）の提言に賛同することを表明しました。TCFDのフレームワークに沿って、オリンパスグループにおける気候変動問題への取り組みを開示します。

◆ ガバナンス

オリンパスグループでは、製品開発、調達、製造、物流、販売、修理といったバリューチェーン全体を通じた環境負荷の低減に取り組んでいます。気候変動対応を含む環境活動の最高責任者であるCEOおよびCAOの下、EHS（環境・健康・安全衛生）機能を管轄する人事・総務担当役員が、グループ全体の環境活動を統括しています。

EHS機能は、温室効果ガス使用量の削減目標を含む環境行動計画を策定し、グループ全体の環境行動計画の進捗状況をモニタリングし、継続的な改善を進めています。最高責任者（CEOおよびCAO）は、必要に応じて環境活動の進捗状況の報告を受け、必要な改善指示を行います。取締役会は気候変動の対応状況について年1回以上の報告を受け、取り組み状況を監督しています。また、気候変動対応を含むESGへの取り組みに対する経営層のコミットメントを強化するため、執行役の報酬について、長期インセンティブ報酬の業績連動型株式報酬のうち20%がESG評価機関の評価結果と連動しています。

▶ 環境安全衛生ポリシー

◆ 戦略

オリンパスグループは、シナリオ分析の手法を用いて、短期、中期および長期の時間軸ごとに気候変動関連のリスクと機会を特定しています。シナリオ分析では、IEA（国際エネルギー機関）が提示している「2°Cシナリオ（産業革命前からの世界の平均気温上昇を2°C未満とするシナリオ）」および「4°Cシナリオ（産業革命前からの世界の平均気温上昇を4°Cと想定するシナリオ）」に沿って気候変動の事業活動への影響を分析しています。短期的（1~5年）には、自然災害による操業停止・サプライチェーン断絶を、中長期的（10~20年）には、炭素税の導入やCO₂削減規制の強化による事業コスト増加を主な課題としています。

気候変動のリスクはオリンパスグループの戦略・財務計画に影響を与えますが、影響度合いは限定的であると認識しています。例えば、物理的リスクとしては自然災害の自社工場操業への影響についても台風や物理的なリスクが低い場所にあることを確認しており、有事の際にも事業活動が継続できるよう各拠点で事業継続計画を作成しています。サプライチェーンの面でも、昨今世界規模で台風や洪水が発生し、当社でも販売拠点の一時休業等の影響がありましたが、影響は限定的でした。また、移行リスクとしては、炭素税導入等による操業コスト増加が将来的に見込まれますが、事業コスト全体でみると工場でのエネルギーコストは小さいため影響は限定的であると考えます。

また、気候変動の機会については、CO₂削減に寄与する製品へのニーズの高まりを機会ととらえて省エネルギー等に配慮した環境配慮型製品の開発を継続していきます。ただし、オリンパスグループの製品は製品自体が小型で使用によるエネルギー消費量が少ないと、気候変動による製品・サービス需要への影響が小さいことから、事業活動に大きな影響を及ぼすほどの機会ではないと認識しています。

	環境変化	リスク	機会	対策
2°Cシナリオ	低炭素社会への移行に伴う規制強化	<移行リスク> <ul style="list-style-type: none">◆ 炭素税・排出権取引や各国のCO₂削減規制の強化による事業コストの増加※	<ul style="list-style-type: none">◆ 省エネルギーによる事業コストの削減◆ 環境配慮型製品の開発による市場競争力の向上◆ ステークホルダーからの評価向上	<ul style="list-style-type: none">◆ エネルギー効率改善◆ 再生可能エネルギー導入拡大◆ サプライヤーの多様化◆ 製品・サービスの設計開発段階での環境配慮設計◆ 社会の環境課題解決に貢献する製品・サービスの開発・提供
4°Cシナリオ	気温上昇・異常気象の発生増加	<物理リスク> <ul style="list-style-type: none">◆ 台風や洪水等の自然災害規模の拡大による操業停止およびサプライチェーンの断絶		

※ IEA(2020)「World Energy Outlook2020」の炭素税価格をもとに算定した財務影響の推定額：約6億円/年

◆ リスク管理

オリンパスグループは、気候変動を含む環境に関するリスクについて、当社の事業に影響を及ぼすすべてのリスクを網羅したグループ全体のリスク管理の枠組みの中でリスクの特定、評価および管理を行っています。詳細については、「環境課題の認識」を参照ください。

▶ 環境課題の認識

◆ 指標と目標

オリンパスグループは、2030年までに自事業所からのCO₂排出量(Scope 1 & Scope 2)を実質ゼロとすること、2030年までに自社の事業所で使用する電力を100%再生可能エネルギー由来とすることの2つの目標を2021年に策定しました。

2021年3月期における実績は、温室効果ガス排出量25.4%削減、再生可能エネルギー由來の電力導入率12.7%を達成しました。今後は2030年までの目標達成に向け、世界各国の拠点での継続的な製造改善活動や省エネの推進と、再生可能エネルギーの導入を進めます。また、製品ライフサイクル全体での温室効果ガスを削減するために、環境配慮型製品の開発、グリーン調達の推進や物流効率改善等に継続的に取り組みます。

▶ 長期目標と施策

▶ 実績

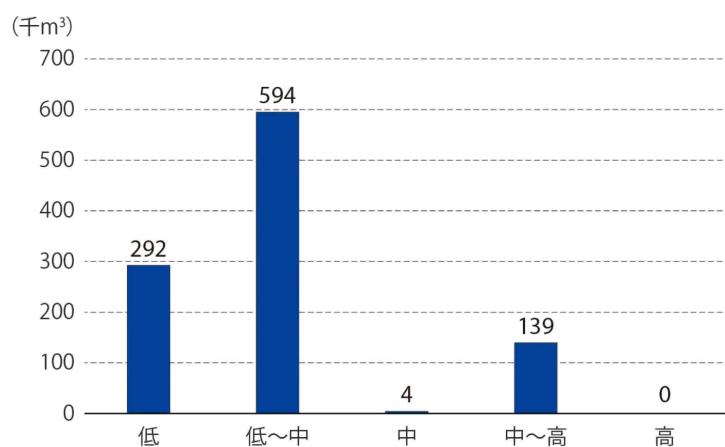
水リスク対応

世界的に関心の高い水リスクについては、主要な開発・生産拠点に対して世界資源研究所（WRI）のAqueduct Water Risk Atlasなどの水リスク評価ツールを使用し、「物理的な水ストレス」「水資源に関する法規制リスク」等の評価を行い、水リスクが著しく高い地域に立地する拠点がないことを確認しております。また当社の事業活動に与える影響は小さいものの、水が豊富な場所への事業拠点の設置、事業活動における水使用量の削減、排水設備の管理者の設置ならびに定期的な排水測定などを実施しています。

◆ Aqueduct Water Risk Atlasによる水リスク評価結果と主要拠点数

低	低～中	中	中～高	高
2	16	2	1	0

◆ 水リスク評価結果ごとの水使用量の総量



生物多様性保全

生物多様性の損失は、地球環境や私たちの暮らしに深刻な影響をもたらすと懸念されています。

オリンパスグループは、各事業場における水使用・排水の管理、緑地の維持管理をはじめ、事業場周辺での清掃活動や森林保全活動などを通じて、生物多様性の保全に取り組んでいます。

グリーン調達

オリンパスは、2001年に「オリンパスグループグリーン調達基準」を発行しました。グリーン調達基準は、Webサイトにも掲載し、すべてのサプライヤーさまにオリンパスグループの環境活動に対する考え方を説明しています。

また、継続的に取引のある世界各国の主要なサプライヤーさまを対象に毎年1回実施している企業調査において、ISO14001認証の取得状況や、CO₂削減、水使用量削減、廃棄物削減、化学物質対策の状況などを確認し、サプライヤーさまとともに環境活動レベルの向上を図っています。

▶ オリンパスグループグリーン調達基準

環境教育・意識啓発

オリンパスグループは、「環境安全衛生ポリシー」に基づき全員参加の環境活動を進めていくために、従業員一人一人の環境意識の向上が重要であると認識し、グローバルなグループ統一イベントである「オリンパス環境月間」の取り組みなどを通じて環境意識の啓発に取り組んでいます。2021年3月期では、グループ従業員を対象とした「環境eラーニング」を実施し、気候変動や海洋プラスチック廃棄物汚染をはじめとする主要な環境問題やグループ全体の環境活動状況をグループ内に周知しました。このほか、新型コロナウイルスの感染拡大防止を実施しながら、主要な拠点で地域特性に応じた環境啓発イベントを実施しました。

また、環境法規制対応やISO14001内部監査など、環境マネジメントシステムの改善や効果的な運用に必要となる専門的な各種教育を世界各国の各事業場で実施しています。

主な環境教育の実施状況(オリンパスおよび国内グループ会社・2021年3月期)

対象者	目的・内容	受講者数
環境管理責任者	環境管理責任者の責任および役割の理解（環境法規制順守や有効なEMS構築に向けたポイントなど）	5名
事業場環境事務局	環境実務担当者のスキルアップ研修（環境法規制の最新動向や改正省エネ法などの実務対応の理解）	1名
廃棄物管理担当者	廃棄物処理法研修（廃棄処理法の規制内容や廃棄物管理の実務対応の理解）	36名
新入社員	新入社員向けの環境教育（環境問題と企業の責務およびオリンパスの環境取り組みに関する理解）	58名

環境負荷低減の取り組み

▼ エネルギー/大気排出 ▼ 水/排出物 ▼ 製品のライフサイクルアセスメント ▼ 環境に配慮した製品事例 ▼ 環境課題の解決に貢献する製品

基本的な考え方

オリンパスグループは、事業活動とともに発生する環境負荷を正確に把握し、環境負荷や環境リスクの大きさを考慮しながら、さまざまな環境の取り組みを進めています。また、気候変動を事業活動に影響を与える重大な課題と認識し、省エネやCO₂削減規制の情報把握、サプライヤーさまの多様化による突発的な洪水への対応などの対策を継続的に実施しています。一方、気候変動や水リスクの問題解決につながる環境に配慮した製品や環境課題の解決に貢献する製品の開発・販売にも積極的に取り組んでいます。

取り組み

エネルギー/大気排出

組織内(スコープ1、2)の実績

2021年3月期目標	2021年3月実績	主な施策	2022年3月期目標
CO ₂ 排出量：15%削減 (対2018年3月期)	CO ₂ 排出量：25.4%削減 (対2018年3月期)	◆ 製造改善活動の継続実施 ◆ 省エネ型設備の導入 ◆ 消灯、空調温度調整など日常的な省エネ活動の継続実施 ◆ エコカーの導入 ◆ 再生可能エネルギーの活用	CO ₂ 排出量：21%削減 (対2018年3月期)
エネルギー原単位：7.73%改善 (対2013年3月期)	エネルギー原単位：12.3%改善 (対2013年3月期)		再生可能エネルギー導入率：前年度以上
再生可能エネルギー導入率： 10%以上	再生可能エネルギー導入率： 12.7%		

オリンパスグループは、一般社団法人日本経済団体連合会による「低炭素社会実行計画」の活動に賛同し、エネルギー原単位を2021年3月期までに対2013年3月期比で7.73%以上改善する目標を2012年に設定し、エネルギー削減活動の中でCO₂排出量の削減に取り組んでいます。エネルギー使用の多い拠点では専門家の設置や省エネ推進体制を整備し取り組みを推進しています。

2021年3月期は、世界各国の拠点で継続的な製造改善活動の実施、省エネ施策の推進、社用車のエコカーへの更新、再生可能エネルギーの導入検討などを実施しました。オリンパスの八王子事業場では、LED照明への切り替えや薬品を保管する屋内貯蔵所の設定温度見直しによる消費電力削減、オリンパスメディカルシステムズの日の出工場では、セントラル空調の高効率機器への更新を行いました。

事業所の新設・建替時にも環境に配慮した建物の建築を行っており、Olympus Europa SE & Co. KGおよびOlympus Winter & Ibe GmbHでは、German Sustainable Building Council認証 (DGNB認証)^{※1} の取得に向けた取り組みを進めています。

再生可能エネルギー導入拡大については各国の普及状況や経済性などを考慮し導入検討を進めており、総電力量当たりの再生可能エネルギー使用率は12.7%（前年度：11.7%）に向上しました。

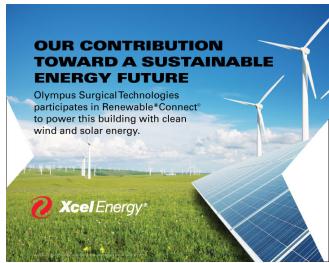
また、オリンパスでは新たなCO₂排出量削減に向けた取り組みの一環として「カーボンニュートラルLNGバイヤーズアライアンス」に参画し、八王子事業場においてカーボンニュートラルLNG^{※2}の導入を開始しました。

※1 DGNB認証：建築物に関する環境負荷を低減するために、その環境性能を評価して一定の基準を満たすものに認証を与える、ドイツサステナブル建築協会による建築物の環境認証

※2 カーボンニュートラルLNG：天然ガスの発掘から燃焼に至るまでの工程で発生するCO₂を、環境保全プロジェクト等により創出されたCO₂クレジットで相殺したもの

▶ カーボンニュートラルLNG

グリーン電力証書類



Olympus Surgical Technologies America (Gyrus ACMI, Inc.) (米国)



Olympus Europa SE & Co. KG
(ドイツ)



KeyMed (Medical & Industrial Equipment) Ltd.
(英国)

カーボンニュートラルLNG(ロゴマーク)



組織外(スコープ3[カテゴリー4 輸送、配送(上流)])の実績

2021年3月期実績	主な施策
CO ₂ 排出量：30.7%削減（対2013年3月期）	<ul style="list-style-type: none"> 梱包サイズや強度の改善による積載効率の向上 包装・梱包方法の改善による輸送重量の削減 物流ルートの改善によるリードタイムと輸送距離の短縮

オリンパスグループは、各拠点において物流に関わるCO₂排出量の削減に取り組んでいます。主な取り組みとして積載効率向上のため製品形状に応じた輸送コンテナの積載方法の最適化、輸送効率向上のため物流拠点の集約化や輸送経由地を見直し直送化するなど継続的に改善を進めております。2021年3月期は、日本から米国およびオーストラリアに向け輸送する医療製品に関して飛行機から船舶へのモーダルシフトを積極的に進めることでCO₂の削減につながりました。



医療製品の海上輸送化(東京発米国向け、東京発オーストラリア向け)

水/排出物

水使用量/排水量の実績

2021年3月期目標	2021年3月期実績	主な施策	2022年3月期目標
水使用量原単位：6%改善 (対2018年3月期)	水使用量原単位：14.1%改善 (対2018年3月期)	◆ 水使用工程の改善 ◆ 設備点検での漏水対策などの実施 ◆ 水の2次利用実施	水使用量原単位：7%改善 (対2018年3月期)

オリンパスグループは、主に生産工程における部品洗浄や冷却水、社員食堂などで水を使用しています。各拠点では地域の法規制よりも厳しい基準を設けて拠点における排水の水質管理を徹底するとともに、使用量の多い拠点では個別に目標を設定して水使用量・排出量の削減を進めています。また、各拠点では地域社会と連携を図り水資源の保全にも積極的に取り組んでいます。

2021年3月期の取り組みとしては、オリンパスグループの各拠点の水リスクを把握するため水リスク評価ツール（Aqueduct等）や防災マップ、各拠点の水使用量より再評価を実施しました。日本の拠点では、オリンパステルモバイオマテリアルでRO水※1精製時の排水をトイレの洗浄水やチラー散水用として二次利用することによる有効活用、会津オリンパスで部品の流水洗浄作業の時間短縮による水使用量の削減等を実施しています。長野事業場では、地域の漁業協同組合の承諾のもと、河川に放流する事業場排水による生態系への影響を最小限に抑えるために、排水に対する常時モニタリングを行うとともに、水処理施設の定期点検を実施し厳格な排水管理を実施しています。また、長野県辰野町や門前山林組合と"森林の里親協定書"を締結し、地域の水源である森林の整備等を実施し、地域の水資源の保全に取り組んでいます。米州のOlympus Surgical Technologies America (Gyrus ACMI, Inc.) では、ワシントン州キング郡が求める工業排水管理プログラムを長年にわたり順守してきた取り組みが評価され「Commitment-to-Compliance Award」※2を2年連続で受賞しました。

※1 RO水：水を逆浸透膜（RO膜：Reverse Osmosis）でろ過し、不純物をほぼ100%除去した純水のこと

※2 Commitment-to-Compliance Award：ワシントン州キング郡が求める工業排水管理プログラムの「Gold Award」を5年連続で受賞した企業に贈られる賞

› Commitment-to-Compliance Award 

水使用量

› 環境データ集

排水量

› 環境データ集

排出物量の実績

2021年3月期目標	2021年3月期実績	主な施策	2022年3月期目標
排出物量原単位：6%改善 (対2018年3月期)	排出物量原単位：16.1%改善 (対2018年3月期)	● 歩留まり改善 ● 分別の徹底によるリサイクル化の推進 ● 包装材のリユース化推進 ● 廃棄物の有価物化	排出物量原単位：7%改善 (対2018年3月期)

オリンパスグループは、製造工程改善による加工ロス削減、発生した廃棄物の分別徹底による廃棄物発生量の抑制および有価物化・リサイクルの推進など資源の有効利用に取り組んでいます。

2021年3月期は、働き方改革に伴う在宅勤務の増加によりデジタル化が進み、開発拠点やオフィスでは紙の使用量が大幅に減少しました。日本の拠点では、オリンパスの白河事業場で廃棄する有機溶剤や設備の有価物化を推進するなど資源の有効利用、オリンパスプロジェクトでリターナブルコンテナの利用や緩衝材の再利用の拡大、荷崩れ防止用のストレッチフィルムを再利用可能な梱包バンドへ変更することにより梱包材の廃棄削減に取り組みました。米州のOlympus Surgical Technologies America Inc. では、リサイクル向上に向けた社内教育を実施し従業員の意識啓発を図るとともに、Bartlettの拠点で新たなリサイクル方法探索やリユース・リサイクル市場の開拓と拡大を目的に、「Tennessee Recycling Coalition※1」および「Tennessee Materials

Marketplace^{※2}」に加入・参加し、さらなる廃棄物量の削減に向け検討を進めています。

有害廃棄物排出量は、世界各国の拠点で管理強化や安全な化学物質への代替化を進め2020年3月期比で削減しました。

※1 Tennessee Recycling Coalition：米国テネシー州でのリサイクルと資源管理の促進を目的とした非営利団体

※2 Tennessee Materials Marketplace：米国テネシー州での新たなリユース・リサイクル市場の開拓と拡大を目指す企業のコンソーシアム

排出物量・埋立量

› 環境データ集

有害廃棄物出物量

› 環境データ集

化学物質の安全管理

2021年3月期実績	主な施策
PRTR法第一種指定化学物質 排出・移動量：25.6%削減 (対2013年3月期)	材料開発を通じたPRTR法対象物質の他の物質への代替 ◆ PRTR法対象物質の取扱量削減

オリンパスグループは、化学物質の使用による人や環境への影響を最小化するために、PRTR法対象物質などの化学物質の適正管理と排出量削減に取り組んでいます。2021年3月期は、各製造拠点において部品等の洗浄工程の改善を行い、有機溶剤の使用量削減を継続して取り組みました。

PRTR法第一種指定化学物質排出・移動量

	FY2013 (基準年)	FY2017	FY2018	FY2019	FY2020	FY2021
PRTR法第一種指定化学物質排出・移動量 (t)	20.7	18.0	17.7	18.8	19.3	15.4

※ 対象範囲：日本の全製造・開発拠点

製品のライフサイクルアセスメント

オリンパスグループでは、安全で環境に配慮した製品と生産技術の開発に努めています。2004年3月期には製品の環境配慮に関する自社基準である「エコプロダクト運用規定」を制定し、この基準を満たす製品を「オリンパスエコプロダクト」として認定しています。

また、製品開発の段階で、調達から製造、物流、使用、廃棄におよぶ製品ライフサイクルの各段階での環境影響を評価するライフサイクルアセスメントを実施しています。製品ごとに異なる環境配慮のポイントを明らかにし、環境配慮基準の項目として定めています。

容器・包装材については、その使用量の削減に努め、資源の有効利用の促進を図っています。

環境に配慮した製品事例

オリンパスグループでは、各事業分野における製品について、環境への配慮に努めています。

♦ 医療事業

◆ 光学拡大機能付き上部消化管ビデオスコープ「GIF-XZ1200」

<製品特長>

1. 最大 125 倍の高倍率化と、高感度 CMOS イメージセンサー採用による高画質の実現

2. 高速面順次の採用により、色ずれが少なく、よりなめらかな画像取得を実現
3. 新型操作部「ErgoGrip」採用により、術者のユーザビリティ向上

<環境に配慮した点>

- ◆ 製品質量削減



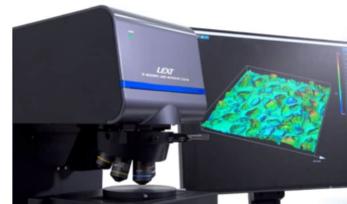
上部消化管汎用ビデオスコープ OLYMPUS
GIF-XZ1200

◆ 科学事業

- ◆ 3D測定レーザー顕微鏡「LEXT OLS5100」

<製品特長>

1. データの取得ミスを低減し手戻りを防止
2. 測定結果の異常値をリアルタイムで可視化
3. 視野の全領域を正しく捉えるLEXT専用レンズ



<環境に配慮した点>

- ◆ エコガラスの使用、高いリサイクル可能率

環境課題の解決に貢献する製品

オリンパスの製品は、リサイクルの現場、エネルギー利用効率の向上を目指す自動車や飛行機の開発の現場などでも使用され、環境課題の解決に貢献しています。

◆ 蛍光X線分析計

<製品特長>

1. 対象物に含まれる成分（元素）の種類や含有量を非破壊で測定
2. 過酷な使用環境にも対応する堅牢性・耐久性
3. 製造現場の品質検査やリサイクル原料の選別、有害金属の調査などに使用



有害物質分析や資源リサイクルに貢献

◆ 工業用ビデオスコープ

<製品特長>

1. 装置内部の検査・診断に使用
2. わずかな欠陥もシャープかつクリアな画像で再現
3. 風力発電や低燃費を競う自動車や飛行機のエンジン検査に利用



CO₂排出の少ない社会の実現に貢献

環境コミュニケーション

取り組み

オリンパスグループは、環境情報の発信やステークホルダーと円滑なコミュニケーションを図り、地域社会での従業員などによる環境保全活動に対する理解促進に努めています。

環境保全活動

オリンパスグループでは、各拠点における周辺地域の清掃活動や植樹活動、リサイクル促進の活動など、地域に密着した環境保全活動を継続的に行っていきます。

- 企業市民活動ニュースルーム 環境

都条例

東京都の地球温暖化対策制度に基づき、技術開発センター石川の地球温暖化対策計画書を公開いたします。

- 地球温暖化対策計画書

なお、八王子事業場は2021年3月期に東京都キャップ＆トレード制度※の対象拠点として2011年3月期～2015年3月期までの間でCO₂削減義務量を超えて削減したクレジット15,033トンを東京都に寄付しました。

※ 東京都キャップ＆トレード制度：大規模事業所（前年度の燃料、熱、電気の使用量が、原油換算で年間1,500kL以上の事業所）にCO₂排出量の削減義務を課すもの



オリンパス環境月間

毎年6月5日は、国連が定めた「World Environment Day」です。オリンパスでは、毎年6月を「オリンパス環境月間」として、過去40年以上にわたり環境意識の啓発活動を実施してきました。2021年3月期は新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、グループで一斉に行う6月環境月間イベントの開催は中止しましたが、従業員の環境意識啓発を目的に12月にグローバルでの環境eラーニング等を実施しました。

またこれまで国内拠点では、不要となった本やCD/DVD等を回収し外部業者の買取金額をNGO・NPOの環境保全活動に役立てる活動を、環境月間の開催に合わせて実施してきましたが、2020年12月以降は、基本的に一年を通して実施する活動に拡充しています。

- 2020年3月期の活動内容
- 2019年3月期の活動内容



環境省 環境情報開示基盤整備事業への参加

環境省では、企業と投資家等が集い、環境情報を中心とした対話をを行う「環境情報開示基盤（ESG対話プラットフォーム）」の実証事業を行っており、オリンパスもその取組み参加しています。

- 環境情報開示基盤（ESG対話プラットフォーム） 

関連リンク

- オリンパスの企業市民活動

環境データ集

取り組み

マテリアルバランス(2021年3月期)

◆ INPUT

資源・エネルギー投入量			
エネルギー(合計)			296,521MWh(-10%)★
電力	142,232MWh(-13%)★	ガソリン	3,864kL(-15%)★
都市ガス	3,826千m ³ (-4%)★	温水	2,110GJ(14%)★
LPG	1,560t(9%)★	地域熱	1,954MWh(-2%)★
LNG	804t(-1%)★	グリーン電力	19,114MWh(-6%)★
重油	206kL(-1%)★	太陽光(自社内)	518MWh(-3%)★
灯油	59KL(-2%)★	太陽熱(自社内)	483GJ(0%)★
軽油	897kL(-23%)★		
化学物質 (PRTR対象物質取扱量) ※日本の拠点のみ			40.4t(-5%)
水(合計)			1,055千m ³ (-11%)★
上水			382千m ³ (-27%)★
地下水			673千m ³ (2%)★
原材料・副資材 ※日本の拠点のみ			
金属材料：鋼材・アルミニウム・真ちゅう			
プラスチック：光学プラスチック・ABS・PC・ポリエチレン・ポリプロピレン			
事務系資材			
コピー用紙			167t(-21%)
輸送燃料			
輸送燃料：ガソリン・軽油など			
包装材使用量(合計)			1,039t(-18%)
段ボール			613t(-16%)

紙	217t(-21%)
プラスチック	180t(-20%)
金属	0t(0%)
ガラス	0t(0%)
他	29t(-17%)

★ 第三者検証における保証対象指標

※ ()内の数値は前年度比

◆ OUTPUT

温室効果ガス（合計）	90,656t-CO ₂ e(-11%)★
エネルギー系CO ₂	90,650t-CO ₂ e(-11%)★
非エネルギー系CO ₂	6 t-CO ₂ e(50%)★
大気への排出物質	
NOx	55t(-8%)
Sox	0.3t(0%)
化学物質（PRTR対象物質排出・移動量）※日本の拠点のみ	15.4t(-20%)
水系への排出（合計）	
排水（公共水域）	547千m ³ (11%)
排水（下水道）	508千m ³ (-26%)
BOD	1.6t(21%)
排出物（合計）	
リサイクル量	4,654t(-14%)★
その他の廃棄物量	993t(-38%)★
埋立量	63t(-41%)★
有害廃棄物排出量	288t(-7%)★
輸配送のCO ₂ （合計）	38,649t-CO ₂ e(-17%)
製品出荷量	
主な製品（合計）	2,253t(-19%)
医療事業（内視鏡）	1,243t(-12%)
科学事業（顕微鏡）	792t(-6%)
映像事業（デジタルカメラ 録音機）	218t(-60%)

★ 第三者検証における保証対象指標

※ ()内の数値は前年度比

組織内のエネルギー消費量の内訳

	2013年 3月期	2017年 3月期	2018年 3月期	2019年 3月期	2020年 3月期	2021年 3月期
消費量(MWh)	338,854	328,197	348,925	328,371	328,974	296,521★

★ 第三者検証における保証対象指標

※ 対象範囲: オリンパスグループ（小規模法人を除く）「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則」にもとづく換算係数を使用

再生可能エネルギー使用量

	2013年 3月期	2017年 3月期	2018年 3月期	2019年 3月期	2020年 3月期	2021年 3月期
再エネ(MWh)	9,369	15,705	16,110	17,882	21,754	20,612★

★ 第三者検証における保証対象指標

※ 対象範囲: オリンパスグループ（小規模法人を除く）

※ 再生可能エネルギーにはグリーン電力・太陽光（自社内）・太陽熱（自社内）・温水を含む

組織内のエネルギー消費量の内訳

(MWh)

		2013年 3月期	2017年 3月期	2018年 3月期	2019年 3月期	2020年 3月期	2021年 3月期
直接	都市ガス	42,816	45,375	52,437	51,776	50,009	48,155★
	LPG	10,086	19,928	19,708	19,467	20,140	22,008★
	LNG	15,655	13,127	12,627	11,707	12,305	12,190★
	重油	4,163	2,492	2,072	2,183	2,252	2,234★
	灯油	505	574	548	612	614	601★
	軽油	56,221	13,512	13,089	12,392	12,234	9,396★
	ガソリン	17,720	33,213	42,844	45,899	43,814	37,139★
小計		147,166	128,221	143,325	144,036	141,368	131,723★
間接	電力	180,051	182,165	187,345	164,458	163,852	142,232★
	温水	324	687	682	597	701	797★
	地域熱	2,268	2,106	2,145	1,995	2,000	1,954★
	グリーン電力	8,700	14,423	14,763	16,576	20,338	19,114★
	太陽光（自社内）	168	479	497	536	533	518★

		2013年 3月期	2017年 3月期	2018年 3月期	2019年 3月期	2020年 3月期	2021年 3月期
	太陽熱（自社内）	177	116	168	173	182	183★
	小計	191,688	199,976	205,600	184,335	187,606	164,798★
	総合計	338,854	328,197	348,925	328,371	328,974	296,521★

★ 第三者検証における保証対象指標

CO₂排出量/原単位(Scope 1、2※1)



	2013年 3月期	2017年 3月期	2018年 3月期	2019年 3月期	2020年 3月期	2021年 3月期
Scope 1 (t-CO ₂ e)	31,972	26,851	30,091	30,365	29,770	27,495★
Scope 2 (t-CO ₂ e)	91,418	93,325	91,490	75,150	72,356	63,161★
Scope 1+2 (t-CO ₂ e)	123,390	120,176	121,581	105,515	102,126	90,656★
連結壳上高原単位 (t-CO ₂ e/億円)	19.6	16.1	15.5	13.3	12.8	12.1

★ 第三者検証における保証対象指標

※1 Scope 1：敷地内における燃料の使用による直接的な温室効果ガス排出、Scope 2：敷地内で利用する電気・熱の使用により発生する間接的な温室効果ガス排出

※2 対象範囲：オリンパスグループ（小規模法人を除く）

CO₂排出量(Scope 3[カテゴリー4輸送、配送(上流)])

	2013年 3月期	2017年 3月期	2018年 3月期	2019年 3月期	2020年 3月期	2021年 3月期
物流 (t-CO ₂ e)	55,758	51,125	50,779	52,486	46,415	38,642★

★ 第三者検証における保証対象指標

サプライチェーン全体のCO₂排出量

カテゴリ	排出量(t-CO ₂ e)		
	2019年 3月期	2020年 3月期	2021年 3月期
Scope 1	30,365	29,770	27,495★
Scope 2	マーケットベース	75,150	72,356
	ロケーションベース	80,358	79,959
合計	Scope 1+2(マーケット基準)	105,515	102,126
Scope 3	484,130	437,309	481,735
合計	Scope 1+2+3	589,645	539,435
			572,391

Scope 3	排出量(t-CO ₂ e)		
	2019年 3月期	2020年 3月期	2021年 3月期
1 購入した製品・サービス	83,019	75,040	56,242
2 資本財	199,918	184,026	274,407★
3 Scope 1、2に含まれない燃料およびエネルギー活動	10,819	10,760	16,214★
4 輸送、配送（上流）	52,486	46,415	38,642★
5 事業から出る廃棄物	5,063	5,398	4,233★
6 出張	19,588	16,601	4,708★
7 雇用者の通勤	13,811	13,867	12,480★
8 リース資産（上流）	-	-	-
9 輸送、配送（下流）	-	-	-
10 販売した製品の加工	-	-	-
11 販売した製品の使用	93,398	80,738	71,073
12 販売した製品の廃棄	2,057	2,889	2,265★
13 リース資産（下流）	-	-	-
14 フランチャイズ	-	-	-
15 投資	3,971	1,575	1,471★

★ 第三者検証における保証対象指標

NOx排出量

	2017年 3月期	2018年 3月期	2019年 3月期	2020年 3月期	2021年 3月期
NOx排出量 (t)	64	67	60	60	55

※ 対象範囲：オリンパスグループ（小規模法人を除く）

SOx排出量

	2017年 3月期	2018年 3月期	2019年 3月期	2020年 3月期	2021年 3月期
SOx排出量 (t)	0.3	0.2	0.3	0.3	0.3

※ 対象範囲：オリンパスグループ（小規模法人を除く）

水使用量



	2017年 3月期	2018年 3月期	2019年 3月期	2020年 3月期	2021年 3月期
地下水 (千m³)	680	656	675	660	673★
水道水 (千m³)	589	623	518	522	382★
合計 (千m³)	1,269	1,279	1,193	1,182	1,055★
連結売上高原単位(千m³/億円)	0.17	0.16	0.15	0.15	0.14

★ 第三者検証における保証対象指標

※ 対象範囲：オリンパスグループ（小規模法人を除く）

排水量

	2017年 3月期	2018年 3月期	2019年 3月期	2020年 3月期	2021年 3月期
公共水域 (千m³)	530	499	519	493	547

	2017年 3月期	2018年 3月期	2019年 3月期	2020年 3月期	2021年 3月期
下水道 (千m ³)	739	780	674	689	508
合計 (千m ³)	1,269	1,279	1,193	1,182	1,055

※ 対象範囲：オリンパスグループ（小規模法人を除く）

排出物量・埋立量



	2017年 3月期	2018年 3月期	2019年 3月期	2020年 3月期	2021年 3月期
排出物量 (t)	6,584	6,995	6,793	6,993	5,647★
リサイクル量 (t)	5,475	5,681	5,439	5,390	4,654★
その他の廃棄物量 (t)	1,109	1,314	1,354	1,603	993★
埋立量 (t)	129	150	100	107	63★
連結壳上高原単位 (t / 億円)	0.88	0.89	0.86	0.88	0.75

★ 第三者検証における保証対象指標

※ 対象範囲：オリンパスグループ（小規模法人を除く）

有害廃棄物排出量

	2017年 3月期	2018年 3月期	2019年 3月期	2020年 3月期	2021年 3月期
有害廃棄物排出量 (t)	263	273	317	311	288★

★ 第三者検証における保証対象指標

※ 対象範囲：オリンパスグループ（小規模法人を除く）

PRTR法第一種指定化学物質排出・移動量

	2013年 3月期 (基準年)	2017年 3月期	2018年 3月期	2019年 3月期	2020年 3月期	2021年 3月期
化学物質（PRTR物質）(t)	20.7	18	17.7	18.8	19.3	15.8

※ 対象範囲：日本の全製造・開発拠点

オリンパスグループサイトデータ（2021年3月期）

会社・事業所名	所在地	CO ₂ 排出量	水使用量	排出物量	リサイクル量		
		(t-CO ₂ e)	(千m ³)	(t)	(t)		
日本	オリンパス	技術開発センター 石川 ※	東京都八王子市	7,806	74	255	255
		技術開発センター 宇津木※	東京都八王子市	2,640	22	335	335
		技術開発センター 高倉	東京都八王子市	344	3	6	6
		長野事業場 辰野	長野県上伊那郡辰野町	16,039	367	465	461
		長野事業場 伊那	長野県伊那市	2,019	16	82	78
	オリンパスメディカルシステムズ	日の出工場	東京都西多摩郡日の出町	1,118	5	49	49
	会津オリンパス		福島県会津若松市	14,112	228	452	420
	青森オリンパス		青森県黒石市	4,404	29	245	242
	白河オリンパス		福島県西白河郡西郷村	4,164	41	409	335
	オリンパステルモバイオマテリアル	三島工場	静岡県駿東郡長泉町	1,319	7	13	8
		研究開発センター	静岡県駿東郡長泉町	24	0.03	2	1
	オリンパスロジテックス		神奈川県相模原市	680	-	393	393
米州	Olympus Corporation of the Americas	アメリカ ペンシルベニア州	10,310	1	314	314	
	Olympus Scientific Solutions Americas Corp.	アメリカ マサチューセッツ州	947	15	199	81	

	会社・事業所名	所在地	CO ₂ 排出量	水使用量	排出物量	リサイクル量
			(t-CO ₂ e)	(千m ³)	(t)	(t)
	Gyrus ACMI, Inc.	アメリカ マサチューセッツ州	2,796	17	478	265
	Olympus Surgical Technologies America	National Service Center	554	18	205	205
欧州・中東	Olympus Winter & Ibe GmbH	ドイツ ハンブルク市	746	15	319	319
	Olympus Medical Products Czech spol s.r.o.	チェコ共和国 オロモウツ州	836	1	15	0
	KeyMed (Medical & Industrial Equipment) Ltd.	イギリス エセックス州	912	25	324	273
	Algram Group Ltd.	イギリス デヴォン州	42	2	106	74
アジア・オセアニア	Olympus (GuangZhou) Industrial Co., Ltd	中国 広東省(広州)	327	3	79	75
	Olympus Trading (Shanghai) Limited	中国 上海市	286	1	14	4
	Olympus Vietnam Co.,Ltd.	ベトナム ドンナイ省	11,329	140	738	385
	Olympus Australia Pty Ltd	オーストラリア ビクトリア州	294	1	45	18

※ オリンパスメディカルシステムズ株式会社を含む

環境保全コスト

環境保全コスト分類		2019年3月期		2020年3月期		2021年3月期	
		投資額	費用額	投資額	費用額	投資額	費用額
事業エリア内コスト		104	236	292	376	244	368
内訳	公害防止コスト	31	113	22	184	22	219
	地球環境保全コスト	73	3	240	40	213	37
	資源循環コスト	0	120	30	152	9	112
上流コスト		0	109	0	149	0	230
下流コスト		0	5	0	1	0	1

環境保全コスト分類	2019年 3月期		2020年 3月期		2021年 3月期	
	投資額	費用額	投資額	費用額	投資額	費用額
管理活動コスト	0	355	0	345	4	308
研究開発コスト	0	468	0	62	0	35
社会活動コスト	0	6	0	1	0	0
環境損傷対応コスト	0	0	0	0	0	0
合計	104	1179	292	934	248	942

対象年月日：2018年4月1日～2021年3月31日

対象範囲：日本の本社機能、生産拠点、物流拠点

備考：1) 「環境会計ガイドライン2005年」を参考にし、集計しています。2) 環境保全を明確に分離できないコストと減価償却費は、無理に按分計算は行わず、その全額を計上していません。

環境保全効果

環境保全の物量効果の内容		2019年 3月期	2020年 3月期	2021年 3月期
事業エリア内効果	CO ₂ 排出量 (t-CO ₂ e)	57,021	55,949	54,691
	廃棄物排出量 (t)	2,827	2,977	2,705
	水使用量 (千m ³)	819	804	792
	化学物質排出・移動量 (t)	19	19	16

環境保全の経済効果の内容		前年度比増減高
収入効果	リサイクルによる有価物売却収入	0
費用効果	エネルギー費用	-251
	水使用量費用	-8
	廃棄物処理委託費用	-4

対象年月日：2018年4月1日～2021年3月31日

対象範囲：日本の本社機能、生産拠点、物流拠点

備考：1) 「環境会計ガイドライン2005年」を参考にし、集計しています。2) 環境保全を明確に分離できないコストと減価償却費は、無理に按分計算は行わず、その全額を計上していません。

基本的な考え方・方針

オリンパスは、国連の世界人権宣言・労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言・国連ビジネスと人権に関する指導原則（以下、国連指導原則）やグローバル・コンパクト10原則などの国際的な人権に関する規範への支持を表明しています。また、これら国際的なイニシアティブを企業行動として実践していくために「オリンパスグローバル行動規範」に「人権尊重」を明記するとともに、国連指導原則にのっとった人権デューデリジェンスの実施を明記した「人権方針」を定め、人権尊重の経営に努めています。また、オリンパスとともに事業活動を推進するサードパーティや顧客の皆さんにも人権擁護を求めています。

› 人権方針

取り組み

サプライヤーさまとの取り組み

オリンパスは、「グローバル基準：オリンパスがサードパーティに期待すること」を定めて公開し、オリンパスの事業活動に協力する全てのサードパーティに対する基本的な要請事項を明らかにするとともに、サプライヤーさまに対して、人権尊重や反社会的勢力排除などの法令・社会規範の順守、汚職・賄賂などの禁止、公平・公正な取引の推進、環境への配慮などを盛り込んだ「サプライヤーさまへのお願い」を定めています。また世界各国の主要なサプライヤーさまを対象に、毎年1回、Webシステムを活用して企業調査を実施し、調査結果をインシデント回避に向けた改善活動に結び付けています。これまでインシデントの発生事例はありませんが、現地監査により法令・社会規範順守や人権保護などに問題が発見され、オリンパスからの改善要請が受け入れられないお取引先さまに対しては取引停止の措置をとる場合もあります。

› サプライヤーさまへのお願い (PDF形式: 303.1KB)

› グローバル基準：オリンパスがサードパーティに期待すること

人権デューデリジェンス

オリンパスは、オリンパスグループにおける人権問題への取り組みを検証し、さらに強化していくために、各種の研究会に参画し、検討を進めています。2017年からは国連広報センター（UNIC）に事務局を置く、グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン（GCNJ）の「人権教育分科会」に共同幹事として参画し、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」等の理解と企業における促進を目指したテーマ研究を行い、「女性」「障がい者」「LGBT等の性的少数者」「児童労働」「在日外国人」に関して、参加企業が社内展開できる人権教育ツールを作成しました。また2020年3月期は、GCNJの人権デューデリジェンス分科会の研修にも参加し、後述する人権デューデリジェンスの活動の強化に役立てました。

2021年3月期からは、人権を含むステナビリティ領域においてグローバルで企業への支援活動を推進する団体であるBSRの会員企業となり、国連指導原則に準拠したグローバルでの人権デューデリジェンスの活動をさらに強化しています。2021年1月からBSRのサポートを受けて、海外地域統括会社（米州、欧州・中東・アフリカ、中国、アジア・パシフィック）を含むオリンパスグループ全体を対象とした人権影響評価を、事業部門や機能部門の部門長を含む経営幹部も参画して実施しました。これに先立ち、人権影響評価に参画したメンバー全員を対象としたビジネスと人権の世界動向に関する研修も実施しました。2022年3月期には、この評価に基づいて当社の事業活動に関連する重要なリスクを明らかにし、リスクの予防・軽減のための具体的な対策に着手する計画です。また、並行してビジネスと人権に関する従業員向け教育の実施、サプライヤーなどのサードパーティに対する人権デューデリジェンスの対象範囲の拡大と内容の充実を予定しています。

ハラスメントの防止とDEIの推進

「オリンパスグローバル行動規範」において、「私たちのコアバリュー」を日々の行為を通じて目に見える形にするものが「私たちの行動様式」であり、その「行動規範」では、「互いを尊重する行動」を最も重視しています。オリンパスグループでは、性別、年齢、国籍、民族、肌の色、政治観、性的指向、宗教的信条、社会的背景、障害の有無など、個人的な特徴によるハラスメント（嫌がらせ）や差別的言動を容認していません。就業規則にはセクシュ

アルハラスメント等のハラスメント行為の禁止について明記することで、ハラスメントの防止に努めています。また、オリンパスグループではハラスメント全般の防止と発生時の早期かつ的確な解決に向け、海外各地域も含めて体制を整えて適切に対応しています。オリンパスおよび国内グループ会社では各事業場・関係会社に「ハラスメント相談窓口」を設置しています。相談窓口担当者には、相談者や被害者のプライバシー保護、内容の秘匿性の確保、相談による不利益な処遇を禁止することなど、担当者として必要なスキルやノウハウに関する研修を実施し、相談時に適切な対応が行えるように徹底しています。2019年3月期からは国内グループ会社の全従業員を対象に「ハラスメント防止ガイドブック」を配布しています。この冊子には「性的少数者（LGBT等）」の項目も新たに追加し、時代に合わせて拡大してきたハラスメントの対象（パワーハラスメント、マタニティ、パタニティ、LGBTを含むセクシャルハラスメント等）について意識し、社内の相談対応マニュアルも対象の拡大に関する改訂を行っています。2020年6月にパワハラ防止法が施行されパワーハラスメントの防止が企業に義務付けられたことを踏まえて、法律の改正内容とパワーハラスメントとは何かを理解し未然に発生を防止することを目的としたeラーニングによる従業員教育を実施しています。また、ハラスメントのない職場環境を実現するために、職場内でのマネジメントを担う立場である管理職に対して、ハラスメント防止研修を継続的に開催し（2021年3月期実施分の参加者730名、受講対象者参加率：79%）、より一層の理解浸透に努めています。DEI（Diversity, Equity, Inclusion）の推進については、女性の活躍推進、障がい者雇用の推進、性的少数者の理解と支援の促進を中心に活動しました。まず、女性の活躍推進に関する研修体系を整備し、女性登用促進のための各種の研修を実施しました。また、2021年3月の国際女性デーには、日本と米国において、社内外の女性の識者・リーダーによる女性のキャリア開発に関する講演などの社内イベントを実施しました。（講演参加人数：日本は延べ604名、米国は約80名）障がい者雇用に関しては、2021年3月に引き上げられた日本の法定雇用率2.3%に対して特例8社において2.6%を達成しています（2021年4月現在）。また、障がい者の採用と就労支援のさらなるレベルアップを目指して「国内関係会社障がい者雇用担当者研修」を実施しました。性的少数者の理解と支援の促進に関しては、日本国内において、専用相談窓口の設置、理解促進セミナー、LGBTウィークの開催（Eラーニングや映像上映会を通じた従業員の理解促進を実施）、有志によるLGBT ALLYの立ち上げといった多様な活動を推進しました。これらの活動の結果、日本におけるLGBTQに関する取り組みの評価指標「PRIDE指標2021」において「シルバー」認定を取得しました。

➤ [LGBTQに関する取り組み評価指標「PRIDE指標2021」において「シルバー」認定を取得](#) ■

英国現代奴隸法への対応

オリンパスグループでは、英国で施行された2015年現代奴隸法第54条第1項に基づき、英国のグループ会社Olympus KeyMedが、ステートメントを公開しています。

➤ [Olympus UK and Ireland: Modern Slavery Statement（英文のみ）](#) ▶

製品責任

- ▼ 品質保証 ▼ 品質マネジメント体制 ▼ 情報の適切な開示 ▼ 製品の有効性・安全性評価における生命倫理の尊重
- ▼ 販売時・販売後の活動品質向上に対する基本的な考え方 ▼ 販売時・販売後における取り組み：医療事業
- ▼ 販売時・販売後における取り組み：科学事業

基本的な考え方・方針

製品・サービスの品質および安全性に対する社会からの要請が高まっているなか、オリンパスグループは、製品・サービスの品質・安全性を高め、お客さまに満足していただけるサービスの提供を行っています。

品質保証

オリンパスグループは、経営理念に基づき、「オリンパスグループ クオリティ・ポリシー」を制定しています。オリンパスグループのすべてのメンバーに対して、クオリティ・ポリシーの行動基準を日常業務に浸透させる施策に継続して取り組み、安全・品質を重視するマインドを醸成しています。

- オリンパスグループ クオリティ・ポリシー

取り組み

安全・品質を重視するマインドの醸成

品質法規制機能は、オリンパスグループすべてのメンバーがお客さま、患者さんの安心・安全を第一に考えて行動するマインドを持つことが重要であると考えています。そのため、お客さま、患者さんの安心・安全を重視する組織風土を醸成する活動を、継続して実施しています。その活動の一つとして、開発および製造拠点のメンバーに、日々の業務がお客さま・患者さんの安心・安全につながっていることを改めて実感し、グループ内の事例の共有を図るセミナーを開催しています。

品質マネジメント体制

オリンパスグループは、チーフクオリティオフィサーおよび各国の品質法規制機能のメンバーを中心に、グローバルプロセスの見直し、改善活動を行っています。その活動の一つとして、オリンパスグループの事業部門およびグループ会社では、国際的な品質管理の規格であるISO9001認証あるいはISO13485認証の取得および維持を推進しています。また、2020年3月期に改訂したグローバルマネジメントルールに基づき、執行役および品質法規制機能のトップであるチーフクオリティオフィサーへの定期報告を行い、全社課題の明確化を行っています。さらに、各品質マネジメントシステムの状況を客観的な視点で監視することを目的としたグループ内部品質監査を実施し、各組織の状況を把握、改善を促進しています。

情報の適切な開示

事例1)

オリンパスグループは、オリンパスグループ製品の環境関連物質に関する法律の順守と環境負荷低減を図るために、各国の環境関連物質の取り扱いや法規制の動向等の情報収集を行い、オリンパスグループの製品に含有される環境関連物質の基準として「オリンパスグループ製品における環境関連物質管理基準」を定め、Webサイトにて公開しています。

事例2)

オリンパスでは、医療従事者向けの会員制サイトで内視鏡関連製品や内視鏡検査・手技などの専門的な情報を提供しています。また、製品の回収（改修）や注意喚起といった「医療安全情報」は、より透明性を高めるために会員以外のお客さまにも開示しております。

- 日本国内の医療従事者向け会員制サイト「メディカルタウン」[\[リンク\]](#)
- オリンパスグループ製品における環境関連物質管理基準
- 日本の医療安全情報[\[リンク\]](#)
- 米国のお客さま向け情報[\[リンク\]](#)

製品の有効性・安全性評価における生命倫理の尊重

オリンパスおよび国内グループ会社は医療機器開発、製品の有効性・安全性評価および製品適正使用の普及のため、実験動物を使用する場合があります。その場合には動物の命を尊重しつつ、科学的観点と動物愛護の観点から適正に動物実験を実施するよう努めています。

オリンパスおよび国内グループ会社は「動物の愛護及び管理に関する法律」「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針」等の関連法規および指針に従い、社内規程を策定しています。これらの社内規程に基づき、動物実験倫理委員会を設置し、当社が実施するすべての動物実験について3Rの原則（Replacement〈代替法の利用〉、Reduction〈動物利用数の削減〉、Refinement〈苦痛の軽減〉）に基づいた実験計画が立てられているかを厳正に審査しています。また、使用する実験動物については動物福祉に配慮し、倫理的かつ人道的に取り扱うこととしています。さらに動物実験が適正に実施されていることを確認するために定期的な自己点検を行っており、これらの取り組みについて一般財団法人日本医薬情報センターによる認証を取得しています。

販売時・販売後の活動品質向上に対する基本的な考え方

オリンパスグループは、「オリンパスグループ クオリティ・ポリシー」における「顧客の視点に立つ」、「質のあくなき追求」のため、販売からアフターサービスでの各種活動において、顧客満足度を定期的にモニタリングし、販売時や販売後の活動へのフィードバックを行い業務品質の向上に取り組んでいます。特に医療分野では、お客さまに機器を安心・安全にご利用いただける環境の提供に取り組んでいます。具体的には、お客さまへ必要な情報発信、機器の適切な利用方法の指導（トレーニング）、機器の保守、トラブル発生時の早期復旧、故障時の早期修理対応などを実施し、医療機関での効率的な医療の提供に貢献します。

販売時・販売後における取り組み：医療事業

販売活動効率改善に向けた取り組み

オリンパスは事業活動の効率性を高めることで利益目標を達成しながら、製品やサービスの提供をはじめとするすべての顧客接点でお客さまにご満足いただけるよう努めています。また、医療機器業界におけるお客さまの期待の高まりに応えるべく、私たちの活動全体を通じてお客さまとの信頼関係の強化に取り組んでいます。

お客さま対応

◆ コールセンターにおける対応

グローバル	<ul style="list-style-type: none">◆ 主要都市に設置したコールセンターにおいて、医療機器の取り扱いやトラブルシュートを行う専門対応チームを配置し、地域に適したきめ細かな対応を実施（日本・米国・中国等）◆ 医療機関で使われている主な機器を実際にコールセンター内に設置し、その機材を使ったトラブルシュートやアドバイスを実施（日本・米国・中国等）
日本	<ul style="list-style-type: none">◆ 医療に携わるスペシャリストに対して専用のコールセンター「内視鏡お客様相談センター」を設置◆ 新型コロナウイルス感染症の流行下において、リモートワーク化による電話応対により医療従事者からのお問い合わせ対応を実施。電話がすぐつながる率は新型コロナウイルス感染症の流行下においても以前と同様95%以上◆ 応対品質向上のため、人工知能（AI）の活用など先進的な取り組みを展開◆ コールセンターと各地域の営業/サービス担当者や契約販売店さまが密接に連携してハイブリッド対応する即応体制で課題解決◆ コールセンターへのお問い合わせ内容を社内で活用し、製品改良やさまざまな活動改善に結び付ける取り組みを実施◆ 先駆的な取り組みがコールセンター業界でも評価され月刊コールセンタージャパン誌主催「コンタクトセンターアワード2020」オペレーション部門優秀賞を受賞

◆ Webサイトを活用した情報提供の充実

グローバル	医療従事者のスキルに合わせたトレーニング提供と患者価値のさらなる向上を目指して、医療従事者を対象とした医療製品・手技に関する包括的トレーニングプラットフォーム「Olympus Continuum（オリンパスコンティニュアム）」を導入し、従来から実施していた医療従事者向けの集合型ハンズオントレーニングに加えてオンライントレーニングとの融合や事前学習および事後学習を効果的に組み合わせたトレーニングの提供を実施。	
日本	さまざまな情報をリアルタイムに提供する医療従事者向け会員制Webサイト「メディカルタウン」を運営。	
新型コロナ ウイルス感 染症対応	米国	感染防止策のWebinar、各種関係機関のコンタクト先情報、お客さま向けレター、Q&A集などを発信。登録したお客さまには、情報更新時に案内が配信される仕組みを取り入れている。
	欧州	感染防止策、当社機器の洗浄消毒情報、新型コロナウイルス感染症に対応するための当社機器取り扱い情報（eラーニング等）を発信するとともに、それら情報と関係機関のコンタクト先情報を包括的にまとめたPDF資料を10カ国語で用意し、お客さまに対して情報提供。
	日本	医療従事者向けWebサイト「メディカルタウン」において、新型コロナウイルス感染症関連のよくある問合せなどを積極的に情報発信。

安心して機器をご使用いただくために

◆ トレーニングの実施

- ◆ 使い方や維持管理方法についてのレクチャーの実施。
- ◆ 保守契約を締結いただいているお客さまに対し、実際に発生している故障の状況や故障内容を踏まえて、故障予防教育も実施。

◆ フィールドサービススタッフによるお客さまサポート

- ◆ 専門技術を持ったエンジニアや技術スタッフを配備し、機器の保守やトラブル発生時の対応を迅速に行う体制を構築。
- ◆ 機器点検により、常に良い状態で機器をご利用いただけるよう保守サポートを提供。
- ◆ トラブル発生時には、専門のテクニカルスタッフが迅速に駆けつけ、トラブルシュートを実施し、早期復旧に取り組む。

◆ 修理対応

各修理拠点において、故障時に迅速な修理対応を実施できる体制を構築。故障発生時の迅速な修理、トラブル発生時の機器の「中断時間」「休止時間」であるダowntimeの最短化のため、代替品提供要望にも適切に対応。

機器の修理体制

重修理※	海外	米国、ドイツ、フランス、チェコ、ポルトガル、英国、ロシア、中国、シンガポール、インドなどの修理拠点で実施
	日本	医療サービスオペレーションセンター白河、医療サービスオペレーションセンター長野で実施
軽度の修理・周辺機器の修理		全世界約150拠点の修理ネットワークで対応
災害発生時の対応		震災などの災害発生時においても、修理サービスを継続して提供できるように、地域ごとに複数の修理拠点体制を構築しています。

※ オーバーホールを必要とする修理

◆ 保守契約サービス

- ◆ 製品特性、各地域ごとの状況や要望を踏まえ、グローバルにて各種の保守契約をご用意。

販売時・販売後における取り組み：科学事業

お客さま対応

グローバル	Webサイトやブログを活用したお客さまサポートの開始	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、Webサイトやブログを活用したお客さまサポートを開始。新型コロナウイルス感染症対策専用サイトの立上げ、ビデオ会議システムを通じたバーチャルデモンストレーションの提供、Webinarの開催など、情報提供を実施。
日本	コールセンター機能	お客さまの製品使用上の課題解決をサポートするコールセンター「お客さま相談センター」を運営。
	技術指導	お客さまが実際に製品に触れ、性能を評価することができる施設「オリンパステクノラボ」を運営。 お客さまに製品の使い方を習得していただくためのセミナー「顕微鏡教室」を開催。
米国	トレーニング機会の拡大	当社製品を安全に使用してもらうためのお客さま向けトレーニングに加え、非破壊検査技師育成のためのトレーニングを実施。非破壊検査機器は石油パイプラインなどの検査に多く使用されることから、2019年に石油産業で有名なテキサス州パサデナの大学に当社製品を寄贈し、トレーニング機会を提供。
欧州	オリンパスアカデミーの活動	専門スタッフで構成するオリンパスアカデミーが、各国の子会社・代理店に対して、製品・アプリケーション教育を実施。上記教育を受けた各国の子会社・代理店では、お客さま向けに各種の製品セミナーやアプリケーションセミナーを実施。

修理体制

世界各地のサービス拠点で同一レベルのサービスを提供。

世界各地の製造拠点、サービス拠点、販売子会社、契約代理店で以下のサービスを提供。

顕微鏡	預かり修理、出張修理、機能点検、校正、保守契約、納品設置
工業用内視鏡	預かり修理、機能点検、保守契約
非破壊検査機器	預かり修理、出張修理、機能点検、校正
X線分析装置	預かり修理、機能点検

◆ 主なサービス内容

預かり修理サービス	運搬可能な製品や大掛かりな修理が必要となる場合は、世界各地のサービス拠点で製品をお預かりして修理。
出張修理サービス	据付型製品は、専門のテクニカルスタッフによる出張修理、点検、校正、設置などを実施。
保守契約サービス	製品に応じた複数の保守契約をご用意。

参考情報

❖ お客さまからのお問い合わせ件数(日本)

	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
医療事業※ (件)	142,279	138,878	124,736	140,074	129,079	115,027
科学事業 (件)	18,127	17,733	17,864	16,604	18,276	14,740

※ 医療事業は2018年3月期までは音声電話によるお問い合わせ件数、2019年3月期からはWebサイトからのお問い合わせも含めた件数。

調達

基本的な考え方・方針

オリンパスグループでは事業継続と持続可能な価値創造を見据えて、サプライチェーンマネジメント（SCM）の強化を図っています。健全で公正な取引と持続可能な社会発展に貢献するESG（環境・社会・ガバナンス）の取り組みを目指して2021年6月に調達方針に替わるサプライチェーン方針を制定しました。また、調達活動における環境配慮の基本的な考え方としては「オリンパスグループグリーン調達基準」を制定しています。Webサイトや研修を通じてサプライチェーンにおける基本姿勢を社内外に示すとともに、法令・社会規範順守の強化に取り組んでいます。また、サプライヤーさまに対して、人権尊重や反社会的勢力排除などの法令・社会規範の順守、汚職・賄賂などの禁止、公平・公正な取引の推進、環境への配慮などに、より具体的な行動指針を設けた「サプライヤーさまへのお願い」を定め、新規サプライヤーさま選定にあたっても、社会規範の順守、環境への配慮などの対応状況を選定基準の一つとしています。

これらの指針を基に、サプライヤーさまとの公平、公正かつ透明な取引に基づく良好な関係の構築と関係強化に取り組んでいます。

› [資料調達関連情報](#)

制度・仕組み・取り組み

経営戦略やサプライチェーン方針の共有

オリンパスは、サプライヤーさまに対してオリンパスグループの経営戦略やサプライチェーン方針の共有を図っています。

日本の調達拠点では、各事業に関わるサプライヤーさま（約1,000社）のうち、取引状況などにより抽出したサプライヤーさまに対して、毎年1回、「調達方針説明会」を開催しています。

2021年3月期は、新型コロナウイルスの影響もあり、サプライヤーさまにお集まりいただいた説明会は中止しましたが、今後はオンラインでの開催を検討していく予定です。

企業調査と改善活動

日本の調達拠点では、継続的に取引のある世界各国の主要なサプライヤーさまを対象に、毎年1回、Webシステムを活用して企業調査アンケートを実施しています。調査は、経営情報やCSRへの取り組み、BCPなど121項目（うちCSR関連は24項目）について行っています。

2021年3月期は、海外のサプライヤーさまを含む826社を対象に実施し、約87%の企業から回答がありました。アンケート結果から、例えば法令・社会規範順守や環境保護などの管理体制が十分でなく、改善が必要と判断したサプライヤーさまには現地監査を実施し、オリンパスの「サプライヤー様へのお願い」に沿った活動を要請するとともに、必要に応じインシデントを未然に防ぐための自主的な改善活動を促しています。また、社内では関連する専門部署との協業によるリスク評価の検討を進めています。なお、オリンパスグループでは、地域ごとに重要なサプライヤーを定義しており、日本では製品の品質に直接影響を与える部品の製造もしくはサービスを提供しているサプライヤーを重要なサプライヤーと定義しています。

サプライヤーさまとの取り組みにおける企業調査の主な評価項目

評価項目	内容
経営情報	会社情報、財政状況
CSR	法令・社会規範順守 人権保護（児童労働、強制労働、不当な低賃金労働） 労働者の権利保護（労働基準、労働安全衛生） 環境保護（CO ₂ 、廃棄物排出量、水使用量、環境関連化学物質） 個人・機密情報保護、知的財産保護
BCP	事業継続戦略、製造拠点情報、緊急災害時窓口情報、サプライチェーンの確認、

	従業員の安否確認
環境・品質	ISO 14001、ISO 9001、ISO 13485などの認証取得状況 購買・工程管理（5M：材料、工法、計測法、設備、人）変更情報、不適合処置
納期・コスト	生産計画、進捗・物流管理、コストダウン活動
システム	PCセキュリティ

「紛争鉱物問題」への対応

内戦が続いているアフリカのコンゴ民主共和国では、武装勢力がコンゴ民主共和国およびその周辺国で採掘される鉱物（タンタル、錫、タングステン、金）を資金源に活動し、長きにわたって深刻な人権侵害（児童労働、性的暴力等）や環境破壊を引き起こしております、このことは国際的にも大きな問題となっています。米国ではこうした武装勢力の資金源を断つため、2010年7月に金融規制改革法を制定し、これら4つの鉱物を紛争鉱物と定め、紛争鉱物を使用している米国上場企業に対して米国証券取引委員会への報告を義務付けました。また、経済協力開発機構（OECD）による「紛争鉱物デューディリジェンスガイダンス」の発行等、国際機関、政府、NGO、業界団体による問題解決に向けた取り組みも進んでいます。

オリンパスグループは、紛争鉱物問題に関する国際的な取り組みに賛同し、オリンパスグループを代表してオリンパスが一般社団法人電子情報技術産業会（JEITA）の「責任ある鉱物調達検討会」に参加しています。また、「調達方針説明会」で紛争鉱物問題を取り上げるなどサプライヤーさまと協力してサプライチェーンの透明性を確保し、人権侵害に加担することのない部品・材料の調達を進めています。

下請法順守のための取り組み

オリンパスは下請法を重要法令の一つと位置づけ、下請法に関連するさまざまな取り組みを行いました。オリンパスおよび国内グループ会社の全従業員を対象とした下請法eラーニングでは受講率99.5%となっています。

また、2020年3月期に全社下請法推進委員会を発足し、オリンパスグループ内の遵法体制強化を進めており、その施策として社内講習会などを行っています。2021年3月期は新型コロナウイルスの影響もあり、従来の集合教育から、オンラインへの教育に切り替え製造部門向けの講習会を実施しました。総勢504名が参加し下請法に関する理解を深めました。

今後も継続的に全社的な順守状況の確認や教育を実施し、下請法順守のプロセスを強化していきます。

雇用

▼ 基本的な考え方・方針 ▼ 推進体制 ▼ 従業員関連データ

基本的な考え方・方針

オリンパスグループは、全員が順守すべき行動を定めた「オリンパスグループ行動規範」において、「互いを尊重する行動」を掲げています。この中で、性別、年齢、国籍、民族、肌の色、政治観、性的指向、宗教的信条、社会的背景、障害の有無など、個人的な特徴によるハラスメントや差別を容認しないことを明示しており、具体的に必要な行動として、「人、見解、働き方の多様性を尊重する」「就職希望者や従業員を一切差別しない」を掲げて、その実践に努めています。これら的基本的な行動を徹底した上で、従業員一人一人の限りない可能性の発揮を促進するために、公平かつ適切な形で雇用、能力開発、昇進の機会を提供するよう努めています。

また、2019年4月からスタートした企業変革プラン「Transform Olympus」では、経営理念である「Our Purpose 私たちの存在意義」と「Our Core Values 私たちのコアバリュー」の下に結束した人々がグローバルで活躍し、一人一人がより高い目標に挑戦し成長していくことを支える基盤として、グローバル人事制度の導入を進めています。これにより国籍や性別を問わない適所適材による人材配置、多様な人材の活躍を促進していきます。特に日本地域においては、オリンパスを中心にいわゆる「ジョブ型」と呼ばれる、職務主義の人事制度を全従業員に拡大する予定です。入社年次や年齢などが待遇に影響する旧来型の「メンバーシップ型」と呼ばれる人事制度よりも会社として公平に実績を評価し、成果に報いることができます。従業員にとっても、専門性を深めキャリアアップする近道になると考えています。

▶ 人権方針

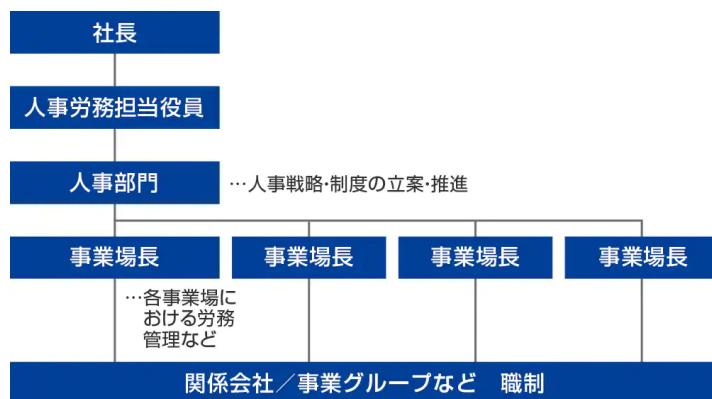
推進体制

オリンパスグループの人事労務を含む人材戦略に関しては、社長を最高責任者とし、人事労務担当役員が統括し、本社HR部門が中心となりグループ全体の人材戦略を推進しています。

雇用労働に関連する各国法規制等の対応については、グループ人材戦略に基づき、グループ各社・部門で推進することで多様な人材を生かし、最適な事業運営を遂行できるよう努めています。

オリンパスおよび国内グループ会社では、関係会社や事業グループが同一事業場に存在することもあるため、事業場ごとに事業場長を置き、人事労務関連方針・施策の徹底を図っています。

人材戦略推進体制(オリンパスおよび国内グループ会社)



取り組み

2021年3月期の採用

オリンパスは2021年3月期、前年比約73%減となる90名（正社員のみ）を採用しました。そのうち、中途採用者は全体の約37%となっています。

また、採用にあたっては、女性活躍推進法の観点から女性の採用に積極的に取り組み、女性の採用比率実績が前年比約7.9ポイント増の36.6%となっていま

す。

障がい者雇用

オリンパスは、積極的に障がい者（身体、精神、知的）の雇用を推進しています。採用後は一般事務職をはじめ、製造技術職やIT開発職などの技術系職種も含め幅広い分野で活躍しています。2009年4月に設立した特例子会社※オリンパスサポートメイトは創立12年を迎え、主に知的障がい者を雇用し、障がい特性や業務に即した雇用環境、雇用条件などを実現し、継続的な雇用に努めています。青森オリンパス、会津オリンパスに続き、2021年4月には、白河オリンパスに、オリンパスサポートメイトの清掃事業グループを新設し、地域の障がい者の働きがいの場づくりに貢献しています。また、新たにシェアクリーニング業務を開始し、事業場の快適な環境づくりに取り組んでいます。2021年4月には、特例企業グループ8社として法定雇用率2.3%を上回る2.6%を達成しています。オリンパステルモバイオマテリアルでは、パラリンピックを目指すパラアスリートを雇用しその取り組みを積極的に支援しています。

➤ オリンパス テルモ バイオマテリアル「障がい者雇用への取り組み」■

※ 特例子会社：障がい者の雇用に特別な配慮をし、日本の「障害者の雇用の促進等に関する法律」第44条の規定により、厚生労働大臣の認可を受けて、親会社の一事業所と見なされる子会社のこと。

高齢者雇用

オリンパスおよび国内グループ会社では、60歳の定年退職後も就業を希望する従業員について、65歳まで継続雇用する制度を設けています。2021年3月期は、113名が適用対象となり、希望する従業員の100%が継続雇用となりました。

従業員関連データ

連結会社の状況

(2021年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数（人）
内視鏡	14,243 (389)
治療機器	7,269 (179)
科学	3,551 (169)
その他	608 (30)
本社管理部門	5,982 (368)
合計	31,653 (1,135)

※1 従業員数は、就業人員数です。

※2 当社グループ外への出向者は含まず、当社グループへの出向受入者を含む就業人員であり、臨時雇用者は年間の平均人員を（）外数で記載しています。

※3 当連結会計年度において、映像セグメントの事業譲渡を行ったため、上記セグメントより除外しています。

※4 当連結会計年度より、本社管理部門セグメントの集計方法を変更しています。

※5 従業員数には、社外転進支援制度を利用する退職者が含まれています。

日本の状況

従業員数

			オリンパス株式会社	国内グループ会社 ^{※1}
従業員数（2021年3月末時点）（人）			4,775	8,792
内訳	正社員	総数 ^{※5}	4,232	6,808
		男性 合計	3,473	4,866
		~20代	390	1,169
		30代	800	1,455
		40代	1,025	1,264
		50代～	1,258	978
		女性 合計	759	1,942
		~20代	132	729
		30代	254	632
		40代	272	435
		50代～	101	146
内訳	正社員以外	総数	543	1,984
		男性 合計	252	1,176
		~20代	38	229
		30代	58	339
		40代	73	289
		50代～	83	319
		女性 合計	291	808
		~20代	31	146
		30代	58	280
		40代	107	266
		50代～	95	116

従業員の構成

			オリンパス株式会社	国内グループ会社 ^{※1}
上級管理職数 総数（人）			193	141
内訳		男性	189	141
		女性	4	0

		オリンパス株式会社	国内グループ会社 ^{※1}
直接部門における女性上級管理職比率 (%)		4.3	-
下級管理職数 総数 (人)		896	454
内訳	男性	844	440
	女性	52	14
外国籍社員数 総数 (人)		35	17
内訳	男性	17	10
	女性	18	7

採用

		オリンパス株式会社	国内グループ会社 ^{※1}
採用数 (2021年3月期) (人)		53	460
内訳	男性	~30代	20
		40代～	9
	女性	~30代	12
		40代	12
			49
新規雇用 ^{※2} の割合 (%)		1.11	5.23
男性	~30代	1.56	
	40代～	0.37	
内訳	女性	~30代	2.53
		40代～	2.09
			9.35
			5.09
新卒社員数 (人)		35	-
障がい者雇用率 (%) (2020年3月末時点) ^{※6}		2.63	-
障がい者雇用数 (人)		106	187
高齢者再雇用数 ^{※7} (人)		289	165

定着率・離職者数

		オリンパス株式会社	国内グループ会社 ^{※1}
採用社員定着率 ^{※3} (%)		87.02	89.31
内訳	男性	88.54	90.86

		オリンパス株式会社	国内グループ会社 ^{※1}	
	女性	82.35	87.50	
新卒入社者の定着率 ^{※4} (%)		95.63	90.78	
内訳	2019年3月期入社の新卒社員数（人）	252	206	
	上記のうち、2021年3月末時点での在籍者数（人）	241	187	
離職者数（2021年3月期）（人）		628	294	
内訳	うち、自主離職総数	275	223	
	男性	~30代	41	84
		40代～	203	75
	女性	~30代	6	44
		40代～	25	20

ワークライフ・インテグレーション

		オリンパス株式会社	国内グループ会社 ^{※1}
育児休職取得者数 ^{※8} （人）		124	237
内訳	男性	29	35
	女性	95	202
在宅勤務制度利用者数 ^{※9} （人）		4,775	6,007
内訳	男性	3,725	4,537
	女性	1,050	1,470
平均残業時間（時間/年度）		78.9	71.9
平均有給取得日数（日/年度）		11.4	10.4

※1 次の14社。オリンパスメディカルシステムズ、オリンパスメディカルサイエンス販売、長野オリンパス、会津オリンパス、青森オリンパス、白河オリンパス、ティーメディクス、オリンパスデジタルシステムデザイン、オリンパステルモバイオマテリアル、オリンパスメモリーウォークス、オリンパスロジテックス、オリンパスサポートメイト、AVS、オリンパスシステムズ

※2 正社員新卒・中間採用、直接雇用の非正規社員採用。

※3 2019年3月期入社者（新卒、中途含む）のうち、2021年3月末時点での在籍している従業員の割合。正社員・無期雇用の非正規社員で集計。

※4 2018年4月入社の新卒社員数のうち、2021年3月末時点での在籍者数の割合。

※5 グループ内出向受け入れを含む。

※6 特例8社（オリンパス、オリンパスメディカルシステムズ、オリンパスメディカルサイエンス販売、長野オリンパス、青森オリンパス、白河オリンパス、会津オリンパス、オリンパスサポートメイト）。

※7 定年後雇用者数。

※8 2021年3月期取得分。

※9 今期はコロナウイルス感染症の影響を踏まえ感染拡大予防策として出社制限等も実施しており、在宅勤務を臨時に運用・活用した事例も多数あり。

※ 特別に言及のないものは正社員のみの数値。

労使関係

基本的な考え方

オリンパスグループは、社会によりよい価値を提供するために従業員一人一人の権利が守られることも重要であると考え、人権の見地や各国の労働関連法などを踏まえ適切な措置を実施しています。

オリンパスグループ共通の「人権方針」では、尊重すべき労働者の権利を定めた「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」を支持し、これに基づいて会社全体の統括管理と日々の事業活動を行うことを宣言しています。

› [人権方針](#)

取り組み

全従業員に対する意識調査(グローバル)

従業員の声に耳を傾け、よりよい企業文化や職場環境を実現するために、世界43カ国、オリンパスグループ全従業員約3万5,000人を対象に、従業員調査（コアバリューサーベイ）を2年ごとに実施しています。その結果は経営層および各地域のマネジメントに共有され、さまざまな施策が展開されています。特に、オープンな組織文化の醸成、働き方改革、業務効率向上に関する取り組みが進められています。オリンパスではボランティア休暇や副業に関する制度が整備されました。

労使協議(日本)

オリンパスの経営層は、オリンパス労働組合と年に2回の中央労使協議会をはじめ、各事業場においても定期的に労使協議の機会を設け、労働条件の改善や働き方改革等、企業風土改革について討議しています。

2021年3月期は、労使協議において、コロナ禍での働き方をはじめ、人事制度全般についての議論を継続して行うことを確認し、組合員の基本給ベースアップは見送りとしました。

2021年4月1日現在、労働組合には管理職以外の従業員5,385名が加入しており、加入者率76%です。

労働安全衛生

▼ 基本的な考え方・方針 ▼ グローバルな安全衛生活動体制 ▼ 労働災害データ ▼ 各地域の活動

基本的な考え方・方針

オリンパスグループは、「オリンパスグローバル行動規範」において、職場の安全衛生と従業員の健康についての考え方と、そのために必要な行動を以下のように定めています。

▶ オリンパスグローバル行動規範

安全で衛生的な職場環境

オリンパスにとって職場の安全衛生は最優先事項です。私たちは、職場での事故や職業病を防ぐための事前措置を講じています。人間工学に基づいた、働きやすい環境の提供に努めており、健康とウェルネスの促進を図っています。

◆ 必要な行動

- ◆ 自分と他者の安全を念頭に、正しい判断を下し、行動する。
- ◆ 安全上の懸念や、業務上の傷害や疾病の発生状況を報告する。
- ◆ 暴力行為を決して軽視せず、他者からの暴力的な脅迫やその兆候を報告する。
- ◆ 該当する安全衛生規制を順守する。

この行動規範を行動に移す上での方針を示す「環境安全衛生ポリシー」を策定し、安全で健康的に働くことのできる職場環境の整備に努めています。

▶ 環境安全衛生ポリシー

推進体制・取り組み

グローバルな安全衛生活動体制

オリンパスグループでは、トップマネジメントを筆頭に下図のような体制でグローバルな安全衛生体制を進めています。「環境安全衛生ポリシー」にのっとり、年度ごとのEHS（環境・健康・安全衛生）活動方針を定めてグローバル拠点に展開しています。定期的に各地域の安全衛生に関する活動内容や労働災害の実態を把握して、グループ全体の安全衛生の仕組みの整備やリスク低減の取り組みを推進しています。



外部認証取得状況一覧(労働安全衛生マネジメントシステム)

オリンパスは、労働安全衛生の管理システムを構築・維持し、継続的に改善するとともに、顧客やステークホルダーからの信頼性向上のために、労働安全衛生マネジメントシステムの認証取得の取り組みを進めています。2021年3月期には、白河オリンパス（日本）、KeyMed（Medical & Industrial Equipment）Ltd.（英国）で、ISO 45001の認証を取得しました。

事業場	認証	取得年
会津オリンパス	JISHA方式適格OSHMS※1	2011年
白河オリンパス	ISO 45001	2020年
青森オリンパス	JISHA方式適格OSHMS※1	2009年
Olympus Scientific Solutions Americas Corp.	OHSAS 18001	-
KeyMed (Medical & Industrial Equipment) Ltd.	ISO 45001	2020年
Olympus Iberia S.A.U.	OHSAS 18001	-

※1 中央労働災害防止協会が実施しているJISHA方式適格OSHMS基準に適合している事業場を評価認証機関が認証する制度

労働災害データ

労働災害データの集計および分析は、2020年3月期より対象範囲をオリンパスグループの主要拠点（米州地域および製造・修理拠点、欧州地域統括会社および製造・修理拠点、アジアの製造・修理拠点）に広げています。

労働災害データの範囲については以下の通りです。

日本：2017年3月期、2018年3月期 オリンパス株式会社および日本の主要連結グループ会社11社
 2019年3月期、2020年3月期、2021年3月期オリンパス株式会社および日本の全ての連結グループ会社14社
 米州：地域統括会社Olympus Corporation of the Americasと主要関係会社
 欧州：地域統括会社Olympus Europa SE & Co. KGと主要関係会社
 アジア・オセアニア：主要製造拠点

業務上災害件数

	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
日本	55	64	50	56	35★
米州	-	-	-	55	26★

	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
欧州	-	-	-	20	47★
アジア・オセアニア	-	-	-	10	13★
合計	-	-	-	141	121★

★ 第三者検証における保証対象指標

休業災害件数

	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
日本	11	10	6	4	2★
米州	-	-	-	20	4★
欧州	-	-	-	6	16★
アジア・オセアニア	-	-	-	8	6★
合計	-	-	-	38	28★

★ 第三者検証における保証対象指標

休業災害(1日以上)度数率※2(LTIFR)

	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
日本	0.39	0.34	0.20	0.13	0.08★
米州	-	-	-	1.93	0.39★
欧州	-	-	-	1.07	2.04★
アジア・オセアニア	-	-	-	0.77	0.62★
全体	-	-	-	0.66	0.52★
全産業（日本）※3	1.63	1.66	1.83	1.80	1.95
製造業（日本）※3	1.15	1.02	1.20	1.20	1.21

★ 第三者検証における保証対象指標

※2 休業災害度数率 = 休業災害件数 ÷ (期末平均従業員数 × 労働時間) × 1,000,000

※3 厚生労働省 労働災害動向調査より

業務上疾病度数率※4(OIFR)

	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
日本	0.07	0.07	0.07	0	0★

★ 第三者検証における保証対象指標

※4 業務上疾病度数率 = 休業を伴う業務上疾病件数※5 ÷ (期末平均従業員数 × 労働時間) × 1,000,000

労働災害死者数

	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
日本	0	0	1	0	0★
米州	-	-	-	0	0★
欧州	-	-	-	0	0★
アジア・オセアニア	-	-	-	0	0★
合計	-	-	-	0	0★

★ 第三者検証における保証対象指標

従業員教育

オリンパスグループは従業員の安全衛生に対する意識を高めるために、さまざまな安全衛生教育を実施しています。

地域	教育内容
日本	1. 基礎教育（全従業員向け） 全社教育 (1) 安全衛生e-learning（2020年7月受講者12,692名） (2) 感染症e-learning（2020年10月受講者12,659名） (3) メンタルヘルス教育 事業場別・関係会社別教育 (1) 入社時安全衛生基礎教育（2020年4月受講者58名） (2) 安全マインドリフレッシュ教育 (3) 消防避難教育 2. 専門教育（特定の職場の従業員対象） (1) 危険体感教育（ヒヤリハット）：安全道場 (2) 安全衛生推進者に対するリスクアセスメント講習（受講者101名）
米州	1. 安全衛生オンライントレーニング（毎月実施 受講者2,187名） 2. 環境安全衛生トレーニング（2020年10月実施）
欧州	メンタルヘルスワークショップ（2020年10月、2021年2-3月実施）
中国	1. 安全衛生オンライン教育（2020年8月、10月、12月実施） 2. 化学物質の流出に備える訓練（2020年6月実施） 3. 火災発生時の避難ルート教育と避難訓練（2020年11-12月実施）
アジア・オセアニア	1. 安全衛生特別教育（受講者644名） 2. 入寮者向け火災避難訓練（約600名参加） 3. 化学物質の流出・放射線事故に備える訓練 4. 新型コロナウイルス禍でのメンタルヘルス・柔軟な働き方ワークショップ 5. リモートワークにおける安全衛生オンライン教育

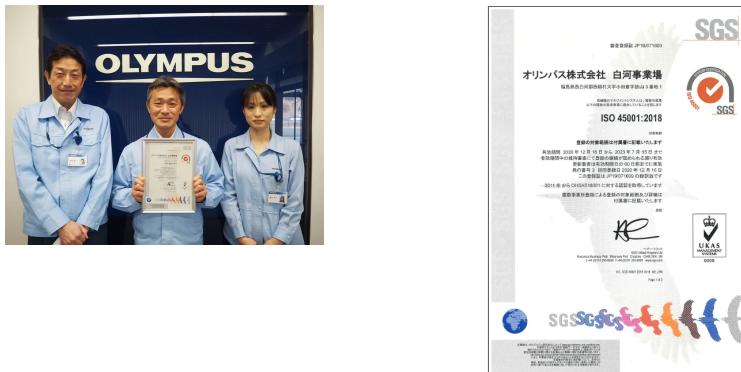
各地域の活動

日本地域の取り組み

日本地域では、「労働安全衛生マネジメント規程」に基づいて、各事業場に設置された安全衛生委員会の代表者で構成された「全社安全衛生推進委員会」を設置し、安全衛生活動計画の達成に向けて活動を推進しています。具体的には、安全衛生の管理仕組みの構築と改善、リスクアセスメントに基づくリスク管理、従業員への教育・訓練と意識啓発などの取り組みを進めています。

♦ 白河事業場 OHSAS18001からISO45001への移行が完了

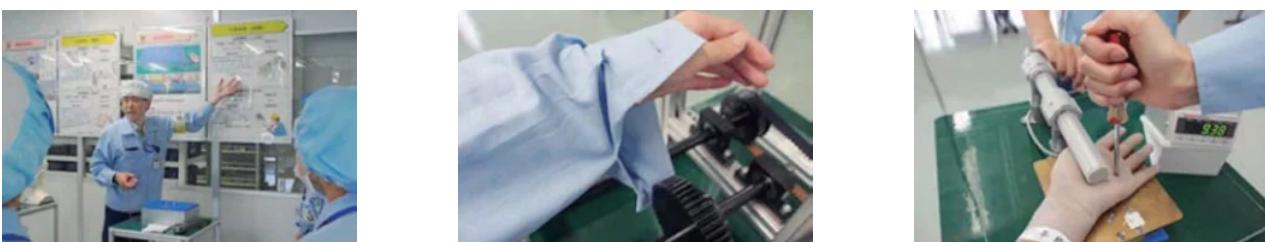
白河オリンパスおよびオリンパス白河事業場は、OHSAS18001の認証の下で労働安全衛生の推進を進めてきました。ISO45001の発効をきっかけにして、安全衛生の仕組みにおいて、リーダーシップ・コミットメントをさらに明確にし、働く人全員が参加する体制に進化させました。新型コロナウイルスの影響によりオンラインで実施された審査を経て、2020年12月にISO45001の認証を取得することできました。今後も全員参加による安全衛生活動の継続的改善を通じて、従業員がより安心して働ける職場環境をつくる取り組みを推進します。



♦ 危険体感教育

労働災害は「職場の不安全状態」と「人の不安全行動」が重なることで発生します。

従来は「職場の不安全状態」による危険リスクの低減に着目していましたが、製造業で特徴的な「人の不安全行動」に焦点を当てた教育を、会津オリンパス、青森オリンパス、白河オリンパス、長野オリンパスの製造4拠点で実施しています。指や作業着が巻き込まれた際の危険性を体感する「巻き込まれ」や、手の模型を使って不安定な状態でドライバーが滑った時の危険性を体感する「突き刺し」など、体感機器を使用した各種教育を行っています。



♦ 安全衛生推進者に対するリスクアセスメント講習

リスクアセスメントは安全衛生を推進する上で最も重要な取り組みの一つと位置付けています。リスクアセスメントをより効果的なものとするために、外部講師を招いて安全衛生推進者を対象にオンライン講習を実施し、101名が参加しました。危険源の特定の仕方やリスク評価の進め方について、対話型のロールプレイングを行いました。

米州の取り組み

♦ 従業員のニアミス報告

(Olympus Corporation of the Americas 米国)

Olympus Corporation of the Americas では、全従業員に対し負傷または疾病に至らずに済んだ全ての事例について報告することが奨励されています。このような事例の共有により、他の従業員の負傷または疾病的予防に努めています。

欧洲の取り組み

♦ International SOS サービスの活用 (Olympus Europa SE & Co. KG ドイツ)

Olympus Europa SE & Co. KGは、出張中の従業員を支援する仕組みとして、リスク、健康被害、場合によっては旅行国の特別な状況について従業員と情報を共有します。特に、困難な政治状況、問題のある医療およびインフラストラクチャー、または自然災害の影響を有する国への業務出張については、慎重に準備しています。そのために、ISOS (International SOS) のサービスを活用し、旅行および各国に関する最新情報を提供します。ISOSは、医療緊急事態等の出張前・出張中の支援、標準の病院の検索、不安時の避難、窃盗等の異常事態への助言等を行っており、いつでも簡単に連絡できます。

♦ ISO45001への移行完了 (KeyMed (Medical & Industrial Equipment) Ltd. 英国)

KeyMed (Medical & Industrial Equipment) Ltd.は、OHSAS18001の認証の下で労働安全衛生の推進を進めてきました。2021年1月にKeyMedの全拠点においてISO45001への認証移行を完了しました。今後も引き続き、マネジメントシステムの各条項の順守状況について外部審査を受審して、認証を維持していきます。



中国の取り組み

♦ 上海自由貿易区から表彰 (Olympus Trading (Shanghai) Limited 上海)

Olympus Trading (Shanghai) Limitedでは、上海市応急管理局の要求である企業安全生産標準化の基本規格に基づき安全生産・職業健康・職場環境評価等を含む安全生産管理体制を構築しています。「安全第一、予防第一、総合管理」を目標として、安全生産についての方針や目標の設定、委員会の設置、緊急時対応マニュアルの作成、緊急時対応訓練を実施しています。

2015年6月に初めての安全生産標準化企業認定証書を取得しました。さらに2019年3月期には安全生産面を改善し、上海自由貿易区から表彰されました。

今後も定期的に安全生産に関するリスクや事例の分析を実施するとともに、多様なトレーニングで社員の安全生産意識の向上を図っていきます。



上海市応急管理局からの表彰状

♦ 安全衛生パトロール・消防避難訓練 (Olympus (GuangZhou) Industrial Co., Ltd. 広州)

Olympus (GuangZhou) Industrial Co., Ltd. では、安全で衛生的な職場の維持のために、1日2回の職場安全確認に加えて、創立記念日などの長期休暇前に職場の安全衛生パトロールを実施しています。

また、従業員の安全意識向上の取り組みの一つとして、毎年消防避難訓練を実施しています。これにより消防組織の協調や指揮能力の向上、いざという時の各消防隊の避難、救助、消火の能力の向上と従業員の消防安全意識の向上を図っています。

アジア・オセアニアの取り組み

♦ 労働安全教育

(Olympus Vietnam Co., Ltd. ベトナム)

Olympus Vietnam Co., Ltd.では、ベトナムの規制に基づき、年1回以上の労働安全教育を実施しています。

約5,000人の従業員数に対し、社内だけでなく、社外を活用した研修も実施しています。

安全第一とした工場の労働安全の原則やルールを順守するために、従業員の労働安全衛生に関する研修などを通じ知識の向上を図っています。

♦ 安全運転の推進

(Olympus Australia Pty Ltd. オーストラリア)

Olympus Australia Pty Ltd.では、交通事故の削減に向けて、フィールドスタッフ向けに安全運転の社内ルールを新たに策定しました。

労働安全衛生 健康管理

▼ 基本的な考え方・方針 ▼ 活動の例（日本） ▼ 活動の例（日本を除く）

基本的な考え方・方針

オリンパス健康宣言の制定

オリンパスグループはグローバル行動規範の中で「安全で衛生的な職場環境を最優先とし、職場での事故や職業病を防ぐための事前措置を講じ、働きやすい環境づくり・健康とウェルネスの促進を図る」と定めています。

そしてこの推進に向けて「オリンパス健康宣言」を制定し、国内グループ会社も含めて、従業員とその家族の健康維持・増進を支援しています。

健康宣言の制定に合わせた重点取り組みとしては受動喫煙対策を進めるとともに、生活習慣の改善指導や、がん早期発見のためのがん検診の受診勧奨と費用補助、ココロの健康障害の防止などを通じ健康維持・増進を推進しています。

これらの活動によって、私たちは心身ともに健康で活力に満ちた組織風土づくりを推進し、一人ひとりの「健康と幸せな生活の実現」を目指します。

オリンパス健康宣言

◆ ~「人々の健康と幸せな生活の実現」のために~

オリンパスグループの経営ビジョンでは「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現を通して社会に貢献する」と謳っています。この活動を支えるのは健康で活力あふれる社員とその家族であると考えます。

会社は社員と家族の健康を第一に考え、以下の取り組みを進めていきます。

1. 会社は、社員の健康を重要な経営課題と考え、安全と健康を最優先する組織文化の醸成を図っていきます。
2. 会社は、社員が心身ともに健康でいきいきと働く職場環境を整えていきます。
3. 会社は、健康保険組合と協力し、社員と家族一人ひとりの健康づくりを支援していきます。

健康管理の体制

オリンパスおよび国内グループ会社では、産業保健としての健康管理活動に加え、オリンパス健康保険組合（以下、健康保険組合）と協力して、会社と健保の「コラボヘルス」の取り組みを機動的に行えるような体制を構築しています。特に産業保健の体制としては、事業所の規模に応じて、専属産業医、保健師・看護師を配置し、健康管理体制の整備・強化を推進しています。具体的には専属産業医の活動として月例ミーティングを開催し、社員の健康実態の共有とその課題対応を検討し、保健師・看護師と共に課題解決に向けた活動を展開しています。また、保健師・看護師は、産業衛生学会の産業保健看護専門家制度を活用し専門家としての力量向上を図るとともに、産業衛生学会では4名が社内活動事例や研究テーマを発表（2021年3月期実績）するなど、研鑽に努めています。また社内の専門家育成に加え、毎年医学部学生や看護学生の教育実習受け入れも行い（2021年3月期実績：医学部学生6名、看護学生9名）、産業保健領域における後進の育成支援も行っています。

取り組み

活動の例（日本）

健康経営優良法人2021～ホワイト500～の認定

オリンパスは、従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践する「健康経営」の取り組みが優良な法人として、「健康経営優良法人～ホワイト500～」※に2017年から5年連続で認定されました。また、2021年はオリンパスメディカルサイエンス販売が「健康経営優良法人～ホワイト500～」に、会津オリンパスが「健康経営優良法人」に同時受賞となりました。

オリンパスが進める健康経営は、健康診断結果に基づく保健指導、メンタルヘルス対応の充実などの会社が行う産業保健活動と、生活習慣病予防に向けた啓発活動や内視鏡検査をはじめとした各種がん検診の受診促進などの健康保険組合が行う保険事業について、協力体制（コラボヘルス）をとりながら、積極的な取り組みを進めています。

今後も健康保険組合と協力して、従業員とその家族が健康で生き生きと働ける環境づくりを継続し、グループ従業員の健康増進活動に積極的に取り組むとともに、事業活動を通じたお客様の健康づくりによる社会への貢献に取り組んでいきます。



※ 「健康経営優良法人～ホワイト500～」とは、経済産業省と日本健康会議が共同で運営する制度で、健康保険組合等と連携して優良な健康経営を実践している大規模法人を顕彰する制度です

健康診断、健康づくり、健康相談

オリンパスおよび国内グループ会社では健康保険組合と協力し、健康診断のメニューの充実を図っています。また、生活習慣病改善に向けた「運動セミナー」や「禁煙セミナー」などのイベントを開催するとともに、フィジカルに加えてメンタルヘルスも含めて、外部機関と連携して健康相談窓口を設置しています。

※ イベントについては現在新型コロナウイルス禍のため、そのほとんどをWEBでの開催としています

※ 健康相談窓口は、従業員とその家族の方が利用可能です

がん検診

オリンパスでは、がんの早期発見のために内視鏡などを用いた「がん検診」の充実に取り組んでいます。がん検診費用のほとんどは従業員・家族(被扶養者)ともに健康保険組合が全額補助し、従業員の内視鏡検査は高い受診率であること（胃部内視鏡71%、大腸内視鏡61%）と、婦人科検診は従業員・家族(被扶養者)とも対象年齢を全年齢とし、がんの早期発見に努めていることが特徴です。

検診の対象者は前回の検査から一定の条件で抽出し、システムから当年度の受診を勧奨する（がん検診の）「コール・リコール」※と呼ばれる取り組みをしています。さらに、がんに関する知識を正しく理解して受診につなげるために、毎年従業員へ「がん教育：eラーニング」を実施しています。

※ コール・リコール：受診歴データから対象者を抽出し、システムから自動で受診勧奨メールを送る仕組み

がん検診（経年受診率※）

検査項目	胃部内視鏡	大腸内視鏡	肺がん健診 (CT)	乳がん健診 (乳房超音波)	乳がん健診 (マンモグラフィ)	子宮がん健診 (頸部細胞診)	腹部超音波検査
経年受診率 (%)	71.1	61.5	33.7	56.7	26.6	65.5	84.8

※ 経年受診率：がん検診の項目毎に受診して欲しい年数間隔を設定し、その年数内に受診した人数を対象者数で除したもの

※ 2021年1月1日付けで譲渡手続きを完了した映像事業のデータは含まず

がん検診制度

検査項目	対象	健保費用補助	受診勧奨※年
胃がん（内視鏡）	35歳以上	全額	2年に1回

検査項目	対象	健保費用補助	受診勧奨※年
胃がん (ペプシノゲン検査)	35歳以上	全額	胃内視鏡を受診しない年
大腸がん（内視鏡）	35歳以上	全額	3年に1回（40歳以上）
大腸がん (便潜血検査)	35歳以上	全額	大腸内視鏡を受診しない年
乳がん・子宮がん	全年齢女性	全額	2年に1回
前立腺がん (PSAマーカー)	50歳以上男性	全額	2年に1回
腹部超音波検査	40歳以上	全額	2年に1回
肺がん (肺ヘリカルCT)	40歳以上	半額（上限5,000円税込み）	個人の判断で受診

※ 受診勧奨：対象年齢から一定年未受診の人（受診推奨年を経過しても未受診）に対して実施

ココロの健康障害の防止(メンタルヘルス)

オリンパスおよび国内グループ会社では、以下の4つのケアを組み合わせて、予防措置から不調者対応、復職までを支援しています。

セルフケア	従業員本人へのeラーニングや、メンタルタフネスのセミナーなどメンタル教育の実施。 また新入社員、中間採用社員全員への面談を実施。
ラインケア	職場のマネージャーを対象としたメンタルヘルスのセミナーを開催するなど、従業員を職場でサポートする取り組み。
事業場内産業保健 スタッフによるケア	事業場内の産業保健スタッフによる相談対応と日常的なケアの実施。 また産業保健スタッフと人事部門が連携しての不調者の復職プログラムへの取り組み。
事業場外資源によるケア	外部の心理カウンセラーによる相談対応、セミナーの開催。

ほかにも保健師・看護師を対象として、臨床の現場から精神科医などの専門家を招いての研修会を実施するなど、従業員のこころのケアにつながる取り組みをしています。

法定ストレスチェックは、オリンパスおよび国内グループ会社を対象に一斉に実施しています。その受検率も95%近くで推移しており、結果による面談も適切に対応し、必要な方は個別フォローにつなげるなどの早期対応を図っています。今後もメンタル施策の一部として、効果的な活用を検討していきます。

禁煙に向けた取り組みの実施

オリンパスおよび国内グループ会社では受動喫煙防止に向けた活動として、全拠点において建屋内の全面禁煙を2020年3月末までに完了し、さらに2021年3月末には敷地内の全面禁煙を完了しました。その他、喫煙者への禁煙支援については、禁煙マラソンとして喫煙者に対して産業保健スタッフが卒煙できるように支援をしています。また、健康保険組合が全額費用補助をし「オンライン禁煙外来」）を提供しています。これら活動を通じて2021年3月末における喫煙率は16.9%まで低減しました。

喫煙率（オリンパスおよび国内グループ会社平均）※	
2018年3月期末（取り組み開始時）	22.0%
2019年3月期末	20.0%
2020年3月期末	18.4%

喫煙率（オリンパスおよび国内グループ会社平均）※	
2021年3月期末	16.9%

※ 2021年1月1日付けで譲渡手続きを完了した映像事業のデータは含まず

感染症に対する取り組み

感染症予防に対する取り組みとして、以下の活動を実施しています。

- ◆ 医療関連の従事者にはB型肝炎の抗原抗体検査および予防接種の実施
 - ◆ 医療施設へ訪問する全従業員に対しての感染予防教育の実施
 - ◆ 海外赴任時には帯同家族も含めて予防接種の実施（渡航地域により推奨するワクチンがあります）

例：A型肝炎、B型肝炎、破傷風または3種混合など
 - ◆ インフルエンザ予防接種費用の一部補助
 - ◆ 2020年3月期からは風しんの抗体検査を健康診断時にあわせて実施（1962年4月2日～1979年4月1日生まれの男性を対象とした厚生労働省の「風しんの追加的対策」への対応）
- 新型コロナウイルスへの当社の対応について（安全衛生を含む）

生活習慣病の予防

生活習慣病の予防として、特定保健指導の取り組みを推進しています。オリンパスおよび国内グループ会社の特定保健指導は各地の健康管理室に勤務している保健師・看護師が従業員と面談・指導しています。従来はマンツーマンでの運動指導に取り組んでいましたが、現在は運動啓発のための動画のオンライン配信などを活用しています。またこれらの運動啓発は全従業員対象にも行っており、このたびスポーツ庁が認定する「スポーツエールカンパニー2021」※に選ばれました。

また、社員食堂で保健師・看護師の発案によるヘルシーメニューを採用した事業場もあります。ここでは特定保健指導を受ける従業員の中から希望者向けにヘルシーメニューが考案、提供されました。

※ スポーツ庁では、従業員の健康増進のためにスポーツの実施に向けた積極的な取り組みを行っている企業を「スポーツエールカンパニー」として認定しています。「スポーツエールカンパニー2021」には、オリンパス テルモ バイオマテリアルとオリンパスメディカルサイエンス販売が同時に認定されています

各種健康増進活動・キャンペーンの実施

従業員の健康管理への意識醸成と活動支援を目的に、健康保険組合主導で、ポータルサイト「ウェルスポートナビ」を導入し、一人一人の健康管理活動の促進を図っています。この中では、健康キャンペーンを積極的に展開し、ウォーキング、年末年始の体重管理、禁煙、歯磨きなどのキャンペーンを実施しました。

事業場によっては社内で開催された運動セミナーの参加者が、継続した取り組みを行う同好会の結成につながるなど、実効的な取り組みを進めています。

治療と仕事の両立支援

療養者に対して生活の安定と治療通院の促進を支援し、モチベーション向上につなげるため、有給休暇やフレックス制度、在宅勤務制度などさまざまな支援制度を進めてきました。2020年4月から、さらに従業員をサポートする取り組みとして、厚生労働省が支援を推奨する疾病に対して、特別休暇を付与する制度の運用を開始しました。

海外駐在員の健康管理

海外に出向している駐在員は赴任時や帰任時に行われる法定の健康診断以外に、日本に一時帰国した際にも健康診断（人間ドック項目）を受けることができます。

担当の産業医、保健師・看護師を配置し、赴任時、帰国時の面談に加え、日常的な健康相談にも対応しています。ここでは駐在員本人だけではなく、その家族の健康管理もフォローしています。

また産業医による海外法人への現地訪問も定期的に行い、駐在員の健康管理活動の充実を図っています。

活動の例(日本を除く)

北米の取り組み

♦ 「Cigna Mental Health First Aid」トレーニング (Olympus Corporation of the Americas 米国)

Cigna Mental Health First Aid トレーニングは、精神疾患や物質使用障害の兆候を識別し、理解し、対応する方法を参加者に教えることを目的としています。このトレーニングでは、メンタルヘルスや物質使用の問題を抱えている可能性のある人に手を差し伸べて初期支援を行い、適切なケアにつなげるために必要なスキルを身につけることができます。

♦ 「New Year's Commit to Be Fit」ウォーキングチャレンジ (Olympus Corporation of the Americas 米国)

私たちは、「True to Your Life（あなたの人生に忠実であること）」を目指す雇用主でありたいと考えています。当社のウォーキングチャレンジは、健康的な生活文化に焦点を当て、それをサポートするものであり、従業員は1年を通して自分の健康とウェルビーイングに忠実であることを奨励されます。New Year's Commit to Be Fit」ウォーキングチャレンジは、1月18日から2月21日までの35日間行われました。この5週間のチャレンジでは、1日平均8,000歩を歩くことができました。

欧州の取り組み

♦ 大腸がん啓発への取り組み (Olympus Europa SE & Co. KG ドイツ)

Olympus Europa SE & Co. KGでは、従業員に対し早期発見・早期治療が重要な大腸がんの検査機会を提供しています。今回、地元のNPO団体と協力し、大腸がん検診の意識向上を目的に、社員向けイベントを開催しました。

♦ 禁煙プログラムの実施 (Olympus Europa SE & Co. KG ドイツ)

オリンパスとして従業員の健康は最重要視しており、Olympus Europa SE & Co. KG および Olympus Deutschland GmbHの従業員の禁煙に会社としてサポートしています。この支援は、電子タバコのユーザーにも適用され、該当の従業員からの申請にもとづき、禁煙セミナーへの参加費や治療費用を負担します。

中国の取り組み

♦ インフルエンザワクチンの接種 (Olympus (Beijing) Sales & Service Co.,Ltd.)

インフルエンザのシーズン到来に合わせ、例年通り、従業員の健康管理を重視し、会社負担にてインフルエンザワクチンの接種を実施しました。従業員が日常利用する医療機関で接種を受けた後、費用を会社に請求する形で対応しています。

アジア・オセアニアの取り組み

♦ 健康&ウェルビーイング委員会 (Olympus Australia & New Zealand)

長年にわたり、人事部と広報部がさまざまな健康・福祉活動を実施してきました。しかし、2021年3月期の初めに、OAZは現在のサービスを改善するだけでなく、より体系的な方法で従業員のウェルビーイングを促進・維持する必要性を認識しました。新型コロナウイルスの流行により、従業員の総合的なウ

ウェルビーイングを強力にサポートすることがいかに重要であるかが浮き彫りになりました。そこで、さまざまな部門や拠点の従業員からなる部門横断的な委員会が結成され、健康とウェルビーイングを組織全体の優先事項とすることに情熱を注いでいます。委員会は、ビジョン、ミッション、目的、戦略を策定しました。

♦ 「Olympus Western Seaboard 10,000 Steps」大会
(Olympus Australia & New Zealand)

新型コロナウイルスの流行により、2020年のほとんどの期間、OAZの従業員の大半は在宅勤務をしていました。そのため、ほとんどの従業員がオフィス周辺を歩いて活動する時間が少なくなり、社会的にも同僚から孤立してしまうなど、身体的にも社会的にもつながりにくい状況となりました。また、地域の外出制限が適用されていたため、多くの従業員はジムに通うなどの通常の運動をすることができませんでした。そこで健康＆ウェルビーイング委員会は、4週間かけて、西オーストラリア州のパースからブルームまでに相当する距離を、1人1日1万歩を歩くことで到達する全社大会を開催し、チーム対抗で競い合いました。この取り組みにより、社員は自宅周辺の歩数を増やしたり、新型コロナウイルス禍のロックダウン中に許可されている範囲で屋外を歩いたりするようになり、また、切磋琢磨することで社会とのつながりを深めることができました。

♦ 政府による新型コロナウイルス予防策への支援
(Olympus Medical Systems India Private Limited)

新型コロナウイルスの感染が驚くほどのスピードでインド全土に広がっている中、OMSIはグルガオン地域のハリヤナ州政府に新型コロナウイルスの予防と治療管理の支援を行いました。具体的な支援は次のとおりです。

1. 抗原検査キット
2. ウィルス輸送媒体キット
3. 新型コロナウイルス検査キャンプを設置するための天蓋付きテント12個
4. 新型コロナウイルスサンプルの輸送および検査技師のグルガオンの各キャンプへの送迎に使うミニバン3台のレンタル（2021年1月、2月、3月）

基本的な考え方

人材開発の基本的な考え方

オリンパスグループは、長期的視点における最も重要な経営資源は「人」であると考え、誠実・共感をもって従業員一人一人を尊重するとともに、経営環境の変化に対してはグローバル・グループ一体となって結束し俊敏に対応できる組織を目指しています。そのためには、一人一人がグループ共通の理念や価値観を深く理解し、グローバルで活躍するためのスキル、そして高い専門性を有し、リーダーシップを発揮していくことが必要だと考えています。また、こうした従業員の持つ意欲と活力を信頼し、その個性と能力が最大限生かされるよう適所に適材を配置することも重要だと考えています。

この実現に向けて、オリンパスでは全世界同時にCore Value Weekを開催するなど理念・価値観の浸透、活性化へ向けた活動を行うほか、社内教育においてグローバル・グループ共通でスキルトレーニングプログラムを、そして非英語地域に向けては語学学習プログラムを展開しました。また経営戦略の遂行に必要となる職務を定義し、グローバル共通のタレント・マネジメントシステムを導入しました。重要ポジションから順にサクセッション・プランニング（後継者育成計画）の稼働を開始し、国籍を問わず適切な人材が活躍し、高い専門性を発揮し続ける体制の整備を進めています。

この他にも、グローバル共通のリーダーシップ・コンピテンシー・モデルを定めたほか、リーダーシップの発揮を支援するためのリーダーシップ・アカデミー、1on1支援、オンボーディングプログラムなどの整備を行い、従業員が高いパフォーマンスを発揮し続けるための文化醸成、人材開発のための取り組みを検討・改善し続けています。

推進体制・制度

人材開発推進体制

これまでオリンパスグループが取り組んできた各地域の人材開発体制に加え、グローバルでの最適な人材開発を推進していくため、人事組織の体制をグローバルと各地域（リージョン）でミラー編成とし、連携を高めました。またHRビジネスパートナーと呼ばれる機能・事業組織担当の人が事業や機能組織のリーダーたちとの連携も高めることで、グローバルでの一貫性を持つだけでなく地域やビジネス個別状況にも合わせて、各種人材開発施策の効率、効果の最大化を図っています。

グローバルの人事と地域の人事が連携を高めながら取り組むことで、グローバル共通プログラムの多言語対応による効率化や、地域ごとの既存プログラムとの連動による効果向上、事業や機能組織のリーダーたちとの連携による事業・組織課題の解決、専門性の向上などに効果を発揮しています。

研修・教育体系

オリンパスグループでは「Leaders Developing Leaders」をキーフレーズとして、重要ポジションからサクセッション・プランニングの稼働を開始したほか、新たにこれからリーダーに期待される行動としてグローバル・リーダーシップ・コンピテンシー・モデルを定め、リーダーシップの発揮と能力開発を支援するための取り組みを開始しました。また、2019年より開始したグローバル共通スキルトレーニングプログラムの展開も計画通りに進行し、2020年3月をもって全管理職へのトレーニングが完了。さらなる展開、定着に向けた準備を進めています。

また、オリンパスおよびオリンパスメディカルサイエンス販売では、学習管理システム「オリンパスカレッジ・プラス」等を用いたeラーニングや集合型研修による専門スキルトレーニングやコンプライアンス教育など、かねてから年間数百タイトルに上る学習機会を従業員に提供してきましたが、昨今のオンライン環境の発展に合わせ、さらに効果的・効率的な能力開発の仕組み作りに取り組んでいます。具体的には、集合型研修のオンライン化による移動コストの削減、新たな社内スタジオの設営、既存プログラムの動画化・オンデマンド化による利用率向上、さらにこれらを組み合わせた反転学習による学習効果向上などを実現してきました。また人事関連システムのグローバル統一化に合わせ、さらなるコンテンツの拡充や学習効果、利用効率の向上に取り組んでいます。

ものづくり人材育成制度

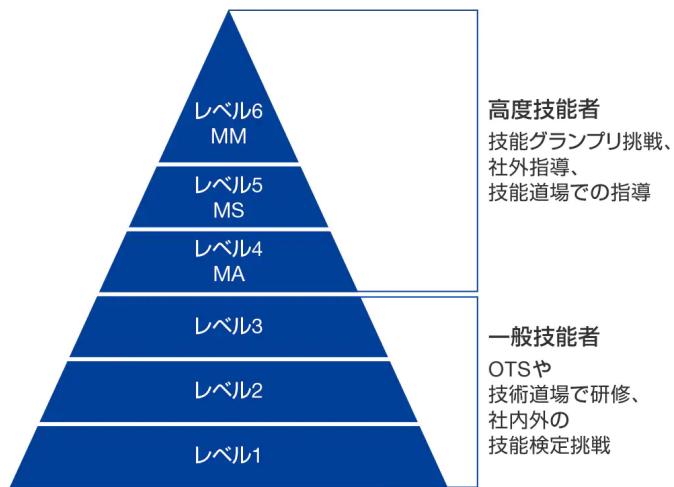
オリンパスグループは、製造現場の技能者は付加価値を生み出す重要な源泉と考えています。

日本の製造拠点では、機能研修プログラムの一つとして「ものづくり人材育成制度」を実施し、業務で必要となる技能レベルを6段階に区分し、計画的にレベルアップを図っています。レベル1の新入社員からレベル3までを一般技能者とし、レベル4以上は高い技術技能を持つ「高度技能者」として認定します。レベル4を「Manufacturing Advisor (MA)」、レベル5を「Manufacturing Supervisor (MS)」、そして、最高位のレベル6を「Manufacturing Master (MM)」と称しています。新入社員からMMに至るまで、レベルに応じた育成を計画的に行ってます。2021年4月1日時点の高度技能者数は150名です。

また、認定を目指すトレーニングプログラムや上位認定者の助言を受けられる制度も設け、個人のモチベーション向上を図っています。

さらに、医療関連製品の製造を担うOlympus Vietnam Co., Ltd. では、接着とはんだ付けの作業をするための資格認定制度なども採り入れ、グローバルな製造体制の構築に資するよう研修・教育制度の充実に努めています。

高度技能者育成制度の技能レベル(日本の製造拠点)



多様性と機会均等

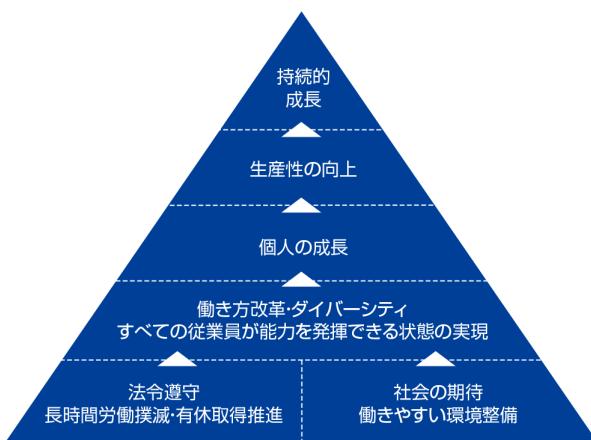
- ▼ 基本的な考え方
- ▼ ワークライフ・インテグレーション
- ▼ 働き方改革
- ▼ 働き方改革の期待効果
- ▼ 人事評価制度
- ▼ 福利厚生制度
- ▼ 女性の活躍推進
- ▼ 次世代法に基づく行動計画
- ▼ 仕事と育児の両立支援
- ▼ 女性活躍推進法に基づく行動計画

基本的な考え方

グローバルに事業を推進するオリンパスグループにとって、多様な人材の活用は、事業にも大きな影響を与えるものです。人事戦略のあらゆる面において、多様性の観点を基本において施策を進めることですべての従業員満足を向上させることができるものと考えています。

以前より取り組みを進めてきた女性に対してだけでなく、障がい者、介護や治療との両立者、性的少数者（LGBT等）など、さまざまな事情を抱える従業員が能力を発揮し活躍できる環境を整えていきます。

オリンパスグループの持続的成長に向けた人材活用の考え方



制度・仕組み

ワークライフ・インテグレーション

オリンパスグループは、多様な人材がそれぞれのライフイベントにかかわらず、積極的にキャリアを継続できるよう、2011年からオリンパスおよび国内グループ会社を対象にワークライフ・インテグレーション活動を推進しています。これは、仕事と生活の両立を実現するワークライフ・バランスの施策を発展させ、仕事と生活の相乗効果をもたらすことを目標としており、（1）ダイバーシティの推進（[多様性と機会均等](#)）、（2）次世代育成支援（[多様性と機会均等](#)）、（3）労働生産性向上、（4）健康増進（[労働安全衛生](#)）の4つのテーマでさまざまな施策、制度を導入しています。

また、2016年3月期から、職制向けのワークライフ・インテグレーション研修を継続的に開催しており、多様な人材を生かすマネジメントについての理解浸透に取り組んでいます。2018年3月期にはワークライフ・インテグレーションの制度紹介や活用事例について冊子にとりまとめ、両立のノウハウを提供するとともに利用促進に取り組んでいます。



働き方改革

オリンパスおよび国内グループ会社では、経営・事業基盤の強化や体質改善に向けた業務改革推進のために、業務改革プロジェクトを2016年7月に開始しました。2020年は新型コロナウイルス感染症対策をきっかけに働き方を見直すプロジェクトを人事部門内に立ち上げ、オリンパスの新しい働き方の基本方針を策定。その方針に基づき、IT部門・セキュリティ部門など関係部門と連携しながら、在宅勤務制度や通勤手当の在り方、オフィスのあるべき姿、IT技術の活用などについて検討を実施。自律的な働き方を基本として、従業員一人一人が高い専門性を発揮して成果を挙げるハイパフォーマンスな組織文化、働く喜びと成長機会にあふれた会社の実現に向けて、働き方・環境整備の取り組みを進めています。

働き方改革の期待効果



2020年6月より、在宅勤務制度をより多くの従業員が活用できるよう、適用対象の資格要件を排除し、制度利用の事由を育児・介護に限ることなくオリンパス全正社員へと拡大しました。

少しずつ対象を拡大し、課題を抽出しながら制度導入をしてきたため、新型コロナウイルス感染症対策として2020年3月より一斉在宅勤務となった際にも、大きな混乱もなく運用することができました。一方で、コミュニケーションツールは当初の予定を前倒して2020年4月にMicrosoft 365を導入しています。さらに、出社と在宅勤務を組み合わせたハイブリッドな働き方を推進するため、2021年4月には従来の在宅勤務制度の対象者・上限日数・就労場所を見直してテレワーク勤務制度に改定しました。また年次有給休暇の時間単位取得やサテライトオフィス導入など、時間や場所にとらわれない、より柔軟な働き方を実現できる環境を整えています。

また、主体性を重視する職場風土の醸成や効率の向上および心身のリフレッシュ促進を目的として、コアタイムに就業していれば出社時間と退社時間を自由に決められるフレックスタイム勤務制を導入※しています。2020年6月よりコアタイムを従来より短い11:15～13:30に改訂しています。

※ 通常勤務が望ましいと思われる業務に携わる方は対象外となる場合があります。

人事評価制度

オリンパスおよび国内グループ会社では、従業員が主体的に業務や能力開発のテーマを考え、目標に向かって成長していくよう、各社に応じた目標管理・評価制度を活用しています。従業員は、定期的に上司と面談し、定量的・定性的な目標の達成度を確認するとともに、翌期の目標を立てていきます。こうした面談を繰り返しながら能力向上を図ることで、一時的な業績向上だけでなく、従業員個人と会社が中長期的な成長を目指し続けることができます。

さらに一部の上位管理職については、グローバル共通の尺度で目標設定・評価をしていくことで、グループ一体経営の強化・促進をしています。

福利厚生制度

オリンパスグループは、各国地域に合わせた福利厚生制度の充実を図っています。

オリンパスおよび国内グループ会社では、医療・育児介護・自己啓発などに関わる従業員の費用負担を軽減する福利厚生メニューを用意しています。特に、訪問介護・訪問入浴・ベビーシッター・託児所・語学学習については、重点施策と位置づけ、より手厚い支援を行うなど補助が必要な従業員や自己啓発意欲のある従業員を支援しています。

主な福利厚生制度

制度	内容	対象
年金	法規制に基づいた制度加入	オリンパスグループ
育児休暇	法定日数を上回る休暇	オリンパスグループ

推進体制・取り組み

オリンパスおよび国内グループ会社で、多様な人材の活躍を支える制度、施策を適切に立案・運用していくために、人事部門が中心となって従業員や労働組合との対話の場を設けています。2018年3月期より推進体制を強化するためにダイバーシティ専任組織を設立しました。2021年4月より、多様性が尊重される組織風土や文化の醸成をより推進していくため、組織開発部門の中でその役割を担い、取り組んでいます。

- 米州におけるダイバーシティ & インクルージョン
- Olympus Corporation of the AmericasにおけるD&Iの取り組み ■

性的少数者の理解と支援の促進に関しては、専用相談窓口の設置、理解促進セミナー、LGBTウイークの開催（Eラーニングや映像上映会を通じた従業員の理解促進）、有志によるLGBT ALLYの立ち上げといった多様な活動を推進しました。これらの活動の結果、日本におけるLGBTQに関する取り組みの評価指標「PRIDE指標2021」において「シルバー」認定を取得しました。

- LGBTQに関する取り組み評価指標「PRIDE指標2021」において「シルバー」認定を取得 ■

女性の活躍推進

採用および昇格・昇給において、性別による差別ではなく、高い専門能力とモラルを兼ね備えた人材を積極的に活用しています。オリンパスでは、2021年4月末現在、75名の女性管理職が活躍しており、管理職候補の女性従業員も252名に上るなど、年々女性の比率が高まっています。

ライフィイベントとキャリア形成を両立するための福利制度を設定するだけでなく、仕事と育児・介護の両立の理解促進のための冊子の作成・配布を行い、各部門におけるワークショップも実施するなど、制度の利用も積極的に促しています。

2020年3月期には女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を新たに策定しました。2016年策定の行動計画に沿って施策を行った結果、女性活躍の比率の改善が認められたため、2019年策定の行動計画では、「目標」の基本内容は維持し、さらなる活躍を期待してキャリアアップを促す施策の強化を行いました。多様な人材のマネジメントについて学ぶ管理職向けワークライフ・インテグレーション（WLI）研修、女性管理職の登用を促進するための管理職候補者の育成研修、女性社員の育成を目的としたメンター制度や、復職後の早期業務立ち上げなどを目的とした育児休業復帰後研修は継続して行います。

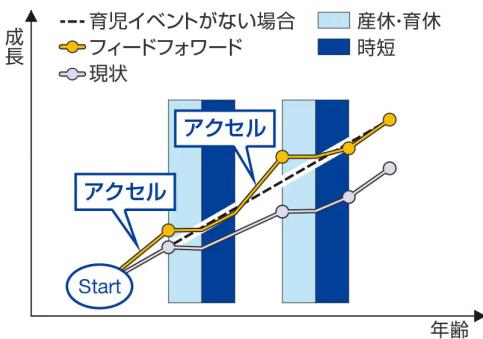
2021年3月期は育児休業中の従業員に対してネットワークを作る場をオンラインで提供しました。

2020年4月からは仕事と治療が両立できる制度の運用を開始し、がんや難病、不妊治療等の治療時に特別休暇を利用することで、WLI実現を図っています。

また、2021年3月には国際女性デーに合わせた社内イベントを開催しました。社長メッセージを皮切りに、CAOと人事執行役員のタウンホールミーティング開催、社外有識者講演や社内ロールモデル講演を複数行い、多様な人材が活躍できる風土の醸成に向けて取り組んでいます。

ライフィイベントをあらかじめ想定し、早めに経験や機会を与えるというフィードフォワードの考え方により、女性のキャリア形成を支援しています。

フィードフォワードの考え方



次世代法に基づく行動計画

オリンパスでは、次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づいて、一般事業主行動計画を策定しており、2021年4月に更新しました。事業場内に保育施設を設置するなど次世代育成支援の雇用環境整備に取り組んでいます。2018年9月には日本の製造拠点として初めて白河事業場内に、2020年6月には従業員数が最も多い八王子事業場内に保育所を開所し、育児と仕事を両立するワークライフ・インテグレーションを推進しています。

また、海外グループ会社においても、例えば米州では「Olympus America Child Care Center」という託児施設を運営することで、働く両親の仕事と育児の両立を促進しています。

国内グループ会社の会津オリンパス、白河オリンパスでは、福島県のワーク・ライフ・バランス推進のための取り組みの一つである「イクボス宣言」に登録しています。

※ イクボスとは：職場とともに働く部下のワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司のこと。

› 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

仕事と育児の両立支援

オリンパスでは、産前産後休業・育児休業、看護休暇（日数、時間単位取得）、所定外労働の免除について法定通りの取得が可能なほか、労働時間短縮に関する規定は、法定よりも長く子が3歳以降でも取得が可能です。また出産した女性社員および健康保険の被扶養者である配偶者が出産した男性社員には健康保険から出産育児一時金が支給されます。

このほか、以下の形で仕事と育児の両立支援に取り組んでいます。

くるみん

次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づき、行動計画を策定した企業のうち、行動計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。

オリンパスおよび国内グループ会社はこれまで、次世代法に基づく行動計画を策定し、取り組んできました。そしてオリンパス株式会社では2016年と2019年に、オリンパス テルモバイオマテリアル株式会社は2018年、オリンパスメディカルサイエンス販売株式会社では2020年に「くるみん認定企業」として厚生労働大臣から認定されています。



えるばし

女性活躍推進法に基づき、行動計画を策定した企業のうち、行動計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、女性の活躍推進に関する取り組みの実施状況等が優良な企業として、厚生労働大臣の認定（えるばし）を受けることができます。

オリンパスでは、2019年に「えるばし3段階目」として厚生労働大臣から認定されました。



女性活躍推進法に基づく行動計画

オリンパスおよび国内グループ会社は、2015年8月に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づいて、一般事業主行動計画を策定しています。

女性社員の育成を目的としたメンター制度の展開や、女性リーダーの育成に向けた研修の実施を以前より継続してきたことで、女性管理職が計画に対して順調に増加しています。白河・八王子事業場内への託児所の開設、在宅勤務制度および育児に伴う時間短縮勤務制度の対象者拡充、さらに2020年4月より不妊治療など継続した治療が必要な疾患と仕事を両立するための制度を策定しました。育児休職中も会社の情報に触れてキャリアを意識できる女性情報交換データベースの全社導入など、仕事と生活の両立を実現する環境整備も着実に進捗しています。

さらに、採用活動における広報強化や女性向け企業説明会の実施など、訴求の機会を拡充することで、女性採用比率も年々増加しています。

➤ [女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画](#)

医療発展への貢献
新興国における医師育成支援

オリンパスの内視鏡は、世界各国で診断治療に使われ、世界中の人々の健康と安心に貢献しています。

なかでも、アジアの新興国では、近年の急激な経済成長により、がんなどの生活習慣病が増加しており、その対策が急務となっています。

オリンパスは、日本の優れた医療技術やサービスを普及させることで現地の健康水準の向上に寄与すべく、日本の国際協力機関や学会とともに、オリンパスだからこそできる企業市民活動として「内視鏡外科手術の医師育成支援」に取り組んでいます。

その取り組みは、タイ、インドネシア、ベトナム等に拡がっており、現地の人々の健康と幸せな生活の実現に貢献しています。



医療発展への貢献
医療業界団体への参加

オリンパスは、グローバル・メドテックカンパニーとして、各国・各地域の医療業界団体に参加し、医療産業の発展に貢献しています。会費は、会社の規模や事業規模に応じて団体ごとに定められています。

団体名称	会費納入額		
	FY2019	FY2020	FY2021
(一社) Medical Excellence JAPAN	¥1,500,000	¥1,500,000	¥1,500,000
Advanced Medical Technology Association (AdvaMed)	US\$566,595	US\$591,440	US\$590,262
Medical Alley Association	US\$7,500	US\$7,500	US\$8,000
Medtech Europe	134,354 €	119,533 €	122,000 €
The Asia Pacific Medical Technology Association (APACMed)	US\$40,000	US\$50,000	US\$50,000
(一社) 電子情報技術産業協会（JEITA）※全社からの納入合計	¥9,396,000	¥8,004,960	¥9,694,300
日本医用光学機器工業会	¥3,575,550	¥3,575,550	¥3,650,350
(一社)日本医療機器テクノロジー協会	¥1,200,000	¥1,200,000	¥1,700,000
(一社)日本医療機器工業会	¥444,000	¥444,000	¥444,000
(公財)医療機器センター附属 医療機器産業研究所	¥400,000	¥400,000	¥410,000
(一社)日本医療機器産業連合会	¥300,000	¥300,000	¥300,000

社会的インパクト評価(がん啓発)

オリンパスグループのグローバルながん啓発活動

オリンパスグループは、胃がん・大腸がんの検診・早期発見・治療の分野で主要製品を提供する世界をリードするメドテックカンパニーとして、大きな社会的責任を負っています。「人々の健康と幸せな生活の実現」のためには、革新的な製品を提供するだけでは十分ではありません。

オリンパスグループは、将来がん患者になり得る一般市民の方々やNPOなどのパートナーに対し、効果的で影響力のあるがん啓発活動をグローバルに展開することで、関連する社会的課題に取り組んでいます。また、従業員を対象とした社内啓発活動も行っています。

オリンパスグループのがんに対する啓発活動は、地域社会や従業員のがん予防・早期発見に関する意識や知識の向上を目的として、医療分野における社会変革に積極的に貢献していきます。

さらに、がんに関する啓発活動だけでなく、治療中の患者さんやそのご家族の心を癒すウェルネス活動にも力を入れています。

がん啓発活動のロジックモデル

オリンパスグループのがん啓発活動は、以下のようなロジックモデルに沿って実施することで、ステークホルダーに最大の価値を提供します。

➤ がん啓発活動のロジックモデル (PDF形式: 608.7KB)

2021年3月期の成果

オリンパスグループは、新型コロナウイルスによって世界中で規模や機会が制限される状況において、2021年3月期は以下のようない活動を行いました。

地域	がん啓発（回数）	次世代教育支援（回数）
日本	3	5
アメリカ	8	1
EMEA	4	-
中国	2	2
韓国	7	-

➤ 日本

➤ アメリカ

➤ EMEA

➤ 中国

➤ オーストラリア・ニュージーランド

➤ 韓国

行政やNPOと連携した胃がん・大腸がん検診受診率向上の啓発活動

オリンパスグループは、がんの早期発見・早期治療により、がんで命を落とす人を減らすために、胃がん検診や大腸がん検診の受診率向上を支援しています。がんについての正しい知識を多くの国民が得ることで、がんの早期発見・早期治療のために定期的にがん検診を受け、がんの疑いがある人には精密検査を受けてもらうことを目指しています。日本では、公的な医療機関が市民のためにがん検診を行っています。行政が市民向けにがん検診の案内を送付する際には、オリンパスグループが作成した内視鏡検査説明小冊子を同封しています。大腸がん検診の啓発のために、オリンパスグループはNPO法人ブレイブサークル運営委員会の活動を支援し、大腸がん啓発キャンペーンに協賛しています。また、一般の方のがん検診や精密検査の受診状況を把握するために、日本全国で意識調査を行っています。さらに、健康応援サイト「おなかの健康ドットコム」を活用して、がんの早期発見・早期治療の重要性に対する啓発を図っています。オリンパスグループは意識調査の分析結果を公開することで、がん対策に携わる方々にとって有益な取り組みを行っています。



大腸トンネル



内視鏡ハンズオン

米州全域で大腸がん啓発活動を推進

Olympus Corporation of the Americas (OCA) では、3月の「全米大腸がん啓発月間」をはじめ、年間を通じて、大腸がんやオリンパスグループの予防・発見・治療への取り組みについて、社内外で啓発活動を行っています。大腸がんに対するオリンパスグループの果たすべき役割を従業員に理解してもらうとともに、早期発見の重要性や推奨する受診年齢を一般の方々に知ってもらうことを目的として、予防法や受診、救命処置についての教育を行っています。また、主要なパートナーシップを通じて、大腸がんの医療現場に関わる組織を支援し、十分なサービスを受けられない地域へのアクセスを提供しています。当社の目標は、大腸がんによる死者数の減少、大腸がんと検診に関する一般の方々の認識の向上、この活動を支援するための従業員の取り組みの啓発という3つから成り立っています。



ドレスインブルー



大腸トンネル

大腸がん予防活動を支援

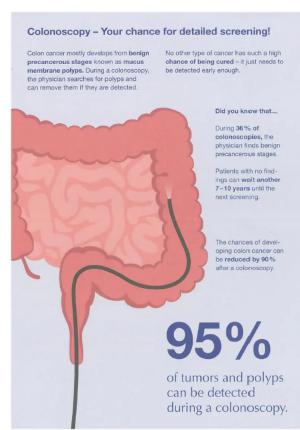
EMEA地域で、オリンパスグループは大腸がん予防の啓発活動を支援しています。

これにより、従業員に検診や早期発見に関する情報や知識の重要性を認識し、関心を持ってもらうことを目的としています。OEKG（Olympus Europe SE & Co.KG）では、従業員向けの教育コミュニケーションや活動を定期的に実施するとともに、外部から基調講演を行ってもらう専門家を招いて情報提供を行い、従業員が積極的に予防対策に取り組むことができるよう働き掛けています。また、検便キャンペーンの一環として、従業員に直接予防策を紹介しています。

このような活動を通じて、将来がん患者になり得る一般市民の方々や社会に最大限の恩恵をもたらすことを目指しています。そのため、がんに苦しむ若い患者さんにとって意義のある効果的な貢献をするために、非営利団体と協力して支援を行っています。



従業員向けリーフレット



従業員向けリーフレット

中国におけるがん啓発プロジェクト「胃のケア月間」

このプロジェクトの目的は、消化器系がん検診に対する国民の意識を高め、中国における内視鏡検査の受診率を向上させることです。

2010年からスタートした「胃のケア月間」キャンペーンは、毎年11月から1月にかけて実施されています。消化器系がんの予防と治療に関する知識を一般の方々に広め、内視鏡検査に対する恐れを軽減するため、さまざまな活動を行ってきました。活動内容は、講演会（オンラインおよびオフライン）、ロードショー、メディアプロモーション、各種資料などです。

これらの活動は、早期がん検診の重要性を理解してもらい、実際に内視鏡検査を受けてもらうため、人々に知識と情報を提供することを目的としています。

私たちが対象としているのは、社内と社外、つまり従業員と一般市民に分けられます。社内外で適切な成果を得るために、異なるアプローチを採用しています。



導入イベント



教育用ビデオ

オーストラリア・ニュージーランド

さまざまがん啓発活動

OAZ（Olympus Australia Pty Ltd.およびOlympus New Zealand Limited）は、がんに関する啓発活動をさまざまな形で行っています。OAZは、非営利団体を含むNGOとの提携により、4つの重要な取り組みを実施しています。

1つ目の取り組みは、一般の方々に教育の機会を提供することです。2つ目の取り組みは、地域での意識を高めることです。3つ目は、NGOのキャンペーンを支援するために、資金や機材を提供することです。最後に、Australian and New Zealand Gastroenterology International Training Association (ANZGITA) を支援することで、新興国に専門的な教育の機会を提供することです。

これらの活動に参加することで、OAZは3つの大きな成果が得られることを期待しています。

1. がんに対する認知度の向上

2. 地域社会との交流の促進

3. 新興国での患者の医療の改善

これらの成果は、将来的により大きな地域社会への影響力のある貢献に、自然とつながっていくと考えています。



子ども向けテレビ番組より



モーニングティー

がん患者に寄り添う「Going-on」キャンペーンを展開

早期がん検診と治療技術の開発により、がん生存率が向上（国内がん生存率70.4%）しているにもかかわらず、私たちの社会はがん患者・生存者を受け入れていません。OKR（Olympus Korea Co.Ltd.）は、がん患者の社会復帰を支援する「Going-on」キャンペーンを展開しています。このキャンペーン名には、がんと診断されても美しい生活が続くという意味が込められています。

「Going-on」キャンペーンには、がんを克服した方々をサポートするためのいくつかのプログラムがあります。

例えば、「Going-on Studio」は、がん患者を対象とした映像コンテンツ研修プログラムで、映像の企画・撮影・編集のスキルを学ぶ機会を提供しています。

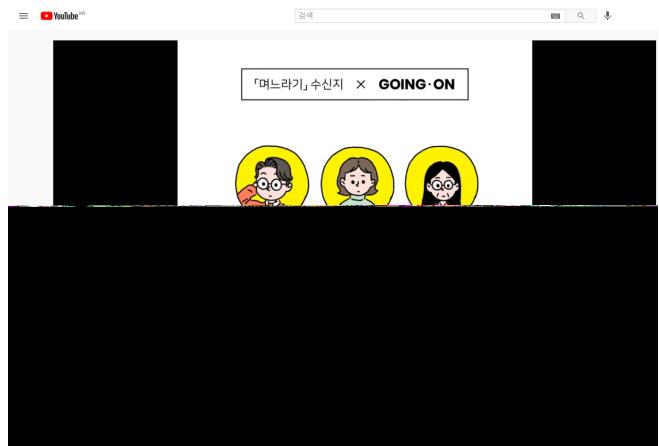
「OLYM#コンサート」は、がんを克服した方とその家族が文化や芸術を楽しむ機会を提供することで、精神的な安定と生活の質の向上を図ることを目的とした特別なコンサートです。

「Going-on」キャンペーンは、「Going-on Talk」、「Going-on Harmony」、「Going-on Diary」、社員参加型の「Going-on Walk」など、多くのプログラムで構成されています。

「Going-on」キャンペーンの目的は、意義のあるCSR活動を通じて、がんを克服した方々の心の健康と生活の質を向上させることにあります。これからも時間を掛けて、がんと診断された方をさらにサポートするための追加プログラムの実施を検討していきます。



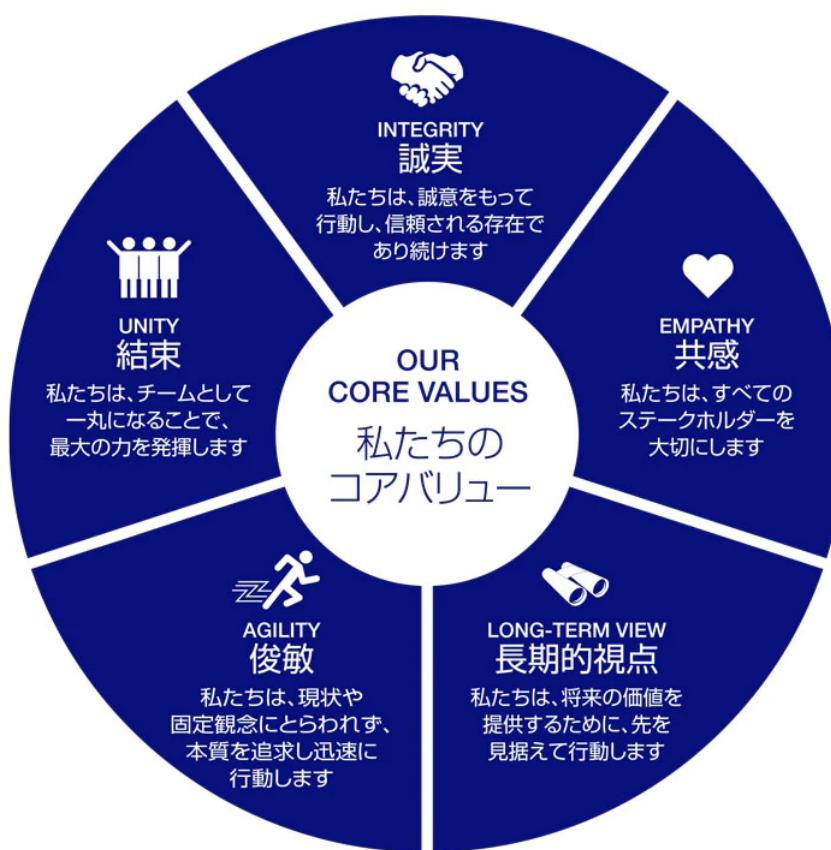
Going-on Studio



「Going-on Studio」 YouTube

経営理念

私たちの活動のすべては、経営理念である「Our Purpose 私たちの存在意義」と「Our Core Values 私たちのコアバリュー」に基づいています。



Our Purpose 私たちの存在意義

Making people's lives healthier, safer and more fulfilling

世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現

最先端の医療や生命科学の研究に貢献する。人々の安全を守り、安心して暮らせる社会を支える。事業活動を通じて世界の人々、社会の根源的な要請に応え、広く社会に貢献する。これこそがオリンパスが存在する理由です。

Our Core Values 私たちのコアバリュー

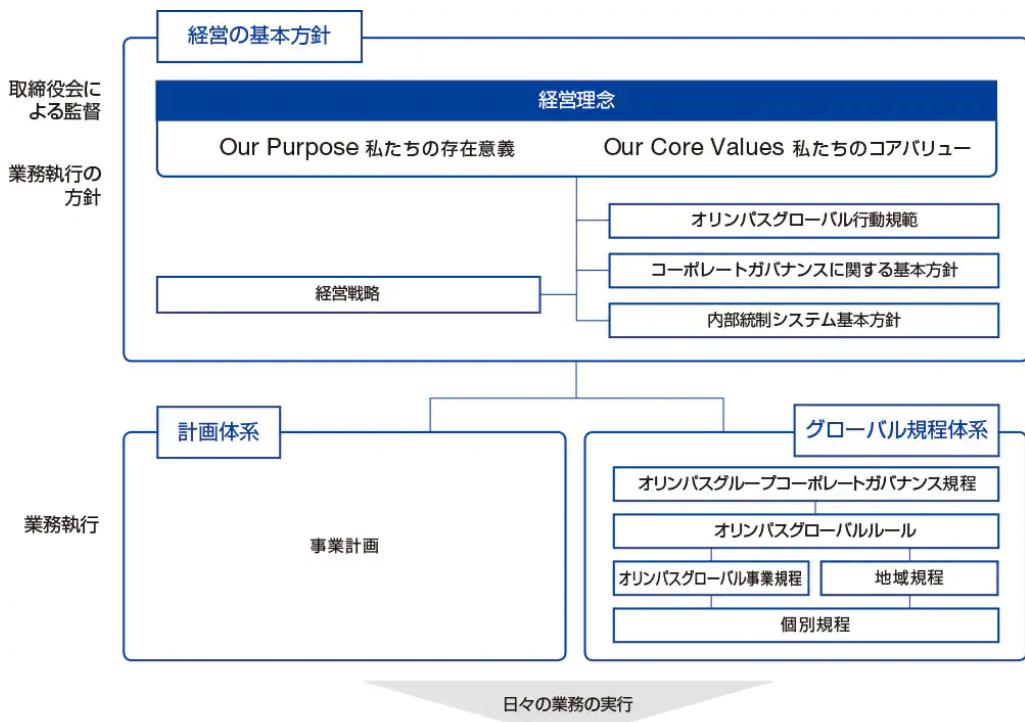
Integrity, Empathy, Long-term View, Agility, and Unity

誠実、共感、長期的視点、俊敏、結束

オリンパスで働くすべての従業員が同じ価値観を共有し、日々の業務に取り組むことで、「Our Purpose 私たちの存在意義」を全うします。

経営理念体系

オリンパスグループは「経営理念体系」として、経営理念を頂点とする「経営の基本方針」を定め、さらに業務執行の具体的な指針類を「計画体系」および「グローバル規程体系」の2つのフレームに整理しています。



関連リンク

- › 経営理念
- › 経営戦略
- › オリンパスグローバル行動規範
- › コーポレートガバナンスに関する基本方針 (PDF形式: 299.6KB)
- › 内部統制システムの基本方針

コーポレートガバナンス

› コーポレートガバナンスに関する基本方針 (PDF形式: 299.6KB)

当社は、コーポレートガバナンス・コードの原則を踏まえた「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を策定しており、その内容は当社取締役会で承認しております。

› コーポレートガバナンス報告書 (2021年6月24日更新) (PDF形式: 1.6MB)

当社は、当社のコーポレートガバナンス状況を取りまとめた「コーポレートガバナンス報告書」を東京証券取引所に提出しております。

› コーポレートガバナンス体制

取締役会の構成や、社外取締役の役割など、業務執行を適切に監督し、経営の健全性を確保するための企業統治の体制をご案内します。

› 取締役会

社外取締役の選任の理由や、経営への監督機能強化を目的とした取り組み、取締役会の実効性評価の結果概要等をご覧いただけます。

› 内部統制システム

当社および子会社の業務の有効性と効率性ならびに、財務報告の適正性と信頼性を確保するための内部統制の体制についてご覧いただけます。

› オリンパスグループ税務方針

税務課題に関してオリンパス関係者が実施すべき行動原則をグループ税務方針としてご案内します。

オリンパス株式会社

取締役 代表執行役 社長兼CEO 竹内康雄
問合せ先：IR部門バイスプレジデント 櫻井隆明

証券コード：7733

<https://www.olympus.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を以下のとおり「コーポレートガバナンスに関する基本方針」として策定しております。

【コーポレートガバナンスに関する基本方針】

□当社の経営理念

当社は、「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」をすべての活動の基本思想とし、株主をはじめとしたすべてのステークホルダーのために、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指す。

□コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、基本的にコーポレートガバナンス・コードの原則を実施し、株主に対する受託者責任および顧客、従業員、地域社会等のステークホルダーに対する責任、ならびに上記の当社の経営理念を踏まえ、実効性あるコーポレートガバナンスの実現をめざし、当方針を策定する。

1. 株主の権利、平等性の確保

①当社は、株主の権利を尊重し、また、株主の実質的な平等性を確保する。

②当社は、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行う。

③当社は、中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証のうえ当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断した上場株式を保有する。毎年、取締役会で個別の政策保有株式について、保有目的、保有に伴う便益、リスク等を総合的に勘案の上、保有の適否を検証し、保有に適さないと判断した株式については順次縮減する。政策保有株式について、株主としての権利を行使すべく、すべての議案に対して議決権行使することとし、政策保有先の中長期的な企業価値向上の観点から当該企業の経営状況を勘案し、議案ごとの賛否を適切に判断する。

④当社およびその子会社が関連当事者間取引を行う場合は、「職務権限規程」および関連する規程に基づき、各社の取締役会の承認を要することとし、さらに地域統括会社の承認を得るとともに当社へ報告する。

2. 株主以外のステークホルダーとの協働

当社は、経営理念である「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」のもと、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーとの適切な協働に努める。

ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、会社としての価値観を示しその構成員が従うべき行動準則を定め、実践する。具体的には、グループ全員の行動の拠り所として「経営理念」、「オリンパスグローバル行動規範」を策定し、当社グループに属するすべての役員および従業員に、広く浸透させる。

コンプライアンスの統括責任者としてチーフコンプライアンスオフィサー（CCO）を任命する。また、すべてのステークホルダーに対し、多言語で24時間対応可能なグローバル通報受付窓口を設置するとともに、各地域においても必要に応じ適切な内部通報制度を構築する。CCOは運用状況を定期的に監査委員会へ報告するとともに、必要に応じて取締役会に報告する。

3. 情報開示の充実および透明性の確保

当社は、経営理念である「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」をすべての企業活動の基本思想とし、すべてのステークホルダーから正しい理解と信

頼を得るために、経営方針、財務状況、事業活動状況、CSR活動などの企業情報を公正、適時適切かつ積極的に開示する。

4. 取締役会等の責務

①取締役会の役割

取締役会は、経営の基本方針や内部統制システムに係る事項その他の重要事項を決定し、取締役および執行役の職務の執行を監督する。

②取締役の資質

当社の取締役は、高い倫理観を有し、かつ、中長期的な企業価値を創造するために必要な経験、知識、能力を有し、自らの義務と責任を全うするために、取締役会に対して十分な時間を割く。

③取締役会の多様性

当社は、取締役会の構成については、国籍や人種、性別にとらわれず、経験、知識、能力等における多様性に配慮する。

④取締役会の規模

当社グループの規模および事業の内容から、定款に定める15名以内で取締役会の機能を効果的かつ効率的に発揮できる適切な員数を維持する。

⑤独立社外取締役

取締役会の監督機能を高める観点から、取締役の半数以上を独立社外取締役とする。独立性基準は指名委員会で定める。

⑥取締役会の議長

執行と監督の分離を図るために、取締役会の議長は独立社外取締役が務める。

⑦指名、報酬および監査に関する委員会

取締役会は、指名委員会、報酬委員会および監査委員会を設置する。

[指名委員会]

- ・指名委員会は、取締役および執行役の人事に係る事項を審議し、株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案の内容を決定する。
- ・指名委員会は、取締役会が取締役の中から選定した3名以上の委員で構成し、その過半数を独立社外取締役とする。また、委員長は独立社外取締役とする。

[報酬委員会]

- ・報酬委員会は、取締役および執行役の報酬に係る事項等を審議し、個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定め、その方針に従い、取締役および執行役の個人別の報酬等の内容を定める。
- ・報酬委員会は、取締役会が取締役の中から選定した3名以上の委員で構成し、その過半数を独立社外取締役とする。また、委員長は独立社外取締役とする。

[監査委員会]

- ・監査委員会は、次に掲げる職務を行う。
 - 1) 執行役および取締役の職務の執行の監査および監査報告の作成
 - 2) 会計監査人の選任および解任ならびに不再任に関する議案の内容の決定
 - 3) その他法令および定款に定められた職務およびその他監査委員会が必要と認めた事項
- ・監査委員会は、取締役会が取締役の中から選定した3名以上の委員で構成し、その過半数を独立社外取締役とする。また、委員長は独立社外取締役とする。かつ少なくとも1名は、財務、会計業務に関する豊富な知識を有する者とする。

⑧取締役の選任プロセス

指名委員会が取締役候補者を選任基準に照らして審議、面接して、株主総会に提出する取締役の選任・解任に関する議案の内容を決定する。

⑨CEOの後継者の育成とその決定

指名委員会は、CEOの後継者計画を策定し、定期的に見直しを行う。

後継者の決定は、指名委員会で社外を含む候補者が社長に相応しい資質を有するか審議を行い、取締役会に意見の陳述および助言を行い、取締役会で決定する。

⑩報酬制度

役員報酬（取締役および執行役の報酬）については、「企業価値の最大化をはかり株主をはじめとした様々なステークホルダーの期待に応える」という意識を強く持たせ、その責務にふさわしい処遇とすることを、基本方針とする。報酬委員会は、同方針に基づき、短期および中長期の業績と連動する報酬の割合を適切に設定することを重視し、役員報酬を決定する。

⑪取締役会の運営

取締役会の議題、時間および開催頻度は、重要事項の決定および業務執行の監督のために、必要かつ十分な議論が可能なように設定する。また、取締役会において建設的な議論・意見交換ができるように、取締役会の付議および報告議案について、取締役会出席者の事前準備に要する期間に配慮して、事前に資料を送付する。また、取締役会の開催スケジュールや予想される審議事項については予め決定する。

⑫社外取締役だけの会合

当社は、必要に応じて、社外取締役だけの会合を実施し、情報交換および認識共有を図る。

⑬取締役会評価

毎年、取締役会の実効性について、第三者の視点も含めた分析および評価を行い、その評価結果の概要を公表する。

⑭情報入手と支援体制

- ・当社は取締役に対して、その役割および責務が実効的に果たせるように積極的な情報の提供に努める。
- ・当社の社外取締役は、必要があるときまたは適切と考えるときにはいつでも、社内取締役、執行役および従業員に対して説明もしくは報告を求め、または社内資料の提出を求めることができる。
- ・当社は、指名委員会、報酬委員会および監査委員会ならびに各委員がその職務を適切に遂行することができるよう、適切な人員等を付与された事務局を設置する。

⑮取締役の研鑽

取締役は、その役割や責務を果たすために、知識の習得や更新等の研鑽に努める。また、当社は新任の社外取締役に対して、当社の事業所、工場見学や事業の勉強会等当社に関する知識を習得するために様々なプログラムを提供する。

5. 株主との対話

当社は持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、株主との建設的な対話を促進するための体制整備および取組みに関する方針を取締役会で定め、公表する。

株主との建設的な対話を促進するための体制整備および取組みに関する方針

1) 基本方針

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、CEOおよびCFOが中心となって株主との建設的な対話を積極的に実施する。IR機能がこれを補佐して社内における情報交換や株主から得た意見の経営陣幹部へのフィードバック等の体制を整備する。

2) CEOおよびCFOによる対話の方針

株主との対話全般については、CEOおよびCFOが中心となって建設的な対話の実現に向け、対応する。具体的には、株主との個別の面談に加え、四半期決算ごとに説明会、スマートミーティング、海外投資家との電話会議を実施するほか、定期的な国内および海外ロードショーの実施、証券会社主催のカンファレンスへの参加等、株主との直接の対話の機会を積極的に設けることとする。

3) IR機能によるIR活動の方針

IR活動を専門に担当するIR機能を設置し、株主との対話の充実に向けて積極的なIR活動を実施する。具体的には、株主の依頼に応じて随時個別の面談を実施するほか、個人投資家向け説明会や施設見学会といったIRイベントを定期的に実施する。また、ホームページ、統合レポート、株主通信、株主総会招集ご通知等を通じて株主に対して積極的な情報提供を行う。

4) IR機能による社内情報交換体制整備の方針

IR機能は、経営企画、内部統制、財務、経理、法務機能等と日常的に適宜情報交換を行い、必要に応じてプロジェクトチームを組むなどして、有機的な連携体制を取る。また、機関投資家を中心とする株主との対話から得た株主の意見および懸念については、必要に応じて、IR機能からグループ経営執行会議や取締役会において報告し、その内容について議論する。

5) 株主との対話におけるインサイダー情報管理の方針

インサイダー情報については、「インサイダー取引防止規程」に従い厳重な管理を行う。株主との対話に際しては、担当者に対してIR機能から改めて注意喚起を行うことで、インサイダー情報の漏洩を未然に防止する。

6) 本方針の改廃

本方針の改廃は取締役会決議によって行う。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則 1 – 4 政策保有株式】

- ・当社は「コーポレートガバナンスに関する基本方針」に則して対応しています。具体的には、取締役会において保有に伴う便益、リスク等を総合的に勘案し、保有の適否を個別銘柄ごとに検証、保有合理性のない株式について売却を進めています。2016年3月末時点で64銘柄680億円保有していましたが、2017年3月末時点で57銘柄279億円、2018年3月末時点では48銘柄269億円、2019年3月末時点では37銘柄189億円、2020年3月末時点では29銘柄145億円、さらに2021年3月末時点では18銘柄104億円まで縮減を進めました。
- ・当社が保有する株式の詳細については、有価証券報告書で公表していますのでご参照ください。

2021年3月期有価証券報告書 <https://www.olympus.co.jp/ir/data/pdf/annual153PA.pdf>

- ・当社の株式を政策保有株式として保有している会社から売却等の申し出があった場合には、売却等を妨げません。
- ・当社における上場株式の政策保有に関する方針および政策保有株式の議決権行使の基準は、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」1. ③に記載していますのでご参照ください。

【原則 1 – 7 関連当事者間取引】

当社および当社の子会社が関連当事者間取引を行う場合の手続きの枠組みは、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」1. ④に記載していますのでご参照ください。

【原則 2 – 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社の企業年金基金の運営は、資産運用委員会が、年金資産の運用に関する検討・立案を担当し、理事会・代議員会など複数の会議体への提案、審議を経て、その適性を確認したのち、オリンパス企業年金基金が執行しています。

オリンパス企業年金基金では、資産運用委員会・代議員会の承認を得た方針・ポートフォリオに沿って、投資信託・年金保険を配置し、実際のファンド運用は金融機関に委託し、その運用状況は、スチュワードシップ活動も含めて、四半期に一度の定期運用報告会にてモニタリングしています。また、資産運用委員会および代議員会は、人事、経理、財務各部門より当該機能の専門性を持った者および従業員代表で構成されており、専門性および受給者保護の観点から健全に年金資金の運用が確認できる体制を構築しています。

【原則 3 – 1 情報開示の充実】

当社では、法令に基づく適切な開示のほか、意思決定の透明性・公平性の確保と、実効的なコーポレートガバナンスを実現するため、以下について主体的な情報発信を行っています。

(1) 当社の経営理念および経営戦略

・経営理念

当社グループは、事業活動を通じて、健康・安心・心の豊かさといった世界の人々、社会の根源的な要請に応え、広く社会に貢献するという考え方を経営理念の「私たちの存在意義」として、「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」と示し、すべての活動の基本思想としています。

・経営戦略

当社は2019年1月に公表しましたとおり、創立100周年の節目を迎える中で、真のグローバル・メドテックカンパニーへの飛躍を目指し、企業変革プラン「Transform Olympus」を策定し、1. グローバル・グループ経営執行体制の構築、2. 人事マネジメントのグローバル統一、3. 医療事業の再編成（「Transform Medical」）、4. 取締役会メンバーの多様化、5. 指名委員会等設置会社への移行など、真のグローバル・メドテックカンパニーとして、当社グループ持続的な成長を可能とする基盤整備に取り組んできました。2019年11月には、真のグローバル・メドテックカンパニーとしての飛躍を遂げる第一步として、また、当社の経営理念である「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」のもと、より競争力のある、ハイパフォーマンスな企業文化の醸成や、顧客価値の創造を目指し、中長期の経営戦略を発表しました。

当社は、「世界をリードするメドテックカンパニーへと成長し、革新的な価値によって患者様や医療従事者などの顧客、医療機関、医療経済にベネフィットをもたらし、世界の人々の健康に貢献する」ことを本経営戦略における戦略的目標とし、事業の成長・収益性向上のためのコア要素を、以下のとおり定めています。

1. 事業ポートフォリオの選択と集中、2. 内視鏡事業における圧倒的位置の強化、3. 治療機器事業への注力と拡大、4. 次世代低侵襲手術市場のリード

- ・当社の経営理念および経営戦略の詳細については、当社ホームページや統合レポート等で公表していますのでご参照ください。

(2) 当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

- ・当社は、上記 1「基本的な考え方」に記載しましたように、コーポレートガバナンス・コードのそれぞれの原則を踏まえたコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を「コーポレートガバナンスに関する基本方針」として策定していますのでご参照ください。

(3) 取締役および執行役の報酬

- ・当社における取締役の報酬は、独立社外取締役を委員長とし、過半数を独立社外取締役で構成する報酬委員会で決定しています。報酬委員会では、賞与や株式報酬の構成も含め、業績連動部分については、短期および中長期のそれぞれの業績との連動について審議し、経営戦略のローリングのタイミング毎に見直しを行っています。経営陣幹部（取締役を兼務している執行役をいいます。以下同じ）の報酬は、上述のとおりです。

(4) 取締役および執行役の選任

・当社における取締役候補の選任および解任議案は、独立社外取締役を委員長とし、過半数を独立社外取締役で構成する指名委員会で取締役として相応しい経験・知見等を備えているかを審議し、決定しています。また、執行役の選任については、指名委員会で執行役として相応しい経験・知見等を備えているかを審議し選任案を策定した後、取締役会が執行役の選任を決定しています。なお、上席執行役員の選任については、社長および指名委員の社外取締役が同席する面接を経て、決定しています。

(5) 取締役の選任理由

・各取締役の選任理由およびスキルマトリックスは、定時株主総会招集ご通知の取締役選任議案参考書類および本報告書（P.9、および別表「取締役のスキルマトリックス」）において記載していますのでご参照ください。

2021年3月期定時株主総会招集ご通知

https://www.olympus.co.jp/ir/stock/pdf/meeting153p_02.pdf

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

当社は執行と監督を分離する方針のもと、取締役会に付議すべき事項は、取締役会が定める取締役会規程および取締役会付議・報告基準に規定し、それらは法定事項、定款所定事項等、経営の基本方針に関する事項や経営戦略等経営上の重要な事項からなっています。経営陣は取締役会で決定された経営の基本方針および経営戦略に即して事業遂行しています。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

取締役会は独立社外取締役の独立性を担保するための基準を定めています。詳しくは、本報告書II.1、「機関構成・組織運営等に係る事項」【独立役員関係】の項等において公表していますのでご参照ください。過半数を独立社外取締役で構成する指名委員会が候補者の独立性を審査することによって実質面を担保するとともに、取締役会への貢献が期待できる人材であるかも併せて確認しています。

【補充原則4-1-1-1 取締役会のバランス、多様性、規模ならびに取締役の選任に関する方針・手続】

取締役会のバランス、多様性ならびに取締役の選任に関する方針および手続は「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の「4. 取締役会等の責務」に記載していますのでご参照ください。

現在の構成は、取締役11名のうち8名が独立社外取締役です。また、取締役11名のうち3名が日本以外の国籍、1名が女性です。企業経営、財務および国際的な事業展開において豊富な経験・知見を有する複数の人材を備え、国際性、ジェンダーにも配慮した構成となっています。

【補充原則4-1-1-2 取締役・監査役の兼任状況】

取締役の他の上場会社の役員の兼任状況は、定時株主総会招集ご通知の参考書類や事業報告、有価証券報告書等において毎年開示をしていますのでご参照ください。

2021年3月期定時株主総会招集ご通知https://www.olympus.co.jp/ir/stock/pdf/meeting153p_02.pdf

2021年3月期有価証券報告書 <https://www.olympus.co.jp/ir/data/pdf/annual153PA.pdf>

【補充原則4-1-1-3 取締役会の自己評価】

当社取締役会では、毎年、取締役会全体の実効性について、第三者の視点も含めた分析・評価を行うこととし、2015年からアンケート形式による自己評価を中心として、継続的に実施し、実効性向上に向けた課題を共有し、改善を進めています。2019年の指名委員会等設置会社への移行後は、取締役会および各委員会（指名委員会・報酬委員会・監査委員会）の実効性をより高めるための改善事項等を把握し、改善を進めています。

【2019年度取締役任期における取締役会の実効性評価で抽出された課題への主な取り組み】

取締役会および各委員会が、真のグローバル・メドテックカンパニーへの飛躍のため、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に一層貢献するための取り組みとして以下のとおり、整理しました。

1. 経営の質をさらに高めるとともに、経営スピードの向上を図る。

- ①戦略上の重要課題モニタリングに注力する。
- ②取締役会の実効性を高めるために、取締役会の運営方法、課題選定、情報提供の在り方・方法を検討し、改善を図る。
- ③取締役および執行の職責・役割を明確化する。

2. 多様性と継続性の視点から当社の取締役会として最適な取締役の構成を実現する。

「経験」「知見」「属性」の視点から必要な取締役候補者のマトリックスを作成し、取締役のサクセションプランとして計画的な取締役の選解任を検討する。

3. 最善の意思決定、取締役会審議の一層の充実を実現するために運営上の工夫を継続的に行う。

- ①内部統制体制をさらに強化する。
- ②モニタリングに資するリスクマネジメント体制・プロセス整備、経過報告を実施する。

【2020年度取締役任期における取締役会の実効性に関する評価の概要】

今回の実効性の評価では、前回の実効性評価の課題改善の方向性を確認し、改善活動を定着させること、取締役会のさらなる監督機能の強化に向けて、グローバル・メドテックカンパニーへの成長を目指す経営戦略に基づき、取締役会が果たすべき責務とより実効的にモニタリング機能を発揮する方法について、取締役会において合意形成を図ることの2点を主要な目的として取締役会評価を実施しました。

・評価方法

評価は、取締役と執行役を対象とした取締役会および各委員会に関するアンケートと、取締役全員によるディスカッションを行い、当該ディスカッションにおける取締役の意見を踏まえて取締役会において議論を行いました。アンケートは、前回の評価において把握された改善事項の効果測定と取締役会におけるモニタリングの在り方を客観的に把握するため外部コンサルタントの知見を踏まえ実施しました。また、ディスカッションは、アンケートの回答結果を踏まえ、当社取締役会における実効的なモニタリング機能の発揮にかかる各取締役の忌憚のない意見を把握するため、複数回行いました。ディスカッションにあたり、論点を客観的に整理し、議論をサポートするため、外部コンサルタントがファシリテーションを行いました。その後、取締役会において、当該議論に基づく分析結果に基づき、取締役会の実効性を向上させるための施策等を議論しました。

・結果の概要

分析および評価の結果として、分析および評価の結果として、取締役会の執行に対する信頼が醸成され、執行へ適切に権限委譲を拡大するとともに、経営上の意思決定のさらなる迅速化を進めるべきとの共通理解が形成されていることを確認しました。

また、当社の取締役会について、指名委員会等設置会社として、実効的なコーポレートガバナンスを支える制度基盤が確保されており、さらに、運営面においても社外取締役への事前説明や社外取締役のみの会合を通じた情報共有と相互の意見交換など、実質的な取組みを継続的に進め、実効性の向上に向けた改善活動が定着していることを確認しました。

そして、当社の取締役会が果たすべき責務は、

「取締役会は、執行との協働により、オリンパスの企業価値向上に貢献することができるよう、(i) 執行との建設的な議論を通じて、経営環境や経営課題に対する認識と洞察を深め、(ii) 戦略的かつ大局的な観点から、経営上の意思決定と執行に対する監督を実効的に行い、(iii) オリンパスが眞のグローバル・メドテックカンパニーとして成長するための戦略推進を支える。」であることを確認しました。

・今後の取り組み

当社の取締役会は、上記に掲げる取締役会の責務とディスカッションにおける取締役の共通認識の確認を踏まえ、その実効性をさらに向上させるため、主に以下の取り組みを進めてまいります。

I. グローバル・メドテックカンパニーを目指す当社の経営戦略の遂行上、品質、研究開発等の議案を、取締役会における主な重点議題として、さらなる議論の深化を図るための取り組みを今後も引き続き推進してまいります。

II. 取締役会が経営を監督するにあたり、執行の課題と歴史的背景、企業風土などの当社固有の経営環境についての理解が重要であることに鑑み、関連する議案における具体的な論点の整理と提示に努め、取締役会メンバーの感覚的な理解までを含めた総合的な理解を促すべく、当該論点について重要性・複雑性・大局的な意義の共有に努めてまいります。

III. 指名・報酬・監査の三委員会のさらなる実効的な運用を図るとともに、三委員会と取締役会全体の連携を強化してまいります。

IV. 「取締役会のサクセション・プラン」の持続的な運用のため、取締役会は、その時々の経営戦略と経営課題を踏まえ、その職責を実効的に果たすための最適な構成（スキル・マトリクス）を明確化し、指名委員会は、その実現に向けた取締役の評価と選任を計画的に行ってまいります。

取締役会評価の概要については、当社ホームページで公表していますのでご参照ください。

取締役会 <https://www.olympus.co.jp/company/governance/board.html>

【補充原則 4 – 1 4 – 2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役に対するトレーニングとして、社外取締役を含む新任取締役に対し、当社の経営戦略やコーポレートガバナンス体制に関する知識を習得する機会を提供することに加え、当社の事業場、工場等主要拠点の見学、説明会および事業勉強会を実施し、当社に関する知識の習得を支援する方針です。また、取締役の業務を行うにあたって必要な基本知識を学ぶための外部教育訓練を斡旋し、費用を負担することで、取締役としての役割および責務についての理解を深めるための支援を行う方針です。

【原則 5 – 1 株主との建設的な対話に関する方針】

株主との建設的な対話を促進するための体制整備および取組みに関する方針は、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の「5. 株主との対話」に記載していますのでご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	169,323,100	13.17
JP MORGAN CHASE BANK 385632	92,419,874	7.19
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	73,115,000	5.69
日本生命保険相互会社	53,146,472	4.13
株式会社SMBC信託銀行（株式会社三井住友銀行退職給付信託口）	45,616,000	3.55
株式会社三菱UFJ銀行	43,522,344	3.39

STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505010	42,787,084	3.33
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	33,854,835	2.63
MSCO CUSTOMER SECURITIES	23,495,015	1.83
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	18,376,712	1.43

支配株主（親会社を除く）の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	精密機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数 [更新]	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社外取締役
取締役の人数 更新	11名

【社外取締役に関する事項】

社外取締役の人数 更新	8 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	8 名

会社との関係(1) 更新
--

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
藤田純孝	他の会社の出身者										
神永晉	他の会社の出身者										
岩村哲夫	他の会社の出身者										
桝田恭正	他の会社の出身者										
岩崎淳	他の会社の出身者										
デイビッド・ロバート・ヘイル	他の会社の出身者										△
ジミー・シー・ビーズリー	他の会社の出身者										
市川佐知子	他の会社の出身者										

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			
藤田純孝	○			○	属性情報の該当事実はありません。	伊藤忠商事株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有しています。また、他企業における社外取締役および社外監査役の経験および日本CFO協会の理事長の経験を通じ、当社が社外取締役に期待する見識・専門性および能力を高い水準で有しています。2012年4月に当社取締役に就任以降、取締役会において、当社の経営に対して指導・助言を行ってまいりました。また、任意に設置した報酬委員会の委員長として、透明性ある役員報酬体系の構築に貢献いただきました。2018年6月以降は、当社取締役会の議長として、取締役会をリードいただいている。さらに、2019年6月指名委員会等設置会社移行後は、取締役会にて当社の業務執行の監督を行うことに加え、指名委員会の委員長として、取締役の選任に関する議案の内容の決定を推進しました。当社は、社外取締役に対し、株主からの付託に基づき、会社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から経営を監督すること、また自らの知見に基づき助言を行うことを期待しています。以上のことから、当社取締役会の構成に必要不可欠な人材であると判断し、選任しました。独立性の基準を満たしているため、独立役員として指定します。
神永晉		○		○	属性情報の該当事実はありません。	住友精密工業株式会社での先端技術分野のグローバル事業展開に長く携わった経験に加え、同社および他企業での経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有しています。また、他企業における社外取締役の経験を通じ、当社が社外取締役に期待する見識・専門性および能力を高い水準で有しています。2016年6月に当社取締役に就任以降、取締役会および任意に設置したコンプライアンス委員会において、当社の経営に対して指導・助言を行ってまいりました。また、2017年6月からは報酬委員会委員としてその任に当たっていました。2019年6月指名委員会等設置会社移行後は、取締役会にて当社の業務執行の監督を行うことに加え、2020年2月からは報酬委員会の委員長としてその運営を担っていただいている。当社は、社外取締役に対し、株主からの付託に基づき、会社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から経営を監督すること、また自らの知見に基づき助言を行うことを期待しています。以上のことから、当社取締役会の構成に必要不可欠な人材であると判断し、選任しました。独立性の基準を満たしているため、独立役員として指定します。
岩村哲夫	○	○		○	属性情報の該当事実はありません。	本田技研工業株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有しています。また、同社においてセールスマーケティングおよび製造開発分野におけるグローバル展開に長く携わった経験を通じ、当社が社外取締役に期待する見識・専門性および

					<p>能力を高い水準で有しています。2017年6月に当社取締役に就任以降、取締役会および任意に設置した指名委員会およびコンプライアンス委員会において当社の経営に対して指導・助言を行ってまいりました。2019年6月指名委員会等設置会社移行後は、取締役会にて当社の業務執行の監督を行うことに加え、指名委員会の委員として取締役の選任に関する議案の内容の決定を推進しました。また、2020年7月からは報酬委員会の委員として役員報酬の決定を推進しました。当社は、社外取締役に対し、株主からの付託に基づき、会社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から経営を監督すること、また自らの知見に基づき助言を行うことを期待しています。以上のことから、当社取締役会の構成に必要不可欠な人材であると判断し、選任しました。</p> <p>独立性の基準を満たしているため、独立役員として指定します。</p>
桜田恭正		○	○	属性情報の該当事実はありません。	<p>アステラス製薬株式会社においてヘルスケア業界における経営者として豊富な経験と幅広い知識を有しています。また、デロイトトーマツグループでの独立非業務執行役員の経験を通じ、当社が社外取締役に期待する見識・専門性および能力を高い水準で有しています。2018年6月に当社取締役に就任以降、取締役会および任意に設置した指名委員会において当社の経営に対して指導・助言を行ってまいりました。2019年6月指名委員会等設置会社移行後は、取締役会にて当社の業務執行の監督を行うことに加え、指名委員会および報酬委員会の委員として取締役の選任に関する議案の内容や役員報酬の決定を推進しました。当社は、社外取締役に対し、株主からの付託に基づき、会社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から経営を監督すること、また自らの知見に基づき助言を行うことを期待しています。以上のことから、当社取締役会の構成に必要不可欠な人材であると判断し、選任しました。</p> <p>独立性の基準を満たしているため、独立役員として指定します。</p>
岩崎淳		○	○	属性情報の該当事実はありません。	<p>公認会計士としての豊富な経験と幅広い知識を有しています。また、他企業における社外取締役および社外監査役としての経験を通じ、当社が社外取締役に期待する見識・専門性および能力を高い水準で有しています。2016年6月に当社監査役に就任以降、監査役会および取締役会において業務執行の監査・監督を行ってまいりました。また、2019年6月指名委員会等設置会社移行後は、取締役会にて当社の業務執行の監督を行うことに加え、監査委員会の委員として当社の取締役および執行役の職務執行の監査を行いました。当社は、社外取締役に対し、株主からの付託に基づき、会社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から経営を監督すること、また自らの知見に基づき助言を行うことを期待しています。以上のことから、当社取締役会の構成に必要不可欠な人材であると判断し、選任</p>

					しました。 独立性の基準を満たしているため、独立役員として指定します。
デイビッド・ロバート・ハイル	○		○	デイビッド・ロバート・ハイル氏はValueAct Capital Management L.P.のパートナーです。従前は、同社が管理するValueAct Capital Master Fund, L.P.が所有する議決権数が5%を超えていたため、当社の社外役員の独立性に関する考え方によらし、同氏を非独立役員と判断していましたが、2021年3月31日時点で、同社の所有する議決権数が5%を下回り、当社の独立性の基準を満たしたため、独立役員に指定します。	当社の株主であるValueAct Capital Management L.P.（以下、「VAC社」）のパートナーであり、多様な業界における経験豊富な経営コンサルタントおよび投資家として、グローバルな資本市場やヘルスケア業界における知見をもってグローバル企業の変革支援を果たしており、当社が社外取締役に期待する見識・専門性および能力を高い水準で有しています。2019年6月に当社取締役に就任以降、取締役会において当社の経営に対して指導・助言を行ってまいりました。また、指名委員会の委員として取締役の選任に関する議案の内容の決定を推進しました。当社は、社外取締役に対し、株主からの付託に基づき、会社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から経営を監督すること、また自らの知見に基づき助言を行うことを期待しています。以上のことから、当社取締役会の構成に必要不可欠な人材であると判断し、選任しました。なお、同氏がパートナーを務めるVAC社は、当社の株主であることから、株主の声を経営に反映することで、企業価値向上に貢献いただけると考えています。 独立性の基準を満たしているため、独立役員として指定します。
ジミー・シード・ビーズリー		○	○	属性情報の該当事実はありません。	ヘルスケア業界における世界的なリーディング企業の1つであるC. R. Bard社グループでの30年におよぶグローバルでの事業経験および経営陣として豊富な経験を通じ、当社が社外取締役に期待する見識・専門性および能力を高い水準で有しています。2019年6月に当社取締役に就任以降、取締役会において当社の経営に対して指導・助言を行ってまいりました。また、報酬委員会の委員として役員報酬の決定を推進しました。当社は、社外取締役に対し、株主からの付託に基づき、会社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から経営を監督すること、また自らの知見に基づき助言を行うことを期待しています。以上のことから、当社取締役会の構成に必要不可欠な人材であると判断し、選任しました。 独立性の基準を満たしているため、独立役員として指定します。
市川佐知子		○	○	属性情報の該当事実はありません。	弁護士（日本および米国ニューヨーク州）および米国公認会計士としての豊富な経験と幅広い知識、グローバルな視点を有しています。また、他企業における社外取締役および社外監査役の経験および公益社団法人会社役員育成機構の監事としての経験を通じ、当社社外取締役に期待する見識・専門性および能力を高い水準で有しています。当社は、社外取締役に対し、株主からの付託に基づき、会社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から経営を監督すること、また自らの知見に基

						づき助言を行うことを期待しています。以上のことから、当社取締役会の構成に必要不可欠な人材であると判断し、選任しました。 独立性の基準を満たしているため、独立役員として指定します。
--	--	--	--	--	--	--

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性 [更新](#)

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
指名委員会	4	0	1	3	社外取締役
報酬委員会	3	0	0	3	社外取締役
監査委員会	4	1	1	3	社外取締役

【執行役関係】

執行役の人数 5名

兼任状況

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
竹内康雄	あり	あり	○	×	なし
田口晶弘	なし	なし	×	×	なし
ナチュ・アビア	なし	なし	×	×	なし
武田睦史	なし	なし	×	×	なし
シユテファン・カウフマン	なし	あり	×	×	なし

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

当社は、監査委員会の職務を補助すべき専任の使用人を配置します。更に必要に応じて兼任の使用人を置くことができる事とします。また、規程類を定め、以下のとおり執行からの独立性を確保するとともに、監査委員会の職務を補助する使用人に対する指示の実効性を確保します。

- ①取締役（監査委員を除く）、執行役および使用人等は、監査委員会の職務を補助すべき使用人が監査委員会の職務を補助するにあたり指揮および命令を行わないものとします。
- ②監査委員会の職務を補助すべき使用人の任免、異動、賃金および人事評価等は監査委員会の同意を得たうえで決定します。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 [更新](#)

監査委員は、監査委員会において内部監査機能および会計監査人それから報告等を受けたことに加え、内部監査機能および会計監査人と意見交換を行う等の連携を図りました。また、社外取締役は、取締役会において監査委員会から定期的に報告を受けました。

【独立役員関係】

独立役員の人数 [更新](#)

8名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役8名を独立役員として指定しています。なお、社外取締役と当社との間に特別の利害関係はありません。

【社外役員の独立性に関する考え方】

当社は、社外役員の独立性に関する考え方を明確にするため、以下のとおり「社外役員の独立性に関する基準」を定めています。

【社外役員の独立性に関する基準】

- 1) 過去10年間のいずれかの会計年度において、当社および当社の関係会社（以下、併せて「当社グループ」）から1千万円超の報酬（当社からの役員報酬を除く）またはその他の財産を直接受け取っていないこと。本人がコンサルタント、会計専門家または法律専門家の場合は、本人が所属する団体への当社グループからの報酬等支払額が1千万円超でないこと。
- 2) 過去10年間に、以下に該当する会社の業務執行取締役、執行役、執行役員および部長職以上の使用人でないこと。
 - ① 過去10年間のいずれかの会計年度において、当社グループとの取引金額が、双方いずれかにおいて連結売上高の2%超である
 - ② 当社の大株主（総議決権数の5%超の議決権数を直接または間接的に保有、以下同様）である
 - ③ 当社グループが大株主である
 - ④ 当社グループと実質的な利害関係がある（メインバンク、コンサルタント等）
 - ⑤ 取締役を相互に派遣し就任させる関係がある
- 3) 上記1. および2. に該当する者と生計を一にしていないこと。
- 4) 当社グループの取締役、業務執行取締役、執行役員および部長職以上の使用人の配偶者または3親等以内の親族でないこと。
- 5) 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者でないこと。
- 6) 上記各号のほか、独立性を疑わせる重要な利害関係を有していないこと。

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

当社の報酬制度については、後項【報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容】に記載のとおりです。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役・執行役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況

一部のものだけ個別開示

(個別の執行役報酬の) 開示状況 [更新](#)

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

当社は、下記の2021年3月期における取締役・執行役の報酬実績について、事業報告および有価証券報告書において開示しています。

<2021年3月期の報酬実績>

(1)報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分		報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員 の員数（人）
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	社内	717	450	182	86	5
	社外	149	129	-	20	10
	計	866	578	182	106	15
執行役		431	191	173	67	3

(注) 1. 基本報酬は2021年3月期に支払った金額、業績連動報酬等は2021年3月期を対象期間とした短期インセンティブ報酬額(2021年7月に支給予定)、非金銭報酬等は当事業年度(2021年3月期)に費用計上すべき長期インセンティブ報酬額を記載しています。なお業績連動型株式報酬(PSU)の額87百万円は非金銭報酬等にのみ計上しており、業績連動報酬等には計上していません。

2. 執行役は上記の3名のほかに2名（取締役兼務）いますが、その者の報酬等は取締役に含めて記載しています。
3. 当社は、執行役を兼務しない取締役に対して業績連動報酬等を支給していません。
4. 上記の社内取締役には、2020年7月30日開催の2020年3月期定時株主総会終結の時をもって退任した社内取締役2名を含んでいます。また社外取締役には、同じく2020年7月30日開催の2020年3月期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名を含んでいます。
5. 社外取締役1名から報酬辞退の申し出があり、報酬委員会として支給しないことを決定しました。ただし上記社外取締役の員数には含めて記載しています。

(2)連結報酬等の総額が1億円以上である提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

役員ごとの2021年3月期に関わる連結報酬等の総額等は次のとおりです。

氏名	役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
竹内 康雄	取締役・執行役	234	91	87	57
シュテファン・カウフマン	取締役・執行役	425	302	95	28
田口 晶弘	執行役	115	42	47	26
ナショ・アビア	執行役	239	118	91	30

(注) 基本報酬は当事業年度(2021年3月期)に支払った金額を記載しており、出身国外での報酬に伴う税金調整、個別契約に基づく住宅や年金の相当額等を含みます。業績連動報酬等は当事業年度(2021年3月期)を対象期間とした短期インセンティブ報酬額(2021年7月に支給予定)、非金銭報酬等は当事業年度(2021年3月期)に費用計上すべき長期インセンティブ報酬額を記載しています。なお業績連動型株式報酬(PSU)は非金銭報酬等にのみ計上しており、業績連動報酬等には計上していません。

(3)業績連動報酬の目標・実績

① 短期インセンティブ報酬(STI)

執行役に対する2021年3月期を評価対象とする業績連動報酬等である短期インセンティブ報酬(STI)について、各業績評価指標の目標値および実績値は次のとおりです。

業績評価指標	目標値	実績値	達成率	支給率
売上高 (20%)	6,695億円	7,154億円	107%	21.4%
一般管理費 (20%)	3,842億円	3,589億円	120%	24%
戦略目標 (60%)	-	-	111%	66.6%

- (注) 1. 業績評価指標の戦略目標に関する内容および目標値は、2020年6月に開示した「2021年3月期に取り組む予定の施策」を中心にして設定しています。
2. 売上高：為替調整後、かつ期中に事業譲渡した映像事業分を除く。
 3. 一般管理費：為替調整後、かつ期中に事業譲渡した映像事業分を除く。およびその他の損益を除く。

1. 支給上限は、前事業年度および当事業年度の最終30営業日の平均株価により算出したTSRに基づき、131.5%となりました。
2. 以上より支給率は各業績評価指標の支給率の合計112%となりました。そしてこの支給率を業績運動報酬(STI)標準額に乘じ支給額を決定しました。

② 長期インセンティブ報酬（LTI）：非金銭報酬等である業績運動型株式報酬(PSU)

2019年3月期までの業務執行取締役、および指名委員会等設置会社に移行した以降2021年3月期までの執行役に対する、2021年3月期を評価対象期間終了事業年度とする非金銭報酬等である業績運動型株式報酬(18PSU)について記します。

1. 18PSUは、中長期の成長性と収益性を高める意欲を刺激しその結果に報いることを目的に、対象期間は3事業年度とし、業績指標として、①売上高成長率の対象期間平均、②親会社の所有者に帰属する当期利益（以下、当期利益）の対象期間合計額としています。対象期間終了時における目標達成度に応じて、0～150%の範囲で調整した金額に相当する数の当社の普通株式を交付します。

2. 18PSUの各業績評価指標の目標値および実績値は次のとおりです。

業績評価指標	目標値	下限値	実績値	支給率
当期利益の対象期間合計額	2,919億円	1,459億円	727億円	0%
売上高成長率の対象期間平均	6.4%	3.2%	0.2%	0%

(注) 1. 当期利益の合計額は、2019年3月期および2020年3月期の映像事業分を含み、2021年3月期は映像事業分を含みません。

2. 売上高成長率の実績値には、全期間を通して映像事業分を含みません。

3. 実績値は目標値の下限を下回るため、支給率は0%となりました。

<2021年3月期報酬に関するその他決定事項>

企業価値向上のために、報酬ガバナンスをより強化するための制度改善の検討を行い、以下を決定し、2022年3月期の報酬から適用することとしました。

[報酬リスクマネジメント] 執行役退任時のRSUの権利確定を、退任から6ヶ月後とする。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の
有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(1) 基本方針

当社の役員報酬は、役員に「企業価値の最大化を図り様々なステークホルダーの期待に応える」という意識を強く持たせ、その責務に相応しい待遇とすることを基本方針としています。

(2) 報酬委員会の構成と取締役会への報告

取締役および執行役の報酬の決定に関する方針や個人別報酬の内容は、3名以上且つ過半数が独立社外取締役の委員で構成される報酬委員会にて審議・決定し、取締役会に報告します。

(3) 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法

- ①当社は、指名委員会等設置会社として、独立社外取締役が過半数を占める報酬委員会が、当社の取締役および執行役の個人別の報酬等の決定方針、報酬等の内容、報酬規程に関する事項等を審議・決定しています。報酬委員会は2021年3月期に係る報酬等の内容についても、取締役および執行役の個人別の報酬等の決定方針と報酬等の内容および額の決定方法の整合性、また当該決定方法に数値その他の関係する要素を当てはめ報酬等の内容および額を導き出す過程の合理性など、報酬等の決定に関する事項について審議を行った上で決定していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しています。
- ②報酬委員会は、客観的かつ専門的な立場からの情報提供および検討支援を目的に、グローバルに展開する独立報酬コンサルタントのPay Governance社を採用し、14回中12回に陪席しました。

<2021年3月期の取締役の報酬等>

(1) 取締役の報酬水準

① 優秀な人材の確保・保持を可能とする競争力のある報酬水準とするべく、役割責任とそれぞれの居住地におけるピアグループとの比較で、50~75%水準とします。

- 1.常勤非業務執行取締役（日本居住） 1名
- 2.非常勤非業務執行取締役（日本居住） 7名
- 3.非常勤非業務執行取締役（日本非居住） 2名
- 4.執行役兼務取締役 2名

② それぞれのピアグループの報酬水準は、外部専門機関の客観的な報酬調査データを活用して確認しています。

③ 取締役から報酬辞退の申し出がある場合には、報酬委員会で確認の上、対応を決定します。

(2) 取締役の報酬構成

- ① 非業務執行取締役は、取締役会および各委員会ならびに執行との様々な接点において、監督機能を果たすとともに、企業価値創造にも貢献していることから、管理監督機能に対する現金報酬（基本報酬）に加え、企業価値創造に対する対価として、非業績連動型の株式報酬（非金銭報酬）を付与します。
- ② 非業務執行取締役に対する株式報酬は事後交付型譲渡制限付株式報酬(RSU：Restricted Stock Unit)とし、日本居住者は退任時に権利確定とします。日本非居住者の権利確定は、各地域の非業務執行取締役に対する株式報酬の一般的な方法に準じて個別に設定します。
- ③ 株式報酬は日本居住者も日本非居住者も同額の300万円とし、株主総会における就任時の株価で支給株数を算出し、権利確定後にその株数を支給する方法を採用します。また株式保有ガイドラインを以下のように定めています。
- a.日本居住者：退任時に権利確定とするため、株式保有ガイドラインは設定せず
 - b.日本非居住者：基本報酬の0.5倍以上
- ④ 取締役会議長には基本報酬に議長手当を加算します。
- ⑤ 取締役を兼務する執行役について、日本出身の執行役に対しては、取締役としての管理監督機能に対する現金報酬を執行役報酬とは別に支給します。日本出身ではない執行役に対しては、取締役としての管理監督機能に対する現金報酬は執行役報酬に含めて支給します。

<2021年3月期の執行役の報酬内容>

この項における執行役には、取締役を兼務する者も含んでいます。

(1) 経緯概要

- ① 2019年11月に発表した経営戦略で、「私たちの存在意義（経営理念）」を「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」と定義し、「世界をリードするメドテックカンパニーへと成長し、革新的な価値によって、患者様、医療従事者、医療関係者、医療経済にベネフィットをもたらし、世界の人々の健康に貢献する」という戦略目標と業績指標を発表しました。また2020年3月期に指名委員会等設置会社に移行し、報酬委員会の位置づけが従来の任意の委員会から法定の委員会となりました。2019年3月期の報酬委員会で討議してきた「長期インセンティブ報酬(LTI：Long Term Incentive)をより重視する方向」に基づき、グローバル・メドテックカンパニーを目指すという経営戦略に則り、さらに討議を深化させ、新しい役員報酬制度について数多くの討議を重ねました。その結果、新しい報酬制度を制定し、2020年3月期の有価証券報告書に記載しました。
- ② しかしながら新型コロナウイルス感染症の拡大により、2021年3月期の事業環境が大きく変わる中で、報酬委員会は、2020年3月期に決定した報酬内容では、報酬に関する理念の一つである「チャレンジングかつアチャバブルな目標設定により、執行役のモチベーションを向上させる」に適さず、企業価値を創造し株主価値を向上することにつながらないと判断しました。そのため2021年3月期の報酬内容を改めて検討しました。

(2) 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法

① 報酬に関する理念

経営戦略を達成し企業価値を創造するためには、有能な経営人材を確保し、その能力を十分に発揮してもらう報酬制度が必須です。そのために次の考え方で報酬制度を決定しています。

- a.グローバル・メドテックカンパニーに対抗し、より強力なインセンティブプログラムとする。
- b.経営戦略と整合性のあるインセンティブプログラムとする。
- c.非金銭報酬等である長期インセンティブ報酬（LTI）を活用し、価値創造とパフォーマンス評価を重視したプログラムとする。
- d.日本の大手グローバル企業と比較して競争力のある基本報酬を支給する。
- e.クローバック条項や株式保有ガイドラインを導入し、インセンティブに対する健全な管理を確保する。
- f.チャレンジングかつアチャバブルな目標設定により、執行役のモチベーションを向上させる。

② 執行役の報酬水準

1. グローバル経営に責任を持つ執行役の報酬設計の考え方は、標準化されたグローバルな報酬システムが望ましいですが、地域による役員報酬水準の違いによ

り、日本の報酬水準で有能な人材を引き付け、維持することは困難です。そのため全ての執行役の基本報酬(BS : Base Salary)、業績連動報酬等である短期インセンティブ報酬(STI : Short Term Incentive)、非金銭報酬等である長期インセンティブ報酬(LTI)は同様の構造および比率としますが、実際の報酬水準は、執行役の出身国における報酬水準の違いを勘案して決定します。日本出身の執行役に対する基本報酬は、医療・ライフサイエンス分野のTOPIX500に含まれる企業（ピアグループ）と比較して設定しました。報酬総額に関しては、ペイレシオ（CEOの報酬と従業員の給与の中央値の比率）も考慮しました。出身国が日本以外である執行役にもそれぞれの地域の実態を参考し、同様の考え方で設定しました。

2. ピアグループの報酬水準は、外部専門機関の客観的な報酬調査データを活用して確認しています。

③ 執行役の報酬構成

1. 執行役の報酬は、固定報酬である基本報酬（BS）、業績連動報酬等である短期インセンティブ報酬（STI）、および非金銭報酬等である長期インセンティブ報酬（LTI）の組み合わせとしました。
2. 日本出身ではない執行役については、個人別に従前の報酬契約との調整を図るために一時金やセベラント・ペイ、その他に住宅手当や年金等が設定されています。個人別に設定される金額・条件等は報酬委員会で決議しました。なお、セベラント・ペイの退任時の支給有無、手当額は在任期間等の複数条件に基づいて決定されます。
3. 中長期的な企業価値および株主価値を向上させるための経営戦略達成に重点を置き、CEOについては業績連動報酬、特に長期インセンティブ報酬（LTI）の比率を高め、基本報酬（BS）に対し、短期インセンティブ報酬（STI）と長期インセンティブ報酬（LTI）の比率を以下としました。

$$BS : STI : LTI = 1(25\%) : 1(25\%) : 2(50\%)$$

4. CEO以外の執行役に関しても、同様の考え方で、以下の比率としました。

$$BS : STI : LTI = 1(28.5\%) : 1(28.5\%) : 1.5(43\%)$$

④ 2021年3月期業績連動報酬等である短期インセンティブ報酬（FY2021-STI）

新型コロナウイルス感染症の拡大状況を考慮し、報酬委員会が最終的に決定したFY2021-STIの内容は以下のとおりです。

a. 支給上限

株主との価値の共有を図るため、前事業年度(2020年3月期)および当事業年度(2021年3月期)の最終30営業日の平均株価によりTSR (Total Shareholders Return : 株式総利回り) を算出し、支給上限としました。

b. 新型コロナウイルス感染症の拡大により、当初設定した財務指標の目標設定が困難であることから、非財務指標である戦略目標の割合を増加させました。また財務指標として設定していた営業利益は、外部環境に大きく影響を受ける指標であることより、営業利益にも深く関連する一般管理費を目標の指標として設定することが適切と判断しました。

c. 売上高、一般管理費、および戦略目標の構成比率を以下としました。

売上高	一般管理費	戦略目標
20%	20%	60%

(注) 2020年3月期に設定した新報酬体系の指標と構成比率は、売上高30%、営業利益50%、戦略目標20%でした。

① 売上高 : 20%

□ 新型コロナウイルス感染症が拡大している事業環境においても、中長期の経営戦略目標を達成するために重要な指標として設定します。

□ 評価テーブル

- ・第1四半期時点での管理ベースの計画に対する達成度 = 支給率とします。
- ・目標100%達成で100%支給、達成率 = 支給率とし、下限70～上限130%とした支給カーブとします。

② 一般管理費 : 20%

□ 営業利益に深く関連する指標であるとともに、将来の成長のために投資を確実に実施する必要があることにより、指標として設定します。

□ 評価テーブル

- ・第1四半期時点での管理ベースの計画に対する一般管理費の消費率で評価します。
- ・一般管理費の実績を105～92%の範囲で支給率70～130%の段階的な評価テーブルとし、実績が100%で100%支給、実績が105%を超える場合に下限の0%支給、実績が92%を下回る場合は上限の130%支給とします。

③ 戦略目標 : 60%

□ 2020年6月に開示した以下の「2021年3月期に取り組む予定の施策」を中心に設定します。

- ・事業ポートフォリオの選択と集中
- ・固定費の構造改革
- ・次世代消化器内視鏡システム「EVIS X1（イーヴィス・エックスワン）」の確実な市場導入
- ・今後の成長を牽引する新製品開発への着実な投資継続
- ・効率的な研究開発

□ 評価テーブル

- ・支給カーブはそれぞれの施策ごとに0%～200%で設定します。

⑤ 2021年3月期非金銭報酬等である長期インセンティブ報酬（FY2021-LTI）

1. 新型コロナウイルス感染症の拡大により事業環境は大きく影響を受けますが、事後交付型譲渡制限付株式報酬(RSU)と業績連動型株式報酬(PSU : Performance Share Unit)の報酬構成（RSU=25%、PSU=75%）、また業績連動型株式報酬(PSU)の評価指標とその比率（営業利益率=40%、ROIC=15%、EPS成長率=15%、相対TSR=20%、ESG=10%）および目標値は変更しないこととしました。

2. 事後交付型譲渡制限付株式報酬(RSU)は、譲渡制限期間を3年とし、長期インセンティブ報酬(LTI)の標準額(基本報酬に代表執行役は2を、執行役は1.5を乗じた金額)の25%に相当する株数を譲渡制限期間の開始時点で決定し、3年経過後にその株数を支給します。
3. 業績連動型株式報酬(PSU)の評価指標の選定理由、目標値、および評価テーブルは以下のとおりです。
 - a. 営業利益率 : 40%
 - ・経営戦略の財務ガイダンスとしている営業利益率を、業績評価の指標とします。
 - ・経営戦略の財務ガイダンスの営業利益率目標達成を100%支給とします。0～200%支給の評価テーブルは、ピアグループとの相対比較で、合理的に設定したロジックをもとに算出します。
 - b. ROIC : 15%
 - ・経営戦略の財務ガイダンスとしているROICを、業績評価の指標とします。
 - ・経営戦略の財務ガイダンスのROIC目標達成を100%支給とします。
 - ・0～200%支給の評価テーブルは、営業利益率の評価テーブルと合理的に整合したロジックをもとに算出します
 - c. EPS成長率 : 15%
 - ・経営戦略の財務ガイダンスとしているEPS成長率を、業績評価の指標とします。
 - ・経営戦略の財務ガイダンスのEPS成長率目標達成を100%支給とします。
 - ・0～200%支給の評価テーブルは、営業利益率の評価テーブルと合理的に整合したロジックをもとに算出します。
 - d. 相対TSR : 20%
 - ・株主と経営陣の双方の視点から長期の業績と報酬を連動させる重要な基準である相対TSRを、業績評価の指標とします。
 - ・グローバル・メドテックカンパニー20社（医療、ライフサイエンス関連事業を有する企業）をピアグループとして設定し、自社のTSRのランクが50%水準に位置した場合に100%支給とします。0～200%支給の評価テーブルは、ピアグループとの相対比較で、合理的に設定したロジックをもとに算出します。
 - e. 戦略目標(ESG) : 10%
 - ・経営戦略で取り組み強化を表明しているESGに関する指標とします。
 - ・以下の理由によりDJSI（Dow Jones Sustainability Index）のIndexを評価指標として設定します。
 - ・信頼性の高い外部評価機関であり、透明性・公平性が担保できる。
 - ・評価領域のカバレッジの広さにより、幅広くステークホルダーの期待との対照をとることができます。
 - ・企業活動全体に対する網羅性がある
 - ・DJSIの評価結果は、ランクの上位から“World Index”、“Asia Pacific Index”、“Non-Index”となります。2019年3月期に当社は“Asia Pacific Index”を獲得しています。1年目、2年目の結果を考慮し、3年目に獲得するIndexを重視した評価テーブルを設定し、支給率200%、150%、100%、50%、0 %を設定します。

(3)報酬リスクマネジメント

① 株式保有ガイドライン

1. 投資家と経営層(執行役)の利害の共有を図る目的で、株式保有ガイドラインを設定します。
2. 株式保有ガイドラインは以下とします。
 - a. CEOは基本報酬の3倍以上
 - b. 他の執行役は、基本報酬の1倍以上
3. 株式保有ガイドラインは、目標達成状況に左右されますが、おおよそ就任後3～5年で達成するレベルとしています。非金銭報酬等である長期インセンティブ報酬(LTI)の比率を見直すなど、報酬構成を変更する場合、株式保有ガイドラインも見直しの必要性を検討します。

② クローバック条項

1. 経営層(執行役)の無謀な投資や不正会計処理の抑止力とすることを目的に、クローバック条項を設定します。
2. クローバックの対象は、執行役の業績連動報酬等である短期インセンティブ報酬(STI)および非金銭報酬等である長期インセンティブ報酬(LTI)とします。以下の事象が発生した場合にクローバックを発動させます。
 - a. 報酬の前提となる情報が誤っているまたは異なることが発覚したことに起因して、本来支給されるべきであった報酬額との差額の返還を求める事象
 - b. 義務違反等が発生した場合の一種の制裁措置として、支給済の報酬額の返還を求める事象
3. 個別事象に対するクローバックの適用の最終決定は報酬委員会が行い、取締役会に報告します。

<2022年3月期取締役の報酬>

取締役の報酬は以下の考え方で支給します。

(1)取締役の報酬水準

- ① 優秀な人材の確保・保持を可能とする競争力のある報酬水準とするべく、役割責任とそれぞれの居住地におけるピアグループとの比較で、50～75%水準とします。
- ② それぞれのピアグループの報酬水準は、外部専門機関の客観的な報酬調査データを活用して確認します。
- ③ 取締役から報酬辞退の申し出がある場合には、報酬委員会で確認の上、対応を決定します。

(2)取締役の報酬構成

- ① 非業務執行取締役は、取締役会や各委員会、および執行との様々な接点において、監督機能を果たすとともに、企業価値創造にも貢献していることから、管理監督機能に対する現金報酬（基本報酬）に加え、企業価値創造に対する対価として、非業績連動型の株式報酬（非金銭報酬）を付与します。
- ② 非業務執行取締役に対する株式報酬は事後交付型譲渡制限付株式報酬(RSU)とし、日本居住者は退任時に権利確定とします。日本非居住者の権利

確定は、各地域の非業務執行取締役に対する株式報酬の一般的な方法に準じて個別に設定します。

③ 株式報酬は日本居住者も日本非居住者も同額の300万円とし、株主総会における就任時の株価で支給株数を算出し、権利確定後にその株数を支給する方法を採用します。また権利確定または株式保有ガイドラインを以下のように定めています。

(ア)日本居住：退任時に権利確定とする

(イ)日本非居住：基本報酬の0.5倍以上の株式保有ガイドライン

④ 取締役会議長には基本報酬に議長手当を加算します。

(3)取締役を兼務する執行役について、日本出身の執行役に対しては、取締役としての管理監督機能に対する現金報酬を執行役報酬とは別に支給します。日本出身ではない執行役に対しては、取締役としての管理監督機能に対する現金報酬は執行役報酬に含めて支給します。

<2022年3月期執行役の報酬内容>

この項における執行役には、取締役を兼務する者も含んでいます。

(1) 執行役報酬内容

以下の報酬をそれぞれの対象者に支給します。

1. 基本報酬
2. 業績連動報酬等である短期インセンティブ報酬
3. 非金銭報酬等である長期インセンティブ報酬
 - a.事後交付型譲渡制限付株式報酬：FY2022-RSU
 - b.業績連動型株式報酬：FY2022-PSU
4. Transformational FY22-RSU

(2) 報酬水準

2021年3月期同様、2022年3月期も以下の考え方で設定しています。

1. グローバル経営に責任を持つ執行役の報酬設計の考え方は、標準化されたグローバルな報酬システムが望ましいですが、地域による役員報酬水準の違いにより、日本の報酬水準で有能な人材を引き付け、維持することは困難です。そのため全ての執行役の基本報酬(BS)、業績連動報酬等である短期インセンティブ報酬(STI)、非金銭報酬等である長期インセンティブ報酬(LTI)は同様の構造および比率としますが、実際の報酬水準は、執行役の出身国における報酬水準の違いを勘案して決定します。日本出身の執行役に対する基本報酬は、医療・ライフサイエンス分野のTOPIX500に含まれる企業(ピアグループ)と比較して設定します。報酬総額に関しては、ペイレシオ(CEOの報酬と従業員の給与の中央値の比率)も考慮します。出身国が日本以外である執行役にもそれぞれの地域の実態を参考し、同様の考え方で設定します。

2. ピアグループの報酬水準は、外部専門機関の客観的な報酬調査データを活用して確認します。

(3) 報酬構成

2021年3月期同様、2022年3月期も以下の考え方で設定しています。

1. 執行役の報酬は、固定報酬である基本報酬(BS)、業績連動報酬等である短期インセンティブ報酬(STI)、および非金銭報酬等である長期インセンティブ報酬(LTI)の組み合わせとします。
2. 日本出身ではない執行役については、個人別に従前の報酬契約との調整を図るために一時金やセベランス・ペイ、その他に住宅手当や年金等が設定されています。個人別に設定される金額・条件等は報酬委員会で決議します。なお、セベランス・ペイの退任時の支給有無、手当額は在任期間等の複数条件に基づいて決定されます。
3. 中長期的な企業価値と株主価値を向上させるための経営戦略達成に重点を置き、基本報酬(BS)に対する短期インセンティブ報酬(STI)と長期インセンティブ報酬(LTI)の比率を、CEOの場合、以下としました。
 - a.BS : STI : LTI = 1 (25%) : 1 (25%) : 2 (50%)
4. CEO以外の執行役に関しても、同様の考え方で、以下の比率としました。
 - a.BS : STI : LTI = 1 (28.5%) : 1 (28.5%) : 1.5 (43%)

(4) 業績連動報酬等である短期インセンティブ報酬(FY2022-STI)

① 目標の構成

長期的、戦略的な取り組みを各年度内で着実に実施する事が重要であることから、FY2022-STIの目標のうち戦略目標の構成比率を増加させ、以下とすることを報酬委員会で決定しました。

売上高	営業利益	戦略目標
30%	40%	30%

② 評価テーブルの上限／下限

評価指標ごとに上限を200%、下限0%とします。

③ 売上高の評価テーブル

1. 2021年3月期の決算短信の「次期の見通し」の売上高が目標となります。目標の100%達成に対し100%が支給されます。結果の評価時には、為替は2021年3月期の決算短信の「次期の見通し」の為替レートにします。なお今後目標値が大きく変更となる場合には、以下に記載の支給カーブも含め、改めて報酬委員会で協議・決定します。

2. 200%支給は、100%支給の売上額の107%を達成した時に支払われます。100%支給と200%支給の間の支給テーブルは、それぞれの売上高を結ぶ直線とします。
 3. 50%支給は、2020年3月期の売上実績と同額の売上高とします。50%支給と100%支給間の支給テーブルは、それぞれの売上高を結ぶ直線とします。
 4. 2022年3月期の売上高が2020年3月期の売上高未満の場合には、支給率は0%とします。
 5. 支給率は小数点第2位を四捨五入します。
- ④ 営業利益の評価テーブル
1. 2021年3月期決算短信の「次期の見通し」の営業利益額が目標となります。目標額の100%達成に対して100%が支払われます。なお評価時には、他の収益・その他の費用を差し引いた営業利益額を使用します。為替は実績とします。なお今後目標値が大きく変更となる場合には、以下に記載の支給カーブも含め、改めて報酬委員会で協議・決定します。
 2. 200%支給時の売上高において、営業利益率が20%の営業利益額を達成した場合に、200%支給とします。100%支給と200%支給の間の支給テーブルは、それぞれの営業利益額を結ぶ直線とします。
 3. 50%支給は、その他の費用・その他の収益を差し引いた2020年3月期の営業利益額と同額の営業利益額とします。50%支給と100%支給間の支給テーブルは、それぞれの営業利益額を結ぶ直線とします。
 4. 2022年3月期の営業利益額が2020年3月期の営業利益額実績未満の場合には、支給率は0%とします。
 5. 支給率は小数点第2位を四捨五入します。

⑤ 戦略目標

2021年5月7日の2021年3月期決算説明会で示された2022年3月期の以下の全社の重要課題等より項目を設定し、全執行役共通の目標とします。評価テーブル0～200%間の支給カーブは項目ごとに設定します。

- ・医療ビジネスにおける収益性の高い成長戦略の深化
- ・Transform Olympusによる企業体质の更なる改善および基盤強化
- ・今後の成長を牽引する製品開発への着実な投資継続
- ・サステナブルな社会に資するESGへの取り組み

(5) 非金銭報酬等である長期インセンティブ報酬(FY2022-LTI)

2022年3月期を評価対象期間の開始、2024年3月期を評価対象期間最終年度とする非金銭報酬等である長期インセンティブ報酬（FY2022-LTI）について記します。

2021年3月期に設定した新報酬体系における非金銭報酬等である長期インセンティブ報酬（LTI）は、25%を事後交付型譲渡制限付株式報酬(RSU)、75%を業績連動型株式報酬(PSU)としました。評価期間は何れも3年間です。これに対し新型コロナウイルス感染症の拡大は、2019年11月に発表した経営戦略の1年目（2021年3月期）の取り組みに大きな影響を与え、2年目（2022年3月期）の事業環境の不確実性を増加させることになりました。そのため報酬委員会においてFY2022-LTIのRSUとPSUの比率に関する議論を行い、RSUを40%、PSUを60%としました。

RSU	PSU
40%	60%

① 事後交付型譲渡制限付株式報酬：FY2022-RSU

1. 権利確定
 - a.支給から3年後に、報酬委員会の確認を経て権利確定とします。
 - b.執行役退任時は、退任から6ヶ月後の報酬委員会の確認を経て権利確定とします。
2. 付与日と支給ユニット数
 - a.付与日は2021年4月1日とします。
 - b.算定株価は付与日の前営業日における当社普通株式の終値とします。
 - c.為替は付与日の前営業日におけるTTM（Telegraphic Transfer Middle Rate）を適用します。
 - d.付与の基準となる執行役の基本給の総額は324,983,375円で、支給ユニットの総数は91,866ユニットです。

② 業績連動型株式報酬：FY2022-PSU

1. 『経営戦略と整合性のあるインセンティブプログラムとする。』という報酬に関する理念に基づき、また事業環境を考慮した上で、PSUを決定します。
2. PSUの評価指標は、営業利益、相対TSR、ESG指標より構成し、その比率の考え方は以下のとおりです。

営業利益	相対TSR	ESG
40%	40%	20%

- ・企業価値の向上を財務視点（営業利益）および株主視点（相対TSR）で同等に評価
- ・ESG視点による企業価値向上を重視し、財務視点／株主視点の50%を配分

3. 各指標の目標値と評価テーブルは以下のように設定します。

- a.営業利益：40%
 - ・今後も企業価値向上のため継続的に改革を推進することから、報酬委員会は以下の方法により営業利益の評価を行うことが適切と判断しました。
 - ・PSUの評価期間中の各事業年度の初めに営業利益の目標および0～200%の支給カーブを決定し、各事業年度終了後に実績から各事業年度の支給率を

算定します。そして3事業年度の支給率の平均をPSUの営業利益に対する支給率とします。

・本事業年度の営業利益の目標値および支給カーブは、業績運動報酬等である短期インセンティブ報酬（FY2022-STI）の項に記載したとおりです。

b.相対TSR : 40%

・グローバル・メドテックカンパニー20社（医療、ライフサイエンス関連事業を有する企業）をピアグループとして設定し、自社のTSRのランクが50%水準に位置した場合に100%支給とします。0～200%支給の評価テーブルは、ピアグループとの相対比較で、合理的に設定したロジックをもとに算出します。

c.戦略目標(ESG) : 20%

・経営戦略で取り組み強化を表明しているESGに関する指標とします。

・以下の理由によりDJSI（Dow Jones Sustainability Index）のIndexを評価指標として設定します。

・信頼性の高い外部評価機関であり、透明性・公平性が担保できる。

・評価領域のカバレッジの広さにより、幅広くステークホルダーの期待との対照をとることができます。

・企業活動全体に対する網羅性がある

・DJSIの評価結果は、ランクの上位から“World Index (W)”、“Asia Pacific Index (AP)”、“Non-Index (N)”となります。1年目、2年目の結果を考慮し、3年目に獲得するIndexを重視した評価テーブルを設定し、支給率200%、150%、100%、50%、0%を設定します。

(6) Transformational FY22-RSU

報酬委員会は前項の非金銭報酬等である長期インセンティブ報酬（FY2022-LTI）とは別に、以下のTransformational FY22-RSUを支給することを決定しました。

報酬委員会は、経営に責任を持つ執行役が高い意欲をもって経営戦略の達成に取り組み、創出した成果に対し適切な報酬を支給することが、その後の企業価値の最大化、株主価値の向上につながると考えます。

2019年11月に発表した新たな経営戦略は、「2016経営基本計画(16CSP)」に置き換わるものであり、当社が長期的に目指す方向性に合わせて大きく進化しています。なお2019年3月期から2021年3月期までの3年間を評価対象期間とする業績運動型株式報酬は、「2016経営基本計画(16CSP)」をベースに設定されており、業績評価指標の実績値が下限値を下回ったため支給がありませんでした。

2020年3月期以降新たな経営戦略に基づき、企業変革プラン「Transform Olympus」として進めている様々な改革テーマや2021年3月期に実施した映像事業の譲渡による一時費用、および新型コロナウィルス感染拡大による影響等を考慮すると、業績評価指標の実績値は役員報酬に連動する業績目標値の下限値を下回ったものの、執行役による経営努力により、2022年3月期以降につながる成果を創出していると報酬委員会は判断しました。

執行役の上記成果や経営努力を鑑み、さらに不確実な事業環境の中で、執行役が2022年3月期以降も企業価値の最大化、株主価値の向上に引き続き邁進するとともに、株主との利害共有を一層強化するための株式保有を促すものとして有効な報酬を支給することが必要と考えました。報酬委員会は独立報酬コンサルタントのPay Governance社とも協議の上、報酬委員会の裁量で以下のとおり、事後交付型譲渡制限付株式報酬として「Transformational FY22-RSU」を付与することを決定しました。

(1)付与対象者

CEOおよびCTO

(2)付与形態

Transformational FY22-RSUのユニット付与日を2021年4月1日とし、3年後または会社都合による退任時に権利確定させます。会社都合によらない退任の場合には、報酬委員会が対応を決定します。

(3)付与ユニット数

2022年3月期の基本報酬の18%をTransformational FY22-RSUの標準額とします。付与日の前営業日の株価で支給株数を算出し、権利確定後にその株数を支給します。

【社外取締役のサポート体制】

・当社は、社外取締役の職務執行、取締役会および指名委員会ならびに報酬委員会の実効的かつ活発な活動を支援するための専任組織として、取締役会室を設置しています。

・当社は社外取締役に対して、その役割および責務が実効的に果たせるように積極的な情報の提供に努めており、取締役会の開催にあたって事前に資料を配布するとともに、必要に応じて議案の事前説明の機会を設け、取締役会における議論の活性化を図っています。

・また、当社は、取締役に対するトレーニングとして、社外役員を含む新任取締役に対し、当社の事業場、工場等主要拠点の見学、説明会および役員供覧会や技術成果発表会等の事業勉強会を実施し、当社についての知識の習得を支援しています。また、取締役の業務を行うにあたって必要な基本知識を学ぶための外部教育訓練を斡旋し、費用を負担することで、取締役としての役割および責務についての理解を深めるための支援を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

[更新](#)

当社は、機関設計として「指名委員会等設置会社」を採用し、取締役会が経営の根幹に関する重要事項の決定と経営の監督に特化することで、経営スピードと監督機能の向上を図っています。日常の業務執行に関するものは、執行役に権限を大幅に委譲し、経営の意思決定および執行の迅速化に取り組んでいます。また、取締役会で議論すべき事項や報告事項については、取締役会の実効性評価の結果を踏まえて改善を進めるなど、取締役会の実効性を高めることにも取り組んでいます。

【取締役会としての監督機能】

・取締役会は11名の取締役で構成し、過半数の8名が社外取締役であり、その全員が独立社外取締役です。取締役の任期は1年です。当社は、取締役会

を3カ月に1回以上、および必要に応じて隨時これを開催し、経営の基本方針や内部統制システムに係る事項その他の重要事項を決定するとともに、取締役および執行役等の職務の執行を監督します。取締役会の議長は、独立社外取締役が務めます。社外取締役8名には、取締役会において監督を行うにあたり、各取締役が有する専門知識を経営に活かすことを期待しています。なお、当社は取締役に対して、その役割および責務が実効的に果たせるように積極的な情報の提供に努める一方、社外取締役は、必要があるときまたは適切と考えるときにはいつでも、社内取締役、執行役および従業員に対して説明もしくは報告を求め、または社内資料の提出を求めることができ、情報伝達および監督面での機能強化を図り、経営の健全性が確保される仕組みを構築しています。

- ・当社取締役会は、執行との協働により、オリパスの企業価値向上に貢献することができるよう、(i) 執行との建設的な議論を通じて、経営環境や経営課題に対する認識と洞察を深め、(ii) 戦略的かつ大局的な観点から、経営上の意思決定と執行に対する監督を実効的に行い、(iii) オリンパスが真のグローバル・メドテックカンパニーとして成長するための戦略推進を支えることを、果たすべき責務とし、実効的にモニタリング機能を発揮してまいります。
- ・社外取締役が相互に情報交換および認識共有を行うことを目的に、社外取締役だけが参加する定例の会議として、「社外取締役意見交換会」を四半期毎に年4回、また、「エグゼクティブ・セッション」を毎回の取締役会終了後に開催し、監督機能の向上を図っています。

[取締役会の構成]

- ・取締役会の構成メンバーは、以下のとおりです。なお、取締役会の議長は藤田純孝氏が務めています。

取締役

竹内康雄、シュテファン・カウフマン、古閑信之

社外取締役

藤田純孝、神永晉、岩村哲夫、舛田恭正、岩崎淳、デイビッド・ロバート・ヘイル、ジミー・シー・ビーズリー、市川佐知子

[2021年3月期における取締役会の活動状況]

(1)開催回数：18回

(2)出席状況（平均出席率）：100%

個人別の取締役会の出席状況は、定期株主総会招集ご通知の取締役選任議案参考書類において記載していますのでご参照ください。

2021年3月期定期株主総会招集ご通知 https://www.olympus.co.jp/ir/stock/pdf/meeting153p_02.pdf

(3)主な審議事項

第1四半期

政策保有株式状況報告、内部監査結果報告

第2四半期

取締役会実効性評価、監査委員会監査計画報告

第3四半期

各事業および各地域における状況報告、政策保有株式状況報告

第4四半期

事業計画、内部監査計画、次期執行役体制

上記のほか、都度、取締役会議長よりグループ経営執行会議での審議事項の報告が行われるとともに、定期的に執行役から執行状況報告を行っています。また、通常の取締役会とは別に、経営戦略の進捗状況と課題、事業計画を議題とした経営戦略討議会が開催され、活発な議論が行われました。

[指名・報酬・監査委員会]

・過半数の独立社外取締役で構成する指名・報酬・監査の三委員会は、指名委員会が取締役候補者を決定し、報酬委員会が取締役および執行役の報酬の決定を行い、監査委員会が取締役および執行役の職務の執行の監査を行います。各委員会のメンバーは以下のとおりです。

指名委員会 委員長（独立社外取締役）藤田純孝

委員 （独立社外取締役）岩村哲夫、デイビッド・ロバート・ヘイル

（取締役）竹内康雄

報酬委員会 委員長（独立社外取締役）神永晉

委員 （独立社外取締役）岩村哲夫、ジミー・シー・ビーズリー

監査委員会 委員長（独立社外取締役）舛田恭正

委員 （独立社外取締役）岩崎淳、市川佐知子
（取締役）古閑信之

[2021年3月期における委員会の活動状況]

(1)指名委員会（開催回数：12回）

- ・指名委員会は、取締役および執行役の人事に係る事項を審議し、株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案の内容を決定しました。
- ・主な検討事項として、取締役会の構成案を検討するにあたり、当社の取締役に求められる経験・知見のマトリックスを策定しました。
- ・取締役候補者の選任については、選任基準に照らし審議・面接を行い決定しました。
- ・執行役の選任案については、年間を通じた選定プロセスを経て、適格性等の審議を行い決定しました。
- ・執行役の後継者計画については、当社の業務執行において期待される役割等に照らして、望ましい経験・知見を有しているか、審議を行いました。

(2)報酬委員会（開催回数：11回）

- ・取締役および執行役の個人別の報酬等の決定方針と報酬等の内容の見直しおよび決定を行いました。
- ・その詳細は、前項の【インセンティブ関係】および【取締役・執行役報酬関係】に記載のとおりです。

(3)監査委員会（開催回数：26回）

- ・独立の立場・公正不偏の態度を保持し、会計監査人や内部監査部門の監査・監督を行うとともに、監査委員会が直接、取締役、執行役の職務執行の適法性・妥当性を確認することにより、実効的・効率的な監査を実施しました。
- ・会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ・監査委員会は独立の立場・公正不偏の態度を保持し、会計監査人や内部監査部門の監査・監督を行うとともに、監査委員会が直接、取締役、執行役の職務執行の適法性・妥当性を確認することにより、実効的・効率的な監査を実施しています。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年4月以降の監査委員会の監査はリモートのWeb会議で実施せざるを得なくなったものの、当初の監査計画に沿った活動を行うことができています。

[責任限定契約および役員等賠償責任保険の内容]

なお、当社は、取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の規定する最低責任限度額です。

また、会社法第430条の3第1項に規定する、役員等を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約により、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしています。なお、保険料は全額当社が負担しています。

[取締役の選任の決議要件]

当社は、取締役の選任については、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する旨および選任決議は累積投票によらない旨を定款に定めています。

[株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項]

当社は、経営環境の変化に応じた資本政策および株主への機動的な利益還元を行うため、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款に定めています。

また、当社は、取締役および執行役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって取締役（取締役であった者を含む）または執行役（執行役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定款に定めています。

[株主総会の特別決議要件]

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営が行えるようにするために、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めています。

[執行役]

執行役は、Chief Executive Officer（チーフエグゼクティブオフィサー）、Chief Operating Officer（チーフオペレーティングオフィサー）、Chief Technology Officer（チーフテクノロジーオフィサー）、Chief Financial Officer（チーフファイナンシャルオフィサー）、Chief Administrative Officer（チーフアドミニストレイティブオフィサー）の5名で構成されており、当社グループにおける意思決定体制の迅速化・効率化およびグループ全体でのリスクマネジメントの一元管理を行います。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、眞のグローバル・メドテックカンパニーを目指すにあたり、以下のとおり、業務執行の意思決定の迅速化、ガバナンスの強化と透明性の一層の向上を図るため、2019年6月に指名委員会等設置会社へ移行しました。

1. 経営の意思決定機能・業務執行機能の迅速化

「指名委員会等設置会社」の「監督と執行の分離」の基本理念に基づき機能分離を行い、取締役会は経営の根幹に関する重要事項の決定と経営の監督に特化し、経営スピードと監督機能の向上を図ります。日常の業務執行に関するものは、執行役に権限を大幅に委譲し、経営の意思決定および執行の迅速化を図ります。

2. 経営の監督機能の強化

過半数の独立社外取締役で構成する指名・報酬・監査の三委員会を設置し、それらの各委員会の機能を通じて経営の妥当性のチェックを行い、より適切な経営監督体制を構築します。

3. 経営の透明性の向上

過半数の独立社外取締役で構成する指名委員会が取締役候補者を決定し、過半数の独立社外取締役で構成する報酬委員会が取締役・執行役の報酬の決定を行います。これらの委員会が、より透明性の高い役員人事および報酬の決定を行うこととなり国内外のステークホルダーに対し、経営の透明性がより一層向上するよう努めてまいります。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 [更新]

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知の内容を十分にご検討していただく時間を確保するために、株主総会開催の3週間前に発送しています。 また、発送の数日前に当社ホームページ、TDnet、議決権電子行使プラットフォームに招集通知のPDF版を掲載し、電子的に公表しています。
集中日を回避した株主総会の設定	議案を十分検討した上で株主総会へご出席いただくことを目的として株主総会開催日を適切に設定する方針としております。
電磁的方法による議決権の行使	当社指定の議決権行使サイトや議決権電子行使プラットフォームを利用して議決権の電子行使を可能としています。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知（英文）をインターネット上（議決権電子行使プラットフォームおよび当社ホームページ）に掲載しています。
その他	インターネット上（議決権電子行使プラットフォームおよび当社ホームページ）において、招集通知および決議通知の全文を掲載しています。 株主総会における報告事項についてビジュアルを使用することにより、株主の皆さまのご理解を得られるよう努めており、当該資料をインターネット上（当社ホームページ）に掲載しています。 また、インターネットによる出席の方法により、ご質問および議決権行使が可能な出席型バーチャル株主総会を採用し、株主の皆さまの権利行使の機会確保に努めています。株主総会当日のライブ配信映像は、開催後に、上記の報告事項資料とともに当社ホームページに掲載しています。

2. I Rに関する活動状況 [更新]

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、当社ホームページにおいて「情報開示方針」を掲載しています。 また、情報開示方針に基づき、当社の情報開示体制および開示基準、当該情報の管理について定め、適時適切な情報開示を行うことを目的とした「情報開示規程」を制定しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社ウェブサイトにおいて、当社の事業概要や強み、最先端の医療機器や光学機器製品を開発してきた歩みについて紹介しています。また、直接対話する機会として、証券会社等が主催する個人投資家向け説明会やオンラインセミナー、I Rイベントに参加しています。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期ごとの決算発表日に、当社マネジメントが事業環境や決算実績、業績見通し、経営戦略の進捗等について、アナリスト・機関投資家と直接対話するため決算説明会を開催しています。	あり

	<p>また、経営戦略説明会や当社マネジメントとのスモールミーティング、新製品発表会、工場見学会などのイベントを適時開催するほか、証券会社主催の国内外のカンファレンスにも参加しています。</p> <p>さらに、C E OやC F O、I R担当者による個別のミーティングも四半期決算日から決算発表日までの沈黙期間を除き、随時実施しています。</p>	
海外投資家向けに定期的説明会を開催	<p>四半期ごとの決算発表日に、当社マネジメントが国内のアナリスト・機関投資家と同時に決算説明会を開催しています。また、年に数回、C E OまたはC F OやI R担当者が海外の機関投資家を訪問するほか、米国拠点のI R担当者が個別のミーティングを四半期決算日から決算発表日までの沈黙期間を除き、随時実施しています。さらに、証券会社主催のカンファレンスにも積極的に参加しています。</p> <p>2021年3月期においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、海外への機関投資家訪問を中止しましたが、C E OまたはC F Oによる電話会議やオンラインミーティングを積極的に行い、従来どおり海外投資家とも対話する機会を確保しました。</p>	あり
IR資料のホームページ掲載	<p>決算情報（決算短信、プレゼンテーション資料、数値参考資料）や決算情報以外の適時開示資料、統合レポート、株主総会の招集通知、株主通信、有価証券報告書または四半期報告書、医療ファクトブックを掲載しているほか、C S R、環境活動についても掲載しています。また、経営戦略説明会や決算説明会、新製品発表会、株主総会など、様々なイベントの動画も公開しています。</p>	
IRに関する部署（担当者）の設置	<p>担当役員： 執行役 C F O 武田睦史 担当部署： I R部門</p>	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>当社グループでは、「オリンパスグローバル行動規範」を制定しており、お客さま、取引先、株主、社員、地域社会等のあらゆるステークホルダーとの関係において、法令はもとより高い倫理観に則して行動し公正で誠実な企業行動を行うよう明確に定めています。</p>
環境保全活動、C S R活動等の実施	<p>当社グループは、経営理念「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」のもと、すべてのステークホルダーの期待に高い次元で応えるとともに、よき企業市民として行動し、社会とともに持続可能な成長を目指しています。</p> <p>経営戦略にESGを重要な要素として組み込んでいます。特に6つの重要なESG領域（①コーポレートガバナンス、②経済的持続性、③製品の持続可能性、④環境、⑤人的資源、⑥社会）に絞り込むとともに、5つの重要課題（マテリアリティ）（①医療機会の幅広い提供およびアウトカムの向上、②コンプライアンスおよび製品の品質安全性への注力、③責任あるサプライチェーンの推進、④ダイバーシティ・インクルージョンの推進、⑤社会と協調した脱炭素・循環型社会実現への貢献、）を定めています。各マテリアリティにおける取り組みを強化、推進し、社会やステークホルダーに対する責任を果たすと同時に、当社の経済的価値を向上させ、持続的な成長を実現していきます。</p> <p>「社会と協調した脱炭素・循環型社会実現への貢献」については、2019年11月に発表した経営戦略で定めた重要課題（マテリアリティ）に、2021年5月に新たな重要課題として追加し、2030年までにカーボンニュートラルを実現する環境目標を設定しました。また、気候関連財務情</p>

	<p>報開示タスクフォース（TCFD）の提言に賛同を表明し、TCFD提言に沿った情報開示に取り組むことを決定しました。</p> <p>当社は、カーボンニュートラル目標の達成に向けて、製造改善活動や省エネ施策を引き続き推進するとともに、2030年までに自社の事業所における全消費電力を再生可能エネルギー由来に段階的に切り替え、CO₂削減の取り組みを加速させていきます。また、今後も気候変動がもたらすリスクと機会の分析に焦点を置いた、透明性の高い情報開示に注力していきます。</p> <p>具体的なCSR活動としては、各事業に関わる国内の主要なサプライヤー様に対して、毎年1回、「調達方針説明会」を開催し、当社グループの経営戦略や調達方針の共有を図っています。</p> <p>2021年3月期は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、サプライヤー様にお集まりいただきの説明会は中止ましたが、今後はオンラインでの開催を検討していく予定です。さらに環境への取組みでは、「オリンパスグループ環境方針」の下、製品ライフサイクル全体における環境負荷低減を重要課題と位置づけ、製品、事業場、物流の環境改善活動を積極的に行なう等、国際社会、市民社会、地域社会に対して、様々な社会貢献活動を実施しています。また、気候変動を事業活動に影響を及ぼす重要な環境課題の一つと認識しています。炭素税・排出権取引や各国のCO₂削減規制の強化、台風や洪水等の自然災害の規模拡大によるサプライチェーンの断絶等がリスクにつながると考えており、エネルギー効率の改善を目標に掲げての活動、自然エネルギーの導入拡大、サプライヤーの多様化等の対策を実施しています。以上の取組みを受け、国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」における当社の貢献のあり方について、検討を開始しています。</p> <p>当社グループへの理解を深めていただくために、積極的な情報開示・発信の強化に努めています。詳細情報は、統合レポートに記載し、当社ホームページで公開しています。</p> <p>(https://www.olympus.co.jp/ir/data/integratedreport/)</p>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社グループでは、「オリンパスグローバル行動規範」を制定し、ステークホルダーの正しい理解と信頼を得るために経営方針、事業活動状況およびCSR活動などの企業情報を公正かつ適時適切に開示することを定めています。
その他	<p>[健康経営の取り組み]</p> <p>会社が様々な活動を進めるにあたっては、従業員が健康でいきいきと働ける職場環境を整えることが大前提であるとの考え方たち、健康保険組合と協力し、従業員およびご家族の健康の維持・増進をしっかり支援していくことを経営として明確にするため、健康宣言を作成し、受動喫煙防止の取組、生活習慣の改善指導や、がん検診の再検査・精密検査の勧奨、通院指導を強化し、従業員の健康維持・増進を推進していきます。健康管理施策を積極的に展開することで、2017年から5年連続で「健康経営優良法人ホワイト500」に認定されています。</p> <p>[ワークライフ・インテグレーションの推進]</p> <p>従業員に育児や介護などの事情があつても、能力を存分に発揮し、積極的にキャリアを継続できる環境を整備するため、従業員の仕事と生活の両立支援を通じ、その相乗効果を図る「ワークライフ・インテグレーション」の取り組みを推進し、働き方に関する柔軟な制度の導入および利用者の拡大に取り組んでいます。</p> <p>育児・介護の両立支援施策の拡充として、「在宅勤務制度」「リエントリー制度」「役割フレックス制度」「労働時間短縮制度」を導入しています。仕事と家庭の両立支援により多様性のある職場の実現、生産性向上、従業員のモチベーション向上を目指しています。</p> <p>[女性の活用を含む社内の多様性の確保]</p> <p>当社および国内グループ会社では、人事部門が中心となり、多様な人材の活躍を支える制度、施策の立案・運用を行っています。テレワークを主軸とした新しい働き方により、距離や時間の制約をなくすることで、多様な人材が働きやすく成長する喜びを感じて、活躍できる環境整備に取り組んでいます。採用および昇格・昇給においては、性別や国籍による差別はなく、高い専門能力とモラルを兼ね備えた人材を積極的に活用しています。</p>

ワークライフ・インテグレーションを推進する上で、女性の活躍推進を重要課題として位置づけ、2016年に女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定しました。主な取り組みは、在宅勤務制度の適用対象者の拡大、育児休職者向け情報提供の実施、仕事と不妊やがんの治療を両立できる制度の整備、一部の事業場における託児所の開設、そして、ダイバーシティ推進体制を強化する専任組織「ダイバーシティ推進グループ」の設立などがあります。ライフイベントをあらかじめ想定し、早めに経験や機会を与えるフィードフォワードの考え方により、女性のキャリア形成を支援しています。2020年は社内から初の女性執行役員を輩出しています。2020年4月末現在、65名(前年比122%)の女性管理職が活躍し、管理職候補の女性従業員も247名(前年比116%)に上るなど、年々女性の比率が高まっています。また、外国籍の管理職も増加しています。

LGBTの当事者が、心の安心を得ながら働く喜びを感じられる事をめざし、多様性に対する受容度の高い職場づくりのために、理解促進の教育やイベント、専門の相談窓口設置を推進しています。

障がい者雇用では、障害をひとつの個性と考え、できる事にスポットを当てた積極的な採用と定着支援、従業員教育に取り組みます。障がい者の雇用および定着を重要な課題と捉え、採用活動を定期的に実施するとともに、特例子会社を設置し、受入体制の充実を図っています。受入時には上司・同僚が障がい特性を理解し配慮できるよう理解促進の研修教育を実施しています。また入社初期の定着支援として入社後、人事部門・上司・産業医の3者から面談を実施しています。2021年1月現在、2.4%と法定雇用率を上回る水準となっています。

定年後の高年齢者を積極的に雇用し、それまで高い専門性を発揮して成果をあげてきた人材が引き続き当社で活躍することが重要であると考えています。60歳の定年退職後も就業を希望する従業員について、65歳まで継続雇用する制度を設けています。また2016年4月の処遇改善に続き、2020年4月からは、高い専門性を持つ再雇用者に対して、再雇用後の職務を評価し、職務等級に応じた処遇を行う職務型人事制度への改定を行っています。今後も引き続き、法令を含む、社会の動向や潮流等を踏まえながら、定年退職後も専門性を発揮し、活き活きと働くことができる環境を整備していきます。

[グローバル・メドテックカンパニーへの挑戦を支える人事制度の変革]

今後競合するグローバル・メドテックカンパニーとの競争に勝ち残るために、地域ごとの人材登用にとどまるのではなく、ガバナンス・業務・人材に関する包括的なオペレーティングモデルをグローバルに統一した形で構築し、グループ全体の経営効率を向上させていくことが不可欠です。その実現のためにグローバルビジネスを担える多様な能力を有する人材を、出身の国や地域に関係なく、適所に配置していくことが不可欠です。当社グループ社員の成長への意欲を促進させる人事制度を整備し、それぞれが持つ能力を会社の発展に最大限活かすことができる企業風土の醸成を進めています。

2019年4月に日本の管理職の人事評価制度を職務給型に変更しました。職務記述書により、社員の役割と責任、権限を明確にしました。職務の大きさと成果に応じて処遇を決定し、年齢や国籍にとらわれない人材登用を進めています。また2020年4月には、グローバルシニアマネジメントの目標設定および評価基準を共通化し、業績責任を明確にしました。シニアマネジメントはグローバル共通KPIの達成に向けて戦略目標を掲げ、組織の変革に取り組んでいます。国籍に関係なく、能力や適性に基づくアサインメントを進めた結果、事業・機能長のうち、40%が外国籍の人材になりました。

新型コロナウイルスの感染拡大に対しては、グローバルタスクフォースを設置し、すべての社員の安全を第一として様々な対策を講じると同時にニューノーマルに適応すべく、世界中で働き方の見直しを進めています。日本では、在宅勤務日数の上限撤廃や、テレワークで働く環境整備など、新しい働き方への変革を進めています。

[女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等]

当社では、仕事と生活の両立を目指す考え方として、ワークライフ・インテグレーション（WLI）を提倡し、多様な人材の能力発揮を支援しています。WLIを推進する上で、女性の活躍推進を重要課題と位置づけ、行動計画を策定し、開示しています。また中途採用者・外国人の管理職登用も積極的に進めています。

・基本方針

- ①女性管理職候補者への計画的な育成を強化する。
- ②仕事と生活の両立を実現する環境を強化する。
- ③女性の採用を強化する。

・目標

- ①2025年3月期期初時点での女性管理職数を、2020年3月期比倍増させる。
- ②仕事と生活の両立を実現する環境を強化する。
- ③2024年4月入社の新卒採用数に占める女性比率を25%以上にする。

・これまでの状況と今後の予定

- ①仕事と生活の両立を実現する環境強化施策

・柔軟な治療との両立制度導入、在宅勤務制度対象拡大、時間単位年休制度導入、八王子事業場内に保育所開所等

- ②性別・年齢・国籍等にとらわれない人材登用施策

・「職務型人事制度」の導入

・タレントレビューの実施

[リスクマネジメント]

オリンパスグループは、「リスクマネジメントおよび危機対応方針」および関連規程に基づき、グローバルなリスクマネジメント体制を構築し、積極的かつ健全なリスクテイクによる企業の持続的成長や価値創出に繋げる“攻め”と、不正や事故の防止という“守り”との両方の視点で、リスクマネジメントを行っています。また、予期せぬインシデントが発生した際にも企業価値への影響を最小限にとどめるために、危機管理プロセスの整備に努めています。リスクマネジメントの推進状況は、統合レポートに記載し、当社ホームページで公開しています。

[コンプライアンス]

オリンパスグループでは、誠実で法令を遵守する企業風土の醸成に努めています。2019年9月より「オリンパスグローバル行動規範」を制定し、当社ホームページに18カ国語で公開されています。コンプライアンスの推進状況は、統合レポートに記載し、当社ホームページで公開しています。

[情報セキュリティ]

オリンパスグループは、情報の適正な取り扱いと保護は社会的責務であるとの認識のもと、「情報セキュリティ方針」を制定し、情報セキュリティの確保に取り組んでいます。情報セキュリティの詳細は、統合レポートに記載し、当社ホームページで公開しています。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、経営理念に掲げている「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」をすべての活動の基本思想としています。

当社は、この基本思想のもと、当社および子会社（以下、「オリンパスグループ」）の業務の有効性と効率性ならびに財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制を整備し、運用するとともに、継続的な改善を図るものとしています。

1. 当社執行役および使用人ならびに子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、当社の執行役および使用人ならびにオリンパスグループの取締役および使用人が法令および定款を遵守して職務を執行する体制を確保するため、取締役会が取締役および執行役の職務の執行を監督する際の基本方針となる「経営の基本方針」を定めます。また、経営理念に基づき、オリンパスグローバル行動規範および各種の規程類を制定し、内容の浸透を図るとともに、継続的な教育等によりオリンパスグループにおけるコンプライアンス意識の向上を推進します。
- (2) 当社は、コンプライアンス推進体制として、コンプライアンス機能の責任者（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）を任命するとともに、統括機能を設置します。統括機能は「コンプライアンスマネジメントシステム」に基づいたコンプライアンス体制の充実に向けた活動を行います。また、使用人に対する教育やアセスメントに関する取り組みを継続的に実施します。なお、使用人は、法令違反等が発生または発生する可能性があると判断した場合、多言語で24時間対応可能なグローバル通報受付窓口をはじめ、各地域に設置された通報受付窓口を活用し、通報することができます。
- (3) 当社は、CEOをCSR責任者とし、オリンパスグループにおけるCSR活動の取り組み内容、目標設定および評価等を行っています。また、当社は高い倫理観を醸成することをはじめ、オリンパスグローバル行動規範に沿った取り組みを推進します。
- (4) 当社は、CEO直轄の内部監査機能を設置します。内部監査規程に基づき内部監査機能は、リスクマネジメント、コントロールおよびガバナンスの各プロセスの有効性等につき内部監査を実施します。内部監査機能は、オリンパスグループの内部監査結果を当社のCEOおよび監査委員会に報告します。
- (5) 当社は、主要な子会社に取締役および監査役を派遣するとともに、子会社の重要事項については職務権限規程および関連する規程類に基づき当社が承認することにより、子会社における業務の適正性を確保します。
- (6) 当社は、オリンパスグループの財務報告の適正性と信頼性を確保するために、内部監査機能において財務報告に係る内部統制制度における統制活動が有效地に機能するための取り組みや運用状況を定期的に評価し、継続的な改善活動を実施します。
- (7) 当社は、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体に対して、弁護士および警察等と連携し組織的に毅然とした姿勢で対応します。また、オリンパスグループとして反社会的勢力排除の社会的責任を果たすため、関連する規程を整備し反社会的勢力排除の取り組みを継続的に実施します。

2. 当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 当社は、法令および文書管理規程等の規程類に従い、文書または電磁的情報の保存および管理を行います。
- (2) 取締役は、文書管理規程に基づき取締役会議事録および決裁書等の重要な文書を常時閲覧できます。

3. オリンパスグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、取締役会およびグループ経営執行会議等の会議体における慎重な審議ならびに決裁手続の適正な運用により、オリンパスグループの事業リスクの管理を行います。取締役会は、経営の基本方針、内部統制システムに係る事項、その他の重要事項および重要な業務執行に関する事項を決定する他、執行役に委任する事項を決定します。また、執行役は、取締役会で決議する事項以外の重要事項については、意思決定を行い、取締役会に報告を行います。
- (2) 当社は、品質、製品安全、輸出管理、情報セキュリティ、安全衛生、環境、災害等のリスクに関して、それぞれ所管する機能を定め、規程類を制定し、オリンパスグループとして予防的リスクマネジメントに取り組むとともに、教育・指導を行うことにより管理します。
- (3) 当社は、内部統制規程および関連する規程類に基づき、オリンパスグループの事業活動に伴う重大リスクの顕在化を防ぎ、万一路が顕在化した場合の損害を最小限に留めるためのリスクマネジメントシステムを整備し、その適切な運用および管理にあたります。また、リスクマネジメント運用規程に従い、オリンパスグループの担当機能においてリスクの把握、予防に取り組むとともに、有事の際、すみやかに対処できる体制としています。企業倫理違反ならびに震災、火災および事故等の重大なリスクが発生した場合、担当機能は、執行役および関係者に緊急報告を行い、CEOが対策を決定します。

4. 当社の執行役および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、オリンパスグループの経営目標を定めた中長期の経営基本計画およびその実行計画である年度事業計画について承認します。取締役会はそ

の他の重要事項を決定し、取締役会で決議すべき事項以外の業務執行事項は、意思決定の迅速化および効率化を図るため、執行役に委任します。また、取締役会は年度事業計画の進捗評価のために業績等につき少なくとも四半期に1回報告を受け、執行役の職務の執行を監督します。

(2) 取締役会は、執行役の職務の分担を決定します。また、その職務の執行状況について少なくとも四半期に1回報告を受けます。

(3) 取締役会は、職務権限規程、組織規程および関連する規程類により、主要な職位の責任と権限について承認します。また、主要な職位から職務の執行状況について報告を受けます。

(4) 当社は、オリンパスグループの財務運営の基礎となる財務方針を規定したグループ財務規程を定め、オリンパスグループの財務面でのガバナンスを強化するとともに、子会社を含むオリンパスグループにおける資金、為替、金融機関取引の統括および管理を実施します。

5. 子会社の取締役および使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

(1) 当社は、関係会社管理規程および関連する規程類により子会社に関する管理基準を明確化したうえで、地域統括会社の社長がグループ各社の経営状況のレビューを行い、レビュー結果を定期的に当社の社長に報告します。

(2) 当社は、連結会計規程に基づき、子会社からの適時適切な報告を徹底することにより、オリンパスグループの財務状態および経営成績を的確に把握し、かつ、連結会計方針の適切な維持管理を行います。

6. 当社の監査委員会の職務を補助すべき使用人およびその使用人の当社の執行役からの独立性に関する事項ならびに当社の監査委員会の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査委員会の職務を補助すべき専任の使用人を配置します。更に必要に応じて兼任の使用人を置くことができるときです。また、規程類を定め、次のとおり執行からの独立性を確保するとともに、監査委員会の職務を補助する使用人に対する指示の実効性を確保します。

(1) 取締役（監査委員を除く）、執行役および使用人等は、監査委員会の職務を補助すべき使用人が監査委員会の職務を補助するにあたり指揮および命令を行わないものとします。

(2) 監査委員会の職務を補助すべき使用人の任免、異動、賃金および人事評価等は監査委員会の同意を得たうえで決定します。

7. 当社の取締役（監査委員を除く）、執行役および使用人が当社の監査委員会に報告をするための体制および子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告をするための体制

(1) 当社の取締役（監査委員を除く）、執行役および使用人、ならびに子会社の取締役、監査役および使用人は、法令および定款に違反する重大な事実、不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼす可能性のある事実について、直接または担当機能を通じすみやかに当社の監査委員会に報告します。その他、法令および監査委員会規程等に基づき、監査委員会がオリンパスグループの取締役、執行役および使用人等に対して報告を求めたときは、当該取締役、執行役および使用人等はすみやかに監査委員会に報告します。

(2) 当社は、コンプライアンスマネジメントシステム規程に従い、オリンパスグループにおける重要なコンプライアンス上の問題が生じた場合は、その内容等についてコンプライアンス機能の責任者が取締役会に報告します。また、通報内容および調査結果を定期的に監査委員会に報告します。

(3) 当社の内部監査機能は、定期的に当社監査委員会に対してオリンパスグループにおける内部監査の状況を報告します。また、コンプライアンス機能の責任者は、コンプライアンスに関する状況を監査委員会に対して定期的に報告します。

8. 監査委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、規程類を定め、監査委員会に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対して不利益な処遇（解雇、降格、減給等の懲戒処分や不利益な配置転換等の人事上の措置の他、業務に従事させない、専ら雑務に従事させる等の事実上の措置を含む）を行いません。

9. 当社の監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、規程類を定め、監査委員による職務の執行に伴う費用の前払または償還の請求があった場合には、当該監査委員の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、その請求に応じすみやかに支出します。

10. その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 当社の取締役、執行役および使用人ならびに子会社の取締役および使用人は、監査委員会によるヒアリングや往査等の調査に応じることで、監査の実効性を確保します。

(2) 当社は、監査委員会が取締役、執行役および会計監査人、その他必要な者との十分な意見交換を行う機会を確保します。

(3) 当社は、監査委員会が監査委員を重要な会議に出席させ、意見を述べる機会を確保します。

(4) 監査委員会と内部監査機能は緊密に連携するとともに、必要に応じて監査委員会が内部監査機能に指揮・命令権を行使できるものとします。

(5) 当社は、監査委員会の求めに応じて、子会社の監査役との連携および子会社の使用人からの情報収集の機会を確保します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムの基本方針において反社会的勢力に対する方針を定めており、組織的に対応する体制を構築しています。具体的には、社内における情報伝達網を整備することに加え、弁護士および警察との連携のほか、専門の諸団体に加入し情報収集や研修活動を行うことで予防策等を講じています。更に、取引先と締結する契約書に反社会的勢力を排除する旨の条項を定める等、「一切の関係遮断」の恒常性に努めています。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
該当項目に関する補足説明	

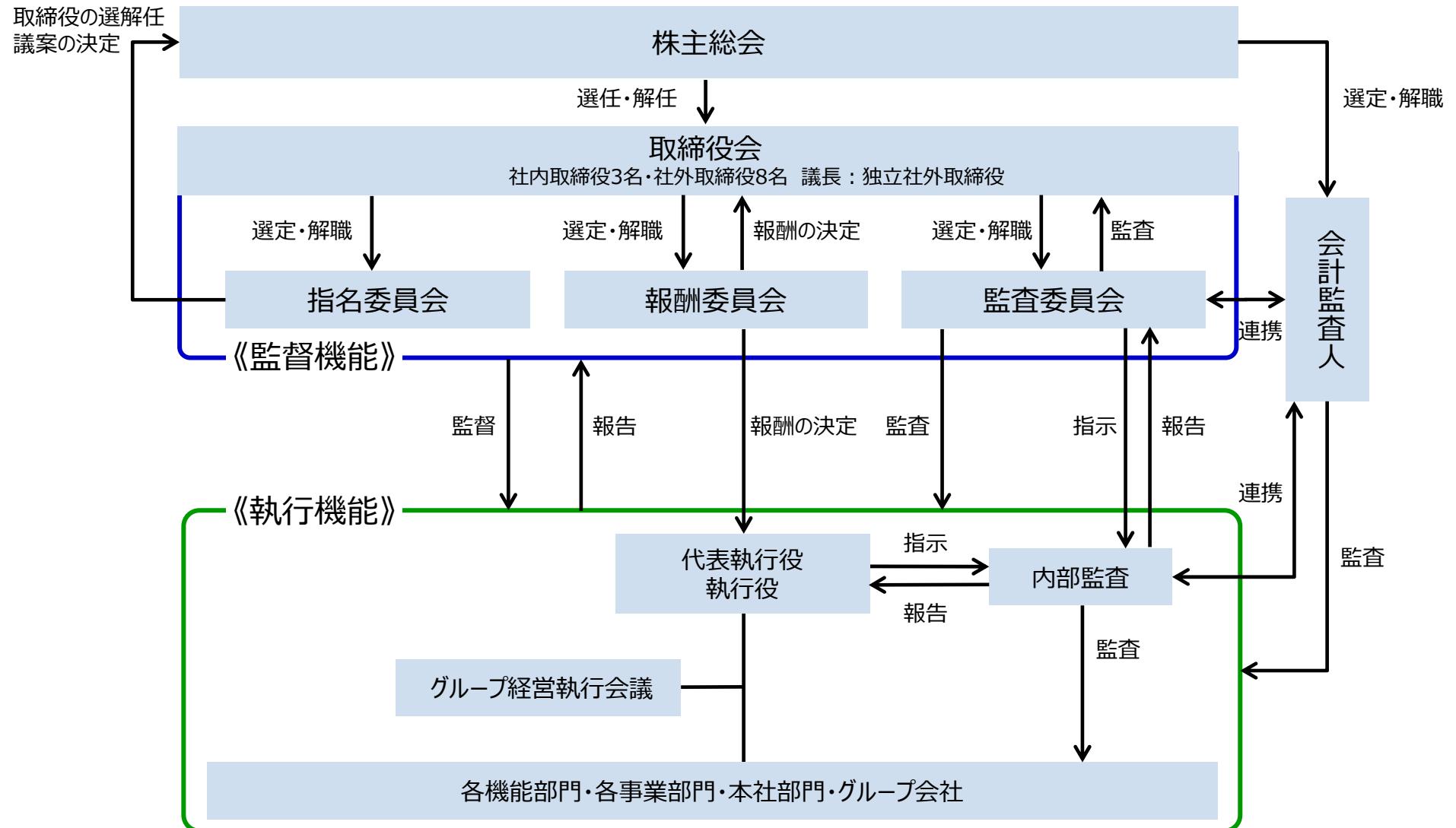
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、情報開示にあたり、法令や金融商品取引所の規則を遵守し、法令・規則によって開示を求められる情報を開示しています。また、法令・規則に開示の定めのない情報についても、当社の企業価値に大きな影響を与える情報を、金融商品取引法第27条の36の規定（いわゆるフェア・ディスクロージャー・ルール）および社内開示基準に基づき積極的に情報を開示しています。そのために、「情報開示規程」、「情報開示細則」等の規程類を制定し、情報開示に関する具体的な業務分担および手続きを定めています。

情報開示に関する情報は、別表「情報開示フロー」に基づき、IRリエゾン（IR 部門が任命する各機能・事業部門の情報開示に係る責任者）や経営会議体（取締役会・グループ経営執行会議）・各委員会事務局等よりIR部門を窓口として集約しており、開示の是非については、IR部門長及び情報開示元部門長との審議を経て、情報開示責任者が決定しています。

コーポレートガバナンス体制図

更新



取締役のスキルマトリックス [更新]

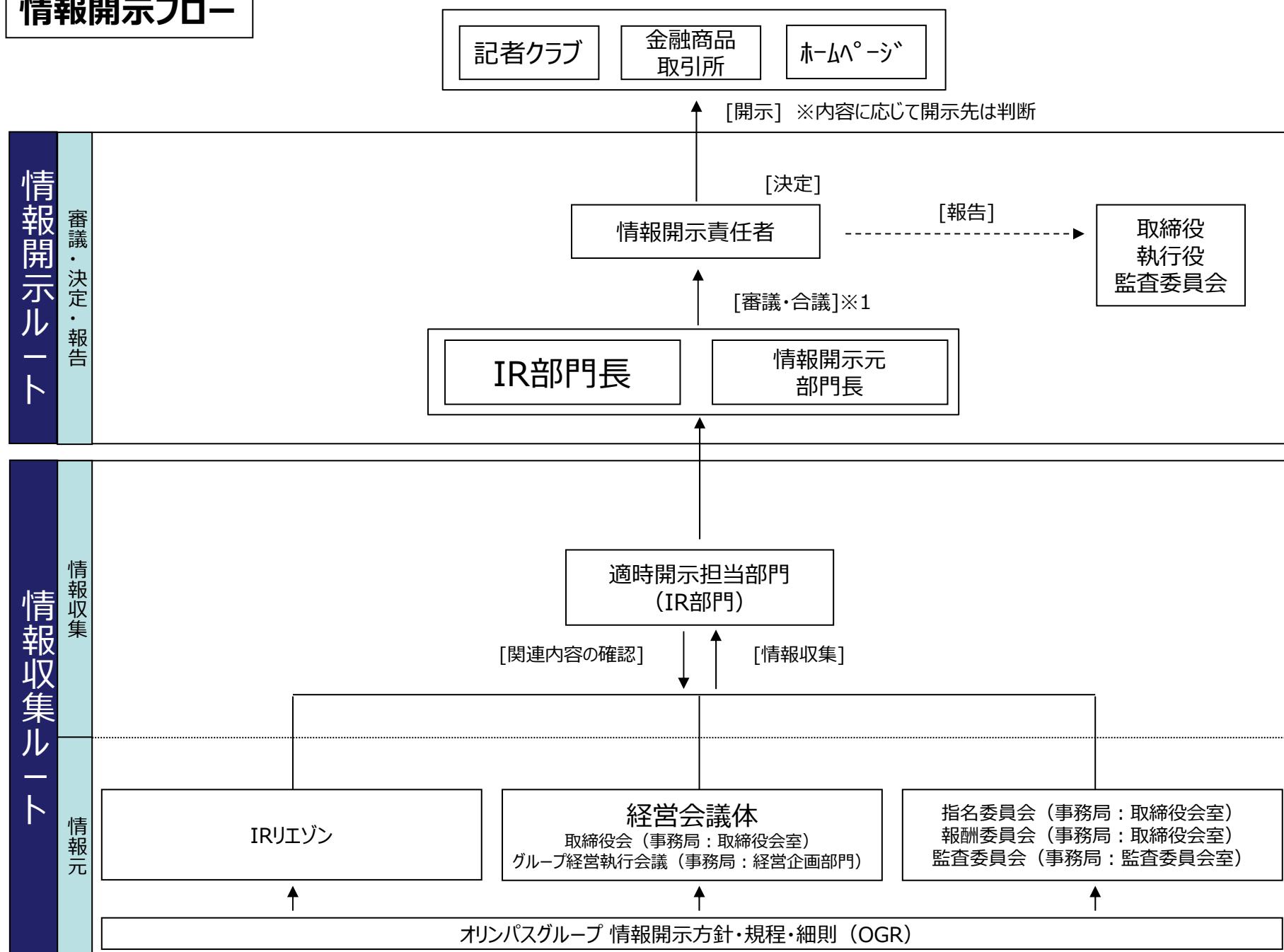
2021年6月24日時点

氏名	当社における地位・担当	当社が取締役に求める経験・知見						
		経営全般	国際ビジネス・多様性	ヘルスケア業界	製造・開発・研究	法務・リスクマネジメント	財務・会計	ESG
竹内 康雄	取締役 代表執行役 社長兼チーフエグゼクティブオフィサー (CEO)	指名委員	●	●	●		●	
藤田 純孝	社外取締役	指名委員★	●	●			●	●
神永 韶	社外取締役	報酬委員★		●		●		
岩村 哲夫	社外取締役	指名委員	●	●		●		
樹田 恒正	社外取締役	監査委員★		●	●		●	
岩崎 淳	社外取締役	監査委員					●	
デイビッド・ロバート・ヘイル	社外取締役	指名委員		●	●		●	
ジミー・シー・ビーズリー	社外取締役	報酬委員		●	●			
市川 佐知子	社外取締役	監査委員		●		●	●	●
シュテファン・カウフマン	取締役 執行役 チーフアドミニストレイティブオフィサー (CAO)		●	●				
古閑 信之	取締役	監査委員	●		●	●		

★委員長

※ 上記一覧表は、候補者の有する全ての経験・知見を表すものではありません。

情報開示フロー



ステークホルダーとのコミュニケーション

基本的な考え方・方針

オリンパスグループは、経営理念に掲げている「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」をすべての活動の基本思想とし、すべてのステークホルダーの期待に高い次元で応えるとともに、良き企業市民として行動し、社会とともに持続可能な成長を目指します。

また、グローバル企業として国際社会課題に取り組むため、国連グローバル・コンパクト（GC）に参画し、毎年GCへCSR活動の実績を報告しているほか、「持続可能な開発目標（SDGs）」について、当社の貢献のあり方を検討しています。

取り組み

お客さま

各事業の販売からアフターサービスでの各種活動において、顧客満足度を定期的にモニタリングし、販売時や販売後の活動へのフィードバックを行い業務品質の向上に取り組んでいます。特に医療事業では、お客さまに機器を安心・安全にご利用頂ける環境の提供に取り組んでいます。具体的には、お客さまへ必要な情報発信、機器の適切な利用方法の指導（トレーニング）、機器の保守、トラブル発生時の早期復旧、故障時の早期修理対応など、医療機関での効率的な医療の提供に貢献する取り組みを実施しています。

株主・投資家さま

金融商品取引法第27条の36の規定（いわゆるフェア・ディスクロージャー・ルール）を順守し、オリンパスグループの「情報開示方針」に沿って、経営方針、財務状況、事業活動状況、非財務関連の企業情報を公正、適時適切かつ積極的に開示しています。また、代表執行役、担当役員および事業部門長等が中長期の経営戦略や事業戦略を投資家等に直接説明するイベント等も開催しています。

- [投資家情報](#)
- [IR活動状況 \(PDF形式: 495.2KB\) !\[\]\(95357a55f47c8fa7f088099282259537_img.jpg\)](#)

サプライヤーさま

各事業に関わる日本の主要なサプライヤーさまに対して、毎年1回、「調達方針説明会」を開催し、オリンパスグループの経営戦略や調達方針の共有を図っています。

また、コンプライアンスに関する通報や相談窓口「コンプライアンスヘルpline」では、国内オリンパスグループと直接取引のあるサプライヤーさまからの通報も受け付けています。

従業員

従業員の声に耳を傾け、より良い企業文化や職場環境を実現するために、オリンパスグループの全従業員、約3万5000人を対象に、従業員調査（コアバリューサーベイ）を実施しています。その結果は経営層および各地域のマネジメントに共有され、さまざまな施策が展開されています。特に、オープンな組織文化の醸成、働き方改革、業務効率向上に関する取り組みが進められており、オリンパスではボランティア休暇や副業に関する制度が整備されました。この他、世界中の従業員に「グローバルニュースレター」を定期的に配信し、新任マネジメントのインタビューなど、オリンパスグループ全体に関わる情報をタイムリーに共有することで、地域や部門を超えたコミュニケーションを促進しています。またオリンパスおよび国内グループ会社では、多様な人材の活躍を支える制度、施策を適切に立案・運用していくために、人事部門が中心となって従業員や労働組合との対話の場を設けています。経営層と労働組合執行部が、組織風土の醸成・賞与・今後の人材制度など経営テーマの協議を行い、その結果は社内イントラを使い全組合員と全管理職に共有しています。

地域社会

グローバル・メドテックカンパニーであるオリンパスは企業市民活動方針に基づき、世界各地の事業場近隣のコミュニティ、行政、学校、企業など幅広いステークホルダーと連携し、各種の地域社会の課題解決に貢献する活動に積極的に参画しています。また、保健行政やNPOと連携したがん検診の啓発、小学校や中学校、NPO等と連携した授業の実施など、地域行事への参加や協力なども実施しています。

➤ 企業市民活動

行政・自治体

行政や自治体と連携をしたさまざまな社会貢献活動を活発に行っています。日本では複数の都道府県や政令指定都市と「がん対策協定」を締結して、保健行政が住民へ対策型胃がん検診や大腸がん精密検査の案内を送付する際にオリンパスが作成した内視鏡検査説明小冊子を同封することで個別受診勧奨の支援を行っています。また、日本国内のオリンパスおよび国内グループ会社では、小学校や中学校での「総合探求」「がん教育」科目やSTEM教育の一環として内視鏡やがん予防について学ぶ「内視鏡キッズ教室」、科学について学ぶ「顕微鏡キッズ教室」を実施しています。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、世界各地の公益団体に対し慈善寄付を行っています。

➤ 新型コロナウイルス感染症対策としてグローバルで合計1億円相当の支援

コンプライアンス

▼ 基本的な考え方・方針 ▼ 推進体制 ▼ 取り組み ▼ 制度・仕組み

基本的な考え方・方針

重要なのは一人ひとりの行動

オリンパスグローバル行動規範

オリンパスにおける一人ひとりの行動は、私たちが奉仕する人々にとって重要なことであり、私たちの仕事の取り組み方も、ステークホルダーにとって重要なことです。経営陣と従業員が経営理念である「Our Purpose 私たちの存在意義」と「Our Core Values 私たちのコアバリュー」を実践するために、オリンパスグループ企業行動憲章・行動規範に代わり、新たに「オリンパスグローバル行動規範」を制定、2019年9月27日に施行し、18カ国語で公開しています。

➤ [オリンパスグローバル行動規範](#)

誠意を持った行動

「オリンパスグローバル行動規範」の概要

「オリンパスグローバル行動規範」は、創業100年の歴史で培われた「イノベーション」「社会貢献」「誠実さ」を基本に据えています。経営層および従業員に期待される行動基準を説明し、誠実な事業活動を行うための指針としています。

「オリンパスグローバル行動規範」は、オリンパスがESG（環境・社会・ガバナンス）についての持続可能性に対する姿勢を包括的に宣言したものであり、これに基づいてESGに関するさまざまな方針を策定しています。

私たちの活動は「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」という私たちの存在意義に基づいています。私たちは誠実に業務を遂行することを約束し、関連するすべての法律および規制を厳格に順守します。「オリンパスグローバル行動規範」は、オリンパスの方針の基盤であり、経営層および従業員が読み、理解し、順守しなければならないものです。グローバルな企業活動において、グローバル行動規範に則って行動することを心掛けています。

推進体制

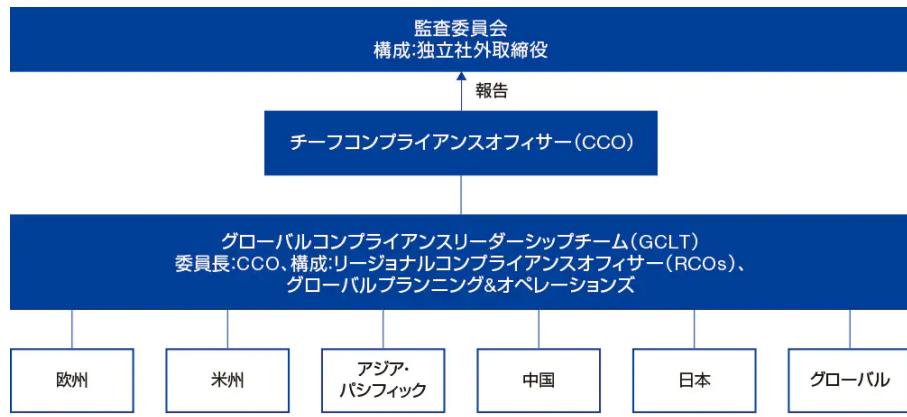
コンプライアンス推進体制

オリンパスのグローバルコンプライアンス部門は、「オリンパスグローバル行動規範」および会社方針の周知徹底を図るため、経営層および従業員に対し、お客様やビジネスパートナーを公正に扱い、懸念が生じた場合には通報を可能にするなどの対応を行っています。チーフコンプライアンスオフィサー（CCO）の指示の下、コンプライアンス機能はグローバルで連携し、ビジネス活動が法的要件を満たし会社のポリシーや規定に沿っているかどうかを継続的に評価しています。CCOは、CEOと取締役会の監査委員会に定期的に、また必要に応じて追加の報告を行います。

また、CCOおよびリージョナルコンプライアンスオフィサー（RCO）で構成されるグローバルコンプライアンスリーダーシップチーム（GCLT）を設置し、コンプライアンスに関する方針・施策をグローバルに展開し、地域の状況や課題を把握し、必要な是正措置を実施しています。GCLTは四半期ごとに、また必要に応じ追加の開催を行っています。

GCLTにおいて指示および確認された方針・施策は、各RCOによって各地域に適用されます。さらに、CCOおよび各RCOによって特定されたオリンパスグループ全体のコンプライアンス状況および問題は、CCOによって定期的に監査委員会に報告され、必要に応じて取締役会で議論されます。

コンプライアンス推進体制図（2021年4月現在）



取り組み

法令順守の状況

2021年3月期において、以下に示す特に対応強化を図る重要法令類をはじめ、大きな影響を与える法規制への違反に対する罰金および罰金以外の制裁措置は受けていません。

特に対応強化を図る重要法令類

制定区分	法令名称など
日本の法令/ガイドライン	不正競争防止法など賄賂防止関連法令 国家公務員倫理法・倫理規程 公正競争規約 医療機器業界における医療機関等との透明性ガイドライン (一般社団法人日本医療機器産業連合会作成) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法） 下請代金支払遅延等防止法（下請法） 労働基準法・労働安全衛生法など労働関連法令 インサイダー取引 個人情報保護法・マイナンバー法 反社会的勢力対策に関わる法令・指針類
海外法令/国際条約類	Foreign Corrupt Practices Act（海外腐敗行為防止法 米国） U.K. Bribery Act 2010（贈収賄防止法 英国） Anti-Kickback Statute（反キックバック法 米国） 国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約（OECD） 腐敗防止に関する国際連合条約 その他、不正競争防止に関わる法令類 Physician Payment Sunshine Provision（サンシャイン法 米国） 独占禁止に関わる法令類 反社会的勢力対策に関わる法令類

制度・仕組み

通報制度

オリンパスグループは、事業展開する各分野における法令・業界ガイドラインの順守、ならびに高い倫理基準に基づく行動の実践を宣言しています。その実践を支える制度として、従業員をはじめお取引先（サプライヤー）さまも利用可能な内部通報受付窓口を整備しています。

- ▶ 内部通報制度について

インテグリティ・ライン(グローバル通報窓口)

オリンパスは、誠実な企業文化を重視し、すべての従業員が質問や懸念を表明できる安全でオープンな職場を提供しています。オリンパスでは、全従業員、第三者、一般の方が懸念事項を報告できるグローバル通報窓口「オリンパス・インテグリティ・ライン」を開設しています。オリンパス・インテグリティ・ラインは、独立した第三者によって運営されており、365日、24時間いつでも、多言語での受付が可能です。グローバルコンプライアンス部門は、インテグリティ・ラインと通報システムの周知に向けた取り組みを促進に努力して参りました。オリンパスは、誠実をもって懸念を表明した個人に対するいかなる報復も容認していません。

グローバルコンプライアンス部門は、インテグリティ・ラインの状況を管理・把握し、懸念事項の性質に応じて、人事部などの他の部門に照会します。また、インテグリティ・ライン・システムは継続的な評価、改善を行っています。2020年には、レポート機能とトレンド分析機能の強化が行われました。このレポート機能は、従業員が声を上げたり懸念を提起したりすることにより組織が変えることができるという信頼感を持ってもらうことを目的にしています。

▶ インテグリティ・ライン ■

インテグリティ・ラインの利用促進のための環境整備

グローバルチーフコンプライアンスオフィサー (CCO)とリージョナルコンプライアンスオフィサー (RCO)の指示のもと、グローバルコンプライアンス機能は「オリンパスグローバル行動規範」についての一貫したメッセージ、関連するeラーニングやコミュニケーションなどを通じて、このシステムの周知を図っています。2021年3月期に、オリンパスにはインテグリティ・ラインなどを通じて250件の通報がありました。オリンパスは、すべての懸念の報告を真摯に受け止めています。適切な審査の結果、不正行為が立証された場合、オリンパスは、ポリシーやプロセスの修正、個人/グループへの研修・教育制度の強化、個人への警告、深刻な場合には解雇を含む是正措置を、現地の規制に従って実施します。2021年3月期は、処理が完了した通報のうち42.8%が審査を経て、その是正処置が立証されました。

コンプライアンス教育

コンプライアンス教育

グローバルコンプライアンス部門では、コンプライアンス意識の啓発と、重要法令や社内規程の理解促進と順守徹底を目的に、コンプライアンス教育の充実を図っています。日本では、コンプライアンス推進部署が、さまざまな対象者に、該当法令の特性に応じて、最適なツールを活用し、受講対象者、実施方法を選定して教育を行っています。また、海外グループ会社では、リージョナルコンプライアンス機能が、各地域統括会社単位で年間計画に基づいて計画的にコンプライアンス教育を実施しています。

主なコンプライアンス教育(オリンパスおよび国内グループ会社)

区分	対象者	方法	内容	実績
全般	全社員	集合研修、eラーニング	コンプライアンスヘルpline関連	実施回数：1回 受講者数：13,493名
	対象社員		経営理念や企業行動憲章の解説、Q&A集をまとめたコンプライアンスハンドブックの配布（経営理念の改定を踏まえて、コンプライアンスハンドブックの内容を一部更新）	配布回数：必要により適宜 配布対象：新入社員や中間採用者等
重要法令教育	対象従業員	集合研修、eラーニング	対応強化が必要な重要法令類に関する教育 業務運営において重要法令と関わりの深い部署や担当者には、より詳しい教育プログラムを用意	実施回数：1回 受講者数：12,383名 (医療関連業務従業員)
階層別研修	各階層	集合研修	管理者教育、昇格者教育、新入社員教育時に必須となる教育を実施	実施回数：計画に沿い適宜
経営層のメッセージ配信	全社員	イントラネット	社長、役員、CCOによるメッセージ配信 CCOはコンプライアンス月間（10月）に配信	CCOメッセージ 実施回数：1回 (10月)

区分	対象者	方法	内容	実績
経営陣との対話	管理職層、従業員	タウンミーティング	タウンミーティングの際にグループの経営トップがコンプライアンスの重要性を説明 関係会社や現地法人を含めて継続的に開催	RCOによる スマールタウン ホールミーティング 実施回数：1回 参加者数：71名 (10部門)

基本的な考え方・方針

オリンパスグループは適切な税務処理の実施と維持を目的として、経営理念および「オリンパスグローバル行動規範」に則り、オリンパスグループの税務に関する方針を「オリンパスグループ税務方針」として制定し、遵守しております。

オリンパスグループ税務方針

オリンパスグループ（以下「オリンパス」という）「経営理念」と「グローバル行動規範」は、オリンパスが事業遂行上適用すべき法令を踏まえた倫理原則を定め、税務当局を含む全てのステークホルダーとの関係を明確にしております。経営理念である「Our Core Values」には「共感」と「誠実」が含まれ、「Our Core Values」を経営の根幹に据え、オリンパスは、誠実さを保ちながら患者様、顧客、医療関係者、行政、地域社会の皆さまからの信頼を確保し、共感を構築致します。

グループ税務方針

グループ税務方針は、税務課題に関してオリンパス関係者が実施すべき行動原則を明記しております。本方針詳細は以下の通りです。

◆ 1. 法令、規定および規則への遵守

オリンパスは経営理念「Our Core Values」の1つである「誠実」およびグローバル行動規範に則り、事業、取引の実施地域に関わらず、適用すべき税務に関する法令、規定、規則、報告および開示要請事項を遵守します。また、税務部門は各事業部門と連携し、必要に応じ外部の専門的助言を受け、コンプライアンス確保のために必要な助言・指導を行います。オリンパス税務部門は、必要に応じ外部の専門アドバイザーによるサポートを受け、必要な知識と人材を活用して定期的なモニタリングと検証による裏付けを行い、税務に関する管理責任を全うします。

◆ 2. グループ戦略との整合性

税務上の意思決定は、オリンパスの事業戦略に合致し、かつ事業戦略を補完することを前提にしています。重要な経営上の意思決定は、税務上の影響を考慮の上で行い、グループ税務部門は事業部門と意思決定プロセスにおいて連携し、意思決定の一貫性を確保します。

◆ 3. ガバナンス、保証、税務リスク管理

オリンパスの税務に関する責任と説明責任は、税務責任分掌にて定義され、意思決定はグループ職務権限にて設定された適切なレベルで実施しております。

税務リスク検証にあたっては、合理的根拠に基づいた結論を導くため、専門家検証と判断を参考します。オリンパスは、税務リスクに対して保守的なアプローチを採用しており、可能な限り税務リスクを軽減するよう、努めています。税法の適用または解釈に不確実性がある場合には、意思決定を支援するため、事実、リスクおよび結論を記載した書面による助言を第三者の専門家より入手します。

また、税務上の対応又は意思決定のリスクを検証するにあたり、以下の各事項を検討します。

- ・取締役の善管注意義務または法令上の義務
- ・オリンパスの法令遵守および行動規範
- ・オリンパス経営理念に規定されている、利害関係者との関わり方の指針「共感」への遵守状況
- ・税制上の恩典適用時のオリンパスの財務数値への貢献影響と罰則リスク等の潜在的財務コストとの比較
- ・税務当局との見解不一致による二重課税（同じ所得に対し複数国で課税されること）発生等の影響および税務当局との関係への影響

グループ税務方針の要件を充足していることを保証するため、グループ税務部門はリスクマネジメントプロセスおよびシステムを実施しております。これには、コンプライアンスおよびリスク監視システム、並びにグループ全体の税務コンプライアンス活動の内部監査が含まれます。

◆ 4. 税務当局との関係

オリンパスは、事業展開する各地域の税務当局に対し、透明性の高い情報開示を実施します。税法の適用または解釈に不確実性が存在する場合、事前に情報を自主的に開示し、協議の上で確実性を確保します。また、税務当局及び他の関連機関への対応は、協議事項について早期の合意形成

を図り、確実性を担保するため、協調的、丁寧かつ迅速に実施します。

◆ 5. タックスプランニング

オリンパスは、地域社会への貢献の一部と認識し、事業展開している国または地域にて適正な納税を実施します。また、オリンパスは、過度若しくは作為的なタックスプランニングを実施しません。

オリンパスは、OECD移転価格ガイドラインおよび国際的な租税回避行為防止のためのフレームワークとなるBEPS（Base Erosion and Profit Shifting）行動計画を支持し、遵守します。特に、オリンパスは、経済的価値を形成した国または地域に適正に利益を配分し、かつ事業実態に即した納税が不可欠であるとの指針を遵守します。

◆ 6. 優遇税制と税額控除

オリンパスは、いずれの地域においても、それぞれの税法に従い算定された税額を納税すべきと認識しております。しかし、税額算定が明確に定義されていない場合や、代替的算定方法が異なる税額を算定する場合があります。この場合、オリンパスは、適用可能な税額控除制度および優遇税制を適用し、最適な算定方法を決定の上、税負担の最適化を図ります。

腐敗防止

制度・仕組み

贈収賄の防止

オリンパスグループは、公務員および政府関係機関役職員（国際機関を含む）を含めたすべてのお取引先さまに対し、贈収賄を疑われる行為を行いません。重要法令類に基づき社内規程を定め、その教育を徹底するとともに、社外との取引や社内の稟議決裁におけるルールを厳格化し、かつプロセス管理を行うことで、賄賂と見なされる可能性のある行為の未然防止に努めています。

オリンパスグループでは「オリンパスグループグローバル行動規範」で贈収賄防止に関する重要な指針を定め、当社Webサイトで公開しています。

▶ オリンパスグループグローバル行動規範 (PDF形式: 2.4MB) 

オリンパスグループにおける贈収賄防止に関する指針へのご理解とご協力のお願い

私たちオリンパスグループは、いかなる場面においてもコンプライアンス精神を尊び、法令、社会規範、および社内規則に反する行為を容認しないことを、全ての経営陣および社員一人ひとりに徹底しています。オリンパスは、いかなる地域で事業を行う場合も、高い倫理観を持ち、全ての業務において、誠実かつ倫理的な方法で事業を行うことを確約しております。

グローバルでの法令適用や社会倫理観が厳しくなっている贈収賄および公正競争関連においても、当社では厳格な方針を採り、防止のための有効な仕組みを構築し運用を行っております。

この度、当社の贈収賄防止に対する基本的な考え方をあらためてお知らせし、お取引先さまにご理解いただきたい事項をまとめた指針を制定いたしました。コンプライアンスの徹底は当社の努力だけでなく、お取引先さまのご理解とご協力が不可欠であるとの考えであります。

この「オリンパスグループグローバル行動規範」をご確認いただき、今後ともご協力をお願い申し上げます。

反社会的勢力の排除

オリンパスグループは、暴力団など社会の秩序を脅かす反社会的勢力とは関わりを持たず、これらの活動を助長する行為は行いません。

反社会的勢力からの不当な要求には、法律に則して毅然と対応します。2012年7月には、オリンパスグループを対象に「反社会的勢力排除規程」を制定しています。

オリンパスおよび国内グループ会社では原則、すべての新規お取引先さま（販売先、サプライヤー、共同研究先など）と反社会的勢力の排除に関する条項を盛り込んだ契約書または覚書を締結しています。同規程の制定前から取引のあるお取引先さまとも、契約更新時などに同様の覚書を結ぶようにしています。

また、海外グループ会社では「反社会的勢力排除規程」に基づき、反社会的勢力と関わりを持たないようにお取引先さまの確認を行っています。

インサイダー取引の防止

オリンパスグループは、証券市場の公正性および健全性の確保、株主や投資家の方々の信頼確保のために、インサイダー取引の防止に努めています。業務上知り得た未公開情報をを利用して株式売買を行わないことなどを2012年6月に制定した「インサイダー取引防止規程」およびその細則に明記し、従業員に対して継続的に教育を行っています。

また、役員・従業員が自社株式を売買する際は、自社株式売買届出書を提出するなどの自社株式売買ルールを定め、徹底を図っています。2021年3月期はインサイダー取引防止に関して、オリンパスおよび国内グループ会社の全従業員を対象としてeラーニングを実施するとともに、インサイダー情報に触れる機会の多い本社部門の従業員を対象に、東京証券取引所から講師を招いて研修を1回開催しました。2021年3月期もインサイダー取引事例は発生していません。

適正な貿易

オリンパスグループは、国際的な平和と安全を維持するため、世界各国の安全保障貿易関連法令や相手国の関係法令を順守し、輸出入を行っています。日本については、経済産業省の指定するコンプライアンスプログラムに準拠した輸出管理体制を構築し、また、2007年からは税関にAEO※事業者として承認され、輸出管理に優れた企業として優遇措置を受けています。

この体制を維持・強化するため、2021年3月期は社内の教育体系を一新し、日本のほぼすべての役員および従業員を対象とした基礎研修の継続に加えて、輸出入業務に携わる頻度に応じた専門研修も実施しました。

また、緊迫する国際情勢を背景とする規制強化や域外適用法令に対応し適正な安全保障輸出管理を維持・向上するため、地域統括会社との連携を強め、規制や製品・技術に関わる情報を共有し、グローバルな体制の整備を進めています。2021年3月期には、中期経営計画に基づき、地域ごとに設定した課題に取り組み、輸出管理体制を強化しました。また、各国法での品目別該非判定情報をグローバルで共有できるツールの運用のレベルの向上を図りました。

一方、適正な貿易という観点では、輸入品に対する適正な納税も会社としての重要な責務です。そのため、2018年3月期より、海外から調達する製品・部品に対して、納税額の基礎となる輸入申告価格を原則として発注前にオリンパスおよび国内グループ会社各社の輸入管理部門が審査することとしました。この取り組みは、2021年3月期も継続しており、オリンパスおよび国内グループ会社全体で不適切な価格での輸入申告や修正申告の未然防止に取り組んでいます。

※ AEO (Authorized Economic Operator) 制度

国際物流におけるセキュリティ確保と円滑化の両立を図り、貨物のセキュリティ管理と法令順守の体制が整備された事業者に対し、税関手続の緩和・簡素化策が適用される制度。日本では税関により認定される

適正な貿易の維持に向けた教育の実施状況(オリンパスおよび国内グループ会社・2021年3月期)

対象者	目的・内容	受講部門数、または受講者数
国内グループ会社の輸出入管理部門	各社の輸入審査を担当している輸入管理部門が「輸入管理全般を正しく実施する」ために必要な法令知識	4部門
主業務として輸出入を行う部門	輸出入申告価格について自主管理を認めている部門が「適切な価格で申告を実施する」ために必要な法令知識	28部門
付帯業務として輸出入を行う部門（輸出入システムユーザー）	輸出入の社内運用と相談先（eラーニング）	輸出1,729名 輸入 510名
日本勤務のほぼすべての役員および従業員（関係会社を含む）	輸出入管理の基礎知識（eラーニング）	11,081名

医療事業における情報開示

倫理委員会

内視鏡をはじめ医療機器を開発・生産するオリンパスおよび国内グループ会社は、国際的規範である「ヘルシンキ宣言（人を対象とする医学研究の世界共通の倫理的原則）」および日本の「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に対応するため、医学系研究の実施にあたっては「倫理委員会」を開催し、倫理、科学、信頼性、利益相反などの観点からその妥当性を審査しています。倫理委員会を構成する委員を研究に直接関与しない社内外の有識者とすることで、同委員会の独立性を確保しています。審査の対象は、オリンパスおよび国内グループ会社が実施する、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」が適用されるすべての医学系研究で、倫理委員会の透明性を高めるため、倫理委員会の規約、名簿、議事録要旨を厚生労働省の「研究倫理審査委員会報告システム」へ登録することにより公開しています。

2021年3月期はオンラインでの倫理委員会を開始しており、新型コロナウイルス禍においても研究開始や継続に影響が出ないように対応しています。

- 倫理委員会

透明性ガイドライン

オリンパスおよび国内グループ会社では、以下に掲げる「オリンパスと医療機関等との透明性に関する指針」を定め、この指針に基づいて、医療機関や医療関係者等への支払費用の情報を公開することで、透明性の確保と向上に努めています。なお、オリンパスグループにおける助成金の2021年3月期の実績は約 US\$5.3 million (586百万円相当)となっています。

- オリンパスと医療機関等との透明性に関する指針
- 医療機関等への資金提供等

情報セキュリティ

基本的な考え方・ガバナンス

オリンパスグループは、情報の適正な取り扱いと保護は社会的責務であるとの認識の下、「情報セキュリティ方針」を制定し、情報セキュリティの確保に取り組んでいます。

情報セキュリティは重要リスクとして事業計画に組み込まれており、取締役会と監査委員会は、情報セキュリティを含む全ての重要な企業リスクを監督しています。取締役会と執行役は、グループ全体のエンタープライズ・リスク・マネジメントを運営しており、情報セキュリティはその中核となる分野のひとつです。地域・組織それぞれのリスクマネジメントは執行役の指示に基づき、事業計画における重点施策を各事業・各機能長がリスクアセスメントを踏まえて実施しています。執行役のうち、CAOは情報セキュリティの分野における執行責任を担い、CISO（チーフインフォメーションセキュリティオフィサー）はその委任を受けて業務執行のガバナンスを強化しています。情報セキュリティの状況は、CAOからグループ経営執行会議および取締役会に定期的に報告されています。CISOの下には、下図のような情報セキュリティガバナンスの仕組みがあり、オリンパスグループの全世界の事業・機能を網羅しています。

具体的には、情報セキュリティガバナンスおよび戦略、プロダクトセキュリティ、エンタープライズ情報セキュリティ、データプロテクションの4つの情報セキュリティ領域の取り組みを軸に、事業・機能がグローバルに連携し、施策や管理を実現するためのガバナンス体制を整えています。

実効性のある情報セキュリティガバナンスを実現するため、社内の情報セキュリティアセスメントの定期的な実施による運用状況モニタリングや、役員および全従業員に対する情報セキュリティ定期教育など、包括的な情報セキュリティレベルの維持・向上に積極的かつ継続的に取り組んでいます。

◆ 4つの情報セキュリティ領域

情報セキュリティガバナンスおよび戦略	情報セキュリティのリスクマネジメントおよび戦略の策定を行う
プロダクトセキュリティ	サプライチェーンを含む製品ライフサイクル全般においてセキュリティを保証する
エンタープライズ情報セキュリティ	サイバーセキュリティ・ITセキュリティ・物理的セキュリティを含む、エンタープライズ情報セキュリティを保証する
データプロテクション	適切なデータクラシフィケーションと、プライバシー要件を含むコンプライアンス義務に沿ったリスクコントロールプロセスの業務への組み込みにより、資産損傷リスクマネジメントを保証する

› 情報セキュリティ方針

› オリンパスグループ個人情報保護方針

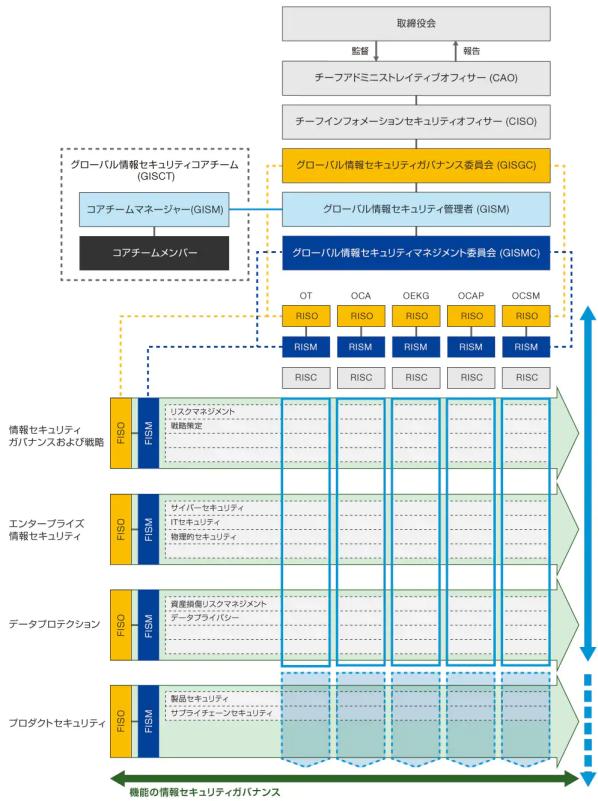
推進体制

オリンパスグループの事業に関わる情報セキュリティの適切な管理・保護を確実に実施するため、CISOを設置した体制を整備し、責任を明確にしています。オリンパスグループは、CISOが指揮し、各地域や4つの情報セキュリティ領域を包括するグローバルガバナンス体制の下、情報セキュリティの管理・確保に取り組み、ステークホルダーへの説明責任を果たします。

また、オリンパスグループの情報セキュリティ機能を管掌する執行役であるCAOは、執行役の職務執行を監督する取締役会へ報告を行っています。現任のCAOが持つ様々な経験には、ITシステム導入のプロジェクト管理の統括やITセキュリティリスクアセスメントの監督といった情報セキュリティおよびサイバーセキュリティ分野での経験も含まれます。

◆ 情報セキュリティに関するグループ経営執行会議報告

グループ経営執行会議報告を毎月実施し、経営判断を迅速に行う体制を整えています。



取り組み(マネジメント)

情報セキュリティリスクマネジメント

オリンパスグループでは、適切な情報セキュリティリスクマネジメントを遂行するため、4つの情報セキュリティ領域を踏まえたアセスメントの実施、分析、計画策定、実施、レビューといったPDCAサイクルを必要な階層に応じて実施しています。アセスメントでは、国内外の監督省庁、情報セキュリティに関する政府機関・独立関係機関・業界団体・脅威インテリジェンスベンダー等、複数の第三者視点の情報を取り込むとともに、グローバルな自社状況の把握に努めています。

また、分析したリスク事象については効果的な対応策を策定するため、適切なリスク分類を行い、自社による取り組みや関連機関との連携、リスク保証など多面的な検討を行っています。

リスク管理プロセス

オリンパスグループでは、脆弱性を評価するための模擬攻撃を含む第三者評価や、グローバルに情報セキュリティインシデントのモニタリングを実施し、結果に応じたリスク対処を行っています。

過去3年間のグローバルのインシデント実績は表のとおりです。

インシデント項目	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
情報セキュリティ侵害またはその他のサイバーセキュリティインシデントの総数	0	0	0
顧客の個人情報の漏洩に関する情報セキュリティ違反の総数	0	0	0
会社のデータ侵害の影響を受けた顧客の総数	0	0	0
情報セキュリティ違反またはその他のサイバーセキュリティインシデントに関連して支払われた罰金/罰金の総額	0	0	0

リスク対策

インシデントレスポンス

ITセキュリティに関するインシデントは、グローバルルールを明確化し、CISO直下に設置されたグローバル情報セキュリティガバナンス委員会で状況に応じてインシデントに関する情報共有を行うとともに、インシデントレスポンス体制の有効性を維持するための訓練を行っています。昨今のサイバー攻撃などを踏まえ、インシデント対応の実施計画について常時必要な更新を行い、グローバルな情報セキュリティ対応を図っています。

プロダクトセキュリティについては、製品に関する脅威・脆弱性情報を収集し、セキュリティリスクを分析する体制を構築し、早期のセキュリティ対策の実現に努めています。

データプロテクションについては、関連法規制はもとより、コンプライアンス・リスクコントロールといった観点から適切なデータ重要度分類とそれに見合った管理手法の導入を図り、適切な保護を行っています。

BCP計画

ITセキュリティにおいて、インシデントの発生を完ぺきに抑えることは難しい状況です。オリンパスグループではインシデント発生を防ぐ対策をさまざまな側面から準備するとともに、発生時の迅速な検知・分析および封じ込め・復旧についても事前計画を立て、遅滞なく対応できるよう体制を整えています。近年の関連事象や事業継続に関する重要資産等のアセスメント、リスク要因などの分析を踏まえ、さらにステップアップした情報セキュリティ対策の策定を進めています。現状重要なインシデント発生はないものの、製造業や医療機関を標的としたサイバー攻撃のリスクの高まりの認識を基点に、迅速なインシデント対応を可能とする計画改善を実施しています。

情報セキュリティ教育

情報セキュリティを業務上徹底させるためには、一人一人のセキュリティ意識およびその前提となる倫理観の醸成が重要です。全従業員に対する教育の実施についてはリージョン情報セキュリティ管理者が適切にモニタリングを行い、情報セキュリティリテラシーの向上に努めています。eラーニングなどを活用した教育、情報セキュリティ方針やインシデントに関する報告プロセスの周知を全ての地域で行っており、日本では2020年に具体的な対応基準に関するITセキュリティインシデントハンドリング細則を定め、これに基づくeラーニングを従業員に対して実施しています。

リスクマネジメント

基本的な考え方・方針

オリンパスグループは、「リスクマネジメントおよび危機対応方針」および関連規定に基づき、グローバルなリスクマネジメント体制を構築し、積極的かつ健全なリスクテイクによる企業の持続的成長や価値創出につなげる“攻め”と、不正や事故の防止という“守り”的視点で、リスクマネジメントを行っています。

また、予期せぬインシデントが発生した際にも企業価値への影響を最小限にとどめるために、危機管理プロセスを整備しています。

リスクマネジメント

オリンパスグループの地域・組織それぞれのリスクマネジメントは執行役の指示に基づき、事業計画における重点施策を各事業、各機能長がリスクアセスメントを踏まえて実施しています。会社を取り巻く社内外の環境変化を勘案し、中長期の視点でリスク透明性の高い計画に基づく事業運営につなげています。

危機管理

オリンパスグループでは、経営に影響を及ぼす可能性のあるインシデントは、速やかに社長他経営陣に報告され、責任者が関連部署と連携して適切に対応しています。

当社グループは、感染防止対策の徹底に努めており、職場でのフィジカルディスタンスの確保やマスク着用の徹底、施設の換気、出張やイベントの自粛等の措置を講じています。また、確実な事業継続のために必要に応じてグローバルタスクフォースを設置します。

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大が続く中、当社グループではオンラインでのトレーニングやデモンストレーション、セミナーを継続的に実施している他、新たな環境に対応したソリューションの提供に努めています。なお、日本では日本統括役員をトップとする中央対策本部を設置し、2020年3月末から5月末まで原則在宅勤務の措置を取りました。全国に出された緊急事態宣言の全面解除を受け、2020年6月からは出社率に上限を設けた上で制限を緩和しましたが、「新しい行動様式」を取り入れたガイドラインを定めるなど、安全な職場環境作りを行っています。

また、従来のBCP（事業継続計画）の想定が地震や暴風雨等の自然災害が中心であったため、新型コロナウイルスのようなパンデミックも想定する方向に軌道修正し、さらにバリューチェーンを強く意識した実践的な事業BCPを構築するために、統制の拠り所となる「BCP/BCM整備ガイドライン」を策定するなど、常時、防災・減災活動の改善に努めるとともに、教育・訓練を通じてBCPの実効性を高める活動を行っています。

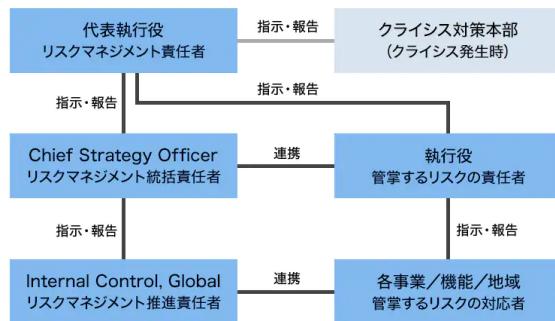
引き続き、従業員、医療従事者の皆さん、患者さん、そしてコミュニティの健康と安全を守ることを最優先に、製品とサービスの供給を維持すべく、あらゆる対策を講じてまいります。

リスクマネジメントおよび危機対応方針

▶ リスクマネジメントおよび危機対応方針

推進体制

リスクマネジメント体制



オリンパスグループのリスクマネジメント体制においては、経営戦略ほか当社の事業目標の達成に影響を与えるリスクを管掌する執行役を明確にし（リスクアシュアランスの確立）、各執行役は担当するリスクを許容範囲に収めるために必要な各種活動（組織体制、プロセス整備、重点施策など）を遂行します。

また、当社グループでは、リスクマネジメントのプロセスをリスクアセスメント（リスクの特定、分析、評価および対応策設定）、リスク対応策の実行、モニタリングおよびレポーティング、改善のPDCAサイクルで運用しています。リスクアセスメントは、年度計画策定プロセスに連動させ、全社共通の評価基準を用いてリスクを評価し、全社のリスクを可視化、一元管理しています。また、グループの重点リスクについてはその対応状況を定期的にモニタリングし、グループ経営執行会議および取締役会へ報告しています。

これらのリスクマネジメントの取り組みにより「経営理念」を実現していきます。

環境安全衛生ポリシー

オリンパスグループは、経営理念に掲げている「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」をすべての活動の基本思想としています。

当社はこの基本思想のもと、人々の安全・健康とそれを支える自然のいとなみを尊重し、製品・サービス、あらゆる事業活動において、働く人の安全と健康の確保ならびに環境と調和する取り組みを通じて、持続的発展が可能な社会の実現に貢献します。

1. 環境安全衛生活動の継続的改善

グローバルでの体制と仕組みの維持を図り、環境安全衛生活動の進捗状況を定期的にモニタリングし、環境安全衛生のパフォーマンスを継続的に改善します。

2. 法規制・社会規範の遵守

環境安全衛生に関する法令、ステークホルダーとの合意事項や自主基準を確実に遵守し、労働災害や汚染の予防に取り組みます。

3. 環境負荷の低減

気候変動の緩和と適応、水資源の保全、持続的な資源利用、生物多様性の保護といった環境課題の解決に向け、研究開発から設計、調達、生産、物流、販売・修理までのすべての事業活動を通じて環境負荷削減に取り組みます。

4. 安全と健康の確保

安全衛生に関するリスクアセスメントに基づき、危険要因の除去・低減措置を講じることを通じて、安全で衛生的な職場環境を確保します。

5. コミュニケーションの重視

環境安全衛生活動の情報発信における透明性と信頼性を確保し、ステークホルダーとの相互理解に努め、互いに協力して環境安全衛生に関する課題解決に向けた活動を推進します。

オリンパスグループ製品における化学物質管理

近年、化学物質の削減や管理に関する規制が強化されています。

オリンパスは、各国の化学物質法規制を踏まえて制定した「製品における環境関連物質管理基準」に基づき、設計開発や購買段階で調査を行い、製品に環境関連物質が含まれないよう管理しています。

オリンパスグループ製品における環境関連物質管理基準

製品における環境関連物質管理基準 Ver.15(2021年7月)

- 日本語版 (PDF形式: 1.3MB) [↗](#)
- 英語版 (PDF形式: 1.2MB) [↗](#)
- 中国語版 (PDF形式: 1.4MB) [↗](#)

製品における環境関連物質管理基準

Ver.15
2021年7月
オリンパス株式会社

OLYMPUS®

目 次

第1条 目的	1
第2条 適用範囲	1
2.1 対象品目	1
2.2 対象法規制	1
第3条 用語の定義	1
第4条 規定	2
4.1 環境関連物質と管理区分	2
4.2 使用禁止物質	3
4.3 使用管理物質	3
4.4 管理値	3
表1 環境関連物質	4
表2 使用禁止物質の管理基準	5
表3 使用管理物質の管理基準	44
第5条 主な来歴	45

第1条 目的

本文書はオリンパスグループの製品に含有される環境関連物質について、禁止または管理する基準を明確にし、オリンパスグループ製品の法規制遵守及び環境負荷低減を図ることを目的とする。

第2条 適用範囲

2.1 対象品目

- (1) 製品（オリンパスグループが出荷する製品）
 - ・ オリンパスグループで設計・製造し販売する製品
 - ・ オリンパスグループが第三者に設計・製造を委託し自社商標を付して販売する製品
 - ・ オリンパスグループが第三者から設計・製造の委託を受け相手先商標として供給する製品

(注 1) 当該第三者が法規制を監視し、オリンパスグループに遵守を要求する責任を負う。

(注 2) 当該第三者から指定されたものは除く。
 - (2) 部品、材料（オリンパスグループへ納入されるもの。上記「(1)製品」に使用する。）
 - ・ 半製品（例：機能ユニット、モジュール、ボード A'ssy 等の組立部品）
 - ・ 部品、材料（例：電気部品、機構部品、電気機構部品、半導体、プリント配線基板）
 - ・ 修理及び保守サービス用部品
 - ・ アクセサリー（例：AC アダプター等の機器を使用するための付属品）
 - ・ 副資材等の構成材料（例：はんだ材料、接着剤、潤滑剤、補強材、テープ類、塗料、印刷インキ）
 - ・ 印刷物（例：取扱説明書、小冊子）
 - ・ 販売促進用の部材（例：ラベル）
 - (3) 包装材
 - ・ 製品出荷用の包装材、包装用部品
 - ・ 副資材等の構成材料（例：接着剤、潤滑剤、補強材、テープ類、塗料、印刷インキ）
(ただし、オリンパスグループの製造工程で廃棄されるものは除く。)
- (注) 以下についても、オリンパスグループがサプライヤーに本文書への適合を要求する場合がある。
- ・ オリンパスグループが販売促進用として配布する製品（例：自社商標を付したノベルティアイテム）

2.2 対象法規制

本基準は、グローバルでの主要な条約、法、条例、業界基準（以下、「法規制」とする。）に基づき発行する。ただし、本基準だけではグローバル全ての法規制を完全には網羅できとはいえない可能性がある。グローバル、各地域、各国のオリンパスグループ及びそのサプライヤーは、販売時点及び販売地域の法規制等も確認し、併せて遵守すること。

第3条 用語の定義

本基準中の用語を以下に示す。

- (1) 環境関連物質
地球環境及び人体に著しい環境影響（側面）を持つとされる物質のうち、法規制に基づき、使用禁止もしくは使用管理としてオリンパスグループが定める物質。
- (2) アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）
アーティクルが含有する化学物質等の情報を適切に管理し、サプライチェーンの中で円滑に開示・伝達する仕組みを運営する日本のコンソーシアム。
- (3) 物質群
対象の化学物質とその化合物の総称、あるいは化学構造や毒性・環境への有害性が類似している、複数の化学物質を総称したもの。
- (4) 含有
意図的・非意図的に関わらず、原材料・部品・製品に当該物質が添加、混入または付着している状

態をいう。不純物が添加、混入または付着している状態も該当する。

(5) 意図的含有 (Intentional use)

特定の特性、外観、または品質をもたらすために、意図的な添加、充填、混入、または付着により、製品を構成する部品・デバイスまたは、それらに使用される材料に、物質が残存すること。

(6) 不純物

天然素材中に含有され工業材料としての精製過程で技術的に除去しきれない物質(natural impurity)、または合成反応の過程で生じ技術的に除去しきれない物質。
主原料と区別するために「不純物」と呼ばれるものを素材の特性を変える目的で使用する場合は、「意図的含有」として扱う。

(7) 成形品 (Article) (REACH 規則 第3条 定義 環境省訳より)

生産時に与えられる特定な形状、表面またはデザインがその化学組成よりも大きく機能を決定する物体をいう。

(8) 混合物 (Mixture) (REACH 規則 第3条 定義 環境省訳より)

2つまたはそれ以上の物質からなる混合物または溶液をいう。

(9) 均質材料

機械的に分離できない組成全体が均一な材料。「機械的に分離」とは、ねじの取り外し、切断、粉碎、研削、研磨のプロセスといった機械的行為によって材料が分離されること。均質材料の例として、プラスチック、セラミック、ガラス、金属、合金、紙、ボード、樹脂、コーティング等が挙げられる。

(10) 金属換算係数

金属化合物の量から、金属元素の量を算出するための係数(=金属化合物中の金属元素の総原子量 ÷ 金属化合物の分子量)。金属化合物の量に換算係数を掛けると、金属元素の量が求められる。

(11) CAS No.

アメリカ化学会の一部門である CAS(Chemical Abstracts Service)が付与した化学物質の登録番号のこと。化学物質の識別、情報の検索等に有効であり、国際的に普及している。化学物質の表記は複数あるため、CAS No.にて物質を特定する。

(12) JAMP-SN

CAS No.が付与されていない物質に対して、JAMP が導入した管理番号。SN は Substance Number の略。

(13) 管理値

対象品目に当該物質が含有する場合、法規制等で定められた濃度を超えないように制限するためにオリンパスグループが設定する値及び状態。

(14) 納入禁止期日

オリンパスグループが規制の発効日を確実に遵守するために決定した、取引先からオリンパスグループへの納入を禁止する期日。原則として法規制の発効日の 6 ヶ月前を期日とする。
オリンパスグループの各事業組織が本基準と異なる納入禁止期日を設定する場合がある。その場合は各事業組織が設定する期日を優先する。

第4 条 規定

4.1 環境関連物質と管理区分

オリンパスグループが定める環境関連物質を表 1 に示す。

環境関連物質は「使用禁止物質」と「使用管理物質」に区分する。

4.2 使用禁止物質

使用禁止物質は、納入禁止日により、以下の二つのレベルに区分する。

(1) **使用禁止物質レベル1**：即時使用を禁止する物質。ただし、以下の場合は使用を認める。

- ・管理値が設定されている場合は、管理値を超えない範囲での使用を認める。
- ・適用除外用途が設定されている場合は、その用途における使用を認める。ただし、使用部位と含有量を把握すること。

(2) **使用禁止物質レベル2**：納入禁止日以降の使用を禁止する物質。

- ・納入禁止期日以前は、使用を認める。
- ・代替技術の確立が不可能等の理由で、法規制にて除外や例外が認められた場合、納入禁止期日を改定する。

各使用禁止物質の管理基準を表2に示す。

- ・禁止レベル、納入禁止日、適用用途、管理値、適用除外、注記
- ・例示物質（全ての物質を網羅したものではない）
- ・主な用途

4.3 使用管理物質

管理値以上含有する場合、物質及びその含有量、使用部位の情報伝達が求められる物質。

各使用管理物質の管理基準を表3に示す。

- ・適用用途、管理値、注記

4.4 管理値

管理値は、指定がなければ、均質材料中における当該物質の濃度とする。

- ・複合部品は、部品あたりの濃度ではなく、部品の各構成材料における濃度とする。
- ・表面処理皮膜は、皮膜中の濃度とする。
- ・金属換算係数を有する金属化合物においては、その化合物に含まれる各金属元素の濃度を管理値とする。金属換算係数を持たない金属化合物では、管理値は金属化合物全体の濃度を管理値とする。

表1 環境関連物質

区分	大分類	No.	物質群	表
(I) 使用禁 止物質	金属及 び金属 化合物 (合金を 含む)	I-1	カドミウム及びその化合物	表 2-I-1
		I-2	六価クロム化合物	表 2-I-2
		I-3	鉛及びその化合物	表 2-I-3
		I-4	水銀及びその化合物	表 2-I-4
		I-5	三置換有機スズ化合物(トリブチルスズ化合物(TBT類)、トリフェニルスズ化合物(TPT類)を含む)	表 2-I-5
		I-6	ジブチルスズ化合物(DBT)	表 2-I-6
		I-7	ジオクチルスズ化合物(DOT)	表 2-I-7
		I-8	ニッケル及びその化合物	表 2-I-8
	ハロゲ ン系有 機化合 物	I-9	ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)	表 2-I-9
		I-10	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	表 2-I-10
		I-11	ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)	表 2-I-11
		I-12	ポリ塩化ターフェニル類(PCT類)	表 2-I-12
		I-13	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が2以上の物質)	表 2-I-13
		I-14	短鎖型塩化パラフィン(炭素鎖長が10~13のもの)	表 2-I-14
		I-15	ポリ塩化ビニル(PVC)	表 2-I-15
		I-16	ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD)	表 2-I-16
		I-17	ペンタクロロチオフェノール(PCTP)	表 2-I-17
		I-18	ヘキサクロロブタジエン(HCBD)	表 2-I-18
	その他	I-19	アスベスト類	表 2-I-19
		I-20	アゾ染料・顔料 (アゾ染料・顔料の分解により生成する特定アミン)	表 2-I-20
		I-21	オゾン層破壊物質	表 2-I-21
		I-22	パーカルオロオクタンスルホン酸塩(PFOS)及びPFOS類 縁化合物	表 2-I-22
		I-23	特定ベンゾトリアゾール:2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾー ル-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	表 2-I-23
		I-24	ホルムアルデヒド	表 2-I-24
		I-25	ジメチルスマレート(DMF)	表 2-I-25
		I-26	フッ素系温室効果ガス(PFC,SF6,HFC)	表 2-I-26
		I-27	フタル酸エステル類(BBP, DBP, DEHP, DIDP, DINP, DNOP,DIBP)	表 2-I-27
		I-28	パーカルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及びPFOA関 連物質及び特定の長鎖ペルフルオロアルキルカルボン酸 (LCPFAC)	表 2-I-28
		I-29	多環芳香族炭化水素(PAH)	表 2-I-29
		I-30	ペンタクロロフェノールとその塩及びエステル	表 2-I-30
		I-31	特定のCMR物質	表 2-I-31
		I-32	リン酸トリス(イソプロピルフェニル)PIP(3:1)	表 2-I-32
		I-33	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール(2,4,6-TTBPF)	表 2-I-33
(II) 使用管 理物質	その他	II-1	REACH規則認可対象候補物質(SVHC)	表 3-II-1
		II-2	欧州医療機器規則(EU-MDR)、欧州体外診断用医療機器 規則(EU-IVDR)対象物質	表 3-II-2

(注記)

- I-31「特定のCMR物質」の適用用途は衣類と同程度に皮膚接触する製品に限定される。詳細は表2-I-31を参照。

- I-17、I-18、I-32、I-33 は、米国 有害物質規制法 (TSCA) の第 6 条の(h)項に基づき、難分解性、生体蓄積性及び毒性 (PBT) を有する化学物質として規制されるもの。詳細は表 2-I-17、表 2-I-18、表 2-I-32、表 2-I-33 を参照。
- II-2 「欧州医療機器規則(EU-MDR)、欧州体外診断用医療機器規則(EU-IVDR) 対象物質」の適用用途は、欧州医療機器規則(EU-MDR)、欧州体外診断用医療機器規則(EU-IVDR)の対象製品でかつ患者に直接または間接的に接触する部品、副資材に限定される。詳細は表 3-II-2 を参照。

表 2 使用禁止物質の管理基準

表 2-I-1 カドミウム及びその化合物

禁止レベル	納入禁止期日※4	適用用途	管理値	注記
レベル 1	即時	<ul style="list-style-type: none"> 表面処理(めっき等)、コーティング(高度な安全、信頼性の要求される電気接点で代替材のないものは除く) 蛍光ランプ、写真フィルム プラスチック(ゴムを含む)に用いる安定剤、顔料、染料 塗料、インキ 	<ul style="list-style-type: none"> 均質物質において 75ppm 未満 	※1
		・包装材	・均質物質において 100 ppm 未満	※2
	即時 RoHS 指令適用除外は満了 6 ヶ月前	・RoHS 指令(2011/65/EU)対象の電気電子機器	・均質物質において 100 ppm 以下	※3
適用除外	EU RoHS ANNEX III 及び ANNEX IV を参照。			
注記	<p>※1 : デンマークカドミウム規制法が RoHS 指令(2011/65/EU)に対応したことにより、RoHS 指令(2011/65/EU)対象製品は 100ppm、RoHS 指令(2011/65/EU)対象製品ではないものは 75ppm とする</p> <p>REACH 規則附属書 XVII (制限物質)、ドイツ化学品禁止規則</p> <p>※2 : EU 包装材指令及び米国包装材重金属規制。包装材に含まれる 4 種の重金属(カドミウム・六価クロム・鉛・水銀)の合計含有濃度とする。なお、包装用印刷インキはインキ固形成分中の 4 種重金属の合計含有濃度とする</p> <p>※3 : RoHS 指令(2011/65/EU)</p> <p>※4 : 納入禁止期日は法規制の発効日の 6 ヶ月前に設定した</p>			

例示物質 (全ての物質を網羅したものではない)

物質名(日本語)	物質名(英語)	化学式	CAS No. or JAMP-SN	金属換算係数
カドミウム	Cadmium	Cd	7440-43-9	1.000
酸化カドミウム(II)	Cadmium oxide	CdO	1306-19-0	0.875
硫化カドミウム	Cadmium sulfide	CdS	1306-23-6	0.778
塩化カドミウム	Cadmium chloride	CdCl ₂	10108-64-2	0.613
硫酸カドミウム(II)	Cadmium sulfate	CdSO ₄	10124-36-4 31119-53-6	0.539
		CdH ₆ O ₁₆ S ₄	119222-01-4	0.224
硝酸カドミウム	Cadmium Nitrate	Cd(NO ₃) ₂	10325-94-7	0.475
炭酸カドミウム	Cadmium carbonate	CdCO ₃	513-78-0	0.652
硫セレン化カドミウム	Cadmium selenide sulfide	Cd ₂ SSe	12214-12-9	0.669

セレン化カドミウム	Cadmium Selenide	CdSe	1306-24-7	0.587
テルル化カドミウム	Cadmium Telluride	CdTe	1306-25-8	0.468
水酸化カドミウム	Cadmium Hydroxide	Cd(OH) 2	21041-95-2	0.768
ステアリン酸カドミウム	Cadmium Stearate	Cd(C17H35COO) 2	2223-93-0	0.166
フッ化カドミウム	Cadmium fluoride	CdF2	7790-79-6	0.747
シロキサン及びシリコーン、3-[(2-アミノエチル)アミノ]プロピルメチル、ジメチル、セレン化硫化亜鉛カドミウム、ラウリン酸、オレイルアミンとの反応生成物	Siloxanes and Silicones, 3-[(2-aminoethyl)amino]propyl Me, di-Me, reaction products with cadmium zinc selenide sulfide, lauric acid and oleylamine	-	1623456-05-2	-
その他のカドミウム化合物	Other cadmium compounds	-	JAMP-SN0016	-
主な用途等				
部位	用途			
耐蝕めつき、装飾用塗料・印刷インキ、ニッカド電池、塩ビ被覆配線コード類、ヒューズ、蛍光体、光学ガラス(フィルター)	耐蝕表面処理、顔料、電池・電気材料、プラスチック安定剤、光学材料			

表 2-I-2 六価クロム化合物

禁止レベル	納入禁止期日 ※5	適用用途	管理値	注記
レベル 1	即時	<ul style="list-style-type: none"> ・包装材 ・皮膚と接触するようになる革成形品、及び皮革部材を持つ上記成形品 ・下記 CAS No.の化学物質を含有する物質、混合物 7758-97-6 : クロム酸鉛(II)、 12656-85-8 : 硫酸モリブデン酸クロム酸鉛 1333-82-0 : 酸化クロム(VI)、 13530-68-2 : 重クロム酸、 7738-94-5 : クロム酸、 10588-01-9 : 重クロム酸ナトリウム、 7789-12-0 : 重クロム酸ナトリウム・2 水和物、 7778-50-9 : 重クロム酸カリウム、 7789-09-5 : ニクロム酸アンモニウム、 7789-00-6 : クロム酸カリウム、 7775-11-3 : クロム酸ナトリウム 49663-84-5 : クロム酸八水酸化五亜鉛、 7789-06-2 : クロム酸ストロンチウム(II)、 24613-89-6: トリス(クロム酸)二クロム(III)、 11103-86-9: ヒドロキシオクタオキソ二亜鉛酸二クロム酸カリウム 	<ul style="list-style-type: none"> ・均質物質において 100 ppm 未満 ・革の乾燥質量の 3mg/kg (0.0003%) 未満 ・意図的に含有しないこと 	※1 ※2 ※3
	即時 RoHS 指令 適用除外は	・RoHS 指令(2011/65/EU)対象の電気電子機器	・均質物質において 1000 ppm 以下	※4

	満了 6 ヶ月 前			
適用除外	EU RoHS ANNEX III 及び ANNEX IV を参照。			
注記	<p>※1 : EU 包装材指令及び米国包装材重金属規制。包装材に含まれる 4 種重金属(カドミウム・六価クロム・鉛・水銀)の合計含有濃度とする。なお、包装用印刷インキはインキ固形成分中の 4 種重金属の合計含有濃度とする。</p> <p>※2 : REACH 規則附属書 XVII(制限物質)</p> <p>※3 : REACH 規則附属書 XIV(認可物質)</p> <p>※4 : RoHS 指令(2011/65/EU)</p> <p>※5 : 納入禁止期日は法規制の発効日の 6 ヶ月前に設定した。</p>			

例示物質 (全ての物質を網羅したものではない)				
物質名(日本語)	物質名(英語)	化学式	CAS No. or JAMP-SN	金属 換算 係数
重クロム酸ナトリウム	Sodium dichromate	Na ₂ Cr ₂ O ₇	10588-01-9	0.397
重クロム酸ナトリウム・2水和物	Sodium dichromate, dihydrate	Na ₂ Cr ₂ O ₇ 、 2H ₂ O	7789-12-0	0.349
酸化クロム(VI)	Chromium(VI) trioxide	CrO ₃	1333-82-0	0.520
クロム酸カルシウム	Calcium chromate	CaCrO ₄	13765-19-0	0.333
クロム酸鉛(II)	Lead(II) chromate	PbCrO ₄	7758-97-6	0.161
重クロム酸カリウム	Potassium dichromate	K ₂ Cr ₂ O ₇	7778-50-9	0.354
クロム酸カリウム	Potassium chromate	K ₂ CrO ₄	7789-00-6	0.268
クロム酸バリウム	Barium chromate	BaCrO ₄	10294-40-3	0.205
クロム酸ナトリウム	Sodium chromate	Na ₂ CrO ₄	7775-11-3	0.321
クロム酸ストロンチウム(II)	Strontium chromate	SrCrO ₄	7789-06-2	0.255
クロム酸亜鉛(II)	Zink chromate	ZnCrO ₄	13530-65-9	0.287
クロム酸鉛(C.I. ピグメントイエロー -34)	Lead sulfochromate yellow (C.I. Pigment Yellow 34)	Unspecified	1344-37-2	-
塩基性クロム酸鉛	C.I. Pigment Orange 21	Unspecified	1344-38-3	-
クロム酸	Chromic acid	CrH ₂ O ₄	7738-94-5	0.441
クロム酸及び重クロム酸オリゴマー	Oligomers of chromic acid and dichromic acid	-	JAMP- SN0071	-
重クロム酸、二クロム酸	Dichromic acid; Chromic acid	H ₂ Cr ₂ O ₇	13530-68-2	0.477
二クロム酸アンモニウム	Ammonium dichromate	(NH ₄) ₂ Cr ₂ O ₇	7789-09-5	0.413
硫酸モリブデン酸クロム酸鉛(C.I. ピグメントレッド 104)	Lead chromate molybdate sulphate red (C.I. Pigment Red 104)	Unspecified	12656-85-8	-
トリス(クロム酸)二クロム(III)	Dichromium tris(chromate)	Cr ₅ O ₁₂	24613-89-6	0.575
クロム酸八水酸化五亜鉛	Pentazinc chromate octahydroxide	CrH ₈ O ₁₂ Zn ₅	49663-84-5	0.090
ヒドロキシオクタオキソ二亜鉛酸 二クロム酸カリウム	Potassium hydroxyoctaoxodizincatedichro- mate	Cr ₂ K ₂ O ₈ Zn	11103-86-9	0.277
その他の六価クロム化合物	Other hexavalent chromium compounds	-	JAMP- SN0019	-
主な用途等				
部位		用途		

金属防食クロメート処理(亜鉛めっき・無電解めっき・各種合金・ダイカスト)、アルマイド染料、防食塗料、黒色クロムめっき	防食表面処理、染料、防食顔料、塗料乾燥剤
--	----------------------

表 2-I-3 鉛及びその化合物

禁止レベル	納入禁止期日 ※5	適用用途	管理値	注記
レベル 1	即時	・包装材	・均質物質において 100 ppm 未満	※1
		・絶縁被覆の主材が PVC であるケーブル(日常的に手に触れる部位への使用)の安定剤	・PVC ケーブル絶縁被覆において 300 ppm 未満	※2
		・下記 CAS No. の化学物質を含有する物質、混合物 7758-97-6 : クロム酸鉛(II)、 1344-37-2 : クロム酸鉛(C.I ピグメントイエロー-34)、 12656-85-8 : 硫酸モリブデン酸クロム酸鉛(C.I ピグメントレッド 104)	・意図的に含有しないこと	※3
	即時 RoHS 指令適用除外は満了 6 ヶ月前	・RoHS 指令(2011/65/EU)対象の電気電子機器	・均質物質において 1000 ppm 以下	※4
適用除外	EU RoHS ANNEX III および ANNEX IV を参照。			
注記	<p>※1 : EU 包装材指令及び米国包装材重金属規制。包装材に含まれる 4 種重金属(カドミウム・六価クロム・鉛・水銀)の合計含有濃度とする。なお、包装用印刷インキはインキ固形成分中の 4 種重金属の合計含有濃度とする。</p> <p>※2 : カリフォルニア州 プロポジション 65 に規定する警告表示義務不履行の訴訟による和解濃度値(300ppm)以上含有する場合は表示が必要 従って管理値を 300ppm 未満とした</p> <p>※3 : REACH 規則附属書 XIV(認可物質)</p> <p>※4 : RoHS 指令(2011/65/EU)、REACH 規則附属書 XVII(制限物質)、ドイツ化学品禁止規則</p> <p>※5 : 納入禁止期日は法規制の発効日の 6 ヶ月前に設定した</p>			

例示物質 (全ての物質を網羅したものではない)

物質名(日本語)	物質名(英語)	化学式	CAS No.or JAMP-SN	金属換算係数
鉛	Lead	Pb	7439-92-1	1.000
炭酸鉛	Lead carbonate	PbCO ₃	598-63-0	0.775
二酸化鉛	Lead(IV) oxide	PbO ₂	1309-60-0	0.866
四三酸化鉛	Orange lead (Lead tetroxide)	Pb ₃ O ₄	1314-41-6	0.907
硫化鉛	Lead(II) sulfide	PbS	1314-87-0	0.866
一酸化鉛 ; 酸化鉛(II)	Lead monoxide (Lead oxide) ; Lead(II) oxide	PbO	1317-36-8	0.928
水酸化炭酸鉛(II)	Trilead bis(carbonate)dihydroxide	C ₂ H ₂ O ₈ Pb ₃	1319-46-6	0.801
水酸化炭酸鉛(2)	Lead(II) hydroxidcarbonate	C ₂ H ₂ O ₆ Pb	1344-36-1	0.629

硫酸鉛	Lead sulfate	PbSO4	7446-14-2	0.683
燐酸鉛	Trilead bis(orthophosphate)	Pb3(PO4)2	7446-27-7	0.766
クロム酸鉛(II)	Lead chromate	PbCrO4	7758-97-6	0.641
チタン酸鉛	Lead titanate	PbTiO3	12060-00-3	0.684
硫酸鉛	Lead sulfate	PbXSO4	15739-80-7	-
三塩基性硫酸鉛	Tetralead trioxide sulphate	Pb4O3(SO4)	12202-17-4	0.852
ステアリン酸鉛	Lead stearate	Pb(C17H35C OO)2	1072-35-1	0.268
ステアリン酸二鉛	Dibasic lead stearate	2PbO · Pb(C17H35C OO)2	56189-09-4	0.409
酢酸鉛(II)	Lead di(acetate)	Pb(CH3COO) 2	301-04-2	0.637
酢酸鉛(II)・三水和物	Lead(II) acetate trihydrate	Pb(CH3COO) 2 · 3H2O	6080-56-4	0.546
セレン化鉛	Lead selenide	PbSe	12069-00-0	0.724
ジルコン酸鉛	Lead zirconate	PbZrO3	12060-01-4	0.598
水酸化鉛	Hydroxylead	Pb(OH)2	1311-11-1	0.859
硝酸鉛	Lead dinitrate	Pb(NO3)2	10099-74-8	0.626
ヒ酸鉛(II)	Trilead diarsenate	Pb3(AsO4)2	3687-31-8	0.691
酸性ヒ酸鉛	Lead hydrogen arsenate	AsH3O4.Pb	7784-40-9	0.593
トリニトロレゾルシン鉛	Lead styphnate	C6HN3O8Pb	15245-44-0	0.460
アジ化鉛	Lead diazide	N6Pb	13424-46-9	0.711
ピクリン酸鉛(II)	Lead dipicrate	C12H4N6O14 Pb	6477-64-1	0.312
メタンスルホン酸鉛(II)	Lead(II) bis(methanesulfonate)	C2H6O6PbS2	17570-76-2	0.521
硫酸モリブデン酸クロム酸鉛(C.I. ピグメントレッド 104)	Lead chromate molybdate sulphate red (C.I. Pigment Red 104)	Unspecified	12656-85-8	-
クロム酸鉛(C.I. ピグメントイエロー-34)	Lead sulfochromate yellow (C.I. Pigment Yellow 34)	Unspecified	1344-37-2	-
ジオキソ(フタラト)三鉛	[Phthalato(2-)]dioxotrilead	C8H4O6Pb3	69011-06-9	0.760
ケイ酸とバリウムの塩(1:1)(鉛ドープ)	Silicic acid (H2Si2O5), barium salt (1:1), lead-doped	Unspecified	68784-75-8	-
ケイ酸と鉛の塩	Silicic acid, lead salt	Unspecified	11120-22-2	-
シアナミド鉛	Lead cyanamide	CH2N2Pb	20837-86-9	0.831
ジオキソビス(ステアリン酸)三鉛	Dioxobis(stearato)trilead	C36H70O6Pb 3	12578-12-0	0.509
ジルコン酸チタン酸鉛	Lead titanium zirconium oxide	Unspecified	12626-81-2	-
四エチル鉛	Tetraethyllead	C8H20Pb	78-00-2	0.641
ピグメントエロー41	Pyrochlore, antimony lead yellow	Unspecified	8012-00-8	-
四フッ化ホウ酸鉛(II)	Lead bis(tetrafluoroborate)	B2F8Pb	13814-96-5	0.544
塩基性クロム酸鉛	C.I. Pigment Orange 21	Unspecified	1344-38-3	-
塩基性亜硫酸鉛	Sulfurous acid, lead salt, dibasic	Unspecified	62229-08-7	-
塩基性酢酸鉛	Acetic acid, lead salt, basic	Unspecified	51404-69-4	-
塩基性硫酸鉛	Lead oxide sulfate (Pb2O(SO4))	Pb2O(SO4)	12036-76-9	0.787

塩基性硫酸鉛	Pentalead tetraoxide sulphate; Lead oxide sulfate (Pb ₅ O ₄ (SO ₄))	Pb ₅ O ₄ (SO ₄)	12065-90-6	0.866
脂肪酸鉛塩(炭素数 16~18)	Fatty acids, C16-18, lead salts	-	91031-62-8	-
二塩基性リン酸鉛	Trilead dioxide phosphonate; Lead oxide phosphonate (Pb ₃ O ₂ (HPO ₃))	Pb ₃ O ₂ (HPO ₃)	12141-20-7	0.847
銅、鉄、鉛マット(かわ)の残渣の非水溶性亜硫酸化合物	Residues, copper-iron-lead-nickel matte, sulfuric acid-insol.	-	102110-49-6	-
その他の鉛化合物	Other lead compounds	-	JAMP-SN0023	-

主な用途等

部位	用途
鉛蓄電池電極、光学ガラス(レンズ・フィルター)、機構部品(鋼・アルミニウム・銅)、塩ビ配線被覆コード類、塗料・印刷インキ、X線遮蔽プラスチック板、モニター用プラウン管、電気はんだ・ダイポンディング・メカはんだ、加硫ゴム成形品、マンガン電池、アルカリボタン電池	電池材料、快削合金材料、光学材料、プラスチック安定剤、顔料、放射線遮蔽材料、電気はんだ材料・メカはんだ材料、ゴム加硫剤

表 2-I-4 水銀及びその化合物

禁止レベル	納入禁止期日※4	適用用途	管理値	注記
レベル 1	即時	・包装材	・均質物質において 100 ppm 未満	※1
		・完全もしくは一部水中に浸される装置への用途	・意図的に含有しないこと ・非検出	※2
	即時 RoHS 指令適用除外は満了 6 ヶ月前	・RoHS 指令(2011/65/EU)対象の電気電子機器	・均質物質において 1000 ppm 以下	※3
適用除外	EU RoHS ANNEX III および ANNEX IV を参照。			
注記	※1 : EU 包装材指令及び米国包装材重金属規制。包装材に含まれる 4 種重金属(カドミウム・六価クロム・鉛・水銀)の合計含有濃度とする。なお、包装用印刷インキはインキ固形成分中の 4 種重金属の合計含有濃度とする。 ※2 : REACH 規則附属書 XVII(制限物質)、ドイツ化学品禁止規則 ※3 : RoHS 指令(2011/65/EU) ※4 : 納入禁止期日は法規制の発効日の 6 ヶ月前に設定した			

例示物質(全ての物質を網羅したものではない)

物質名(日本語)	物質名(英語)	化学式	CAS No. or JAMP-SN	金属換算係数
水銀	Mercury	Hg	7439-97-6	1.000
塩化第二水銀	Mercury dichloride	HgCl ₂	7487-94-7	0.739
酸化水銀(II)	Mercury(II) oxide	HgO	21908-53-2	0.926
硫酸第二水銀	Mercury sulphate	HgSO ₄	7783-35-9	0.676
硝酸水銀(II)	Mercury (II) nitrate	Hg(NO ₃) ₂	10045-94-0	0.618
硫化第二水銀	Mercury(II) sulfide	HgS	1344-48-5	0.862

酸化水銀(I)(黒色)	Mercury(I) oxide (black)	Hg 2O	15829-53-5	0.962
ジメチル水銀	Dimethyl mercury	(CH ₃) ₂ Hg	593-74-8	0.870
塩化第一水銀	Mercury chloride	Hg ₂ Cl ₂	10112-91-1	0.850
塩化第2水銀	Mercric chloride	C ₇ H ₁₃ ClHg	33631-63-9	0.602
その他の水銀化合物	Other mercury compounds	-	JAMP-SN0024	-

主な用途等

部位	用途
ランプ(水銀ランプ・蛍光管・液晶用バックライト)、電極、電池、電気接点、プラスチック、塗料、印刷インキ	蛍光材料、電気接点材料・水銀電池・着色顔料

表 2-I-5 三置換有機スズ化合物(ビス(トリプチルスズ)=オキシド(TBTO)、トリプチルスズ(TBT)化合物、トリフェニルスズ(TPT)化合物)

禁止レベル	納入禁止期日	適用用途	管理値	注記
レベル 1	即時	[TBTO (CAS No. : 56-35-9) のみ] ・全ての用途	・意図的に含有しないこと	※1
		[TBTO (CAS No. : 56-35-9) を除く三置換有機スズ化合物] ・全ての用途	・成形品またはその一部分中のスズ含有濃度 1000 ppm 未満	※2
注記	※1：化審法 第一種特定化学物質(TBTO CAS No.:56-35-9) ※2：REACH 規則附属書 XVII(制限物質)、ドイツ化学品禁止規則			

例示物質 (全ての物質を網羅したものではない)

物質名(日本語)	物質名(英語)	化学式	CAS No. or JAMP-SN	金属換算係数
ビス(トリプチルスズ)=オキシド(TBTO)	Bis(tri-n-butyltin) oxide	O(Sn(C ₄ H ₉) ₃) ₂	56-35-9	0.398
トリフェニルスズ=N,N-ジメチルジチオカルバマート	Triphenyltin dimethyldithiocarbamate	(C ₆ H ₅) ₃ Sn(C ₂ H ₃) ₂ NCS ₂	1803-12-9	0.252
トリフェニルスズ=フルオリド	Triphenyltin fluoride	(C ₆ H ₅) ₃ SnF	379-52-2	0.322
酢酸トリフェニルスズ	Triphenyltin acetate	(C ₆ H ₅) ₃ SnO COCH ₃	900-95-8	0.290
トリフェニルスズ=クロリド	Triphenyltin chloride	(C ₆ H ₅) ₃ SnCl	639-58-7	0.308
トリフェニルスズ=ヒドロキシド	Triphenyltin hydroxide	(C ₆ H ₅) ₃ SnO ₂ H	76-87-9	0.323
トリフェニル[(2,2,4,4-テトラメチル-1-オキソペンチル)オキシ]スタンナン	Stannane, triphenyl[(2,2,4,4-tetramethyl-oxopentyl)oxy]-	C ₂₇ H ₃₂ O ₂ Sn	18380-71-7	0.234
[[2,3-ジメチル-2-(1-メチルエチル)-1-オキソブチル]トリフェニルスタンナン	Stannane, [[2,3-dimethyl-2-(1-methylethyl)-oxobutyl]oxy]triphenyl-	C ₂₇ H ₃₂ O ₂ Sn	18380-72-8	0.234
[(1-オキソデシル)オキシ]トリフェニルスタンナン	Stannane, [(1-oxodecyl)oxy]triphenyl-	C ₂₈ H ₃₄ O ₂ Sn	47672-31-1	0.228
[(1-オキソウンデシル)オキシ]トリフェニルスタンナン	Stannane, [(1-oxoundecyl)oxy]triphenyl-	C ₂₉ H ₃₆ O ₂ Sn	94850-90-5	0.222
トリフェニルスズ=クロロアセタート	Triphenyltin chloroacetate	(C ₆ H ₅) ₃ SnO COCH ₂ Cl	7094-94-2	0.268

トリブチルスズ=メタクリラート	Tributyltin methacrylate	(C4H9)3SnC4H5O2	2155-70-6	0.317
ビス(トリブチルスズ)=フマラート	Bis(tributyltin) fumarate	C2H2(COO)2((C4H9)3Sn)2	6454-35-9	0.342
トリブチルスズ=フルオリド	Tributyltin fluoride	(C4H9)3SnF	1983-10-4	0.384
トリブチルスズ=2,3-ジブロモスクシナート	Bis(tributyltin) meso-2,3-dibromosuccinate	((C4H9)3Sn)2C2H2(Br)2(COO)2	31732-71-5	0.278
トリブチルスズ=アセタート	Tributyltin acetate	(C4H9)3SnO COCH3	56-36-0	0.340
トリブチルスズ=ラウラート	Tributyltin laurate	(C4H9)3SnC12H23O2	3090-36-6	0.243
ビス(トリブチルスズ)=フタラート	Bis(tributyltin) phthalate	(C6H4)(COO)2((C4H9)3Sn)2	4782-29-0	0.319
アルキル=アクリラート・メチル=メタクリラート・トリブチルスズ=メタクリラート、共重合物(アルキル=アクリラートのアルキル基の炭素数が8のものに限る)	Copolymer of alkyl acrylate, methyl-methacrylate and tributyltin-methacrylate(alkyl; C=8)	-	67772-01-4	-
トリブチルスズ=スルファマート	Tributyltin sulfamate	(C4H9)3SnSO3NH2	6517-25-5	0.307
ビス(トリブチルスズ)=マレアート	Bis(tributyltin) maleate	C2H2(COO)2((C4H9)3Sn)2	14275-57-1	0.342
トリブチルスズ=クロリド	Tributyltin chloride	(C4H9)3SnCl	1461-22-9 7342-38-3	0.365
トリブチルスズ=シクロペンタンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物	Mixture of tributyltin -cyclopentanecarboxylate and its -analogs (Tributyltin naphthenate)	-	85409-17-2	-
トリブタン-1-イルスタンニル=(1R,4aR,4bR,10aR)-7-イソプロピル-1,4a-ジメチル-1,2,3,4,4a,4b,5,6,10,10a-デカヒドロフェナントレン-1-カルボキシラート	Tributan-1-ylstannylyl (1R,4aR,4bR,10aR)-7-isopropyl-1,4a-dimethyl-1,2,3,4,4a,4b,5,6,10,10a-decahydronaphthalene-1-carboxylate	C32H56O2Sn	26239-64-5	0.201
その他の三置換有機スズ化合物	Other Trisubstituted organotin compounds	-	JAMP-SN0068	-
主な用途等				
部位		用途		
塗料、印刷インキ		塗料、防汚(殺菌)顔料、防腐剤、安定剤、酸化防止剤		

表 2-I-6 ジブチルスズ化合物(DBT)

禁止レベル	納入禁止期日	適用用途	管理値	注記
レベル 1	即時	・全ての用途	・混合物、成形品またはその一部分中のスズ含有濃度 1000 ppm 未満	※1

注記	※1 : REACH 規則附属書 XVII(制限物質)			
----	-----------------------------	--	--	--

例示物質 (全ての物質を網羅したものではない)				
物質名(日本語)	物質名(英語)	化学式	CAS No. or JAMP-SN	金属換算係数
ジブチルスズオキシド	Dibutyltin oxide	C8H18OSn	818-08-6	0.477
ジブチルスズ二酢酸	Dibutyltin diacetate	C12H24O4Sn	1067-33-0	0.338
ジブチル [(1-オキソドデシル)オキシ]スズ; ジブチルスズジラウレート	Dibutyltin dilaurate	C32H64O4Sn	77-58-7	0.188
マレイン酸ジ-n-ブチルスズ	Dibutyltin maleate	C12H20O4Sn	78-04-6	0.342
ジブチルスズジクロライド(DBTC)	Dibutyltin dichloride (DBTC)	C8H18Cl2Sn	683-18-1	0.391
他のジブチルスズ化合物	Other dibutyltin compounds	-	JAMP-SN0072	-

主な用途等				
部位	用途			
PVC用安定剤、シリコン樹脂及びウレタン樹脂用の効果触媒	PVC用安定剤、シリコン樹脂及びウレタン樹脂用の硬化触媒			

表 2-I-7 ジオクチルスズ化合物(DOT)

禁止レベル	納入禁止期日	適用用途	管理値	注記
レベル 1	即時	<ul style="list-style-type: none"> 皮膚と接触することを意図する織物及び皮革製品 育児用品 2液性室温硬化モールディングキット(RTV-2 シーラントモールディングキット) 	<ul style="list-style-type: none"> 成形品またはその一部分中のスズ含有濃度 1000 ppm 未満 	※1
注記	※1 : REACH 規則附属書 XVII(制限物質)			

例示物質 (全ての物質を網羅したものではない)				
物質名(日本語)	物質名(英語)	化学式	CAS No. or JAMP-SN	金属換算係数
ジオクチルスズオキシド	Dioctyltin oxide	C16H34OSn	870-08-6	0.329
ジオクチルビス [(1-オキソドデシル)オキシ]スズ	Dioctyltin dilaurate	C40H80O4Sn	3648-18-8	0.160
ジオクチルスズビス(2-エチルヘキシルチオグリコラート)	Dioctyltin bis(2-ethylhexyl thioglycolate)	C36H72O4S2Sn	15571-58-1	0.158
他のジオクチルスズ化合物	Other Dioctyltin compounds	-	-	-

主な用途等				
部位	用途			
PVC用安定剤、シリコン樹脂及びウレタン樹脂用の効果触媒	PVC用安定剤、シリコン樹脂及びウレタン樹脂用の硬化触媒			

表 2-I-8 ニッケル及びその化合物

禁止レベル	納入禁止期	適用用途	管理値	注記
-------	-------	------	-----	----

日			
レベル 1	即時	皮膚に直接かつ長期間接触する以下のような成形品 ・イヤリング-ネックレス、ブレスレットとチェーン、アンクレット、指輪 ・腕時計のケース、腕時計のベルト-衣服に使用されるリベットボタン、ベルト、リベット、ジッパー、金属のマーク	・成形品からのニッケル放出量が $0.5 \mu\text{g}/\text{cm}^2/\text{week}$ 未満
注記	※1 : REACH 規則附属書 XVII(制限物質)成形品から放出されるニッケルの割合が $0.5\mu\text{g}/\text{cm}^2/\text{week}$ 以上であれば使用禁止(上記、成形品の中でノンニッケルコーティングが施されており、その効果において通常使用状態で少なくとも 2 年間は成形品から放出されるニッケルの割合が $0.5\mu\text{g}/\text{cm}^2/\text{week}$ 以下でなければ使用禁止)		

例示物質 (全ての物質を網羅したものではない)				
物質名(日本語)	物質名(英語)	化学式	CAS No. or JAMP-SN	金属換算係数
一酸化ニッケル	Nickel oxide	NiO	1313-99-1	0.786
炭酸ニッケル	Nickel carbonate	NiCO ₃	3333-67-3	0.494
硫酸ニッケル	Nickel sulphate	NiSO ₄	7786-81-4	0.379
ニッケル	Nickel	Ni	7440-02-0	1.000
塩化第一ニッケル	Nickel(II) chloride	NiCl ₂	7718-54-9	0.453
その他のニッケル化合物	Other nickel compounds	-	JAMP-SN0027	-

主な用途等	
部位	用途
ヘッドホーン、アクセサリー	ステンレス鋼、めっき

表 2-I-9 ポリ臭化ビフェニル類(PBB 類)

禁止レベル	納入禁止期日※3	適用用途	管理値	注記
レベル 1	即時	・RoHS 指令(2011/65/EU)対象の電気電子機器	・均質物質において 1000 ppm 以下	※1
		皮膚に直接かつ長期間接触する以下のような成形品 ・衣服、下着、リネンなどの繊維製品	・意図的に含有しないこと	※2
注記	※1 : RoHS 指令(2011/65/EU)、化審法 監視化学物質 ※2 : REACH 規則附属書 XVII(制限物質) ※3 : 納入禁止期日は法規制の発効日の 6 ヶ月前に設定した			

例示物質 (全ての物質を網羅したものではない)				
物質名(日本語)	物質名(英語)	化学式	CAS No. or JAMP-SN	金属換算係数
ポリ臭化ビフェニル類	Polybrominated Biphenyls	-	59536-65-1 JAMP-SN0065	-

4,4'-ジブロモビフェニル	4,4'-Dibromobiphenyl	C6H4BrC6H4 Br	92-86-4	-
2-ブロモビフェニル	2-Bromobiphenyl	C6H5C6H4Br	2052-07-5	-
3-ブロモビフェニル	3-Bromobiphenyl	C6H5C6H4Br	2113-57-7	-
4-ブロモビフェニル	4-Bromobiphenyl	C6H5C6H4Br	92-66-0	-
トリブロモビフェニル	1,1'-Biphenyl, 2,2',5-tribromo-	C12H7Br3	59080-34-1	-
テトラブロモビフェニル	Tetrabromobiphenyl	C12H6Br4	40088-45-7	-
ペンタブロモビフェニル	Pentabromobiphenyl	C12H5Br5	56307-79-0	-
2,2',4,4',5,5'-ヘキサブロモビフェニル	2,2',4,4',5,5'-Hexabromobiphenyl Hexabromobiphenyl	C6H2Br3C6H 2Br3	59080-40-9	-
ヘキサブロモ-1,1-ビフェニル	Hexabromo-1,1-biphenyl	C6H2Br3C6H 2Br3	36355-01-8	-
ファイアーマスターFF-1	Firemaster FF-1	C12H4Br6	67774-32-7	-
ヘプタブロモビフェニル	Heptabromobiphenyl	C6Br5C6H3B r2	35194-78-6	-
オクタブロモビフェニル	Octabromobiphenyl	C6HBr4C6H Br4	61288-13-9	-
ノナブロモ-1,1-ビフェニル	Nonabiphenyl	C12HBr9	27753-52-2	-
デカブロモビフェニル	Decabromobiphenyl	C6BrC6Br5	13654-09-6	-
[1,1'-ビフェニル]-ar,ar'-ジオール, テトラブロモ-, (クロロメチル)オキシラン及び 4,4'-(1-メチルエチリデン)ビス[フェノール]とのポリマー	[1,1'-Biphenyl]-ar,ar'-diol, tetrabromo-, polymer with (chloromethyl)oxirane and 4,4'- (1-methylethyldene)bis[phenol]	(C15H16O2.C 12H6Br4O2.C 3H5ClO)x	68758-75-8	-
主な用途等				
部位		用途		
難燃プラスチック筐体成形品		プラスチック難燃剤		

表 2-I-10 ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE 類)

禁止レベル	納入禁止期日	適用用途	管理値	注記
レベル 1	即時	・ RoHS 指令(2011/65/EU)対象の電気電子機器	・ 均質物質において 1000 ppm 以下	※1
		・ [DecaBDE (CAS No. : 1163-19-5) を除く PBDE 類] ・ RoHS 指令(2011/65/EU)対象品以外の全ての用途	・ 成形品中において、合計で 500 ppm 未満	※2
		・ [DecaBDE (CAS No. : 1163-19-5) のみ] ・ 全ての用途	・ 意図的に含有しないこと	※3 ※4
※4 適用除外	« FDA 登録の医療機器 » 当該官報は以下の通り。 TSCA : CHAPTER 53—TOXIC SUBSTANCES CONTROL SUBCHAPTER I—CONTROL OF TOXIC SUBSTANCES Sec. 2602. Definitions. (2)(vi) による。 (https://www.govinfo.gov/content/pkg/USCODE-2018-title15/pdf/USCODE-2018-title15-chap53.pdf) (注) FDA 登録の医療機器は TSCA の対象外だが、オリンパスグループで適用除外該否を判断するため、納入品の含有報告は必須とする。			

	<p>« 米国 TSCA PBT 規則での対象外 »</p> <ul style="list-style-type: none"> 既に最終消費者に販売済みの、規制物質、規制物質を含有する製品または成形品（中古品やチャリティでの寄付など） 規制物質、規制物質を含有する製品または成形品の廃棄(disposal) 研究開発目的での規制物質、規制物質を含有する製品または成形品の製造、処理、商業的流通及び使用 「製品または成形品からの DecaBDE を含有するプラスチックのリサイクル」の加工&商業的流通 <p>(注) 上記「FDA 登録の医療機器」以外のもの。</p>
注記	※1 : RoHS 指令(2011/65/EU) ※2 : EU POPs 規則 ※3 : 化審法 第一種特定化学物質、米国 TSCA PBT 規則

例示物質（全ての物質を網羅したものではない）				
物質名(日本語)	物質名(英語)	化学式	CAS No. or JAMP-SN	金属換算係数
ポリ臭化ジフェニルエーテル類	Polybrominated diphenyl ethers	C ₁₂ H _X Br(10-X)O	JAMP-SN0066	-
ブロモジフェニルエーテル	Bromodiphenyl ether	Br(C ₆ H ₄)O(C ₆ H ₅)	101-55-3	-
ジブロモジフェニルエーテル	Dibromodiphenyl ethers	C ₆ H ₄ BrOC ₆ H ₄ Br	2050-47-7	-
トリブロモジフェニルエーテル	Tribromodiphenyl ether	C ₁₂ H ₇ Br ₃ O	49690-94-0	-
テトラブロモジフェニルエーテル	Tetrabromobiphenyl ethers	C ₁₂ H ₆ Br ₄ O	40088-47-9	-
ペンタブロモジフェニルエーテル (注:市販の PeBDPD は、種々の臭素化ジフェニルオキシドを含む複雑な反応混合物である)	Pentabromodiphenyl ether (note:Commercially available PeBDPD is a complex reaction mixture containing a variety of brominated diphenyloxides)	-	32534-81-9 (商用銘柄の PeBDPD に使われる CAS No.)	-
ヘキサブロモジフェニルエーテル	Hexabromodiphenyl ether	C ₁₂ H ₄ Br ₆ O	36483-60-0	-
ヘプタブロモジフェニルエーテル	Heptabromodiphenyl ether	C ₁₂ H ₃ Br ₇ O	68928-80-3	-
オクタブロモジフェニルエーテル	Octabromobiphenyl ether	C ₁₂ H ₂ Br ₈ O	32536-52-0	-
ノナブロモジフェニルエーテル	Nonabromodiphenyl ether	C ₁₂ HBr ₉ O	63936-56-1	-
デカブロモジフェニルエーテル (DecaBDE)	Bis(pentabromophenyl) ether (decabromodiphenyl ether; DecaBDE)	Br ₅ C ₆ OC ₆ Br ₅	1163-19-5	-
主な用途等				
部位		用途		
難燃プラスチック筐体成形品		プラスチック難燃剤		

表 2-I-11 ポリ塩化ビフェニル類(PCB 類)

禁止レベル	納入禁止期日	適用用途	管理値	注記
レベル 1	即時	・全ての用途	・意図的に含有しないこと	※1
注記	※1 : 化審法 第一種特定化学物質、米国 TSCA			

例示物質（全ての物質を網羅したものではない）				
物質名(日本語)	物質名(英語)	化学式	CAS No. or JAMP-SN	金属換算係数
ポリクロロビフェニル	Polychlorobiphenyl	Unspecified	1336-36-3	-
アロクロール(Aroclor)	Aroclor	(C ₆ -C ₆)HxCly	12767-79-2	-
クロロジフェニル(アロクロール1260)	Aroclor 1260	-	11096-82-5	-
クロロビフェニル	Chlorobiphenyl	C ₁₂ H ₉ Cl	27323-18-8	-
アロクロール 1254	Aroclor 1254	Unspecified	11097-69-1	-
モノメチル-テトラクロロ-ジフェニルメタン(Ugilec 141)	Monomethyl-tetrachloro-diphenyl methane (Ugilec 141)	C ₁₄ H ₁₀ Cl ₄	76253-60-6	-
モノメチル-ジクロロ-ジフェニルメタン (Ugilec121, Ugilec21)	Monomethyl-dichloro-diphenyl methane (Ugilec 121, Ugilec 21)	-	81161-70-8	-
モノメチル-ジブロモ-ジフェニルメタン (DBBT)	Monomethyl-dibromo-diphenyl methane (DBBT)	-	99688-47-8	-
主な用途等				
部位	用途			
トランス・コンデンサー絶縁油	電気絶縁媒体・溶剤			

表 2-I-12 ポリ塩化ターフェニル類(PCT 類)

禁止レベル	納入禁止期日	適用用途	管理値	注記
レベル 1	即時	・全ての用途	・混合物、成形品において 50ppm 未満	※1
注記	※1 : REACH 規則附属書 XVII(制限物質)			

例示物質（全ての物質を網羅したものではない）				
物質名(日本語)	物質名(英語)	化学式	CAS No. or JAMP-SN	金属換算係数
ポリ塩化ターフェニル;PCTs (全ての異性体及び同族体)	Polychlorinated terphenyls(PCTs; all isomers and congeners)	Unspecified	61788-33-8	-
テルフェニル類	Terphenyls	C ₆ H ₄ (C ₆ H ₅) ₂	26140-60-3	-
主な用途等				
部位	用途			
トランス・コンデンサー絶縁油	電気絶縁媒体・溶剤			

表 2-I-13 ポリ塩化ナフタレン(塩素数 2 以上)

禁止レベル	納入禁止期日	適用用途	管理値	注記
レベル 1	即時	・全ての用途	・意図的に含有しないこと	※1
注記	※1 : 化審法 第一種特定化学物質			

例示物質（全ての物質を網羅したものではない）				
物質名(日本語)	物質名(英語)	化学式	CAS No. or JAMP-SN	金属換算係数

ポリ塩化ナフタレン(塩素数が 2 以上)	Polychlorinated Naphthalenes(Cl≥2)	Unspecified	70776-03-3	-
2 塩化ナフタレン	Dichloronaphthalene	C10H6Cl2	28699-88-9	-
3 塩化ナフタレン	Trichloronaphthalene	C10H5Cl3	1321-65-9	-
4 塩化ナフタレン	Tetrachloronaphthalene	C10H4Cl4	1335-88-2	-
5 塩化ナフタレン	Pentachloronaphthalene	C10H3Cl5	1321-64-8	-
その他のポリ塩化ナフタレン(塩素数が以上)	Other polychlorinated Naphthalenes (Cl≥2)	-	-	-
主な用途等				
部位	用途			
可塑性ゴム・エラストマー製ベルト・ロール・パッキン・シール材、コンデンサー絶縁油	プラスチック安定剤(電気的特性・耐焰性、耐水性、殺菌性)、電気絶縁媒体			

表 2-I-14 短鎖型塩化パラフィン(炭素鎖長が 10~13 の物質)

禁止レベル	納入禁止期日	適用用途	管理値	注記
レベル 1	即時	・全ての用途	・意図的に含有しないこと	※1
注記	※1：化審法 第一種特定化学物質、EU POPs 規則			

例示物質 (全ての物質を網羅したものではない)

物質名(日本語)	物質名(英語)	化学式	CAS No. or JAMP-SN	金属換算係数
塩素化パラフィン(短鎖)(C10-13)	Alkanes, C10-13, chloro(Short Chain Chlorinated Paraffins)	Unspecified	85535-84-8	-
クロロアルカン C10-12	Alkanes, C10-12, chloro	Unspecified	104948-36-9	-
1,1,1,3,5,7,9,11,11-ノナクロロウニデカン	Undecane, 1,1,1,3,5,7,9,11,11-nonachloro-	C11H15Cl9	18993-26-5	-
ヘプタクロロウンデカン	Undecane, heptachloro-	-	219697-10-6	-
ノナクロロウンデカン	Undecane, nonachloro-	-	219697-11-7	-
1,2,10,11,?, ?, ?, ?-オクタクロロウンデカン 塩素化パラフィン(C11、Cl7-12)	Undecane, 1,2,10,11,?, ?, ?, ?-octachloro-	-	221174-07-8	-
デカクロロウンデカン	Undecane, decachloro-	-	276673-33-7	-
オクタクロロウンデカン	Undecane, octachloro-	C11H16Cl8	36312-81-9	-
クロロワックス	Chlorowax	-	51990-12-6	-
1,1,1,3,6,7,10,11-オクタクロロウンデカン	Undecane, 1,1,1,3,6,7,10,11-octachloro-	-	601523-20-0	-
1,1,1,3,9,11,11,11-オクタクロロウンデカン	Undecane, 1,1,1,3,9,11,11,11-octachloro-	-	601523-25-5	-
クロロアルカン	Alkanes, chloro; chloroparaffins	Unspecified	61788-76-9	-
1,1,1,2-テトラクロロ-ウンデカン	Undecane, 1,1,1,2-tetrachloro-	C11H20Cl4	63981-28-2	-
クロロアルカン C12-24	Alkene, C12-24-, Chloro-	Unspecified	68527-02-6	-
クロロパラフィン (C6-18) (組成)	Chlorinated n-paraffins (C6-	Unspecified	68920-70-7	-

不定)	18)			
塩素化マイクロクリスタリン炭化水素ワックス(石油系)	Hydrocarbon waxes (petroleum), microcryst., chlorinated	Unspecified	68938-43-2	-
クロロアルカン(炭化水素化合物)(C12-13)	Alkanes, C12-13, chloro	Unspecified	71011-12-6	-
クロロアルカン(塩化炭化水素)(C10-21)	Alkanes, C10-21, chloro	Unspecified	84082-38-2	-
クロロアルカン類, C10-32	Alkanes, C10-32, chloro	Unspecified	84776-06-7	-
クロロパラフィン油	Paraffin oils, chloro-	Unspecified	85422-92-0	-
クロロパラフィン(C12-14)	Alkane, C12-14-, Chloro-	Unspecified	85536-22-7	-
クロロパラフィン(C10-14)	Alkane, C10-14-, Chloro-	Unspecified	85681-73-8	-
クロロアルカン(C12-16)	Alkanes, C12-16, chloro	Unspecified	866758-65-8	-
塩素化パラフィン(石油)、標準C>10	Paraffins (petroleum), normal C>10, chloro	Unspecified	97553-43-0	-
クロロアルカン類, C10-26	Alkanes, C10-26, chloro	Unspecified	97659-46-6	-
塩素化パラフィン(SCCP(短鎖)またはMCCP(中鎖)か分からぬもの)	Chlorinated Paraffins may or may not be SCCP or MCCP	-	JAMP-SN1020	-
主な用途等				
部位		用途		
可塑性ポリ塩化ビニル(塩ビ)成形品		ポリ塩化ビニル(塩ビ)可塑剤		

表 2-I-15 ポリ塩化ビニル(PVC)

禁止レベル	納入禁止期日	適用用途	管理値	注記
レベル 1	即時	・包装材への使用	・意図的に含有しないこと	-
適用除外	包装材以外の用途では、使用を認める			

例示物質(全ての物質を網羅したものではない)

物質名(日本語)	物質名(英語)	化学式	CAS No. or JAMP-SN	金属換算係数
塩化ビニル、クロロエチレン	Chloroethene	-	75-01-4	-
ポリ塩化ビニル(PVC)及びその混合物	Poly vinyl chloride(PVC)and its mixture	(CH ₂ CHCl) _n	9002-86-2	-
ポリ塩化ビニル酢酸ビニル共重合体	Vinyl chrolide/vinyl acetate copolymer	-	9003-22-9	-

主な用途等

部位	用途
被覆配線コード類、電気絶縁成形品、耐薬成形部品、配管部品、透明カバー	電気絶縁性、耐薬品性、透明性

表 2-I-16 ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD)

禁止レベル	納入禁止期日	適用用途	管理値	注記
レベル 1	即時	・全ての用途	・意図的に含有しないこと	※1
		・物質・混合物	・意図的に含有しないこと	※2

適用除外	※2 欧州化学品庁へ申請し認可が得られた用途は使用可とする
注記	※1：化審法 第一種特定化学物質、EU POPs 規則 ※2：REACH 規則附属書 XIV(認可物質)

規制物質（化審法）			
物質名(日本語)	物質名(英語)	化学式	CAS No. or JAMP-SN
1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン	1,2,5,6,9,10-hexabromocyclododecane	C12H18Br6	3194-55-6
ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD)	Hexabromocyclododecane (HBCDD)	C12H18Br6	25637-99-4
rel-(1R,2R,5S,6R,9R,10S)-1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン；アルファ-ヘキサブロモシクロドデカン	rel-(1R,2R,5S,6R,9R,10S)-1,2,5,6,9,10-Hexabromocyclododecane; Alpha-hexabromocyclododecane	C12H18Br6	134237-50-6
rel-(1R,2S,5R,6R,9R,10S)-1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン；ベータ-ヘキサブロモシクロドデカン	rel-(1R,2S,5R,6R,9R,10S)-1,2,5,6,9,10-hexabromocyclododecane Beta-hexabromocyclododecane	C12H18Br6	134237-51-7
rel-(1R,2R,5R,6S,9S,10R)-1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン；ガンマ-ヘキサブロモシクロドデカン	rel-(1R,2R,5R,6S,9S,10R)-1,2,5,6,9,10-hexabromocyclododecane Gamma-hexabromocyclododecane	C12H18Br6	134237-52-8
rel-(1R,2S,5R,6S,9R,10S)-1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン	rel-(1R,2S,5R,6S,9R,10S)-1,2,5,6,9,10-Hexabromocyclododecane	C12H18Br6	4736-49-6
rel-(1R,2S,5R,6S,9S,10R)-1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン	rel-(1R,2S,5R,6S,9S,10R)-1,2,5,6,9,10-Hexabromocyclododecane	C12H18Br6	65701-47-5
(1R,2R,5R,6S,9S,10S)-1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン	(1R,2R,5R,6S,9S,10S)-1,2,5,6,9,10-Hexabromocyclododecane	C12H18Br6	138257-17-7
(1R,2R,5R,6S,9R,10S)-1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン	(1R,2R,5R,6S,9R,10S)-1,2,5,6,9,10-Hexabromocyclododecane	C12H18Br6	138257-18-8
(1R,2S,5S,6R,9S,10S)-1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン	(1R,2S,5S,6R,9S,10S)-1,2,5,6,9,10-Hexabromocyclododecane	C12H18Br6	138257-19-9
(1R,2S,5S,6S,9S,10R)-1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン	(1R,2S,5S,6S,9S,10R)-1,2,5,6,9,10-Hexabromocyclododecane	C12H18Br6	169102-57-2
(1R,2R,5S,6R,9R,10S)-1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン	(1R,2R,5S,6R,9R,10S)-1,2,5,6,9,10-Hexabromocyclododecane	C12H18Br6	678970-15-5
(1R,2S,5R,6S,9S,10S)-1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン	(1R,2S,5R,6S,9S,10S)-1,2,5,6,9,10-Hexabromocyclododecane	C12H18Br6	678970-16-6
(1R,2R,5R,6S,9S,10R)-	(1R,2R,5R,6S,9S,10R)-1,2,5,6,9,10-	C12H18Br6	678970-17-7

1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン	Hexabromocyclododecane		
規制物質 (REACH 規則)			
物質名(日本語)	物質名(英語)	化学式	CAS No. or JAMP-SN
1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン	1,2,5,6,9,10-hexabromocyclododecane	C12H18Br6	3194-55-6
ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD)	Hexabromocyclododecane (HBCDD) and all major diastereoisomers identified:	C12H18Br6	25637-99-4
アルファ-ヘキサブロモシクロドデカン	Alpha-hexabromocyclododecane		134237-50-6,
ベータ-ヘキサブロモシクロドデカン	Beta-hexabromocyclododecane		134237-51-7,
ガンマ-ヘキサブロモシクロドデカン	Gamma-hexabromocyclododecane		134237-52-8
主な用途等			
部位	用途		
発泡ポリスチレン成形品、接着剤、繊維コーティング	樹脂用難燃剤、繊維用難燃剤		

表 2-I-17 ペンタクロロチオフェノール (PCTP)

禁止レベル	納入禁止期日	適用用途	管理値	注記
レベル 1	・即時	・全ての用途	・成形品質量において 1 重量% (10,000ppm) 以下	※1
適用除外	« FDA 登録の医療機器 » 当該官報は以下の通り。 TSCA : CHAPTER 53—TOXIC SUBSTANCES CONTROL SUBCHAPTER I—CONTROL OF TOXIC SUBSTANCES Sec. 2602. Definitions. (2)(vi) による。 (https://www.govinfo.gov/content/pkg/USCODE-2018-title15/pdf/USCODE-2018-title15-chap53.pdf) (注) FDA 登録の医療機器は TSCA の対象外だが、オリンパスグループで適用除外該否を判断するため、納入品の含有報告は必須とする。			
	« TSCA PBT 規則での適用除外 » • 既に最終消費者に販売済みの、規制物質、規制物質を含有する製品または成形品 (中古品やチャリティでの寄付など) • 規制物質、規制物質を含有する製品または成形品の廃棄(disposal) • 研究開発目的での規制物質、規制物質を含有する製品または成形品の製造、処理、商業的流通及び使用 (注) 上記「FDA 登録の医療機器」以外のもの。			
注記	※1 : 米国 TSCA PBT 規則			

規制物質			
物質名(日本語)	物質名(英語)	化学式	CAS No.or JAMP-SN
ペンタクロロチオフェノール (PCTP)	Pentachlorothiophenol (PCTP)	C6HCl5S	133-49-3
主な用途等			
部位	用途		
ゴム	剛性率向上のための添加剤		

表 2-I-18 ヘキサクロロブタジエン (HCBD)

禁止レベル	納入禁止期日	適用用途	管理値	注記
レベル 1	・即時	・全ての用途	・意図的に含有しないこと	※1
適用除外	« FDA 登録の医療機器 » 当該官報は以下の通り。 TSCA : CHAPTER 53—TOXIC SUBSTANCES CONTROL SUBCHAPTER I—CONTROL OF TOXIC SUBSTANCES Sec. 2602. Definitions. (2)(vi) による。 (https://www.govinfo.gov/content/pkg/USCODE-2018-title15/pdf/USCODE-2018-title15-chap53.pdf) (注) FDA 登録の医療機器は TSCA の対象外だが、オリンパスグループで適用除外該否を判断するため、納入品の含有報告は必須とする。			
	« TSCA PBT 規則での適用除外 » <ul style="list-style-type: none"> ・既に最終消費者に販売済みの、規制物質、規制物質を含有する製品または成形品 (中古品やチャリティでの寄付など) ・規制物質、規制物質を含有する製品または成形品の廃棄(disposal) ・研究開発目的での規制物質、規制物質を含有する製品または成形品の製造、処理、商業的流通及び使用等 (注) オリンパスグループ製品に関連のあるもののみ抜粋。(注) 上記「FDA 登録の医療機器」以外のもの。			
注記	※1：化審法 第一種特定化学物質、米国 TSCA PBT 規則			

規制物質			
物質名(日本語)	規制対象物質名(英語)	化学式	CAS No.or JAMP-SN
ヘキサクロロブタジエン (HCBD)	Hexachlorobutadiene (HCBD)	C ₄ Cl ₆	87-68-3
主な用途等			
部位	用途		
ゴム化合物	化学物質中間体		

表 2-I-19 アスベスト類

禁止レベル	納入禁止期日	適用用途	管理値	注記
レベル 1	即時	・全ての用途	・意図的に含有しないこと	※1
注記	※1：REACH 規則附属書 XVII(制限物質)、安衛法(特化物第 2 類: 対象はアモサイト、クリソタイル、クロシドライトのみ)			

例示物質 (全ての物質を網羅したものではない)				
物質名(日本語)	物質名(英語)	化学式	CAS No. or JAMP-SN	金属換算係数
アクチノライト	Actinolite	Unspecified	77536-66-4	-
アモサイト	Amosite	Unspecified	12172-73-5	-
アンソフィライト	Anthophyllite	Unspecified	77536-67-5	-
クリソタイル	Chrysotile	Unspecified	12001-29-5 132207-32-0	-
クロシドライト	Crocidolite	Unspecified	12001-28-4	-

トレモライト	Tremolite	Unspecified	77536-68-6	-
アスベスト繊維	Asbestos fibres	-	1332-21-4 JAMP-SN0056	-
主な用途等				
部位	用途			
ブレーキライニング・パッド、電気絶縁部、化学設備用シール	摩擦材、電気絶縁材、充填フィラー			

表 2-I-20 アゾ染料・顔料 (アゾ染料・顔料の分解により生成する特定アミン)

禁止レベル	納入禁止期日 ※3	適用用途	管理値	注記
レベル 1	即時	・持続的に直接皮膚に接触することを前提に作られた成形品(イヤホン、ヘッドホン、ストラップ等)の人体接触部分で、分解により特定アミンが発生する可能性があるもの	・成形品において30ppm 未満	※1
		・以下の物質を含有する物質、混合物 101-77-9 : 4, 4'-ジアミノジフェニルメタン 101-14-4 : 2,2'-ジクロロ-4,4'-メチレンジアミニン	・意図的に含有しないこと	※2
適用除外	※2 : 欧州化学品庁へ申請し認可が得られた用途は使用可とする			
注記	※1 : REACH 規則附属書 XVII(制限物質)、ドイツ日用品規則 ※2 : REACH 規則附属書 XIV(認可物質)			

規制物質				
物質名(日本語)	規制対象物質名(英語)	化学式	CAS No. or JAMP-SN	
4-アミノアゾベンゼン	4-aminoazobenzene	C12H11N3	60-09-3	
2-メトキシアニリン o-アニシン	2-Methoxyaniline ; o-Anisidine	C7H9NO	90-04-0	
2-ナフチルアミン	2-naphthylamine	C10H9N	91-59-8	
3,3'-ジクロロベンジン	3,3'-dichlorobenzidine	C12H10Cl2N2	91-94-1	
ビフェニル-4-イルアミン 4-アミノビフェニル	Biphenyl-4-ylamine ; 4-aminobiphenyl	C12H11N	92-67-1	
ベンジン	Benzidine	C12H12N2	92-87-5	
o-トルイジン	o-toluidine	C7H9N	95-53-4	
o-塩化トルイジン	4-chloro-o-toluidine	C7H8ClN	95-69-2	
2,4-ジアミントルエン	4-methyl-m-phenylenediamine(toluene-2,4-diamine)	C7H10N2	95-80-7	
o-アミノアゾトルエン	o-aminoazotoluene	C14H15N3	97-56-3	
5-ニトロ-o-トルイジン	5-nitro-o-toluidine	C7H8N2O2	99-55-8	
2,2'-ジクロロ-4,4'-メチレンジアニリン	2,2'-dichloro-4,4'-methylenedianiline	C13H12Cl2N2	101-14-4	
4,4'-ジアミノジフェニルメタン	4,4'-diaminodiphenylmethane(MDA);	C13H14N2	101-77-9	

4,4'-オキシジアニリン及びその塩	4,4'-oxydianiline and its salts	C12H12N2O	101-80-4
p-クロロアニリン	p-chloroaniline	C6H6ClN	106-47-8
3,3'-ジメトキシベンジジン	3,3'-dimethoxybenzidine	C14H16N2O2	119-90-4
3,3'-ジメチルベンジジン	3,3'-dimethylbenzidine	C14H16N2	119-93-7
6-メトキシ-m-トルイジン	6-methoxy-m-toluidine	C8H11NO	120-71-8
2,4,5-トリメチルアニリン	2,4,5-trimethylaniline	C9H13N	137-17-7
4,4'-ジアミノジフェニルスルフィド	4,4'-thiodianiline	C12H12N2S	139-65-1
2,4-ジアミノアニソール	2,4-diaminoanisole	C7H10N2O	615-05-4
4,4'-メチレンビス(ο-トルイジン)	4,4'-methylenedi-o-toluidine	C15H18N2	838-88-0
主な用途等			
部位	用途		
繊維、印刷インキ	染顔料		

表 2-I-21 オゾン層破壊物質

禁止レベル	納入禁止期日	適用用途	管理値	注記
レベル 1	即時	・全ての用途	・意図的に含有しないこと	※1
注記	※1: モントリオール議定書、米国 1990 年大気浄化法第 611 条、(EC)No 2037/2000、(EC)No 1005/2009、オゾン層保護法			

例示物質（全ての物質を網羅したものではない）

物質名(日本語)	物質名(英語)	化学式	CAS No. or JAMP-SN
・附属書 A グループ I : CFC			
トリクロロフルオロメタン ; CFC-11	Trichlorofluoromethane ; CFC-11	CFCl ₃	75-69-4
ジクロロジフルオロメタン ; CFC-12	Dichlorodifluoromethane ; CFC-12	CF ₂ Cl ₂	75-71-8
トリクロロトリフルオロエタン ; 1,1,2 トリクロロ-1,2,2 トリフルオロエタン ; CFC-113	Trichlorofluoroethane ; 1,1,2 Trichloro-1,2,2 trifluoroethane ; CFC-113	C ₂ F ₃ Cl ₃	354-58-5 76-13-1
ジクロロテトラフルオロエタン ; CFC-114	Dichlorotetrafluoroethane ; CFC-114	C ₂ F ₄ Cl ₂	1320-37-2 76-14-2
モノクロロペンタフルオロエタン ; CFC-115	Monochloropentafluoroethane ; CFC-115	C ₂ F ₅ Cl	76-15-3
・附属書 A グループ II : ハロン			
ブロモクロロジフルオロメタン ; ハロン-1211	Bromochlorodifluoromethane ; Halon 1211	CF ₂ BrCl	353-59-3
ブロモトリフルオロメタン ; ハロン-1301	Bromotrifluoromethane ; Halon 1301	CF ₃ Br	75-63-8
ジブロモテトラフルオロエタン ; ハロン-2402	Dibromotetrafluoroethane ; Halon 2402	C ₂ F ₄ Br ₂	124-73-2
・附属書 B グループ I : その他の CFC			
塩化フッ化メタン ; CFC-13	Chlorotrifluoromethane ; CFC-13	CF ₃ Cl	75-72-9

ペンタクロロフルオロエタン ; CFC-111	Pentachlorofluoroethane ; CFC-111	C2FCl5	354-56-3
テトラクロロジフルオロエタン ; CFC-112	Tetrachlorodifluoroethane ; CFC-112	C2F2Cl4	28605-74-5 76-12-0
1.1.1.2-テトラクロロ-2,2-ジフルオロエタン ; CFC-112a	1,1,1,2-Tetrachloro-2,2-difluoroethane ; CFC-112a	C2F2Cl4	76-11-9
ヘプタクロロフルオロプロパン ; CFC-211	Heptachlorofluoropropane ; CFC-211	C3FCl7	135401-87-5 422-78-6
1.1.1.2.3.3.3-ヘプタクロロ-2-フルオロプロパン ; CFC-211ba	1,1,1,2,3,3,3-Heptachloro-2-fluoropropane ; CFC-211ba	C3Cl7F	422-81-1
ヘキサクロロジフルオロプロパン ; CFC-212	Hexachlorodifluoropropane ; 1,1,1,3,3,3-Hexachlor-2,2-difluoropropane ; CFC-212	C3F2Cl6	3182-26-1
ペンタクロロトリフルオロプロパン ; CFC-213	Pentachlorotrifluoropropane ; CFC-213	C3F3Cl5	134237-31-3 - 2354-06-5
テトラクロロテトラフルオロプロパン ; CFC-214	Tetrachlorotetrafluoropropane ; CFC-214	C3F4Cl4	29255-31-0
1,1,1,3-テトラクロロテトラフルオロプロパン	1,1,1,3-Tetrachlorotetrafluoropropane	C3Cl4F4	2268-46-4
トリクロロペンタフルオロプロパン ; CFC-215	Trichloropentafluoropropane ; 1,2,2-trichloropentafluoropropane ; CFC-215	C3F5Cl3	1599-41-3
1,2,3-トリクロロペンタフルオロプロパン ; CFC-215ba	1,2,3-trichloropentafluoropropane ; CFC-215ba	C3Cl3F5	76-17-5
1,1,2-トリクロロペンタフルオロプロパン ; CFC-215bb	1,1,2-trichloropentafluoropropane ; CFC-215bb	C3HCl3F4	812-30-6
1,1,3-トリクロロペンタフルオロプロパン ; CFC-215ca	1,1,3-trichloropentafluoropropane ; CFC-215ca	C3Cl3F5	1652-81-9
1,1,1-トリクロロペンタフルオロプロパン ; CFC-215cb	1,1,1-trichloropentafluoropropane ; CFC-215cb	C3Cl3F5	4259-43-2
ジクロロヘキサフルオロプロパン ; CFC-216	Dichlorohexafluoropropane ; 1,2-Dichloro-1,1,2,3,3,3-hexafluoropropane ; CFC-216	C3F6Cl2	661-97-2
モノクロロヘptaフルオロプロパン ; CFC-217	Monochloroheptafluoropropane ; CFC-217	C3F7Cl	422-86-6
・附属書B グループII：四塩化炭素			
四塩化炭素(テトラクロロメタン)	Carbon tetrachloride	CCl4	56-23-5
・附属書B グループIII：1.1.1-トリクロロエタン			
1,1,1-トリクロロエタン	1,1,1-trichloroethane	C2H3Cl3	71-55-6
・附属書C グループII：HBFC			
ジブロモフルオロメタン	Dibromofluoromethane	CHFBr2	1868-53-7
ブロモジフルオロメタン及び異性体(HBFC類)	Bromodifluoromethane and isomers (HBFCs)	CHF2Br	1511-62-2
ブロモフルオロメタン	Bromofluoromethane	CH2FBr	373-52-4
テトラブロモフルオロエタン	Tetrabromofluoroethane	C2HFBr4	306-80-9
トリブロモジフルオロエタン	Tribromodifluoroethane	C2HF2Br3	-
ジブロモトリフルオロエタン	Dibromotrifluoroethane; 1,2-Dibromo-1,1,2-trifluoroethane	C2HF3Br2	354-04-1
ブロモテトラフルオロエタン	Bromotetrafluoroethane	C2HF4Br	124-72-1
トリブロモフルオロエタン	Tribromofluoroethane	C2H2FBr3	-

ジブロモジフルオロエタン	Dibromodifluoroethane	C2H2F2Br 2	75-82-1
ブロモトリフルオロエタン	Bromotrifluoroethane	C2H2F3Br	421-06-7
ジブロモフルオロエタン	Dibromofluoroethane	C2H3FBr2	358-97-4
ブロモジフルオロエタン	Bromodifluoroethane	C2H3F2Br	420-47-3
2-ブロモ-1,1-ジフルオロエタン	2-Bromo-1,1-difluoroethane	C2H3F2Br	359-07-9
ブロモフルオロエタン	Bromofluoroethane	C2H4FBr	762-49-2
ヘキサブロモフルオロプロパン	Hexabromofluoropropane	C3HFBr6	-
ペンタブロモジフルオロプロパン	Pentabromodifluoropropane	C3HF2Br5	-
テトラブロモトリフルオロプロパン	Tetrabromotrifluoropropane	C3HF3Br4	-
トリブロモテトラフルオロプロパン	Tribromotetrafluoropropane	C3HF4Br3	666-48-8
ジブロモペンタフルオロプロパン	Dibromopentafluoropropane	C3HF5Br2	431-78-7
ブロモヘキサフルオロプロパン	Bromohexafluoropropane	C3HF6Br	2252-79-1 2252-78-0
ペンタブロモフルオロプロパン	Pentabromofluoropropane	C3H2FBr5	-
テトラブロモジフルオロプロパン	Tetrabromodifluoropropane	C3H2F2Br 4	148875-98-3
トリブロモトリフルオロプロパン	Tribromotrifluoropropane	C3H2F3Br 3	-
ジブロモテトラフルオロプロパン	Dibromotetrafluoropropane	C3H2F4Br 2	-
ブロモペンタフルオロプロパン	Bromopentafluoropropane	C3H2F5Br	460-88-8
テトラブロモフルオロプロパン	Tetrabromofluoropropane	C3H3FBr4	148875-95-0
トリブロモジフルオロプロパン	Tribromodifluoropropane	C3H3F2Br 3	70192-80-2
ジブロモトリフルオロプロパン	Dibromotrifluoropropane	C3H3F3Br 2	70192-83-5 431-21-0
ブロモテトラフルオロプロパン	Bromotetrafluoropropane	C3H3F4Br	679-84-5
トリブロモフルオロプロパン	Tribromofluoropropane	C3H4FBr3	75372-14-4
ジブロモジフルオロプロパン	Dibromodifluoropropane	C3H4F2Br 2	460-25-3
ブロモトリフルオロプロパン	Bromotrifluoropropane	C3H4F3Br	421-46-5
ジブロモフルオロプロパン	Dibromofluoropropane	C3H5FBr2	51584-26-0
ブロモジフルオロプロパン	Bromodifluoropropane	C3H5F2Br	-
ブロモフルオロプロパン	Bromofluoropropane	C3H6FBr	1871-72-3
1-ブロモ-3-フルオロプロパン	1-Bromo-3-fluoropropane	C3H6FBr	352-91-0
・附属書C グループIII：ブロモクロロメタン			
ブロモクロロメタン	Bromochloromethane	CH2BrCl	74-97-5
・附属書E グループI：ブロモメタン			
ブロモメタン(臭化メチル)	Bromomethane (Methyl Bromide)	CH3Br	74-83-9
・附属書C グループI : HCFC			
ジクロロフルオロメタン ; HCFC-21	Dichlorofluoromethane ; HCFC-21	CHFCl2	75-43-4
クロロジフルオロメタン ; HCFC-22	Chlorodifluoromethane ; HCFC-22	CHF2Cl	75-45-6
クロロフルオロメタン ; HCFC-31	Chlorofluoromethane ; HCFC-31	CH2FCl	593-70-4
テトラクロロフルオロエタン ; HCFC-121	Tetrachlorofluoroethane ; HCFC-121	C2HCl4	134237-32-4
1,1,1,2-テトラクロロ-2-フルオロエタン ; HCFC-121a	1,1,1,2-tetrachloro-2-fluoroethane ; HCFC 121a	C2HCl4F	354-11-0
1,1,2,2-テトラクロロ-1-フルオロエタ	1,1,2,2-tetracloro-1-fluoroethane	C2HCl4F	354-14-3

ン			
トリクロロジフルオロエタン ; HCFC-122	Trichlorodifluoroethane ; HCFC-122	C2HF2Cl3	41834-16-6
1,2,2-トリクロロ-1,1-ジフルオロエタン ; HCFC-122	1,2,2-trichloro-1,1-difluoroethane ; HCFC-122	C2HCl3F2	354-21-2
1,1,2-トリクロロ-1,2-ジフルオロエタン ; HCFC-122a	Ethane, 1,2-difluoro-1,1,2-trichloro- ; HCFC-122a	C2HF2Cl3	354-15-4
1,1,1-トリクロロ-2,2-ジフルオロエタン ; HCFC-122b	1,1,1-trichloro-2,2-difluoroethane ; HCFC-122b	C2HF2Cl3	354-12-1
ジクロロトリフルオロエタン ; HCFC-123	Dichlorotrifluoroethane ; HCFC-123	C2HF3Cl2	34077-87-7
2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン ; HCFC-123	2,2-dichloro1,1,1-fluoroethane ; HCFC-123	C2HCl2F3	306-83-2
ジクロロ-1,1,2-トリフルオロエタン	Dichloro-1,1,2-trifluoroethane	C2HCl2F3	90454-18-5
1,2-ジクロロ-1,1,2-トリフルオロエタン ; HCFC-123a	1,2-dichloro-1,1,2-trifluoroethane ; HCFC-123a	C2HCl2F3	354-23-4
1,1-ジクロロ-1,2,2-トリフルオロエタン ; HCFC-123b	1,1-dichloro-1,2,2-trifluoroethane ; HCFC-123b	C2HCl2F3	812-04-4
その他のジクロロトリフルオロエタン	Other dichlorotrifluoroethane	-	-
2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン ; HCFC-124	2-chloro-1,1,1,2-tetrafluoroethane ; HCFC-124	C2HF4Cl	2837-89-0
クロロテトラフルオロエタン ; HCFC-124	Chlorotetrafluoroethane ; HCFC-124	CHFC1CF3	63938-10-3
1-クロロ-1,1,2,2-テトラフルオロエタン ; HCFC-124a	1-chloro-1,1,2,2-tetrafluoroethane ; HCFC-124a	C2HClF4	354-25-6
その他のクロロテトラフルオロエタン	Other chlorotetrafluoroethane	-	-
トリクロロフルオロエタン ; HCFC-131	Trichlorofluoroethane ; HCFC-131	C2H2FCl3	134237-34-6 27154-33-2
1-フルオロ-1,2,2-トリクロロエタン ; HCFC-131	1-Fluoro-1,2,2-trichloroethane ; HCFC-131	C2H2Cl3F	359-28-4
1,1,2-トリクロロ-1-フルオロエタン ; HCFC-131a	1,1,2-trichloro-1-fluoroethane ; HCFC-131a	C2H2Cl3F	811-95-0
1,1,1-トリクロロ-2-フルオロエタン ; HCFC-131b	Ethane, 1,1,1-trichloro-2-fluoro- ; HCFC-131b	C2H2Cl3F	2366-36-1
ジクロロジフルオロエタン ; HCFC-132	Dichlorodifluoroethane ; HCFC-132	C2H2F2Cl2	25915-78-0
1,2-ジクロロ-1,1-ジフルオロエタン ; HCFC-132b	1,2-dichloro-1,1-difluoroethane ; HCFC-132b	C2H2Cl2F2	1649-08-7
1,1-ジクロロ-1,2-ジフルオロエタン ; HCFC-132c	1,1-dichloro-1,2-difluoroethane ; HCFC-132c	C2H2Cl2F2	1842-05-3
1,1-ジクロロ-2,2-ジフルオロエタン	1,1-dichloro-2,2-difluoroethane	C2H2Cl2F2	471-43-2
1,2-ジクロロ-1,2-ジフルオロエタン	1,2-dichloro-1,2-difluoroethane	C2H2Cl2F2	431-06-1
クロロトリフルオロエタン ; 1-クロロ-1,2,2-トリフルオロエタン ; HCFC-133	Chlorotrifluoroethane ; 1-chloro-1,2,2-trifluoroethane ; HCFC-133	C2H2F3Cl	1330-45-6 431-07-2
2-クロロ-1,1,1-トリフルオロエタン ; HCFC-133a	2-chloro-1,1,1-trifluoroethane ; HCFC-133a	C2H2F3Cl	75-88-7
1-クロロ-1,1,2-トリフルオロエタン ;	1-chloro-1,1,2-trifluoroethane ; HCFC-	C2H2F3Cl	421-04-5

HCFC-133b	133b		
ジクロロフルオロエタン ; HCFC-141	Dichlorofluoroethane ; HCFC-141	C2H3FCl2	25167-88-8
1,2-ジクロロ-1-フルオロエタン ; HCFC-141	1,2-dichloro-1-fluoroethane ; HCFC-141	C2H3FCl2	430-57-9
1,1-ジクロロ-2-フルオロエタン ; HCFC-141a	1,1-dichloro-2-fluoroethane ; HCFC-141a	C2H3FCl2	430-53-5
1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン ; HCFC-141b	1,1-dichloro-1-fluoroethane ; HCFC-141b	CH3CFCl2	1717-00-6
他のジクロロフルオロエタン	Other dichlorofluoroethane	-	-
クロロジフルオロエタン ; HCFC-142	ChlorodiFluoroethane ; HCFC-142	C2H3F2Cl	25497-29-4
2-クロロ-1,1-ジフルオロエタン ; HCFC-142	2-Chloro-1,1-difluoroethane ; HCFC-142	CH3CF2Cl	338-65-8
1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン ; HCFC-142b	1-chloro-1,1-difluoroethane ; HCFC-142b	CH3CF2Cl	75-68-3
1-クロロ-1,2-ジフルオロエタン ; HCFC-142a	1-Chloro-1,2-difluoroethane ; HCFC-142a	CH3CF2Cl	338-64-7
他のクロロジフルオロエタン	Other chlorodifluoroethane	-	-
クロロフルオロエタン ; HCFC-151	chlorofluoroethane ; HCFC-151	C2H4FCl	110587-14-9
1-クロロ-2-フルオロエタン ; HCFC-151	1-chloro-2-fluoroethane ; HCFC-151	C2H4FCl	762-50-5
1-クロロ-1-フルオロエタン ; HCFC-151	1-chloro-1-fluoroethane ; HCFC-151	C2H4FCl	1615-75-4
ヘキサクロロフルオロプロパン ; HCFC-221	Hexachlorofluoropropane ; HCFC-221	C3HFCl6	134237-35-7 29470-94-8
1,1,1,2,2,3-ヘキサクロロ-1-フルオロプロパン ; HCFC-221ab	1,1,1,2,2,3-Hexachloro-1-fluoropropane ; HCFC-221ab	C3HFCl6	422-26-4
ペンタクロロジフルオロプロパン ; HCFC-222	Pentachlorodifluoropropane ; HCFC-222	C3HF2Cl5	134237-36-8
1,1,1,3,3-ペンタクロロ-2,2-ジフルオロプロパン ; HCFC-222ca	1,1,1,3,3-Pentachloro-2,2-difluoropropane ; HCFC-222ca	C3HF2Cl5	422-49-1
1,2,2,3,3-ペンタクロロ-1,1-ジフルオロプロパン ; HCFC-222aa	1,2,2,3,3-Pentachloro-1,1-difluoropropane ; HCFC-222aa	C3HF2Cl5	422-30-0
テトラクロロトリフルオロプロパン ; HCFC-223	Tetrachlorotrifluoropropane ; HCFC-223	C3HF3Cl4	134237-37-9
1,1,3,3-テトラクロロ-1,2,2-トリフルオロプロパン	1,1,3,3-Tetrachloro-1,2,2-trifluoropropane	C3HF3Cl4	422-52-6
1,1,1,3-テトラクロロ-2,2,3-トリフルオロプロパン	1,1,1,3-Tetrachloro-2,2,3-trifluoropropane	C3HF3Cl4	422-50-4
トリクロロテトラフルオロプロパン ; HCFC-224	Trichlorotetrafluoropropane ; HCFC-224	C2HF4Cl3	134237-38-0
1,3,3-トリクロロ-1,1,2,2-テトラフルオロプロパン ; HCFC-224	1,3,3-Trichloro-1,1,2,2-tetrafluoropropane ; HCFC-224	C2HF4Cl3	422-54-8
1,1,3-トリクロロ-1,2,2,3-テトラフルオロプロパン	1,1,3-Trichloro-1,2,2,3-tetrafluoropropane	C2HF4Cl3	422-53-7
1,1,1-トリクロロ-2,2,3,3-テトラフルオロプロパン	1,1,1-Trichloro-2,2,3,3-tetrafluoropropane	C3HF4Cl3	422-51-5
ジクロロペンタフルオロプロパン ; HCFC-225	Dichloropentafluoropropane ; HCFC-225	C3HF5Cl2	127564-92-5
2,2-ジクロロ-1,1,1,3,3-ペンタフルオロプロパン ; HCFC-225aa	2,2-Dichloro-1,1,1,3,3-pentafluoropropane ; HCFC-225aa	C3HF5Cl2	128903-21-9

2,3-ジクロロ-1,1,1,2,3-ペンタフルオロプロパン ; HCFC-225ba	2,3-dichloro-1,1,1,2,3-pentafluoropropane ; HCFC-225ba	C3HF5Cl2	422-48-0
1,2-ジクロロ-1,1,2,3,3-ペンタフルオロプロパン ; HCFC-225bb	1,2-dichloro-1,1,2,3,3-pentafluoropropane ; HCFC-225bb	C3HF5Cl2	422-44-6
3,3-ジクロロ-1,1,1,2,2-ペンタフルオロプロパン ; HCFC-225ca	3,3-dichloro-1,1,1,2,2-pentafluoropropane ; HCFC-225ca	CF3CF2C HCl2	422-56-0
1,3-ジクロロ-1,2,2,3,3-ペンタフルオロプロパン ; HCFC-225cb	1,3-dichloro-1,1,2,2,3-pentafluoropropane ; HCFC-225cb	C3HCl2F5	507-55-1
1,1-ジクロロ-1,2,2,3,3-ペンタフルオロプロパン ; HCFC-225cc	1,1-dichloro-1,2,2,3,3-pentafluoropropane ; HCFC-225cc	C3HCl2F5	13474-88-9
1,2-ジクロロ-1,1,3,3,3-ペンタフルオロプロパン ; HCFC-225da	1,2-dichloro-1,1,3,3,3-pentafluoropropane ; HCFC-225da	C3HCl2F5	431-86-7
1,3-ジクロロ-1,1,2,3,3-ペンタフルオロプロパン ; HCFC-225ea	1,3-dichloro-1,1,2,3,3-pentafluoropropane ; HCFC-225ea	C3HCl2F5	136013-79-1
1,1-ジクロロ-1,2,3,3,3-ペンタフルオロプロパン ; HCFC-225eb	1,1-dichloro-1,2,3,3,3-pentafluoropropane ; HCFC-225eb	C3HCl2F5	111512-56-2
他のジクロロペンタフルオロプロパン	Other dichloropentafluoropropane	-	-
クロロヘキサフルオロプロパン ; HCFC-226	Chlorohexafluoropropane ; HCFC-226	C3HF6Cl	134308-72-8
2-クロロ-1,1,1,3,3,3-ヘキサフルオロプロパン ; HCFC-226da	2-Chloro-1,1,1,3,3,3-hexafluoropropane ; HCFC-226da	C3HF6Cl	431-87-8
ペンタクロロフルオロプロパン ; HCFC-231	Pentachlorofluoropropane ; HCFC-231	C3H2FCl5	134190-48-0
1,1,1,2,3-ペンタクロロ-2-フルオロプロパン	1,1,1,2,3-Pentachloro-2-fluoropropane	C3H2FCl5	421-94-3
テトラクロロジフルオロプロパン ; HCFC-232	Tetrachlorodifluoropropane ; HCFC-232	C3H2F2Cl4	134237-39-1
1,1,1,3-テトラクロロ-3,3-ジフルオロプロパン	1,1,1,3-Tetrachloro-3,3-difluoropropane	C3H2F2Cl4	460-89-9
トリクロロトリフルオロプロパン ; HCFC-233	Trichlorotrifluoropropane ; HCFC-233	C3H2F3Cl3	134237-40-4
1,1,1-トリクロロ-3,3,3-トリフルオロプロパン	1,1,1-trichloro-3,3,3-trifluoropropane	C3H2F3Cl3	7125-83-9
ジクロロテトラフルオロプロパン ; HCFC-234	Dichlorotetrafluoropropane ; HCFC-234	C3H2F4Cl2	127564-83-4
1,2-ジクロロ-1,2,3,3-テトラフルオロプロパン	1,2-Dichloro-1,2,3,3-tetrafluoropropane	C3H2F4Cl2	425-94-5
クロロペンタフルオロプロパン ; HCFC-235	Chloropentafluoropropane ; HCFC-235	C3H2F5Cl	134237-41-5
1-クロロ-1,1,3,3,3-ペンタフルオロプロパン	1-chloro-1,1,3,3,3-pentafluoropropane	C3H2F5Cl	460-92-4
テトラクロロフルオロプロパン ; HCFC-241	Tetrachlorofluoropropane ; HCFC-241	C3H3FCl4	134190-49-1
1,1,2,3-テトラクロロ-1-フルオロプロパン	1,1,2,3-Tetrachloro-1-fluoropropane	C3H3FCl4	666-27-3
トリクロロジフルオロプロパン ; HCFC-242	Trichlorodifluoropropane ; HCFC-242	C3H3F2Cl3	134237-42-6
1,3,3-トリクロロ-1,1-ジフルオロプロパン	1,3,3-Trichloro-1,1-difluoropropane	C3H3F2Cl3	460-63-9

ジクロロトリフルオロプロパン ; HCFC-243	Dichlorotrifluoropropane ; HCFC-243	C3H3F3Cl ₂	134237-43-7
1,1-ジクロロ-1,2,2-トリフルオロプロパン	1,1-dichloro-1,2,2-trifluoropropane	C3H3F3Cl ₂	7125-99-7
2,3-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロプロパン	2,3-dichloro-1,1,1-trifluoropropane	C3H3F3Cl ₂	338-75-0
3,3-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロプロパン	3,3-Dichloro-1,1,1-trifluoropropane	C3H3F3Cl ₂	460-69-5
クロロテトラフルオロプロパン ; HCFC-244	Chlorotetrafluoropropane ; HCFC-244	C3H3F4Cl	134190-50-4
3-クロロ-1,1,2,2-テトラフルオロプロパン	3-chloro-1,1,2,2-tetrafluoropropane	C3H3F4Cl	679-85-6
1-クロロ-1,1,2,2-テトラフルオロプロパン	1-chloro-1,1,2,2-tetrafluoropropane	C3H3F4Cl	421-75-0
トリクロロフルオロプロパン ; HCFC-251	Trichlorofluoropropane ; HCFC-251	C3H4FCl ₃	134190-51-5
1,1,3-トリクロロ-1-フルオロプロパン	1,1,3-trichloro-1-fluoropropane	C3H4FCl ₃	818-99-5
1,1,2-トリクロロ-1-フルオロプロパン ; HCFC-251dc	1,1,2-trichloro-1-fluoropropane ; HCFC-251dc	C3H4FCl ₃	421-41-0
ジクロロジフルオロプロパン ; HCFC-252	Dichlorodifluoropropane ; HCFC-252	C3H4F2Cl ₂	134190-52-6
1,3-ジクロロ-1,1-ジフルオロプロパン ; HCFC-252fb	1,3-Dichloro-1,1-difluoropropane ; HCFC-252fb	C3H4F2Cl ₂	819-00-1
クロロトリフルオロプロパン ; HCFC-253	Chlorotrifluoropropane ; HCFC-253	C3H4F3Cl	134237-44-8
3-クロロ-1,1,1-トリフルオロプロパン ; HCFC-253fb	3-chloro-1,1,1-trifluoropropane ; HCFC-253fb	C3H4F3Cl	460-35-5
ジクロロフルオロプロパン ; HCFC-261	Dichlorofluoropropane ; HCFC-261	C3H5FCl ₂	134237-45-9
1,1-ジクロロ-1-フルオロプロパン	1,1-dichloro-1-fluoropropane	C3H5FCl ₂	7799-56-6
1,2-ジクロロ-2-フルオロプロパン ; HCFC-261b	1,2-dichloro-2-fluoropropane ; HCFC-261b	C3H5FCl ₂	420-97-3
クロロジフルオロプロパン ; HCFC-262	Chlorodifluoropropane ; HCFC-262	C3H5F2Cl	134190-53-7
1-クロロ-2,2-ジフルオロプロパン	1-chloro-2,2-difluoropropane	C3H5F2Cl	420-99-5
2-クロロ-1,3-ジフルオロプロパン	2-chloro-1,3-difluoropropane	C3H5F2Cl	102738-79-4
1-クロロ-1,1-ジフルオロプロパン ; HCFC-262fc	1-chloro-1,1-difluoropropane ; HCFC-262fc	C3H5F2Cl	421-02-3
クロロフルオロプロパン ; HCFC-271	Chlorofluoropropane ; HCFC-271	C3H6FCl	134190-54-8
2-クロロ-2-フルオロプロパン	2-chloro-2-fluoropropane	C3H6FCl	420-44-0
1-クロロ-1-フルオロプロパン	1-chloro-1-fluoropropane	-	430-55-7
・その他			
ジフルオロジブロモメタン	Difluorodibromomethane	CBr ₂ F ₂	75-61-6
1-ブロモプロパン(臭化n-プロピル)	1-Bromopropane (n-propyl bromide)	C3H7Br	106-94-5
ブロモエタン(臭化エチル)	Bromoethane (ethyl bromide)	C ₂ H ₅ Br	74-96-4
トリフルオロイオドメタン(ヨウ化トリフルオロメチル)	Trifluoroiodomethane (trifluoromethyl iodide)	CF ₃ I	2314-97-8
クロロメタン(塩化メチル)	Chloromethane (methyl chloride)	CH ₃ Cl	74-87-3
主な用途等			

部位	用途
コンプレッサー、発泡プラスチック、消火器	冷媒、発泡剤、消火剤 (ラベル規制としては製品以外の生産工程での使用も該当:洗浄剤)

表 2-I-22 パーフルオロオクタンスルホン酸塩(PFOS)及び PFOS 類縁化合物

禁止レベル	納入禁止期日	適用用途	管理値	注記
レベル 1	即時	・全ての用途	・意図的に含有しないこと	※1
注記	※1 : 化審法 第一種特定化学物質、EU POPs 規則、カナダ環境保護法(CEPA 1999 SOR)			

例示物質

(全ての物質を網羅したものではない)

物質名(日本語)	物質名(英語)	化学式	CAS No. or JAMP-SN	金属換算係数
ペルフルオロ-1-オクタンスルホン酸カリウム(PFOS)	Perfluorooctane sulfonate potassium salt	C8F17SO2X (X=水酸基、金属塩、ハロゲン化物、アミド、及びポリマーを含むその他の誘導体)	2795-39-3 JAMP-SN0035	-

主な用途等

部位	用途
塗料、コーティング剤、工業用洗剤、半導体製造工程、メッキ工程	平滑剤、界面活性剤、消泡剤

表 2-I-23 特定ベンゾトリアゾール : 2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール

禁止レベル	納入禁止期日	適用用途	管理値	注記
レベル 1	即時	下記に用いられる紫外線防止剤、紫外線吸収剤用途 ・成形したプラスチック製品、 ・化粧板、 ・印画紙 ・接着剤(動植物系のものを除く。)、パテ及び閉そく用またはシーリング用の充てん料 ・塗料及び印刷用インキ	・意図的に含有しないこと	※1
注記	※1 : 化審法 第一種特定化学物質			

規制物質

物質名(日本語)	規制対象物質名(英語)	化学式	CAS No.or JAMP-SN
特定ベンゾトリアゾール : 2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	2-(2H-1,2,3-Benzotriazol-2-yl)-4,6-di-tert-butylphenol	C20H25N3O	3846-71-7

主な用途等

部位	用途
----	----

成形したプラスチック製品、化粧板、印画紙、接着剤(動植物系のものを除く。)、パテ及び閉そく用またはシーリング用の充てん料、塗料及び印刷用インキ	紫外線防止剤、紫外線吸収剤
---	---------------

表 2-I-24 ホルムアルデヒド

禁止レベル	納入禁止期日	適用用途	管理値	注記
レベル 1	即時	・パーチクルボード、MDF(Medium Density Fiberboard : 中密度纖維板)などを用いた木工の製品及び部品(包装材を除く)	・製品からのガス状放出量として 0.05ppm 未満	※1
		・織物	・製品において 75 ppm 未満	※2
注記	※1 : ドイツ化学品禁止規則、デンマーク ホルムアルデヒド規則、米国/カリフォルニア州 CARB 規則、米国連邦法 111-199/TSCA 601 項、 ※2 : オーストリア- BGB I 1990/194、ホルムアルデヒド規制§2,12/2/1990、リトニア衛生基準 HN 96:2000(衛生基準及び規制)			

規制対象となるホルムアルデヒド

物質名(日本語)	物質名(英語)	化学式	CAS No.or JAMP-SN
ホルムアルデヒド	Formaldehyde	CH2O	50-00-0
主な用途等			
部位			用途
パーチクルボード、MDF を用いた木工製品			木材の接着剤、防腐剤

表 2-I-25 ジメチルフマレート(DMF)

禁止レベル	納入禁止期日	適用用途	管理値	注記
レベル 1	即時	・全ての用途	・成形品または一部分において 0.1ppm 未満	※1
注記	※1 : REACH 規則附属書 XVII(制限物質)			

規制物質

物質名(日本語)	物質名(英語)	化学式	CAS No.or JAMP-SN
ジメチルフマレート(DMF)	Dimethyl fumarate	C6H8O4	624-49-7
主な用途等			
部位			用途
殺虫剤、リクライニング、マッサージチェアを含む電子式レザーシート			殺虫剤、防カビ処理

表 2-I-26 フッ素系温室効果ガス(PFC,SF6,HFC)

禁止レベル	納入禁止期日	適用用途	管理値	注記
レベル 1	即時	1)SF6,HFC ・全ての用途	・意図的に含有しないこと	※1

	2)PFC ・以下の用途 使い捨て容器、冷媒を有する缶冷却装置、防火システムと消火器、家庭用窓、その他の窓、履物、タイヤ、一液性発泡剤		
注記	※1 : (EU)No 517/2014 フッ素化温室効果ガス規則		

規制物質		
物質名(日本語)	物質名(英語)	CAS No. or JAMP No.
テトラフルオロメタン (4 フッ化炭素、PFC-14)	Tetrafluoromethane (Carbon tetrafluoride, PFC-14)	75-73-0
ヘキサフルオロエタン(PFC-116)	Hexafluoroethane (PFC-116)	76-16-4
オクタフルオロプロパン(PFC-218)	Octafluoropropane (PFC-218)	76-19-7
デカフルオロブタン(PFC-31-10)	Decafluorobutane (PFC-31-10)	355-25-9
ドデカフルオロペンタン(PFC-41-12)	Dodecafluoropentane (PFC-41-12)	678-26-2
テトラデカフルオロヘキサン(PFC-51-14)	Tetradecafluorohexane (PFC-51-14)	355-42-0
オクタフルオロシクロブタン(PFC-c318)	Octafluorocyclobutane (PFC-c318)	115-25-3
6 フッ化硫黄(SF6)	Sulfur Hexafluoride (SF6)	2551-62-4
トリフルオロメタン	Trifluoromethane	75-46-7
ジフルオロメタン	Difluoromethane	75-10-5
フルオロメタン	Methyl fluoride	593-53-3
1,1,1,2,2,3,4,5,5,5-デカフルオロペンタン (HFC-43-10mee)	Pentane, 1,1,1,2,2,3,4,5,5,5-decafluoro- (HFC-43-10mee)	138495-42-8
ペンタフルオロエタン	Ethane, pentafluoro-	354-33-6
1,1,2,2-テトラフルオロエタン (HFC-134)	1,1,2,2-Tetrafluoroethane (HFC-134)	359-35-3
1,1,1,2-テトラフルオロエタン (HFC-134a)	1,1,1,2-Tetrafluoroethane (HFC-134a)	811-97-2
1,1-ジフルオロエタン (HFC-152a)	1,1-Difluoroethane (HFC-152a)	75-37-6
1,1,2-トリフルオロエタン(H FC-143)	1,1,2-Trifluoroethane.(HFC-143)	430-66-0
1,1,1-トリフルオロエタン	Ethane, 1,1,1-trifluoro-	420-46-2
1,1,1,2,3,3,3-ヘptaフルオロプロパン	Propane, 1,1,1,2,3,3,3-heptafluoro-	431-89-0
1,1,1,2,2,3-ヘキサフルオロプロパン (HFC-236cb)	1,1,1,2,2,3-hexafluoro-propane (HFC-236cb)	677-56-5
1,1,1,2,3,3-ヘキサフルオロプロパン(HFC-236ea)	1,1,1,2,3,3-Hexafluoropropane (HFC-236ea)	431-63-0
1,1,1,3,3,3-ヘキサフルオロプロパン(HFC-236fa)	1,1,1,3,3,3-Hexafluoropropane (HFC-236fa)	690-39-1
1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン(HFC-245ca)	1,1,2,2,3-Pentafluoropropane (HFC-245ca)	679-86-7
1,1,1,3,3-ペンタフルオロプロパン	1,1,1,3,3-Pentafluoropropane	460-73-1
1,1,1,3,3-ペンタフルオロブタン	1,1,1,3,3-Pentafluorobutane	406-58-6
1,1,1,2,2-ペンタフルオロプロパン	1,1,1,2,2-Pentafluoropropane	1814-88-6
1,1,1,2,2,3,3-ヘptaフルオロプロパン	1,1,1,2,2,3,3-Heptafluoropropane	2252-84-8
ジフルオロエタン	Difluoroethane	25497-28-3
ヘキサフルオロプロパン	Propane, hexafluoro-	27070-61-7
トリフルオロエタン	Trifluoroethane	27987-06-0
フルオロエタン	Ethyl fluoride	353-36-6
1,2-ジフルオロエタン	1,2-Difluoroethane	624-72-6
1,1-ジフルオロエチレン	Vinylidene fluoride	75-38-7
ハイドロフルオロカーボン(HFC)類	Hydrofluorocarbons (HFC's)	SN0062

主な用途等	
部位	用途
タイヤ、窓、消火器、靴、使い捨て容器、エアゾール	冷媒、吹き付け剤、消火剤、洗浄剤、絶縁材、苛性ガス

表 2-I-27 フタル酸エステル類(BBP, DBP, DEHP, DIDP, DINP, DNOP,DIBP)

禁止レベル	納入禁止期日 ※4	適用用途	管理値	注記
レベル 1	即時	・ BBP, DBP, DEHP は玩具または育児用品 ・ DIDP, DINP, DNOP は子供の口に入る玩具または育児用品	・ 可塑化した材料において 1000ppm 未満	※1
		・ DEHP,BBP,DBP,DIBP を含有する物質、混合物	・ 意図的に含有しないこと	※2
		・ DEHP,BBP,DBP,DIBP について RoHS(2011/65/EU)指令附属書Iのカテゴリ 1~11 に含まれる機器	・ 均質物質において 1000ppm 以下	※3
		・ DEHP,BBP,DBP,DIBP を含有する可塑化された材料を含む成形品。可塑化された材料とは、以下のようなもの - 塩化ビニル(PVC)、塩化ポリビニリデン(PVDC)及びポリビニルアセテート(PVA)のようなその他のポリマー、ならびに、ポリオレフィンを除くその他いかなるプラスチック - ゴム、シリコンゴム及び天然ラテックスコーティングを除く、ポリウレタン及びその他いかなる発泡性のゴムまたは発泡性のプラスチック - 表面コーティング、滑り止めコーティング、仕上げ剤 (finishes)、転写シート (decals)、プリントされたデザイン、 - 着色剤、シーラント、塗料及びインク	・ 均質物質において 4 物質の合計が 1000ppm 未満	※5
適用除外	<p>※2：欧洲化学品序へ申請し認可が得られた用途は使用可とする ※5：以下の用途は適用除外となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ RoHS 指令(2011/65/EU)の対象となる電気電子機器 ・ 医療機器指令(93/42/EEC)、体外診断用医療機器指令(98/79/EC)、能動埋め込み型医療機器指令(90/385/EEC)の対象となる医療装置またはその部品 ・ いかなる可塑化された材料もヒトの粘膜に接触しない、またはヒトの皮膚に長時間接触しないことを条件として、産業または農業の作業場でのみ労働者に使用されるか、または屋外でのみ使用される成形品（長時間とは連続 10 分間、断続で 30 分間） ・ 研究所用の測定装置、またはその部品 			
注記	<p>※1 : REACH 規則附属書 XVII(制限物質)、米国の家庭用品安全性向上法 ※2 : REACH 規則附属書 XIV(認可物質) ※3 : RoHS 指令(2011/65/EU)附属書 II 禁止物質の追加 (EU) 2015/863 ※4 : 納入禁止期日は法規制の発効日の 6 ヶ月前に設定した ※5 : REACH 規則附属書 XVII(制限物質)</p>			

規制物質

物質名(日本語)	物質名(英語)	化学式	CAS No. or JAMP-SN	金属 換算 係数
フタル酸 n-ブチル=ベンジル(BBP)	Benzyl butyl phthalate (BBP)	C19H20O4	85-68-7	-
フタル酸ジ-n-ブチル(DBP)	Dibutyl phthalate(DBP)	C16H22O4	84-74-2	-
フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)	Bis (2-ethylhexyl)phthalate (DEHP)	C24H38O4	117-81-7	-
フタル酸ジイソデシル(DIDP)	Di-"isodecyl" phthalate	C28H46O4	26761-40-0	
	1,2-Benzene dicarboxylic acid, di-C9-11-branched alkyl esters, C10-rich		68515-49-1	
フタル酸ジイソノニル(DINP)	Diisononyl phthalate	C24H38O4	28553-12-0	-
			68515-48-0	
フタル酸ジ-n-オクチル(DNOP)	Bis(n-octyl)Phthalate	C6H4(COOCH ₂ H ₁₇) ₂	117-84-0	-
フタル酸ジイソブチル(DIBP)	Diisobutyl phthalate	C16H22O4	84-69-5	-
主な用途等				
部位		用途		
可塑性塩ビ成形品、ゴム、エラストマー		プラスチック可塑剤、染料、顔料、塗料、インク、接着剤、潤滑剤		

表 2-I-28 パーフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及び PFOA 関連物質及び特定の長鎖ペルフルオロアルキルカルボン酸 (LCPFAC)

禁止レベル	納入禁止期日※4	適用用途	管理値	注記
レベル 1	即時	・物質または混合物 ・侵襲性及び埋め込み型医療機器以外の成形品※2	・意図的に含有しないこと ・混合物または成形品において、塩をふくむ PFOA として 25ppb 未満、PFOA 関連物質全体で 1ppm 未満	※1 ※2 ※3
レベル 2	2025 年 1 月 4 日 ※4	・侵襲性及び埋め込み型医療機器 ※2※5		
レベル 1	即時	・アーティクルの表面コーティング	・意図的に含有しないこと	※6
適用除外	※6 : - 医療機器 - 2015 年以前から使用している全ての用途 - フォトマイクロリソグラフィー及び他のプロセスで使用するための反射防止コーティング、フォトレジスト、または界面活性剤での使用、電子デバイスまたはその他の小型デバイスの半導体または同様のコンポーネントの製造等、米国 TSCA 官報記載の 13 種類の特定用途、不純物としての含有。 ※7: 埋め込み型機器及び侵襲性機器以外の医療機器に存在する場合、2 mg/kg (0.0002 重量%) 以下。			
注記	※1 : 化審法 第一種特定化学物質、EU POPs 規則の改正施行 (EU) 2021/115 ※2 : 医療機器、埋め込み型医療機器の定義は、医療機器指令 93/42/EEC による。 ※3 : PFOA 関連物質とは構造要素のひとつとして他の炭素原子に直接付く C7F15-を持つ直鎖または分鎖ペルフルオロヘプチル派生物を有する物質（その塩及びポリマーを含む）または、構造要素のひとつとして C8F17-を持つ直鎖または分鎖ペルフルオロオクチル派生物を有			

	<p>する物質（その塩及びポリマーを含む）。</p> <p>以下の関連物質は対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・C8F17-X で X が F (フッ素) ,Cl (塩素) ,Br (臭素) である場合 ・C8F17-C(=O)OH、C8F17-C(=O)O-X'または C8F17-CF2-X'で X'がいかなる基及びその塩である場合 <p>※4：納入禁止期日は法規制の発効予定日の 6 ヶ月前に設定した。</p> <p>※5：申請し、許可されたもののみ。</p> <p>※6：米国 TSCA 重要新規利用規則 (SNUR) 40 CFR Part721 (Significant New Uses of Chemical Substances) § 721.9582 及び §721.10536。対象物質は PFOA 及びその塩と下表に示す特定の長鎖ペルフルオロアルキルカルボン酸 (LCPFAC)</p>
--	---

例示物質（全ての物質を網羅したものではない）				
物質名(日本語)	物質名(英語)	化学式	CAS No. or JAMP-SN	金属換算係数
ペルフルオロオクタン酸	Pentadecafluorooctanoic acid; PFOA - perfluorooctanoic acid	C8HF15O2	335-67-1	-
ペンタデカフルオロオクタン酸フルオリド	Pentadecafluorooctyl fluoride	C8F16O	335-66-0	-
ペンタデカフルオロオクタン酸銀(I)	Pentadecafluorooctanoic acid silver(I) salt	C8AgF15O2	335-93-3	-
ペンタデカフルオロオクタン酸ナトリウム	Perfluorooctanoic acid sodium salt; Sodium salt of PFOA	C8F15NaO2	335-95-5	-
ペンタデカフルオロオクタン酸メチル	Methyl perfluorooctanoate	C9H3F15O2	376-27-2	-
ペルフルオロオクタン酸カリウム	Potassium salt of PFOA	C8F15KO2	2395-00-8	-
ペンタデカフルオロオクタン酸エチル	Ethyl perfluorooctanoate	C10H5F15O2	3108-24-5	-
ペンタデカフルオロオクタン酸アンモニウム	Ammonium pentadecafluorooctanoate (APFO); Ammonium salt of PFOA	C8H4F15NO2	3825-26-1	-
PFOA とその塩	PFOA and its salts	-	JAMP-SN0036	-
ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) の塩	PFOA salts	-	JAMP-SN0102	-
PFOA 関連のポリマー	PFOA-related polymer	-	JAMP-SN0103	-
主な用途等				
部位	用途			
表面コーティング、消火剤	添加剤、塗料のレベリング剤、水性膜形成泡消火剤、界面活性剤			

規制物質		
物質名(日本語)	物質名(英語)	CAS No. or JAMP-SN
1,1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8-ヘプタデカフルオロ-8-ヨードオクタン	Perfluorooctyl iodide	507-63-1
2-(ペルフルオロオクチル)エタノール	Tetrahydroperfluoro-1-decanol	678-39-7

3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12,12-ヘンエイコサフルオロドケン-1-オール	Perfluoro-1-dodecanol	865-86-1
1,1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8-ヘプタデカフルオロ-10-ヨードデカン	Perfluorodecyl iodide	2043-53-0
1-ヨード-3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12,12-ヘニコサフルオロドケン	1,1,2,2-Tetrahydroperfluorododecyl iodide	2043-54-1
α -[2-(アクリロイルオキシ)エチル]- ω -フルオロペルフルオロ(ポリ(2-7)エチレン)	Perfluorodecylethyl acrylate	17741-60-5
3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,10-ヘプタデカフルオロデシル=アクリラート	1,1,2,2-Tetrahydroperfluorodecyl acrylate	27905-45-9
1,1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12-ペントカサフルオロ-14-ヨードテトラデカン	1,1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12-Pentacosfluoro-14-iodotetradecane	30046-31-2
3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12,13,13,14,14,14-ペントカサフルオロテトラデカン-1-オール	3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12,13,13,14,14,14-Pentacosfluorotetradecan-1-ol	39239-77-5
3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12,13,13,14,14,15,15,16,16,16-ノナコサフルオロヘキサデカン-1-オール	3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12,13,13,14,15,15,16,16-Nonacosfluorohexadecan-1-ol	60699-51-6
1,1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12,13,13,14-ノナコサフルオロ-16-ヨードヘキサデカン	1,1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12,13,13,14,13,13,14,14-Nonacosfluoro-16-iodohexadecane	65510-55-6
ナトリウム=2-メチル-2-[3-[(1,1,2,2-テトラヒドロペルフルオロアルキル(C4-C16)スルファニル)プロパニド]プロパン-1-スルホナート	Sodium:2-methylpropane-1-sulfonate	68187-47-3
γ - ω -ペルフルオロアルコール(C8-C14)	1,1,2,2-Tetrahydroperfluoroalkyl (C8-C14) alcohol	68391-08-2
チオール、C8-20、ガンマ-オメガ-パーフルオロ、アクリルアミドを含むテロマー	Thiols, C8-20, gamma-omegaperfluoro,telomers with acrylamide	70969-47-0
ケイ酸(H4SiO4)、二ナトリウム塩、クロロトリメチルシリランと3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,10-ヘプタデカフルオロ-1-デカノールとの反応生成物	Silicic acid (H4SiO4), sodium salt (1:2), reaction products with chlorotrimethylsilane and 3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,10-heptadecafluoro-1-decanol	125476-71-3
チオール、C4-20、 γ -オメガ-パーフルオロ、アクリルアミドとアクリル酸のテロマー、ナトリウム塩	Thiols, C4-20, gamma-omegaperfluoro, telomers with acrylamide and acrylic acid, sodium salts)	1078712-88-5

1-プロパナミニウム、3-アミノ-N-(カルボキシメチル)-N,N-ジメチル-、N-((2-((ガンマ-オメガ-ペルフルオロ-C4-20-アルキル)チオ)アセチル)誘導体、内部塩	1-Propanaminium, 3-amino-N-(carboxymethyl)-N,N-dimethyl-, N-(2-((gamma-omega-perfluoro-C4-20-alkyl)thio)acetyl) derivs., inner salts	1078715-61-3
ポリフルオロアルキルベタイン(一般名)	Polyfluoroalkyl betaine (generic)	-(CBI)
変性フルオロアルキルウレタン(一般名)	Modified fluoroalkyl urethane (generic)	-(CBI)
過フッ素化ポリアミン(一般名)	Perfluorinated polyamine (generic)	-(CBI)

表 2-I-29 多環芳香族炭化水素(Polycyclic-aromatic hydrocarbons PAH)

禁止レベル	納入禁止期日	適用用途	管理値	注記
レベル 1	即時	・通常または理にかなって予見可能な使用条件のもとで、ヒトの皮膚または口腔内に直接ならびに長時間または短期間で繰り返し接触するゴムまたはプラスチック構成部品	・一般公衆向け成形品の構成部品中において記載の PAH のいずれかが 1mg/kg(当該構成部品の重量比 0.0001%(1ppm)未満	※1
注記	※1 : REACH 規則附属書 XVII(制限物質)			

規制物質				
物質名(日本語)	規制対象物質名(英語)	化学式	CAS No. or JAMP-SN	
ベンゾ(a)ピレン	Benzo[a]pyrene (BaP)	C20H12	50-32-8	
ベンゾ(e)ピレン	Benzo[e]pyrene (BeP)	C20H12	192-97-2	
ベンゾ(a)アントラセン	Benzo[a]anthracene (BaA)	C20H12	56-55-3	
クリセン	Chrysene (CHR)	C20H12	218-01-9	
ベンゾ(b)フルオランテン	Benzo[b]fluoranthene (BbFA)	C20H12	205-99-2	
ベンゾ(j)フルオランテン	Benzo[j]fluoranthene (BjFA)	C20H12	205-82-3	
ベンゾ(k)フルオランテン	Benzo[k]fluoranthene (BkFA)	C20H12	207-08-9	
ジベンズ(a,h)アントラセン	Dibenz[a,h]anthracene (DBAhA)	C22H14	53-70-3	
主な用途等				
部位	用途			
石油成分の燃焼により生成する副産物。また、工業成形品(精油、潤滑油、殺虫剤、接着剤及び塗料等)に揮発性の PAH が含まれている	-			

表 2-I-30 ペンタクロロフェノールとその塩及びエステル

禁止レベル	納入禁止期日	適用用途	管理値	注記
レベル 1	即時	・全ての用途	・意図的に含有しないこと	※1
注記	※1 : 化審法 第一種特定化学物質、EU POPs 規則			

例示物質(全ての物質を網羅したものではない)				
物質名(日本語)	物質名(英語)	化学式	CAS No. or JAMP-SN	金属換算係数
ペンタクロロフェノール	Pentachlorophenol	C6Cl5OH	87-86-5	-

ペンタクロロフェノールナトリウム	Sodium pentachlorophenol	C6Cl5NaO	131-52-2	-
ペンタクロロフェノールナトリウム一水和物	Sodium pentachlorophenol monohydrate	C6Cl5NaO · H2O	27735-64-4	-
ペンタクロロフェニルラウレート	Pentachlorophenyl laurate	C18H23Cl5O2	3772-94-9	-
ペンタクロロアニソール	Pentachloreanisole	C7H3Cl5O	1825-21-4	-
メチル水銀ペンタクロロフェノキシド	Methyl(pentachlorophenolato)mercury	C7H4Cl5HgO	5902-76-1	-
ペンタクロロフェノール=ナトリウム塩	Phenol, pentachloro-, sodium salt, decahydrate	C6Cl5NaO · (H2O)10	27735-63-3	-
カルシウム=ビス(ペンタクロロフェノラート)	Calcium bis(pentachlorophenolate)	C12CaCl10O2	55868-72-9	-
ペンタクロルフェノール塩類及びこれを含有する製剤	PCP-Na hydrate	C6H2Cl5NaO2	123333-54-0	-
主な用途等				
部位	用途			
木工製品、皮革製品	防腐剤			

表 2-I-31 特定の CMR 物質

禁止レベル	納入禁止期日	適用用途	管理値	注記
レベル 1	即時	<ul style="list-style-type: none"> ・ネックストラップやハンドストラップ、ショルダーバッグ等、衣類あるいはバッグ等の衣類に関連したアクセサリー類 ・通常あるいは合理的に予見可能な使用条件下において、ヒトの皮膚に衣類と同じ程度接触する衣類以外の織物、布地 ・履物 	<ul style="list-style-type: none"> ・規制対象物質により異なる。詳細は規制対象物質の管理値を参照 	※1
適用除外	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機器規則((EU) 2017/745)の対象となる医療機器 ・個人用保護具規則((EU) 2016/425)の対象となる個人用保護具 ・天然の皮革、羽毛あるいは皮革だけで作られた衣類、関連アクセサリーあるいは靴、あるいは衣類、関連アクセサリーあるいは履物の部品 ・非布製のファスナーと非布製の装飾付属品(decorative attachments)； ・中古の衣類、関連アクセサリー、衣類以外のテキスタイルまたは履物 ・屋内使用のための総張りカーペット及び織物床材、敷物及びランナー。 			
注記	※1 : REACH 規則附属書 XVII(制限物質) Entry 72, Appendix 12			

規制物質			
物質名(日本語)	物質名(英語)	管理値	CAS No.or JAMP-SN
カドミウム及びその化合物	Cadmium and its compounds	・1ppm 未満(抽出後のカドミウム金属として)	表 2-I-1 を参照
六価クロム化合物	Chromium VI compounds	・1ppm 未満(抽出後の六価クロムとして)	表 2-I-2 を参照

ヒ素化合物	Arsenic compounds	・1ppm 未満(抽出後のヒ素金属として)	下表を参照
鉛及びその化合物	Lead and its compounds	・1ppm 未満(抽出後の鉛金属として)	表 2-I-3 を参照
ベンゼン	Benzene	・5ppm 未満	71-43-2
ベンゾ[a]アントラセン	Benz[a]anthracene	・1ppm 未満	56-55-3
ベンゾ[b]フルオランテン	Benz[e]acephenanthrylene	・1ppm 未満	205-99-2
ベンゾ[a]ピレン ベンゾ[def]クリセン	benzo[a]pyrene; benzo[def]chrysene	・1ppm 未満	50-32-8
ベンゾ[e]ピレン	Benzo[e]pyrene	・1ppm 未満	192-97-2
ベンゾ[j]フルオランテン	Benzo[j]fluoranthene	・1ppm 未満	205-82-3
ベンゾ[k]フルオランテン	Benzo[k]fluoranthene	・1ppm 未満	207-08-9
クリセン	Chrysene	・1ppm 未満	218-01-9
ジベンゾ[a,h]アントラセン	Dibenz[a,h]anthracene	・1ppm 未満	53-70-3
p-(トリクロロメチル)クロロベンゼン	a, a,a,4-tetrachlorotoluene; p-chlorobenzotrichloride	・1ppm 未満	5216-25-1
トリクロロメチルベンゼン	a, a,a-trichlorotoluene; benzotrichloride	・1ppm 未満	98-07-7
クロロメチルベンゼン	a-chlorotoluene; benzyl chloride	・1ppm 未満	100-44-7
ホルムアルデヒド	Formaldehyde	・75ppm 未満	50-00-0
ジアルキル(c=6,7(主成分),8,分岐型)=フタラート	1,2-benzenedicarboxylic acid; di-C 6-8-branched alkylesters, C 7-rich	・1000ppm 未満	71888-89-6
ビス(2-メトキシエチル)=フタラート	Bis(2-methoxyethyl) phthalate	・1000ppm 未満	117-82-8
ジイソペンチル=フタラート	Diisopentylphthalate	・1000ppm 未満	605-50-5
ジペンタル-1-イル=フタラート(DPP)	Di-n-pentyl phthalate (DPP)	・1000ppm 未満	131-18-0
ジヘキサン-1-イル=フタラート(DnHP)	Di-n-hexyl phthalate (DnHP)	・1000ppm 未満	84-75-3
1-メチル-2-ピロリドン(NMP)	N-methyl-2-pyrrolidone; 1-methyl-2-pyrrolidone (NMP)	・3000ppm 未満	872-50-4
N,N-ジメチルアセトアミド(DMAC)	N,N-dimethylacetamide (DMAC)	・3000ppm 未満	127-19-5
N,N-ジメチルホルムアミド	N,N-dimethylformamide; dimethyl formamide (DMF)	・3000ppm 未満	68-12-2
1,4,7,8-テトラアミノアントラキノン; C.I.ディスパープルー1	1,4,5,8-tetraaminoanthraquinone; C.I. Disperse Blue 1	・50ppm 未満	2475-45-8
4,4-(4-イミノシクロヘキサ-2,5-ジエニデンメチレン)ジアニリン塩酸塩	Benzenamine, 4,4'-(4-iminocyclohexa-2,5-dienylidenemethylene)dianiline hydrochloride; C.I. Basic Red 9	・50ppm 未満	569-61-9
C.I.ベーシックバイオレット3	[4-[4,4'-(dimethylamino)benzhydrylide]	・50ppm 未満	548-62-9

	ne]cyclohexa-2,5-dien-1-ylidene]dimethylammonium chloride; C.I. Basic Violet 3 with ≥ 0,1 % of Michler's ketone (EC no. 202-027-5)		
4-クロロ-2-メチルアニリウム=クロリド	4-chloro-o-toluidinium chloride	・30ppm 未満	3165-93-3
2-ナフタレンアミン・酢酸	2-Naphthylammoniumacetate	・30ppm 未満	553-00-4
硫酸 2,4-ジアミノエーテル	4-methoxy-m-phenylene diammonium sulphate; 2,4-diaminoanisole sulphate	・30ppm 未満	39156-41-7
2,4,5-トリミチルアニリン・塩酸塩	2,4,5-trimethylaniline hydrochloride	・30ppm 未満	21436-97-5
キノリン	Quinoline	・50ppm 未満	91-22-5

特定の CMR 物質のうち「ヒ素化合物」の例示物質（全ての物質を網羅したものではない）

物質名(日本語)	物質名(英語)	化学式	CAS No. or JAMP-SN	金属換算係数
ヒ素	Arsenic	As	7440-38-2	1.000
ヒ酸	Arcenic acid	AsH ₃ O ₄	7778-39-4	0.528
亜ヒ酸銀	Trisilverarsenite	Ag _{1/3} AsH ₃ O ₃	7784-08-9	0.167
亜ヒ酸鉛	Lead arsenite	As ₂ O ₄ Pb	10031-13-7	0.356
ヒ酸鉛	Lead arsenate	Pb ₃ (AsO ₄) ₂	10102-48-4	0.267
ヒ酸鉄(III)	Ferric arsenate	AsFeO ₄	10102-49-5	0.384
亜ヒ酸鉛(II)	Zinc arsenite	As ₂ O ₄ Zn	10326-24-6	0.537
ヒ化マンガン	Manganese arsenide	MnAs	12005-95-7	0.577
ヒ化亜鉛	Zinc arsenide	Zn ₃ As ₃	12006-40-5	0.433
ヒ化スズ	Tin arsenide	SnAs	12044-32-5	0.386
ヒ化ガリウム	Gallium arsenide	AsGa	1303-00-0	0.518
五酸化二ヒ素	Arsenic pentoxide	As ₂ O ₅	1303-28-2	0.652
三酸化二ヒ素	Diarsenic trioxide	As ₂ O ₃	1327-53-3	0.757
ヒ酸トリエチル	Triethyl arsenate	C ₆ H ₁₅ AsO ₄	15606-95-8	0.331
亜ヒ酸カルシウム	Calcium arsenite	As ₂ Ca ₃ O ₆	27152-57-4	0.409
ビス(ヒ酸)三鉛(II)	Trilead diarsenate	As ₂ O ₈ Pb ₃	3687-31-8	0.167
ビス(ヒ酸)三カルシウム	Calcium arsenate	As ₂ Ca ₃ O ₈	7778-44-1	0.376
ヒ酸水素鉛(II)	Lead hydrogen arsenate	AsH ₃ O ₄ .Pb	7784-40-9	0.215
ヒ酸二水素カリウム	Potassium arsenate	AsH ₂ KO ₄	7784-41-0	0.416
ヒ酸及びその塩	arsenic acid and its salts	-	JAMP-SN0009	-
他のヒ素化合物	Arsenic compounds	-	JAMP-SN0010	-

主な用途等

部位	用途
衣類あるいはバッグ等のアクセサリー類、織物、布地、履物	顔料、殺菌剤、殺虫剤

表 2-I-32 リン酸トリス(イソプロピルフェニル) PIP (3:1)

禁止レベル	納入禁止期日※2	適用用途	管理値	注記
レベル 1	即時	・接着剤及び封止剤を除く全て	・意図的に含有しないこと	※1

		の用途		
レベル 2	2024 年 7 月 6 日	・接着剤及び封止剤	・意図的に含有しないこと	※1
適用除外	<p>« FDA 登録の医療機器 » 当該官報は以下の通り。</p> <p>TSCA : CHAPTER 53—TOXIC SUBSTANCES CONTROL SUBCHAPTER I—CONTROL OF TOXIC SUBSTANCES Sec. 2602. Definitions. (2)(vi) による。</p> <p>(https://www.govinfo.gov/content/pkg/USCODE-2018-title15/pdf/USCODE-2018-title15-chap53.pdf)</p> <p>(注) FDA 登録の医療機器は TSCA の対象外だが、オリンパスグループで適用除外該否を判断するため、納入品の含有報告は必須とする。</p>			
	<p>« TSCA PBT 規則での対象外 »</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に最終消費者に販売済みの、規制物質、規制物質を含有する製品または成形品（中古品やチャリティでの寄付など） ・規制物質、規制物質を含有する製品または成形品の廃棄(disposal) ・研究開発目的での規制物質、規制物質を含有する製品または成形品の製造、処理、商業的流通及び使用 ・「国防総省の仕様要件を満たす油圧作動油」、「潤滑油及びグリース」、「自動車及び航空宇宙機のための新規部品及び交換部品」などの加工&商業的流通、リサイクル由来 PIP(3:1)を含むプラスチック、リサイクル由来 PIP(3:1)含むプラスチックを使用した製品または成形品、等。 <p>(注) オリンパスグループ製品に関連のあるもののみ抜粋。(注) 上記「FDA 登録の医療機器」以外のもの。</p>			
注記	<p>※1：米国TSCA PBT規則</p> <p>※2：納入禁止期日は法規制の発効日の6ヶ月前に設定した</p>			

規制物質			
物質名(日本語)	物質名(英語)	化学式	CAS No.or JAMP-SN
リン酸トリス(イソプロピルフェニル) PIP (3:1)	Phenol, Isopropylated Phosphate (3:1) (PIP 3:1)	Unspecified	68937-41-7
主な用途等			
部位	用途		
ポリ塩化ビニル (PVC)	難燃性可塑剤		

表 2-I-33 2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール (2,4,6-TTBP)

禁止 レベル	納入禁止期日	適用用途	管理値	注記
レベル 1	・即時	・成形品を除く全ての用途	・意図的に含有しないこと	※1
適用除外	<p>« FDA 登録の医療機器 » 当該官報は以下の通り。</p> <p>TSCA : CHAPTER 53—TOXIC SUBSTANCES CONTROL SUBCHAPTER I—CONTROL OF TOXIC SUBSTANCES Sec. 2602. Definitions. (2)(vi) による。</p> <p>(https://www.govinfo.gov/content/pkg/USCODE-2018-title15/pdf/USCODE-2018-title15-chap53.pdf)</p> <p>(注) FDA 登録の医療機器は TSCA の対象外だが、オリンパスグループで適用除外該否を判断するため、納入品の含有報告は必須とする。</p>			
	<p>« TSCA PBT 規則での対象外 »</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に最終消費者に販売済みの、規制物質、規制物質を含有する製品または成形品（中古品やチャリティでの寄付など） ・規制物質、規制物質を含有する製品または成形品の廃棄(disposal) ・研究開発目的での規制物質、規制物質を含有する製品または成形品の製造、処理、商業的流通及び使用 			

	(注) 上記「FDA 登録の医療機器」以外のもの。
注記	※1：化審法 第一種特定化学物質、米国 TSCA PBT 規則

規制物質			
物質名(日本語)	物質名(英語)	化学式	CAS No.or JAMP-SN
2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール (2,4,6-TTBP)	2,4,6-tris(tert-butyl)phenol (2,4,6-TTBP)	C18H30O	732-26-3
主な用途等			
部位	用途		
潤滑油	添加剤		

表 3 使用管理物質の管理基準

表 3-II-1 REACH 規則認可対象候補物質(SVHC)

適用用途	管理値	注記
・全ての用途	・ 0.1%を超えるものが対象	※1
注記	※1 : REACH 規則認可対象候補物質は定期的に追加される。 欧州化学品庁(ECHA)の WEB サイトを参照すること。 https://www.echa.europa.eu/candidate-list-table	

表 3-II-2 欧州医療機器規則(EU-MDR)、欧州体外診断用医療機器規則(EU-IVDR) 対象物質

該当法規	適用用途	管理値	注記
欧州医療機器規則(EU-MDR)	侵襲的で、人体に直接接触するもの、医薬品、体液、または気体を含むその他の物質を身体に、もしくは身体から（再）投与するもの、または医薬品、体液、または気体を含むその他の物質を輸送または保管して、身体に（再）投与するもの	・ 0.1%を超えるものが対象	※1 ※2
欧州体外診断用医療機器規則(EU-IVDR)	患者に直接または間接的に接触する部品、副資材		
注記	※1 : 欧州医療機器規則(EU-MDR)、欧州体外診断用医療機器規則(EU-IVDR) の対象物質は現在下記(1)及び(2)である。(3)は将来的に追加される可能性がある。詳細は EU 2017/745 at Annex I, 10.4.1 (b) を参照すること。 (1)CLP 規則 付属書 VI 表 3.1 List of harmonised classification and labelling of hazardous substances のうち、発がん性・変異原性・生殖毒性物質の区分 1 A,1B の物質。表 3.1 は下記 Web サイトを参照すること。 https://echa.europa.eu/information-on-chemicals/annex-vi-to-clp (2)REACH 規則認可対象候補物質のうち、ヒトに対する内分泌搅乱物質に該当する物質。REACH 規則認可対象候補物質は定期的に追加される。欧州化学品庁(ECHA)の WEB サイトを参照すること。 https://www.echa.europa.eu/candidate-list-table (3)BPR 物質 BPR Regulation (Regulation (EU) No 528/2012) https://echa.europa.eu/guidance-documents/guidance-on-biocides-legislation		

※2 : 表面処理皮膜では、(皮膜中ではなく、) 成形品中の濃度を管理値としてもよい。

第5条 主な来歴

Ver.	年月日	項目	改定内容・理由
15	2021.06.30	全て	・全面的に条項と表の構成を見直した。
		第3条	・用語の定義に「均質材料」を追加。「管理含有量」を「管理値」へ統合。 ・「CMR 物質」、「規制の発効日」を削除。
		第4条	・全体構成見直しと用語の定義の統廃合に伴う記載内容の最適化。
		表 2-I-1	・「意図的に含有しないこと」、「注記※1、※2 以外の以下の用途」を削除。 ・RoHS 指令「100ppm 未満」を「100ppm 以下」へ変更。
		表 2-I-2	・「意図的に含有しないこと」、「注記※1、※2、※3 以外の以下の用途」を削除。 ・RoHS 指令「1000ppm 未満」を「1000ppm 以下」へ変更。
		表 2-I-3	・「意図的に含有しないこと」、「注記※1、※2、※3 以外の以下の用途」を削除。 ・RoHS 指令「1000ppm 未満」を「1000ppm 以下」へ変更。
		表 2-I-4	・「意図的に含有しないこと」、「注記※1、※2、※3 以外の以下の用途」を削除。 ・RoHS 指令「1000ppm 未満」を「1000ppm 以下」へ変更。
		表 2-I-9	・「意図的に含有しないこと」、「注記※1、※2、※3 以外の以下の用途」を削除。 ・RoHS 指令「1000ppm 未満」を「1000ppm 以下」へ変更。
		表 2-I-10	・「意図的に含有しないこと」、「注記※1、※2、※3 以外の以下の用途」を削除。 ・RoHS 指令「1000ppm 未満」を「1000ppm 以下」へ変更。 ・米国 TSCA PBT 規制に関し、注記※3 への追記及び※4 適用除外を追加。
		表 2-I-17	・ペンタクロロチオフェノール (PCTP)を追加
		表 2-I-18	・ヘキサクロロブタジエン (HCBD)を追加
		表 2-I-21	・対象物質について全体的に見直した。
		表 2-I-27	・RoHS 指令「1000ppm 未満」を「1000ppm 以下」へ変更。
		表 2-I-28	・特定の長鎖ペルフルオロアルキルカルボン酸(LCPFAC)」を追加。 ・PFOA について「化審法 第一種特定化学物質」と「EU POPs 規則」が官報発行されたことに伴う変更。 ・適用除外より「※2※5：埋め込み型医療機器」を削除。 ・注記※6、※7 を追加。
		表 2-I-30	・注記※1 に「EU POPs 規則」を追加。
		表 2-I-32	・リン酸トリス(イソプロピルフェニル) PIP (3:1)を追加。
		表 2-I-33	・2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール (2,4,6-TTBP)を追加。
		表 3-II-2	・注記※1 に BPR 物質 BPR Regulation (Regulation (EU) No 528/2012)を追加、※2 に表面被膜における管理値の説明を追加。
14	2020.05.01	4.1	表 1 環境関連物質 ・II-2 欧州医療機器規則(EU-MDR)、欧洲体外診断用医療機器規則(EU-IVDR) 対象物質を追加
		4.2.3	表 2-I-1 カドミウム及びその化合物 表 2-I-2 六価クロム化合物 表 2-I-3 鉛及びその化合物 表 2-I-4 水銀及びその化合物 表 2-I-9 物質群名：ポリ臭化ビフェニル類(PBB 類) ・RoHS 指令カテゴリごとに分けていた適用用途部分を「RoHS 指令

			<p>(2011/65/EU)対象の電気電子」に統一。全てのカテゴリで施行日を過ぎたため</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「RoHS 指令(2011/65/EU)第 2 条 2 項の規定する電器電子機器」を削除。法文から削除されたため <p>表 2-I-10 ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE 類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用用途を「DecaBDE を除く」と「DecaBDE のみ」に分けた。PBDE 類は EU POPs 規則で制限されているが、「DecaBDE」のみ化審法で制限されているため <p>表 2-I-14 短鎖型塩化パラフィン(炭素鎖長が 10~13 の物質)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化審法で制限されているため、管理値を「意図的に含有しないこと」とした <p>表 4 I-24 フッ素系温室効果ガス(PFC, SF6, HFC)に関する規制物質</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記規制は ‘EC No.842/2006’ が廃止され ‘(EU) No 517/2014’ に改定されていることから、情報更新し物質リストを追加した <p>表 2-I-26 パーフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及びエステル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レベル 1 の「ノルウェー製品法」削除。他の法規制内容を準ることにより、制限内容を担保できるため ・レベル 2 の内容を REACH 規則の制限内容から EU POPs 規則の制限案に変更。EU POPs 規則が発行予定のため
	4.2.4		表 5-II-2 欧州医療機器規則(EU-MDR)、欧洲体外診断用医療機器規則(EU-IVDR) 対象物質を追加。
	第 5 条		<p>パーフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及びエステル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表 2-I-26 情報を表 6-I-26 へ移動 (例示物質情報として掲載) ・対象物質として「JAMP-SN0102」「JAMP-SN0103」を追加。短鎖型塩化パラフィン (炭素鎖長が 10~13 のもの) ・表 2-I-14 情報を表 6-I-14 に移動 (例示物質情報として掲載) ・法規制情報にあわせて対象物質を追加 ・ペンタクロロフェノールとその塩及びエステル ・法規制情報にあわせて対象物質を追加 <p>表 6-I-2 六価クロム化合物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クロム酸銅(CAS NO.12053-18-8)は三価クロムのため削除
13	2019.03.31	3	<p>3.用語の定義</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規の使用禁止物質を説明するため「CMR 物質」を追加 ・対象法規制明確化のため、「RoHS2 指令」を「RoHS 指令(2011/65/EU)」に変更
		4.1	<p>表 1 (環境関連物質)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規法規制に対応し「I-29 特定の CMR 物質」を追加。さらに「I-29 特定の CMR 物質」の適用用途をこの頁で明確にするため注記を追加
		4.2.3	<p>表 2-I</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カドミウム、六価クロム、鉛、水銀、PBB、PBDE、フタル酸エステル類について RoHS 指令の適用時期を反映。これに伴い、カドミウム、六価クロム、鉛、水銀、PBB、PBDE は全てレベル 1 とし、フタル酸エステル類のみレベル 2 とした ・対象法規制明確化のため、カドミウム、六価クロム、鉛、水銀、PBB、

			<p>PBDE、フタル酸エステル類について、「RoHS2 指令」を「RoHS 指令(2011/65/EU)」に変更</p> <ul style="list-style-type: none"> 附属書 B は「納入禁止期日」以外は欧州での公開情報であるため、カドミウム、六価クロム、鉛、水銀について、「適用除外」から「附属書 B」を削除し、「納入禁止期日」に「RoHS 指令適用除外は満了 6 ヶ月前」を追加 <p>表 2-I-2(六価クロム化合物)</p> <ul style="list-style-type: none"> レベル 2 の REACH 規則対象の適用時期を反映させ、レベル 1 に変更 <p>表 2-I-25(フタル酸エステル類)</p> <ul style="list-style-type: none"> レベル 2 に REACH 規則附属書 XVII(制限物質)に新たに追加された「DEHP,BBP,DBP,DIBP を含有する可塑化された材料の制限」に関する規制発行日、納入禁止期日、適用用途、管理値を追加し、適用除外と注記にも追加 表 2-I-29(特定の CMR 物質) <p>REACH 規則附属書 XVII(制限物質)に特定の CMR 物質制限が追加されたため新規に設定</p>
		5	<p>特定の CMR 物質のうちヒ素化合物の物質例を示すため「表 6-I-29 特定の CMR 物質」を追加</p> <p>例示物質はあくまでも例であることより明示するため、表 6-I-1～表 6-I-29 に（全ての物質を網羅したものではない）を追記</p>
12	2018.06.01	4.1	<p>表 1 (環境関連物質)</p> <ul style="list-style-type: none"> カナダ特定有害物質規則 2012 の規制対象から外れたため、表 1 I-28：スチレン及びジイソブチレンとジフェニルアミンの反応物(BNST) を削除
		4.2.3	<p>表 2-I</p> <ul style="list-style-type: none"> カドミウム、6 倍クロム、鉛、水銀、PBB、PBDE について、RoHS 2 指令の適用時期を反映。 <p>表 2-I-2(六価クロム化合物)</p> <ul style="list-style-type: none"> レベル 1 の RoHS2 指令の対象となる電気電子機器の管理値から「意図的に含有しないこと」を削除 レベル 2 の 2019 年 1 月 22 日から規制が発効する対象 4 物質 (REACH 規則附属書 XIV) の管理値を「意図的に含有しないこと」に変更 <p>表 2-I-10(PBDE 類)</p> <ul style="list-style-type: none"> REACH 規則附属書 XVII(制限物質)の内容を追加 <p>表 2-I-12(PCT 類)</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理値で「意図的に含有しないこと」を削除し、「混合物」を「混合物、製品」に変更 <p>表 2-I-20(PFOS 及び PFOS 類縁化合物)</p> <ul style="list-style-type: none"> 化審法 第一種特定化学物質の適用除外見直しを反映させ、適用除外を削除 <p>表 2-I-26(PFOA とその塩及びエステル)</p> <ul style="list-style-type: none"> REACH 規則附属書 XVII(制限物質)の内容を追加 <p>表 2-I-28(BNST)を削除</p> <p>表 6-I-5(三置換有機スズ化合物)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「CAS No. orJAMP-SN」の欄に「JAMP-SN0024」を追加 <p>表 6-I-6(ジブチルスズ化合物)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「CAS No. orJAMP-SN」の欄に「JAMP-SN0072」を追加 <p>表 6-I-7(ジオクチルスズ化合物)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「CAS No. orJAMP-SN」の欄に「JAMP-SN0073」を追加

			<p>表 6-I-10(PBDE 類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物質名表記形式を PBB 類の表記に揃え「PBDE 類」を「ポリ臭化ジフェニルエーテル類」に修正 <p>表 6-I-17(アスベスト類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「CAS No. orJAMP-SN」の欄に「JAMP-SN0056」を追加 <p>カナダ特定有害物質規則 2012 の規制対象から外れたため、表 6-I-28(BNST)を削除</p>
11	2017.04.01	4.2.3	<p>表 2-I</p> <p>カドミウム、六価クロム、鉛、水銀、PBB、PBDE について、RoHS 2 指令の適用時期を反映</p> <p>表 2-I-2 (六価クロム化合物)</p> <p>9種六価クロム化合物の禁止レベルを 2 から 1 に変更</p> <p>表 2-I-13 (ポリ塩化ナフタレン)</p> <p>塩素数 2 と 3 以上の記載を統合</p>
10	2016.04.04	4.1	<ul style="list-style-type: none"> ・I-13 : ポリ塩化ナフタレンの塩素数を 3 以上から 2 以上に変更 ・I-26 : パーフルオロオクタン酸 (PFOA) に「とその塩及びエステル」を追加。他ページの関連部分にも追加 ・I-29 : ペンタクロロフェノールとその塩及びエステルを追加
		4.2.3	<p>表 2-I-13 (ポリ塩化ナフタレン)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポリ塩化ナフタレンの塩素数を 3 以上から 2 以上に変更 <p>表 2-I-14 (短鎖型塩化パラフィン)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・※1 : 欧州 POPs 規則に(EC)No.850/2004 を追記 ・※2 : ノルウェー製品法を削除 <p>表 6-I-14 にあった例示物質のうち、塩素化パラフィン(短鎖)(炭素数 10-13)のみを追記</p> <p>表 2-I-16 (ヘキサブロモシクロドデカン)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・注記※1 に欧州 POPs 規則((EC)No.850/2004)を追記 <p>表 2-I-25 (フタル酸エステル類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レベル 2 適用用途の RoHS 指令カテゴリで「カテゴリ」を削除 ・注記※3 を TBT 通報から(EU)2015/863 に変更 <p>表 2-I-28 (BNST)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用用途を適用除外を含めた内容に変更 ・注記で法規制名をカナダ特定有害物質規則 2012 に変更 <p>表 2-I-29 (ペンタクロロフェノール) を追加</p> <p>表 3-I-19 (オゾン層破壊物質)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学式で空欄部分を追記 <p>表 6-I-9 (PBB 類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学式で空欄部分を追記 <p>表 6-I-14 (短鎖型塩化パラフィン)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例示物質を削除し、表 2-I-14 参照を追記
9	2015.06.05	3	用語の定義 「調剤」 ⇒ 「混合物」に変更
		4.1	表 1 I-28: ベンゼンアミン、N - フェニル、スチレン及び 2,4,4 トリメチルペンテンとの反応生成物(BNST) を追加
		4.2.3	<p>表_2-I: カドミウム、6 倍クロム、鉛、水銀、PBB、PBDE について、RoHS 2 指令の適用時期を反映。</p> <p>表_2-I-2 6 倍クロムに皮革製品の規制を追加</p> <p>表_2-I-6 ジブチルスズ化合物の適用除外を削除</p> <p>表_2-I-25 フタル酸エステル類 デンマーク規制を削除し、RoHS2 禁止物質追加の官報に対応</p> <p>表 2-I-28 スチレン及びジイソブチレンとジフェニルアミンの反応物 (BNST) を追加</p>

			REACH 規則 SVHC 物質を例示物質として対応する物質表に追加。及び表現の見直しをおこなった。
8	2014.02.20	4.1	表 1 「I-26 パーフルオロオクタン酸 (PFOA)」及び「I-27 多環芳香族炭化水素 (PAH)」を追加
		4.2.3	「各事業体により本附属書の納入禁止期日と異なる設定をする場合がある。その場合には各事業体が設定する期日を優先する。」を追加。 表 2 各表のうち、「意図的使用禁止」から「意図的に含有しないこと」に訂正。「意図的に含有しないこと」と管理値の記載がある場合は、それぞれの条件を満たすことを記載。 表 2 のカドミウム、鉛、ジオクチルスズ、ニッケル、アゾ化合物において「意図的使用禁止」を削除。また、管理値の基準となる分母を明確化した。 表 2-I-16 において、化審法に対応してレベル 1 を設定し、対象物質を追加した。 表 2-I-24 において、PFC の適用範囲を明確にした。
		2、6	表 2、表 6 表記を JAMP-AIS の表記に合わせた。
		4.2.3	表 2-I-6 意図的使用禁止を削除 表 2-I-18 レベル 2 の納入禁止期日誤記訂正、注記追記
		2	・RoHS2 指令の記号を誤記訂正 2010/65/EU から 2011/65/EU ・物質名称を JAMP の表示に合わせる ・デンマークフタル酸エステル規制において、2013 年 12 月規制については 6 ヶ月前の納入禁止は困難であり、3 ヶ月前とした。一方、RoHS2 規制対象の製品は市場在庫量等を考慮して 12 ヶ月前とした。
		3	(1)環境関連物質で(a)、(b)、(c)の説明が 4.2.1 項と重複するため詳細説明を削除
5	2012.06.12	3	(14)意図的添加、(15)不純物、(16)調剤、(17)成形品 を追加
		4.1	表 1 を見直し、(1)使用禁止物質で TBTO を三置換有機スズ化合物欄に含める。放射性物質、アクリルアミド、ムスクキシレンを削除、ヘキサブロモシクロドデカンを追加。
		4.1	(2)使用管理物質で、アンチモン、ヒ素、ベリリウム、ビスマス、セレン、臭素系難燃剤(禁止物質を除く)、過塩素酸塩、フタル酸エステル類(禁止物質を除く)、PRTR 物質を削除
		4.2.3	4.2.3 項 使用禁止物質の管理に関する詳細において、禁止物質群毎の表に変更。また、「意図的添加」を禁止する追加。使用禁止物質の見直しにより、物質群番号を繰り上げ。
		4.2.3	表 3 として「I-19 オゾン層破壊物質に関する規制物質」を例示物質から抽出して独立
		4.2.3	表 3 中のトリブロモジフルオロエタン(Tribromodifluoroethane)は、CAS No.が誤記により修正 128903-21-9 → " "
		4.2.3	表 4 として「I-24 フッ素系温室効果ガス(PFC, SF6, HFC)に関する規制物質」を例示物質から抽出して独立
		4.2.4	4.2.4 項 使用管理物質 REACH 規則認可対象候補物質(SVHC)のみとした
		5	例示物質、及び用途例を物質ごとに表示
		各ページ	・REACH 規則による附属書 16:「認可物質」の 6 物質を追加及び「認可候補物質リスト」の 7 物質を追加に対応した。 ・REACH 規則による附属書 17:「制限物質」の追加に対応及び、適用除外の確認と修正を行った。 ・JIG(ジョイント・インダストリー・ガイドライン)Ver4.0 及び JAMP
4	2011.07.22		

			の最新情報を反映 ・説明を判り易く修正した。また、表の誤記を修正した。
3	2011.03.04	2	適用範囲をオリンパスグループとするため、 「国内オリンパス及び OGZ、OSZ、OPI に適用する。左記を除く地域のオリンパスグループ会社で製造され販売する製品は本規定を推奨する。」から「オリンパスグループの以下の製品、部品、材料、包装材に適用する。」に変更
			表 5 REACH 規則認可対象候補物質(SVHC)及び表 6 例示物質リストに REACH 規則の認可対象候補物質として 8 物質を追加した。
2	2010.12.17	2	適用範囲 2.1(a)製品に「オリンパスが販売促進用として配布するもの」を追加
		全ページ	「ジブチルスズ化合物(DBT)」「ジオクチルスズ化合物(DOT)」、「ニッケル及びその化合物」、「ジメチルフマレート(DMF)」、「フッ素系温室効果ガス(PFC、SF6、HFC)」、一部のフタル酸エステルを「使用禁止物質」とし、「過塩素酸塩」を「使用管理物質」として追加した。
		全ページ	使用禁止物質 I -6「トリブチルスズ類、トリフェニル類」の名称を「三置換スズ化合物」へと変更した。
			欧州委員会決定 2010/571/EU を受け RoHS 指令の適用除外項目を全面改定した。
2 以前			2010 年 12 月 : REACH 規則の附属書 14(認可候補物質)の改定を受け、「ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD)」「ムスクキシレン」を新たに「使用禁止物質」とし、「アゾ染料・顔料の分解により生成する特定アミン」「フタル酸エステル類」の禁止用途及び閾値の見直しをした REACH 規則の附属書 17(制限物質)の改定を受け、「アクリルアミド」を「使用禁止物質」とした 2010 年 08 月 : 表 6 の例示物質リストを JIG-101Ed3.1 を参考に見直し、物質追加または名称の変更等を行った。 2009 年 10 月 : 各国の規制や社会要求を考慮し、「ホルムアルデヒド」を「使用禁止物質」とした。 2009 年 06 月 : 76/769/EEC(危険物質及び調剤の上市と使用の制限に係わる指令)が廃止となり、76/769/EEC の下で 2007 年 6 月 1 日以降採択されたあらゆる制限の改正は、(EC) No 1907/2006(REACH 規則)の附属書 XVII に統合された。(REACH 規則 137 条、139 条による) 2008 年 10 月 : REACH 規則の認可対象候補物質として 15 物質が公表されたことを受け、新たに管理が必要となった物質を「使用管理物質」とした。 2008 年 06 月 : 76/769/EEC(2006 年 12 月 27 日施行)の第 30 次改正指令 2006/122/EC(PFOS 及び PFOS 類縁物質)が施行された。 2007 年 11 月 : 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)施行令が一部改正され、特定ベンゾトリアゾールが第一種特定化学物質に指定されたため 「使用禁止物質」とした。 2007 年 08 月 : JIG が発効され、これまで JGPSSI で限定されていた 5 物質の指定が削除されたため「使用禁止物質」からも 5 物質の指定を削除した。 2007 年 06 月 : REACH 規則が施行された。

地球温暖化対策計画書

東京都の地球温暖化対策制度に基づき、技術開発センター石川の地球温暖化対策計画書を公開いたします。

▶ 地球温暖化対策計画書2020 (PDF形式: 313.1KB) 

▶ 地球温暖化対策計画書2019 (PDF形式: 293.0KB) 

▶ 地球温暖化対策計画書2018 (PDF形式: 219.3KB) 

▶ 地球温暖化対策計画書2017 (PDF形式: 175.3KB) 

▶ 地球温暖化対策計画書2016 (PDF形式: 170.7KB) 

▶ 地球温暖化対策計画書2015 (PDF形式: 303.3KB) 

地球温暖化対策計画書

1 指定地球温暖化対策事業者の概要

(1) 指定地球温暖化対策事業者及び特定テナント等事業者の氏名

指定地球温暖化対策事業者 又は特定テナント等事業者の別	氏名（法人にあっては名称）
指定地球温暖化対策事業者	オリンパス株式会社

(2) 指定地球温暖化対策事業所の概要

事業所の名称	オリンパス株式会社 技術開発センター石川			
事業所の所在地	八王子市石川町2951番地			
事業の業種	分類番号	E27	E_製造業	
	産業分類名	業務用機械器具製造業		
事業所の種類	主たる用途	事務所		
	建物の延べ面積 (熱供給事業所にあっては熱供給先面積)	前年度末 93,658.41 m ²	基準年度 93,647.50 m ²	
業種等	用途別内訳	事務所	前年度末 93,658.41 m ²	
		情報通信	前年度末 m ²	
		放送局	前年度末 m ²	
		商業	前年度末 m ²	
		宿泊	前年度末 m ²	
		教育	前年度末 m ²	
		医療	前年度末 m ²	
		文化	前年度末 m ²	
		物流	前年度末 m ²	
		駐車場	前年度末 m ²	
事業の概要		顕微鏡、内視鏡、カメラの研究、開発事業所 1号棟から6号棟がある。従業員 4800人が就業		
敷地面積		48,569.15	m ²	

地球温暖化対策計画書

1 指定地球温暖化対策事業者の概要

(1-2) 指定地球温暖化対策事業者及び特定テナント等事業者の氏名

(3) 担当部署

計画の担当部署	名 称	オリンパス(株) 八王子事業場人事・総務
	電 話 番 号 等	042-642-2157
公表の担当部署	名 称	オリンパス(株) 八王子事業場人事・総務
	電 話 番 号 等	042-642-2157

(4) 地球温暖化対策計画書の公表方法

公表方法	ホームページで公表	アドレス : https://www.olympus.co.jp/csr/effort/warming.html?p
	窓口で閲覧	閲覧場所 :
		所在地 :
		閲覧可能時間
	冊子	冊子名 :
		入手方法 :
	その他	アドレス :

(5) 指定年度等

指定地球温暖化対策事業所	2009 年度	事業所の使用開始年月日	1963 年 8 月 1 日
特定地球温暖化対策事業所	2009 年度		

2 地球温暖化の対策の推進に関する基本方針

オリンパスグループは、経営理念に掲げている「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」をすべての活動の基本思想としています。当社はこの基本思想のもと、人々の安全・健康とそれを支える自然のいとなみを尊重し、製品・サービス、あらゆる事業活動において環境との調和と、経済を両立した取り組みを通じて、持続的発展が可能な社会と健全な環境の実現に貢献します。

- 従業員一人ひとりが環境活動に対する理解を深め、地域特性を考慮した環境活動に全員参加で取り組みます

従業員一人ひとりが環境活動に対する理解を深め、地域特性を考慮し環境活動に全員参加で取り組みます。

- ## 2. 環境経営の推進 ダコ・バルモの佐藤

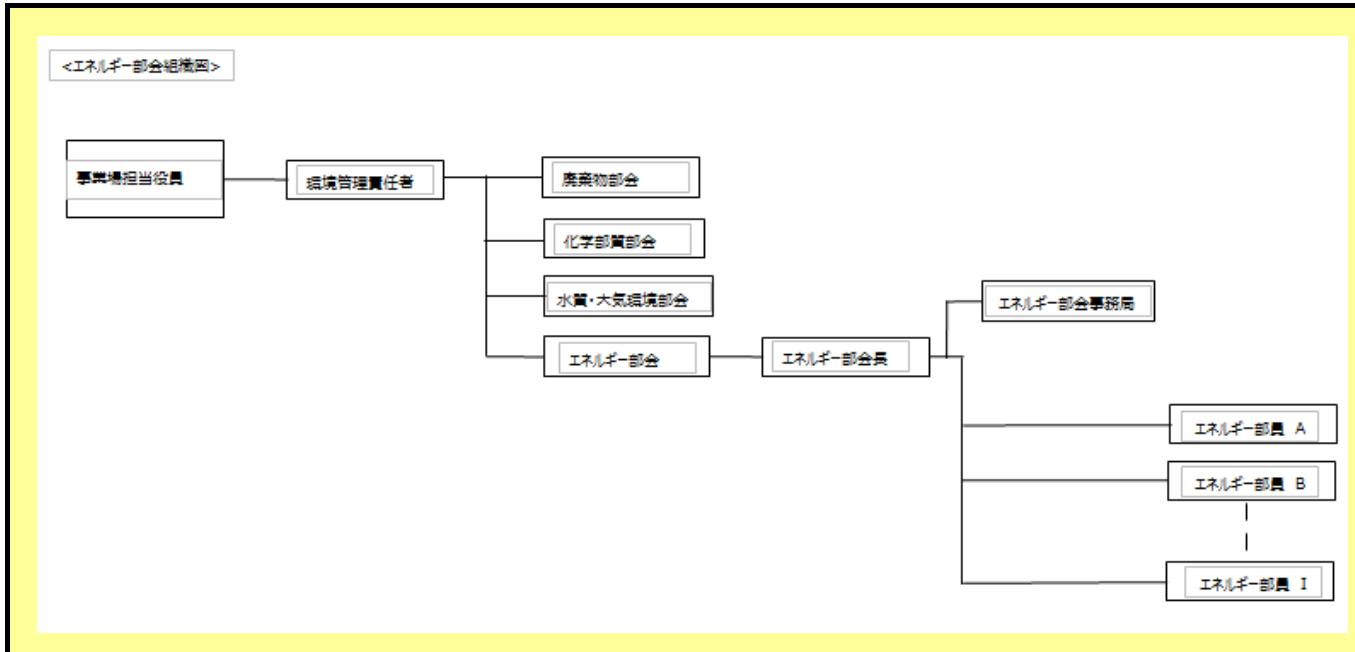
グローバルでの体制と仕組みを維持し、環境活動を継続的に改善します。

- ### 3. 法規制・社会規範の遵守

環境に関する法令、ステークホルダーとの合意事項や自主基準を確実に遵守します。

- #### 4. 環境負荷の低減

3 地球温暖化の対策の推進体制



4 温室効果ガス排出量の削減目標（自動車に係るものを除く。）

(1) 現在の削減計画期間の削減目標

計画期間	2020 年度から	2024 年度まで		
削減目標	特 定 温 室 効 果 ガ 斯	設備の効率的運転およびこまめな省エネ活動を実施する。また、エネルギー部会の各部門推進委員を巻込んで日々の運用実施することにより、削減義務(27%)以上の削減を目指す。		
	特 定 温 室 効 果 ガ 斯 以 外 の 温 室 効 果 ガ 斯			
削減義務の概要	基 準 排 出 量	14,159 t (二酸化炭素換算) /年	削減義務率の区分	I - 1
	排 出 上 限 量 (削減義務期間合計)	51,685 t (二酸化炭素換算)	平均削減義務率	27%

(2) 次の削減計画期間以降の削減目標

計画期間	2025 年度から	2029 年度まで
削減目標	特 定 温 室 効 果 ガ 斯	設備の効率的運転およびこまめな省エネ活動を実施する。また、エネルギー部会の各部門推進委員を巻込んで日々の運用実施することにより、削減義務以上の削減を目指す。
	特 定 温 室 効 果 ガ 斯 以 外 の 温 室 効 果 ガ 斯	

5 温室効果ガス排出量（自動車に係るものを除く。）

(1) 温室効果ガス排出量の推移

単位 : t (二酸化炭素換算)

	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
特定温室効果ガス (エネルギー起源CO ₂)	8,319	9,113	9,298	9,200	9,176
その他のガス	非エネルギー起源 二酸化炭素 (CO ₂)				
	メタン (CH ₄)				
	一酸化二窒素 (N ₂ O)				
	ハイドロフルオロカーボン (HFC)				
	ハーフルオロカーボン (PFC)				
	六ふつ化いおう (SF ₆)				
	三ふつ化窒素 (NF ₃)				
	上水・下水	38	37	37	35
合 計	8,357	9,150	9,335	9,235	9,216

(2) 建物の延べ面積当たりの特定温室効果ガス年度排出量の状況

単位 : kg (二酸化炭素換算) / m²・年

	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
延べ面積当たり 特定温室効果ガス 年度排出量	88.8	97.3	99.3	98.2	98.0

6 総量削減義務に係る状況（特定地球温暖化対策事業所に該当する場合のみ記載）

(1) 基準排出量の算定方法

<input checked="" type="radio"/> 過去の実績排出量の平均値	基準年度：(2002年度、2003年度、2004年度)
<input type="radio"/> 排出標準原単位を用いる方法	
<input type="radio"/> その他の算定方法：	()

(2) 基準排出量の変更

	前削減計画期間	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
変 更 年 度	○		○			

(3) 削減義務率の区分

削減義務率の区分	I - 1
----------	-------

(4) 削減義務期間

2015 年度から 2019 年度まで

(5) 優良特定地球温暖化対策事業所の認定

	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
特に優れた事業所への認定					
極めて優れた事業所への認定					

(6) 年度ごとの状況

単位：t (二酸化炭素換算)

		2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	削減義務期間合計
決定及び予定の量	基準排出量(A)	11,374	13,230	14,159	14,159	14,159	67,081
	削減義務率(B)	17.00%	17.00%	17.00%	17.00%	17.00%	
	排出上限量(C = Σ A-D)						55,678
	削減義務量(D = Σ (A × B))						11,403
実績	特定温室効果ガス排出量(E)	8,319	9,113	9,298	9,200	9,176	45,106
	排出削減量(F = A - E)	3,055	4,117	4,861	4,959	4,983	21,975

(7) 前年度と比較したときの特定温室効果ガスの排出量に係る増減要因の分析

増 減 要 因	<input checked="" type="checkbox"/> 削減対策	<input type="checkbox"/> 床面積の増減	<input type="checkbox"/> 用途変更
	<input type="checkbox"/> 設備の増減	<input checked="" type="checkbox"/> その他の	
具体的な増減要因	<ul style="list-style-type: none"> ・7号棟の1階～4階までの蛍光灯をLED照明に変更(2019年12月～) ・実験値で動力用電気増 ・2号棟の厨房設備更新工事で上水、下水、電気、ガス減(2019年2月～3月) 		

7 温室効果ガス排出量の削減等の措置の計画及び実施状況（自動車に係るものを除く。）

対策 No	対策の区分		対策の名称	実施時期	備考
	区分番号	区分名称			
	【特定温室効果ガス排出量の削減の計画及び実施の状況】				
1	130200	13_空気調和設備の効率管理	加湿方式の変更	2015年度	電気蒸気発生器による、空調加湿から滴下式加湿器に変更（14台）7号棟 169.7Kw×0.1稼働率×8h×60日/日/1000×9.97×0.0258
2	140100	14_給湯設備の管理	給湯設備局所対応	2015年度	2号棟給湯設備局所対応。セントラル方式から局所方式に変更（シャワー室と厨房のみ）ガス 16,000m ³ (32,000/2)
3	150200	15_照明設備の運用管理	照明器具更新	2016年度	LED照明器具へ更新対象設備： 2号棟全館基本照明器具 1600台×50W×12h×240日=230,400Kwh
4	150200	15_照明設備の運用管理	照明器具採用	2016年度	新設の6号棟の照明器具は、LEDを採用 1358台×68.2W×12h×240日=226,733Kwh
5	130300	13_換気設備の運転管理	サーバー室の12台の24時間運転の運転周波数変更	2018年度	2019.3より実施で実測で2,300kwh/月 削減
6	150200	15_照明設備の運用管理	照明器具更新	2019年度	7号棟の蛍光灯をLED照明に更新した。2020年1月より1,400kwh/月程削減
7	140100	14_給湯設備の管理	給湯設備局所対応	2019年度	1号棟給湯設備局所対応。セントラル方式から局所式に変更 2020.1より稼働。16t-CO ₂ /年 削減を見込む。
8	329900	32_ボイラー・工業炉・蒸気系統・熱交換器等に係るその他の削減対策	セントラルから分離し、専用ボイラー設置	2019年度	第6実験棟用ボイラーセット。配管からの放熱ロス削減を見込む。 2020.1より稼働。 267t-CO ₂ /年 削減を見込む。
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					

7 温室効果ガス排出量の削減等の措置の計画及び実施状況（自動車に係るものを除く。）

対策 No	対策の区分		対策の名称	実施時期	備考
	区分番号	区分名称			
17					
18					
19					
20					
	(再生可能エネルギーの設備導入及び利用の状況)				
71					
72					
73					
	【その他ガス排出量の削減の計画及び実施の状況（その他ガス削減量を特定温室効果ガスの削減義務に充当する場合のみ記載）】				
81					
82					
83					
	【排出量取引の計画及び実施の状況】				
91					
92					
93					

8 事業者として実施した対策の内容及び対策実施状況に関する自己評価（自動車に係るものを除く。）

従業員の環境に対する意識を向上させるため、以下に取組んでいます。

- ◆ 新入社員や、転入者に対する環境教育の実施
- ◆ 環境に関するメールニュース(EHSニュース)の発信（12回/年）
- ◆ 環境(節電)パトロールの実施（1月）

再エネの導入・利用に関する取組みについて： 今後検討

ISO14001(環境マネジメントシステム)認証取得状況

オリンパスグループでは、1998年から国内外の主要な生産拠点および物流・販売子会社において拠点単位でISO14001認証を取得してきました。

2018年より、グループの環境ガバナンス強化および環境管理の効率化を目的に、日本及びアジアの主要な12法人において、グループ共通の環境マネジメントシステムの運用を開始し、2020年にISO14001認証をマルチサイト方式※で取得しました。

※ 複数の工場や事業所を一つのまとめた組織として認証を受ける方式

ISO14001マルチサイト認証取得範囲

■適用規格	: ISO14001:2015	
■登録番号	: JP19/071613	
■組織名	: オリンパスグループ	
■審査登録範囲	医療事業	: 消化器内視鏡、外科内視鏡、内視鏡処置具、超音波内視鏡および付属品に関する設計、開発、製造、販売および付帯サービス（修理、保守および顧客トレーニング）
	科学事業	: 生物顕微鏡、工業用顕微鏡、工業用内視鏡、非破壊検査機器および付属品に関する設計、開発、製造、販売および付帯サービス（修理、保守および顧客トレーニング）
	生体材料事業	: 人口骨、人工皮膚および付属品に関する設計、開発および製造

法人名		認証取得年月
日本	オリンパス（株）	本社事務所（新宿）※1
		2020年8月
		東京事業場（ 笹塚）※2
		2020年8月
		技術開発センター（石川）
		2000年3月
		技術開発センター（宇津木）
	オリンパスメディカルシステムズ（株）	技術開発センター（高倉）
		2018年2月
		長野事業場（辰野）
	長野オリンパス（株）	1998年2月
		長野事業場（伊那）
		1998年5月
	会津オリンパス（株）	白河事業場
		1998年10月
		1998年2月
	白河オリンパス（株）	技術開発センター（石川）
		2000年3月※3
		技術開発センター（宇津木）
	青森オリンパス（株）	2000年3月※3
		日の出工場
		1998年7月
	オリンパステルモバイオマテリアル株式会社	1998年10月
		1998年11月
		2020年8月
	三島工場	
	研究開発センター	

	オリンパスロジテックス（株）	相模原事業場	2003年11月
	オリンパスメディカルサイエンス販売（株）		2004年3月
アジア	Olympus (GuangZhou) Industrial Co., Ltd.		2004年10月
	Olympus Trading (Shanghai) Limited		2012年2月
	Olympus Vietnam Co.,Ltd.		2013年4月

※1 認証範囲はグループ環境統括部門、本社事務所（新宿）の環境統括部門及び医療営業統括部門

※2 認証範囲は東京事業場（ 笹塚）の総務部門、医療カスタマーセンター

※3 2020年3月以前はオリンパス株式会社の一部として認証を取得

ISO14001単独認証取得範囲

法人名		認証取得年月
米州	Olympus Surgical Technologies America National Service Center	2005年12月
	Olympus Scientific Solutions Americas Corp.	2010年7月
	Olympus Scientific Solutions Technologies Inc.	2010年7月
	Olympus NDT Canada Inc.	2010年7月
	Olympus Corporation of the America • Center Valley Pennsylvania Regional Headquarters • Breinigsville Pennsylvania Distribution Center	2019年9月
	Olympus Surgical Technologies America • Bartlett Tennessee Manufacturing Facility • Brooklyn Park Minnesota Manufacturing Facility • Norwalk Ohio Manufacturing Facility	2019年9月
	Olympus Respiratory America • Redmond Washington Manufacturing Facility	2019年9月
欧州	Olympus Winter & Ibe GmbH	2001年5月
	KeyMed (Medical & Industrial Equipment) Ltd.	2002年3月
	KeyMed (Ireland) Ltd.	2002年3月
	Algram Group Ltd	2007年1月
	Medical Physics International Limited	2012年10月
	Olympus Iberia S.A.U.	2018年9月
オセアニア	Olympus Australia Pty Ltd	2017年8月
	Olympus New Zealand Limited	2017年8月

※ 認証書に関するお問い合わせは、各会社へお問い合わせください。

2021年7月現在

オリンパスグループ グリーン調達基準



グリーン調達基準 Ver.6.0

- 日本語版 (PDF形式: 176.2KB) [↗](#)
- 英語版 (PDF形式: 143.2KB) [↗](#)
- 中国語版 (PDF形式: 216.6KB) [↗](#)
- オリンパスグループ製品における化学物質管理

オリンパスグループ
グリーン調達基準



2021年9月1日 Ver. 6.0

目次

1. はじめに	2
2. 目的	3
3. 適用範囲	3
4. オリンパスグループ グリーン調達基準	3
1) サプライヤー様の選定	
2) 相互協力	
5. サプライヤー様へのお願い事項	3
5.1 環境関連物質管理	
1) オリンパスグループ環境関連物質管理規程の順守	
2) 環境関連物質管理体制の維持管理	
3) 環境関連物質データの提出	
5.2 省エネ、省資源・リサイクルに関わる法規制等の遵守	
5.3 CO ₂ 排出量及び水使用量削減活動へのご協力	
6. 本基準に関するお問合せ先	4

1. はじめに

オリンパスグループでは、企業市民として環境問題に対する基本的姿勢を明示し、具体的活動につなげるため、1992年8月「オリンパスグループ環境方針」を制定（2018年7月に改定）し、その後、2021年4月に、「オリンパスグループ環境方針」に安全衛生・健康の方針を組み入れ、これらを包括的にマネジメントすることを目的とした「環境安全衛生ポリシー」を制定し、環境安全衛生に配慮した事業活動を推進しています。

＜環境安全衛生ポリシー＞

オリンパスグループは、経営理念に掲げている「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」をすべての活動の基本思想としています。

当社はこの基本思想のもと、人々の安全・健康とそれを支える自然のいとなみを尊重し、製品・サービス、あらゆる事業活動において、働く人の安全と健康の確保ならびに環境と調和する取り組みを通じて、持続的発展が可能な社会の実現に貢献します。

1. 環境安全衛生活動の継続的改善

グローバルでの体制と仕組みの維持を図り、環境安全衛生活動の進捗状況を定期的にモニタリングし、環境安全衛生のパフォーマンスを継続的に改善します。

2. 法規制・社会規範の遵守

環境安全衛生に関する法令、ステークホルダーとの合意事項や自主基準を確実に遵守し、労働災害や汚染の予防に取り組みます。

3. 環境負荷の低減

気候変動の緩和と適応、水資源の保全、持続的な資源利用、生物多様性の保護といった環境課題の解決に向け、研究開発から設計、調達、生産、物流、販売・修理までのすべての事業活動を通じて環境負荷削減に取り組みます。

4. 安全と健康の確保

安全衛生に関するリスクアセスメントに基づき、危険要因の除去・低減措置を講じることを通じて、安全で衛生的な職場環境を確保します。

5. コミュニケーションの重視

環境安全衛生活動の情報発信における透明性と信頼性を確保し、ステークホルダーとの相互理解に努め、互いに協力して環境安全衛生に関する課題解決に向けた活動を推進します。

近年ますます地球環境への関心が高くなっています。気候変動、資源枯渇、環境関連物質の管理などの地球環境問題の解決に向け、原材料製造～部品製造～製品製造～物流～製品使用～製品廃棄までの製品ライフサイクル全体での取組みを強化しています。

オリンパスグループにおける製品ライフサイクル全体の環境負荷削減には、サプライヤー様のご理解とご協力が必要不可欠です。サプライヤー様とともに環境負荷の少ない製品を作り上げてゆくことで、持続的発展が可能な社会の実現に貢献してゆきたいと考えておりますので、どうかご協力を

お願ひいたします。

オリンパス株式会社 Environment Health Safety, Global

2. 目的

この基準は、環境に配慮した製品づくりを推進し、持続可能な社会の実現に貢献してゆくため、環境保全活動に積極的なサプライヤー様と協力して地球環境への負荷が少ない資材を使用する活動を推進するために定めます。

3. 適用範囲

この基準は、オリンパスグループにおける製品関連資材のグリーン調達活動に適用します。なお、製品関連資材とは、以下に示すものの総称です。

- (1) 製品の製造に使われる原材料、補助材料、部品、部組品
- (2) 製品そのものと包装材や付属部材
- (3) 上記(1)(2)に環境関連物質が付着・移行・飛散・落下する可能性のある金型・機械設備・治工具
- (4) 日本から欧州に輸出する製造用金型・機械設備・治工具
- (5) 修理・サービスで利用する治工具

4. オリンパスグループ グリーン調達基準

1) サプライヤー様の選定

サプライヤー様の選定に当たっては、品質、価格、納期、サービス、技術力、法令・社会規範等に加え、以下の環境保全活動に対し意欲的な取組みを実践するサプライヤー様との取引を優先します。なお、サプライヤー様には、ISO14001等の環境マネジメントシステム(EMS)の取得を推奨いたします。

- ① 環境保護に関する方針があり、それを管理する体制が整っていること。
- ② 環境保護をテーマとした情報提供や教育を従業員に対して行っていること。
- ③ 貴社が事業活動を行っている国、地域において適応を受ける環境関連法や各種環境規制を把握していること。
- ④ CO₂排出量や水使用量を把握し、削減のための活動をしていること。
- ⑤ 廃棄物排出量を把握し、削減のための活動をしていること。
- ⑥ オリンパスグループ製品における環境関連物質管理基準、及び各国法令で指定された化学物質を管理する標準・規程があり、それらを管理する体制が整っていること。

2) 相互協力

オリンパスグループでは、グリーン調達基準遵守のお願いをするとともに、要請があればサプライヤー様の支援を行い、相互協力を強化してお互いにメリットのある取組みを行います。

5. サプライヤー様へのお願い事項

オリンパスグループでは、グリーン調達基準を遵守していただくため、サプライヤー様へ以下の取組みをお願いいたします。

5.1. 環境関連物質管理

1) オリンパスグループ製品における環境関連物質管理基準の遵守

別途配付の「オリンパスグループ製品における環境関連物質管理基準」にて規定している環境関連物質管理基準の遵守をお願いいたします。

2) 環境関連物質管理体制の維持管理

環境関連物質管理基準遵守の保証として、「JIS Z7201 製品含有化学物質管理－原則及び指針」に定める環境関連物質管理体制を仕組みとして、実施していただく事をお願いいたします。

3) 環境関連物質データの提出

オリンパスグループでは、調達品について『オリンパスグループ製品における環境関連物質管理基準』に適合している事を保証していただく為、環境関連物質の使用有無や含有情報、不使用証明書等のご提供をお願いしております。詳細は担当窓口より別途ご連絡いたしますので、期限内でのご提出をお願いします。

5.2. 省エネ、省資源・リサイクルに関わる法規制等の遵守

省エネ、省資源・リサイクルに関わる法規制やオリンパスからの要求事項の遵守を通じて、環境負荷削減へのご協力をお願いします。

5.3. CO₂ 排出量及び水使用量削減活動へのご協力

オリンパスグループは持続的発展が可能な社会の実現に向けて、サプライヤー様とともに製品ライフサイクル全体のCO₂排出削減や水使用量削減に取り組んで参りたいと考えております。CO₂排出量や水使用量の把握のための調査等をお願いする場合がありますので、ご協力よろしくお願ひいたします。

6. 本基準に関するお問い合わせ先

本基準書の配布元にお問合せください。

人権方針

オリンパスグループ（以降はオリンパスと称します）では、私たちの存在意義を「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」と定めました。これを実現するために、オリンパスは全ての活動においてこの存在意義を浸透させるよう力を尽くします。このコミットメントは、オリンパスの従業員全員のものであるとともに、私たちとともに事業活動を行う人々、私たちが使用するサービスや製品の提供者及びサプライヤーといったサードパーティや、オリンパスの製品やサービスを使用する顧客やユーザーにも受け入れていただくようお願いをしています。そしてこのコミットメントを常に意識するとともに、私たちの取り組みについて透明性を確保することが必要であると考えます。

社会の発展と変化に伴い人権や社会規範に関する人々の理解や価値観も絶えず変化するため、オリンパスはそれらの変化を理解し、社会の要請に私たちの活動を適応させていきます。オリンパスは、事業活動とそれ以外の取り組みを通じて世界中の人々の幸せを継続してサポートするとともに、サプライチェーンを含む私たちの活動において生じる人権へのリスクや影響を特定し、予防し、軽減し、対処方法を明らかにすることに継続的に取り組み、社会の基準や規範の変化に適切に対処していきます。

人権尊重に関するオリンパスのコミットメント

オリンパスは、「世界の人々の健康と安全、心の豊かさの実現」に導く5つのコアバリュー*を定めており、これらはオリンパス全体で共有され実践されています。これらのうち、「誠実」（私たちは、誠意をもって行動し、信頼される存在であり続けます）と「共感」（私たちは、すべてのステークホルダーを大切にします）は、人権の尊重に関し会社として責任を果たす上で重要なコアバリューであると考えます。これらのコアバリューをオリンパスの全ての役員と従業員が共有し実践することが、オリンパスに関与する全ての人々の人権を尊重する環境の醸成につながるものと考えます。

* 「誠実」「共感」「長期的視点」「俊敏」「結束」

オリンパスは、全ての人権を尊重するとともに、以下に掲げる人権に関する国際的な規範を支持し、これらを確実に尊重してオリンパス全体の統括管理と日々の事業活動を行うことを約束します。

- ◆ 世界人権宣言
- ◆ 市民的及び政治的権利に関する国際規約
- ◆ 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約
- ◆ 労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言
- ◆ 国連「ビジネスと人権に関する指導原則」（以下、「国連指導原則」）
- ◆ グローバルコンパクト（10原則）
- ◆ OECD（経済協力開発機構）多国籍企業行動指針

オリンパスは、人権への悪影響を惹起または助長することを積極的に防ぐとともに、そのような悪影響が発生した場合には周知を行うことを約束します。またオリンパスは、私たちの業務や事業活動と直接関係して生じる人権への悪影響を特定し、予防し、軽減するよう努力します。

オリンパスは、国連指導原則に従って、人権デューデリジェンスのシステムを構築し、私たちの事業活動が人権に与えうる潜在的な影響を継続して特定しモニタリングを行うためのプロセスを確立するとともに、特定された課題について適切に開示します。

オリンパスは、人権に関する取り組みを継続的に更新するとともに、デューデリジェンスとモニタリングを通じて弛まず改善を進めていくことを約束します。

グローバルに事業を展開する企業として、またオリンパスのグローバル行動規範に明示されているように、オリンパスは事業活動を行う全ての国と地域の人権に関わる法令や規制を遵守します。また、特定の国や地域の規範と国際的な規範に矛盾があり後者の方が優れている場合や、特定の国や地域の法令・規制よりも国際的な規範の方が厳格な内容である場合には、オリンパスは国際的な規範を尊重します。

適用範囲

本方針はオリンパスの全ての役員、従業員に適用されます。

オリンパスと取引関係のあるサードパーティにも本方針に即した取り組みを行うことを期待します。そのために、オリンパスはサードパーティが本方針を理解し同意すること、そして本方針の更なる改善に協力することを求めます。

人権に対する負の影響の評価、防止と軽減措置

オリンパスは全ての事業活動における人権に対する潜在的な影響を定期的に評価し、懸念のある領域を特定し、それらを防止または軽減するための措置を取るように努めます。オリンパスは、国連指導原則に示されている人権デューデリジェンスの手順に準拠した計画を策定し、実行します。

救済、是正、予防

オリンパスは、人権に関わる各種の基準が適切に守られていないと認められる場合、国連指導原則に従って、影響を受けた人々に対して適切な救済措置を講じるとともに、その問題の原因を特定し、効果的な改善策を講じます。

- 内部通報制度について

人権尊重の意識啓発と実践

人権尊重の意識と行動を強化していくために、オリンパスは役員・従業員全員の意識の啓発と正しい行動の奨励に継続的に取り組みます。「私たちの存在意義」、「私たちのコアバリュー」からなるオリンパスの経営理念は、人権尊重を正しく理解し、実践するための基本であると考えます。持続的な学習が人権尊重を正しく実践していく上で重要な役割を持つとの認識に立ち、オリンパスは従業員とサードパーティに対して定期的に教育の機会を提供するとともに、意見交換を行う機会を設けます。このような取り組みにより、全ての関係者がオリンパスの期待を確実に理解するようになると考えます。

- オリンパスグローバル行動規範
- グローバル基準：オリンパスがサードパーティに期待すること

ステークホルダーとの対話

オリンパスは、グローバルな人権リスクに関する外部有識者、影響を被る可能性を有する方々、その方々に關係するステークホルダーや代表窓口を務める団体の方々など多様な関係者と定期的に有意義な協議を行うように務めます。これらの活動を通じて、オリンパスは権利者の懸念を理解するとともに最新の動向や課題を認識し、オリンパスの事業活動やサードパーティに影響を及ぼしうる新たなリスクをいち早く予見して対処していきます。

情報開示

オリンパスは、自社ウェブサイトなどの媒体を通じて、人権リスク低減に向けた活動の進捗を定期的に示します。

オリンパスグループ クオリティ・ポリシー

オリンパスグループは、お客さまが求める真の価値を探求し、品質を最優先して行動し、安全で社会に有用な製品及びサービスを提供し続けます。

このために、オリンパスグループは、規制要求を満たす品質マネジメントシステムの有効性を継続的に維持し、改善していきます。

品質最優先の行動基準

1. 顧客の視点に立つ

常に、顧客・患者の視点に立ち、安全・ニーズにこだわり、誠実に行動する。

2. 法規制・社会規範の確実な遵守

関連する全ての法規制、社会規範を正確に理解し、確実に遵守し、顧客・患者への安全・安心提供の基礎とする。

3. 質のあくなき追求

現状に満足せず、全ての業務プロセスの質向上を追求し続け、製品・サービスの安全性及び品質の向上に結びつける。

4. 情報の適切な開示

顧客・患者に有用で正確な情報を適切に開示し、安全・安心提供を確実なものとする。

オリンパスグループにおけるサプライチェーン方針

オリンパスグループ（以下「オリンパス」という）は、経営理念に掲げている「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」をすべての活動の基本思想としています。当社はこの基本思想のもと、ESG（環境・社会・ガバナンス）の取り組みを通じて持続可能な社会発展に貢献してゆきます。また、事業活動に必要な資材・役務等の調達にあたり、次の通り取り組みます。

1. 法令・倫理・社会規範の遵守

オリンパスは、法令・倫理・社会規範（児童労働・強制労働の禁止などの人権尊重、腐敗の防止をはじめとする世界各国の法律・基準・条約など）の遵守と労働環境や安全衛生への配慮を行い、健全で公正な企業活動を行います。オリンパスの事業活動に必要な資材・役務等のサプライヤーさまにも、法令や倫理・社会規範の遵守と労働環境や安全衛生への配慮を要請します。

2. 環境に配慮した事業活動の推進

オリンパスは、気候変動など、様々な環境問題の重要性を認識し、「環境方針」や「オリンパスグリーン調達基準」を定め、事業活動を行うにあたっても、環境に配慮した持続的発展が可能な人間社会と健全な環境の実現を図ります。サプライヤーさまにも、環境への配慮を要請します。

3. 公平かつ公正な取引の推進

オリンパスは、内外のサプライヤー（候補）さまに対し広く門戸を開き、定められた方針や手順にしたがって公平かつ公正な取引を行います。

4. サプライヤーさまの選定方針とマネジメントシステム

オリンパスは、サプライヤーさま選定にあたり、法令・倫理・社会規範を遵守した経営、環境への配慮、品質や安全性の確保と安定供給、安定した経営基盤、優れた技術力、適正な情報保護、他者の知的財産の尊重、指定納期の遵守、適正な価格等を総合的に判断して選定します。また、サプライヤーさまに對しては法令や倫理・社会規範を遵守することの重要性を正しく理解いただき、その取り組みについても経営実績、品質、価格、サービス等の評価基準に加えて、定期的に評価いたします。

5. サプライヤーさまとのパートナー関係強化

オリンパスは、サプライヤーさまとの相互理解に基づく信頼関係を構築し、これを維持することに努めます。

6. 私的利益受領の禁止

オリンパスでは、従業員がサプライヤーさまから不適切な個人的利益供与（接待、贈答を含む。）を受けることは一切禁止します。

サプライヤーさまへのお願い

オリンパスは、生産活動をする上で多くの国や地域の企業から資材や役務の調達を行っています。すべてのサプライヤーさまに以下の事項を実施されますようお願いいたします。

1. 法令・社会規範の遵守

オリンパスは、お客さまに喜んでいただける商品をお届けするだけでなく、世界各国の法令や社会規範（強制労働の禁止、児童労働の禁止、非合理的な理由に基づく差別の禁止、腐敗の防止、適正な賃金、労働時間はじめとする法律・基準・条約等）を遵守し、健全な企業活動を行い、法令や社会規範に反する行為には加担しません。サプライヤーさまへも以下（[サプライヤーさまへのお願い \(PDF形式: 303.1KB\)](#)）に示すようにサプライヤーさまが事業活動を行っている国・地域の法令・社会規範の遵守と適切な管理をお願いいたします。

2. 安全衛生

職場（機械設備、施設含む）の安全・衛生の確保、労働災害・疾病の把握を対策し、緊急時の対応の体制・仕組の構築、従業員の健康管理を適切に行うようお願いいたします。

3. 公平かつ公正な取引の推進

オリンパスは、相互理解に基づく信頼関係を築き合えるサプライヤーさまに対して、広く門戸を開いています。また、定められた方針や手順によって公正な調達業務を行います。サプライヤーさまにも、オリンパスの方針や手順に従っていただきますようお願いいたします。

4. 品質と安全性・納期・適正価格の確保と安定供給

サプライヤーさまから供給していただく製品、部品・原材料等は、オリンパスの事業に大きな影響を与えます。オリンパスの求める仕様・品質を満足する製品、部品・原材料等を、納期の遵守と適正な価格で、提供をお願いいたします。

5. 環境への配慮

オリンパスは、地球環境の保全を最重要経営課題の一つとして掲げ、環境に配慮した商品をお届けすることで持続可能な社会に貢献していきます。オリンパスの商品をつくり上げている製品、部品・原材料等は、サプライヤーさままでの調達活動・生産工程等の源流における管理が必要だと考えています。地球環境に優しい商品作りにご協力いただくため以下（[サプライヤーさまへのお願い \(PDF形式: 303.1KB\)](#)）のような生物多様性を含めた環境活動の推進をお願いいたします。

6. 情報セキュリティ確保と適正な情報保護

サプライヤーさまは、オリンパスのノウハウや秘密情報あるいはオリンパスがお預かりしている他者の秘密情報や個人情報に接する場合があります。オリンパスとの取引に関連して接する情報が漏洩しないように管理を徹底していただきますようお願いいたします。また、コンピューターウィルス対策を実施し、自社および他社に被害を与えないように管理することをお願いいたします。

7. 社会貢献の推進

企業は、社会と共に持続的に発展する必要があります。その為に国際社会・地域社会の発展に貢献できるように、本来の業務や技術等を活用した社会貢献や施設や人材等を活用した非金銭的な社会貢献、金銭的寄付による社会貢献等、実施可能な活動範囲を決め、積極的な社会貢献に取り組むようお願いいたします。

8. 自社およびサプライヤーへのCSR活動の推進

サプライヤさまには、CSRの重要性を正しく理解いただき、自社内およびサプライヤーへのCSR活動の推進をお願いいたします。

› サプライヤさまへのお願い (PDF形式: 303.1KB) 

サプライヤさまからの通報受付窓口の設置

オリンパスの役員や従業員等が、「サプライヤさまへのお願い」に反する行為をしていた場合、または反する可能性があると感じられた場合（以上、法令違反等）、及びそれらの疑問や相談がある場合について、サプライヤさまよりご通報いただく「コンプライアンスヘルpline」を開設いたしました。ご利用の際には併記した注意点をご確認いただき、サプライヤさまのご都合に応じて、それぞれの通報受付窓口までご連絡ください。

利用される際の注意点

- ◆ 受付対象となるのは、国内のオリンパスグループ各社の役員、従業員等に関する行為です。
- ◆ 原則として各通報受付窓口には、ご自身の所属会社・部門・氏名をご明示下さい。
- ◆ 匿名でもご利用いただけますが、その後の対応に制約が生じる場合があります。
- ◆ 通報受付窓口では利用者ご本人の承諾を得ない限り、個人の特定されうる情報を他に開示いたしません。
- ◆ さらに社外通報受付窓口では、社内通報受付窓口に対しても、利用者ご本人の承諾を得ない限り、個人の特定されうる情報は開示いたしません。
- ◆ 社外通報受付窓口をご利用の際は、以下に添付の「社外通報窓口のご利用について」を必ずご確認ならびにご了承いただきますようお願いいたします。

› 社外通報受付窓口のご利用について (PDF形式: 133.1KB) 

社外通報受付窓口

弁護士法人 早稲田大学リーガルクリニック

「浜辺 陽一郎 弁護士」宛

電子メール : yohamabe@ybb.ne.jp

郵便 : 〒169-0051 東京都新宿区西早稲田1-1-7

電話 : 03-5272-8156 (代表電話) ※記録のため、原則録音
受付時間は、同事業所営業日の午前9時30分から午後5時30分まで

FAX : 03-5272-8163

社内通報受付窓口

オリンパス株式会社 グループコンプライアンス

「コンプライアンスヘルpline」宛

電子メール : compliance-helpline@ot.olympus.co.jp

郵便 : 〒163-0914 東京都新宿区西新宿2-3-1

電話 : 03-6901-9440 (専用ダイヤル)
受付時間は、オリンパス営業日の午前8時45分から午後5時30分まで

オリンパスグループ

サプライヤーさまへのお願い

1. 法令・社会規範 の遵守	<p>オリンパスは、お客さまに喜んでいただける商品をお届けするだけでなく、世界各国の法令や社会規範(強制労働の禁止、児童労働の禁止、非合理的な理由に基づく差別の禁止、腐敗の防止、適正な賃金、労働時間をはじめとする法律・基準・条約等)を遵守し、健全な企業活動を行い、法令や社会規範に反する行為には加担しません。サプライヤーさまへも以下に示すようにサプライヤーさまが事業活動を行っている国・地域の法令・社会規範の遵守と適切な管理をお願いいたします。</p>
1) 強制的な労働の 禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての従業員をその自由意思において雇用し、また従業員に強制的な労働を行わせない。
2) 非人道的な扱い の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の人権を尊重し、虐待や各種ハラスメント(嫌がらせ)をはじめとする過酷で非人道的な扱いを禁止する。
3) 児童労働の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・最低就業年齢に満たない児童対象者を雇用せず、また児童の発達を損なうような就労をさせない。 <p>児童労働とは、一般論として ILO(国際労働機関)の条約・勧告に定められた最低就業年齢に満たない者を雇用することや、若年労働者の保護を怠ることを指す。</p>
4) 差別の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・求人・雇用における差別をなくし、機会均等と待遇における公平の実現に努める。 <p>差別とは、本人の能力・適性・成果等の合理的な要素以外により、採用・昇進・報酬・研修受講等の機会や待遇に差を設けることをいう。</p>
5) 適切な賃金	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員に少なくとも法定最低賃金を支払い、また不当な賃金減額を行わない。
6) 労働時間	<ul style="list-style-type: none"> ・法定限度を超えないよう、従業員の労働時間・休日・休暇を適切に管理する。
7) 従業員の団結権	<ul style="list-style-type: none"> ・労働環境や賃金水準等の労使間協議を実現する手段としての従業員の団結権を尊重する。
8) 反社会的勢力の 排除	<ul style="list-style-type: none"> ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体は断固として排除する。
2. 安全衛生	<p>職場(機械設備、施設含む)の安全・衛生の確保、労働災害・疾病の把握を対策し、緊急時の対応の体制・仕組の構築、従業員の健康管理を適切に行うようお願いいたします。</p>
1) 職場の安全・衛生	<ul style="list-style-type: none"> ・職場の安全に対するリスクを評価し、また適切な設計や技術・管理手段をもって安全を確保する。 ・職場において人体に有害な生物や化学物質および騒音や悪臭等に接する状況を把握し、また適切な対策を講じる。
2) 機械装置の安全 対策	<ul style="list-style-type: none"> ・自社で使用する機械装置類に就業中に発生する事故や健康障害の防止等の適切な安全対策を講じる。
3) 労働災害・疾病	<ul style="list-style-type: none"> ・労働災害および労働疾病の状況を把握し、また適切な対策を講じる。
4) 緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・生命・身体の安全を守るために、発生しうる災害・事故等を想定のうえ、緊急時の対応策を準備し、また職場内に周知徹底する。

	5)身体的負荷のかかる作業への配慮	・身体的に負荷のかかる作業を特定のうえ(重労働のほかにも、組み立てやデータ入力等の長時間にわたる反復作業や連続作業等)災害・疾病に繋がらぬよう適切に管理する。
	6)施設の安全衛生	・従業員の生活のために提供される施設(寮・食堂・トイレ等)の安全衛生を適切に確保する。
	7)従業員の健康管理	・すべての従業員に対し、健康診断、疾病の予防、メンタルヘルス対応等の適切な健康管理を行う。
3. 公平かつ公正な取引の推進	オリンパスは、相互理解に基づく信頼関係を築き合えるサプライヤーさまに対して、広く門戸を開いています。また、定められた方針や手順によって公正な調達業務を行います。サプライヤーさまにも、オリンパスの方針や手順に従っていただきますようお願いいたします。	
1)汚職・賄賂等の禁止	<p>・政治・行政との健全かつ正常な関係を保ち、贈賄や違法な政治献金等を行わない。</p>	
2)優越的地位の濫用の禁止	<p>・優越的地位を濫用することにより、御社のサプライヤーに不利益を与える行為を行わない。</p> <p>優越的地位の濫用とは、購入者や委託者という立場を利用して、サプライヤー等との取引条件を一方的に決定・変更したり、不合理な要求や義務を課すことをいう。</p>	
3)不適切な利益供与および受領の禁止	<p>・ステークホルダーとの関係において不適切な利益の供与や受領を行わない。</p> <p>不適切な利益の供与や受領とは、法令に定める範囲を超えて景品や賞品・賞金等を顧客に提供あるいは顧客より受領したり、社会的儀礼の範囲を超えた金品や接待を提供あるいは受領するような賄賂性のある行為等をいう。</p>	
4)競争制限的行為の禁止	<p>・公正・透明・自由な競争を阻害する行為を行わない。</p> <p>競争を阻害する行為とは、同業他社との間で、製品・サービスの価格、量、販売地域等について申し合わせを行うこと(カルテル)や、他の入札者との間で、落札者や落札価格の取り決めを行なうこと(入札談合)等をいう。</p>	
5)正確な製品・サービス情報の提供	<p>・消費者や顧客に対して、製品・サービスに関する正確な情報を提供する。</p>	
6)知的財産の尊重	<p>・他者の知的財産を尊重し、不正使用や侵害行為を行わない。</p>	
7)適切な輸出管理	<p>・法令等で規制される技術や物品の輸出に関して、明確な管理体制を整備して適切な輸出手続きを用いる。</p>	
8)情報公開	<p>・法令等で公開を義務付けられているか否かを問わず、ステークホルダーに対して積極的に情報提供・開示を行う。</p> <p>ステークホルダーに情報提供・開示すべき内容とは、事業活動の内容、財務状況、業績、リスク情報(例えば大規模災害による被害、環境や社会への悪影響の発生、重大な法令違反等の発覚)等をいう。</p>	
9)不正行為の予防・早期発見	<p>・不正行為を予防するための活動を行い、また早期に発見し対応するための制度を整える。</p>	

<p>4. 品質と安全性・納期・適正価格の確保と安定供給</p>	<p>サプライヤーさまから供給していただく製品、部品・原材料等は、オリンパスの事業に大きな影響を与えます。オリンパスの求める仕様・品質を満足する製品、部品・原材料等を、納期の遵守と適正な価格で、提供をお願いいたします。</p>
	<p>1)品質と安全性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品質マネジメントシステムを構築し、また運用し、お客さまにお届けする商品の品質を維持・向上するため、各国・地域の安全基準を遵守し、求める仕様・品質を満足する製品、部品・原材料等を提供する。 ・自社の責任で製品設計を行う場合、製品が各国の法令等で定める安全基準を満足する。 ・品質マネジメントシステムとは、品質保証活動を推進するための全般的な管理の仕組みをいい、組織体制・計画的活動・責任分担・慣行・手順・プロセス・経営資源を含んだものを指す。ここで品質保証活動とは、品質方針を作成し、その方針に従った施策を実施し、達成し、見直し、かつ維持することをいい、品質保証に対して、いわゆるPDCAサイクルを回しながら継続的改善を行うことを意味している。
	<p>2)指定納期と安定供給の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変動対応力を高め、オリンパスとの緊密な情報交換を通じて、納入日程の適切な管理と柔軟な供給体制の整備を行う。 ・事業継続計画(BCP)の策定と開示をして頂き、災害時に於いても、人命救助を最優先することを前提に、事業継続に努める。
	<p>3)適正な価格の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お客さまに価格面でも喜んでいただける商品をお届けするため、市場競争力の高い価格での製品、部品・原材料等の提供と、価格低減活動の継続をする。 ・取引を継続的に行うためには、お互いの経営基盤が健全で安定が不可欠であり、経営方針・経営状況(財務状況を含む)の開示をする。
<p>5. 環境への配慮</p>	<p>オリンパスは、地球環境の保全を最重要経営課題の一つとして掲げ、環境に配慮した商品をお届けすることで持続可能な社会に貢献していきます。オリンパスの商品をつくり上げている製品、部品・原材料等は、サプライヤーまでの調達活動・生産工程等の源流における管理が必要だと考えています。地球環境に優しい商品作りにご協力いただくため以下のような生物多様性を含めた環境活動の推進をお願いいたします。</p>
	<p>1)製品に含有する化学物質の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての製品に対して、オリンパスグループの環境関連物質管理基準や法令等で指定された化学物質を管理する。
	<p>2)製造工程で用いる化学物質の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造工程において、所在国の法令等で指定された化学物質を管理する。
	<p>3)環境マネジメントシステム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境マネジメントシステムを構築し、また運用する。 (オリンパスグループ グリーン調達基準「4.サプライヤー様へのお願い事項」に示す内容。 http://www.olympus.co.jp/jp/corc/csr/environment/products/green-procurement/ をご参照ください。) 環境マネジメントシステムとは、環境活動を推進するための全般的な管理の仕組みをいい、組織体制・計画的活動・責任分担・慣行・手順・プロセス・経営資源を含んだものを指す。ここで環境活動とは、環境方針を作成し、その方針に従った施策を実施し、達成し、見直し、かつ維持することをいい、環境保全に対して、いわゆるPDCAサイクルを回しながら継続的改善を行うことを意味している。 ISO 14001等の環境マネジメントシステムに準拠した環境保全体制の整備と外部認証取得の推進等が挙げられる。

	4) 環境への影響の最小化	<ul style="list-style-type: none"> ・排水・汚泥・排気・騒音・異臭等に関する所在国の法令等を遵守し、また必要に応じて自主規準をもって更なる改善をする。 ・所在国が定める生物多様性に関するガイドラインを尊重し、影響の最小化に努める。
	5) 環境許可証／行政認可	<ul style="list-style-type: none"> ・所在国の法令等に従い、必要とされる場合は行政からの許認可を受け、また必ず要求された管理報告を行政に提出する。
	6) 資源・エネルギーの有効活用(3R)	<ul style="list-style-type: none"> ・省資源・省エネルギーを実行するための自主目標を設定し、また継続的な資源・エネルギーの有効活用を図る。
	7) 温室効果ガスの排出量削減	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガスの排出量削減を実行するための自主目標を設定し、また継続的削減を図る。
	8) 廃棄物削減	<ul style="list-style-type: none"> ・最終廃棄物の削減を実行するための自主目標を設定し、また継続的削減を図る。
	9) 環境保全への取組み状況の開示	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性を含めた環境活動の成果について、必要に応じ開示する。 <p>成果を定期的に取りまとめるために、環境保全活動を行う組織と責任者をおき、環境保全活動の管理指標、目標の達成度、その他環境関連の重要事項について、継続的に記録をとる。</p>
6. 情報セキュリティ確保と適正な情報保護	<p>サプライヤーさまは、オリンパスのノウハウや秘密情報あるいはオリンパスがお預かりしている他者の秘密情報や個人情報に接する場合があります。オリンパスとの取引に関連して接する情報が漏洩しないように管理を徹底していただきますようお願いいたします。また、コンピューターウィルス対策を実施し、自社および他社に被害を与えないように管理することをお願いいたします。</p>	
6. 情報セキュリティ確保と適正な情報保護	1) 個人情報の漏洩防止	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客・第三者・自社従業員の個人情報を適切に管理・保護する。 <p>適切な管理とは、個人情報に関する全般的な管理の仕組みの構築と運用を指し、従業員等の遵守すべき規範や方針の作成、それらに従った計画立案、施策実施、監査および見直しを含む。</p> <p>適切な保護とは、個人情報を不正又は不当に取得、利用、開示又は漏洩しないことをいう。</p>
	2) コンピュータ・ネットワーク脅威に対する防御	<ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータ・ネットワーク上の脅威に対する防御策を講じて、自社および他者に被害を与えないように管理する。
	3) 顧客・第三者の機密情報の漏洩防止	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客や第三者から受領した機密情報を適切に管理・保護する。 <p>適切な管理とは、機密情報に関する全般的な管理の仕組みの構築と運用を指し、従業員等の遵守すべき規範や方針の作成、それらに従った計画立案、施策実施、監査および見直しを含む。</p> <p>また適切な保護とは、機密情報を不正又は不当に取得、利用、開示又は漏洩しないことをいう。</p>
7. 社会貢献の推進	<p>企業は、社会と共に持続的に発展する必要があります。その為に国際社会・地域社会の発展に貢献できるように、本来の業務や技術等を活用した社会貢献や施設や人材等を活用した非金銭的な社会貢献、金銭的寄付による社会貢献等、実施可能な活動範囲を決め、積極的な社会貢献に取り組むようお願いいたします。</p>	

8. 自社およびサプライヤーへのCSR活動の推進	サプライヤーさまには、CSRの重要性を正しく理解いただき、自社内およびサプライヤーへのCSR活動の推進をお願いいたします。	
	1)自社内におけるCSR活動の推進	・CSR活動を推進するための組織・責任分担・プロセス等全般的な仕組みを構築して、活動方針の作成・実行・達成・見直し・維持といったPDC Aサイクルを回しながら継続的に改善を行う。
	2)自社からサプライヤーに対するCSR活動の推進	・自社内において、サプライヤーにおけるCSR活動の実態把握や啓発に関する体制・責任者等の仕組みを構築し、サプライヤーにおけるCSR活動の普及、浸透に努める。

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

オリンパスグループは、多様な人材の活躍がこれからの持続的な成長を遂げるために不可欠と考え、仕事と生活の両立を目指すワークライフ・インテグレーション（WLI）に取り組んでいます。

オリンパス株式会社ではWLIを推進する上で、女性の活躍推進を重要課題と位置づけ、次のとおり行動計画を策定しています。

1. 計画期間

2019年4月1日～2024年3月31日

2. 現状認識

- ◆ 管理職に占める女性従業員比率は、2018年度末時点での2.4%であり、正社員に占める女性従業員比率（約14%）と比べて低位である。
- ◆ 2019年度新卒採用者に占める女性比率は、約23.5%である。
- ◆ 女性管理職強化のためにマネジメント力強化研修やメンター制度を整備するとともに、管理職候補層へのリーダー研修やメンター制度を実施している。
- ◆ 女性管理職数が少ないために活躍する女性と接する機会に乏しく、女性従業員がロールモデルの認知やキャリアパスを意識しにくい。
- ◆ プロフェッショナル・専門人材の育成と登用が不十分である。
- ◆ 両立支援制度の充実のために、2017年度に在宅勤務制度の対象者を育児限定から、介護・看護者まで拡大したほか、2017年度から事業場単位での更なる対象者の拡大トライアルを実施している。
- ◆ 育児休職した女性従業員のスムーズな復職を目的として、育児休職中に会社情報を閲覧できる手段の提供や復職時キャリアデザイン研修を実施している。
- ◆ 上司へのWLI意識を啓発しているものの、両立支援制度活用への理解や意識はまだ不十分である。
- ◆ 営業職は仕事と生活の両立が難しいにも関わらず、女性従業員を定着させるための仕組みを構築できていない。

3. 取組み方針

現状認識をベースにして、プロフェッショナル・専門人材及びマネジメント人材の育成と登用について、以下の取組み方針を基に強化する。

- ◆ 女性管理職候補者への計画的な育成を強化する。
- ◆ 仕事と生活の両立を実現する環境を強化する。
- ◆ 女性の採用を強化する。

4. 目標、および取組内容と実施時期

目標1：2024年度期初時点での女性管理職数を、2019年度比倍増させる。

（取組内容と実施時期）

2019年4月～

- ◆ 管理職育成プログラム（男女不問）を実施する
- ◆ 管理者への、メンバー育成に関して教育する
- ◆ 女性管理職をロールモデルとするメンター制度を実施する
- ◆ キャリアパスを意識した、昇格時の階層別研修を実施する

目標2：仕事と生活の両立を実現する環境を強化する。

(取組内容と実施時期)

2019年4月～

- ◆ 仕事と治療（不妊治療・乳がん）が両立できる制度を制定する
- ◆ 託児所の開設や育休者向け復職前子連れ説明会などで、スムーズな復職を支援する
- ◆ 家事代行企業との提携により、復職後の就業を支援する
- ◆ 従業員全員が在宅勤務制度を利用できる環境や時間単位年休の制度導入により、WLI実現を図る
- ◆ WLIの実現に向け、研修の改善や冊子をリニューアルすることで、意識の変革を推進する
- ◆ 育児休職中の資格取得を支援するため、資金を補助する
- ◆ 半育休制度の導入により、育児休職中から働く門戸を用意する

目標3：2024年4月入社の新卒採用数に占める女性比率を25%以上にする。

(取組内容と実施時期)

2019年4月～

- ◆ 女性従業員に関する情報を積極的に公開、またリクルーターとして積極活用し、応募増につなげる
- ◆ （女性在学比率が低く、かつ当社の採用数が多い）理工学部女子に特化した採用活動を展開する
- ◆ 営業職への地域限定社員制度等を導入する

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

オリンパスグループは、仕事と生活がプラスに作用しあい、全体として「充実した人生」となることを目指す、「ワークライフ・インテグレーション（WLI）」を推進します。

また、社会の持続的発展への貢献を使命とする企業として、次世代を担う子ども達を大切にし、健やかに育てる「次世代育成」の観点も重視していきます。

この考え方の下、オリンパス株式会社では社員一人ひとりが、仕事と育児を両立することができ、かつ、能力を充分に発揮できる環境整備に向けて、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間

2021年4月1日～2024年3月31日までの3年間

2. 内容

(1) 育児を担う従業員等の職業生活と家庭生活の両立を支援するための制度整備

目標1：両立支援施策の拡充と理解促進により、男女ともに個人のライフプランに応じた制度の利用を推進する。

<対策>

- ♦ テレワーク勤務規定の新設

労働組合と連携し、勤務地以外の会社が認めた場所において、情報通信機器等を利用して勤務を導入する。（2021年度～）

- ♦ 時間単位休暇制度導入

従業員の柔軟な働き方と自律を推進するために、年休を1時間単位で取得する制度を実現する（2021年度～）

- ♦ 夏季休暇選択制の導入

従業員個人のライフプランに応じ、柔軟な働き方と自律を推進する。（2021年度～）

- ♦ 復職者・育児休職者支援制度の導入検討

育児両立者のキャリア形成を支援するために、復職後の家事育児をサポートする施策や休職中のキャリア継続が可能な環境の提供を検討する。（2021年度～）

- ♦ 働き方の多様性に合致した人事評価制度の導入

育児、介護含む働き方の多様性、時間や場所の制約から活躍の幅が限られていた従業員の活躍の機会を広げることを目指し、労働組合と調整しながら、現在職務等級群に適用されている職務給人事評価制度の対象者拡大を検討する。（2022年度～）

(2) 働き方の見直しに資する多様な環境構築・風土醸成の促進

目標2：ワークライフ・インテグレーション推進の一環として、働き方の見直しにつながる施策を実施する。

<対策>

- ♦ 管理職に対する情報提供・研修の実施

WLIの理解促進と、育児や介護と仕事の両立支援のための適切な職場マネジメントに関する管理職向け研修を継続実施する。（2021年度～）

- ♦ 男性の育児参加促進

男性が自発的に育児参加できる環境や風土の醸成と情報の提供を行う。（2021年度～）

◆ 育児サポートのための保育所の利用

他企業が主導している保育所（企業主導型保育所）との契約拡充を検討する。（2021年度～）

2018年9月に開所した白河事業場内託児所に加えて、2020年6月に開所した八王子事業場内託児所を従業員が有効活用できるように情報提供し、両立支援を行う。（2021年度～）

以上

ワークライフ・インテグレーションの推進

▼ 制度・施策 ▼ 休暇制度と取得状況

従業員に育児や介護などの事情があっても、能力を存分に発揮し、積極的にキャリアを継続してもらいたいという考え方から、従業員の仕事と生活の両立支援を通じ、その相乗効果を図る「ワークライフ・インテグレーション」の取り組みを推進しています。

えるぼし3段階目の認定を受けています

「えるぼし」とは、女性の活躍推進における優良企業に厚生労働省から与えられる認定マークの愛称です。

「採用」「継続就業」「労働時間等の働き方」「管理職比率」「多様なキャリアコース」の5つの評価項目があり、基準を満たした数によって3つの段階に分類されます。

当社は5つの全項目で基準を満たしたとして、2019年に3段階目の認定を受けました。



くるみんマークを取得しました

次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づき、行動計画を策定した企業のうち、行動計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。

オリンパスはこれまで、次世代法に基づく行動計画を策定し、取り組んできました。そして2016年、2019年に「くるみん認定企業」として厚生労働省から認定されました。



制度・施策

育児・介護の両立支援施策として、「テレワーク勤務制度」の対象者や利用日数上限を拡充し、その他「リエントリー制度」「役割フレックス制度」「労働時間短縮制度」を導入しています。

また、ライフイベントをあらかじめ想定し、早めに経験や機会を与えるフィードフォワードの考え方により、女性のキャリア形成を支援しています。

ワークライフ・インテグレーション関連の各制度の利用状況

	2018年度 (2018年4月～2019年3月)	2019年度 (2019年4月～2020年3月)	2020年度 (2020年4月～2021年3月)
リエントリー制度（人）	0	4	1
役割フレックス制度（人）	0	0	0
労働時間短縮制度（育児）（人）	248	244	366

	2018年度 (2018年4月～2019年3月)	2019年度 (2019年4月～2020年3月)	2020年度 (2020年4月～2021年3月)
労働時間短縮制度（介護）（人）	2	2	4

※ リエントリー制度

配偶者の転勤や育児・介護などのやむを得ない理由で退職する従業員の方に、再入社のための応募機会を提供する制度です。数値は、実際に復職した人数を示しています。

※ 役割フレックス制度

管理職に対し、育児・介護に一時的に専念しなければならない状況になった時に、希望すれば一時的に役職を離れることができる、働き方の選択肢を提供する制度です。

休暇制度と取得状況

リフレッシュプラン

勤続7年	休暇：5日 ボーナス5.5万円
勤続20年	休暇：10日 ボーナス33万円
55歳時	休暇：5日 年金ライフプランセミナー参加

リフレッシュプラン取得状況

(人)

	2018年度	2019年度	2020年度
勤続7年	204	130	55
勤続20年	187	164	98
55歳時	206	224	224

年次有給休暇

年次付与日数（フルタイム勤務の場合）	初年度から20日付与（4～6月入社）未消化分は翌年まで繰り越し可
クリエイティブホリデー	年次有給休暇の5日間連続取得を奨励（通常の連休に続けて取得も可）
失効年休積み立て制度（私傷病特別休暇）	50日まで積み立て、本人の療養および家族の介護に使用可能（有給）

年次有給休暇取得状況

	2018年度	2019年度	2020年度
平均付与日数（日）	19.2	19.7	19.9
取得日数（日）	10.8	10.9	10.7

	2018年度	2019年度	2020年度
取得率（%）	56.3	55.6	53.7

ボランティア休職取得状況

1995年からの累計取得者数：6人

育児・介護休職取得状況

	2018年度	2019年度	2020年度
育児休職取得者数（人）	131	156	201
うち男性（人）	13	23	51
介護休職取得者数（人）	4	4	4

› インターンシップエントリー
/MY PAGE

健康宣言・健康経営の取り組み

オリンパス健康宣言

～「人々の健康と幸せな生活の実現」のために～

オリンパスグループの経営理念では私たちの存在意義を「世界の人々の健康・安心と心の豊かさの実現」と謳っています。この活動を支えるのは健康で活力あふれる社員とその家族であると考えます。

会社は社員と家族の健康を第一に考え、以下の取り組みを進めていきます。

1. 会社は、社員の健康を重要な経営課題と考え、安全と健康を最優先する組織文化の醸成を図っていきます。
2. 会社は、社員が心身ともに健康でいきいきと働く職場環境を整えていきます。
3. 会社は、健康保険組合と協力し、社員と家族一人ひとりの健康づくりを支援していきます。

オリンパス株式会社
代表執行役社長兼CEO

本宣言の背景・目的

会社が様々な活動を進めるにあたっては、従業員が健康でいきいきと働ける職場環境を整えることが大前提であるとの考え方に対し、オリンパスでは健康保険組合と協力し、従業員およびご家族の健康の維持・増進をしっかり支援していくことを経営として明確にするため、健康宣言を作成しました。

重点テーマとして、2021年3月末までに国内全グループ会社の敷地内の全面禁煙化を目指し、受動喫煙防止に取り組みます。

この活動に加えて生活習慣病などの重症化予防・がん対策にも力を入れていきます。生活習慣の改善指導や、がん検診の再検査・精密検査の勧奨、通院指導を強化し、従業員の健康維持・増進を推進していきます。

受動喫煙防止に向けた取り組み

目標

1. 建屋内の全面禁煙化 2020年3月末
2. 敷地内の全面禁煙化 2021年3月末
3. 外勤者の始業～終業の全時間帯禁煙 2021年3月末
4. 喫煙率2023年3月末に12%（現状の喫煙率は22%）

取り組み方法

1. 喫煙所の段階的な撤去と喫煙可能時間ルール設定による減煙化を行う
2. 健康保険組合は、禁煙啓発の実施と禁煙治療費の補助を行う

「健康経営優良法人ホワイト500」に認定

当社では健康管理施策を積極的に展開しており、2017年から4年連続で「健康経営優良法人ホワイト500」に認定されています。



従業員の健康維持・増進の取り組み

1. 健康管理の支援体制

事業所の規模に応じて、専属産業医、保健師、看護師を配置し、健康管理体制の整備・強化を図っています。また、健康保険組合では、がん検診の実施や生活習慣病予防（特定保健指導）、個人の健康増進活動（ウォーキングなどの健康増進キャンペーン）を積極的に支援しています。統括産業医が中心となり、本社主導で国内各拠点の健康管理施策運用の標準化を進め、健康診断・事後措置、メンタル対応など、従業員がどこの拠点にいても同じ対応を受けられるよう運用体制を整備しています。

2. がん検診

健康診断では、内視鏡などを用いた「がん検診」を充実させ、がんの早期発見を支援しています。

- ◆ 「がん検診」の費用は健康保険組合がほぼ全額を負担（肺ヘリカルCT検査と脳ドックは半額自己負担）
- ◆ 35歳以上の従業員は、上部消化管内視鏡および大腸内視鏡検査によるがん検診が可能
- ◆ 婦人科（乳がん、子宮がん）検診は年齢制限なく受診可能
- ◆ 30歳以上の被扶養者も従業員と同じ条件でがん検診が受診可能

3. 就労支援

病気療養後、確実に復職できるよう支援を行っています。たとえば、産業医、保健師による定期面談を通じて継続的なフォローを実施しています。また、リワーク施設（外部の職場復帰支援施設）や、復帰前に試用出社して少しずつ慣れていただく制度（ソフトランディング運用）などを活用し、個別に対応しています。

4. メンタルヘルス

以下の4つのケアを組み合わせて、予防措置から不調者対応、復職までを支援しています。

- ◆ eラーニングなどを活用したメンタル教育の実施（セルフケア）
- ◆ 産業保健スタッフによる相談対応と日常的なケア（ラインケア、スタッフケア）
- ◆ 外部の心理カウンセラーによる相談対応、セミナーの開催（外部専門家によるケア）

5. 健康診断・健康相談

健康保険組合と協力し、定期的な健康診断のメニューの充実を図っています。オプションのがん検診は定期健診と一緒に運営し、内視鏡検査も導入しています。

また、生活習慣病改善に向けた「運動セミナー」や「禁煙セミナー」などのイベント、メンタルヘルスを含む健康相談などを実施しています。

海外に出向している駐在員にも定期的な健康診断を義務づけ、本人だけではなく、家族の健康管理もフォローしています。担当の産業医、保健師・看護師を配置し、赴任時、帰国時の面談の実施、日常的な健康相談対応も行っています。また、産業医による現地訪問も定期的に行い、駐在員の健康管理活動の充実を図っています。

企業市民活動方針

オリンパスグループ（以下、「オリンパス」という）は、「経営理念」と「オリンパスグローバル行動規範」に基づいて企業活動を行っています。

オリンパスは、長期的視点に立ち、世界をリードするメドテックカンパニーとして相応しい企業市民活動を通して、私たちの「存在意義」である「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」を目指します。

オリンパスは、自発的にグローバルおよび地域社会に対する活動を行い、社会とステークホルダーに対する責任を果たしていきます。



1. 重点とする3つの領域

オリンパスは、グローバル・メドテックカンパニーとして「医療・健康」の領域、および100年にわたるモノづくりの精神の根幹である科学技術の発展や環境の持続可能性に貢献するため、「科学・技術」「環境」の領域を合わせた3つの領域で、グローバルおよび地域社会に対して企業市民活動を展開します。

「医療・健康」：医療事業の知見を活用した活動

「科学・技術」：科学事業の知見を活用した活動

「環境」：将来世代が豊かな自然環境を享受するための活動

また、上記の重点領域に加え、貧困や飢餓の低減などの人道的な慈善活動や、大規模災害発生時の緊急支援活動、地域貢献活動にも取り組みます。

2. 活動の考え方

(1) 各地域の文化・慣習を尊重

グローバル企業として国際的な社会課題への取り組みを行うことに加えて、各地域の文化・慣習を尊重した取り組みを行います。各国の拠点や関係会社においても、地域のニーズに応じた自発的な活動を文化・慣習に則った活動を展開します。

(2) 実りあるパートナーシップ

社会課題の解決に向けてスピードや効率を上げて応えるために、対象領域に相応しいNGOやNPO、行政、国際機関等のパートナーと連携します。そこで得た知見・経験・ノウハウ・改善点を次の活動に活かし、私たちの持続的成長につなげます。

(3) 次世代の育成

私たちが100年を超える企業活動を通じて培った知見やノウハウを活かし、次世代への教育支援や啓発活動などを通して、社会の持続的成長を支える人材の育成に貢献します。

(4) 従業員が自発的に参加できる機会の提供

従業員一人ひとりが、ボランティア活動などで社会と接点を持つことは、社会貢献のみならず本人の視野の拡大や感度の向上に繋がる良い成長の機会になります。オリンパスは従業員が自発的に社会参加できる機会を数多く提供できるよう、支援していきます。

3. 情報開示

社会とステークホルダーへの責任を果たすために、実施した企業市民活動について適切な方法で積極的かつ、迅速に情報を開示します。

4. 継続的な改善

企業市民活動の運営や、その成果を通じて、社会とステークホルダーから得られたレスポンスを今後の活動に反映させ、継続的な改善に努めます。

慈善寄付・助成方針

オリンパスグループは、すべての企業活動の基本思想である「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」に基づき、事業を通じて社会に新たな価値を創造することに加え、社会からより高い信頼を得ることを目指します。慈善寄付・助成を通じ、社会の一員として社会的課題の解決に向けた使命と責任を果たします。

1. 重点とする領域と活動

「医療・健康」、「文化・芸術」、「地球環境」、「科学・技術」の領域を中心に慈善寄付・助成を行います。また、実施に際しては、社会的に公正で、かつ倫理規範を満たすよう配慮します。

1. 慈善寄付

人道的支援のための慈善的取り組みおよび企業の社会的責任に基づく地域社会への貢献活動として、金品による寄付を行います。災害支援の際の寄付も慈善寄付の一部と位置付けます。

2. 助成

公益を目的とする団体による「医療・健康」、「文化・芸術」、「地球環境」、「科学・技術」の各分野における教育および研究活動やプログラムに対して、金品による寄付を行います。

2. 法規制・社会規範の遵守

オリンパスは、慈善寄付・助成に関する国内外の法令および業界ガイドラインを確実に遵守します。

3. 規程・体制の整備

オリンパスの商業活動と明確に分離し、透明性を確保するためのガイドラインおよび運営体制を定め、慈善寄付・助成を実行します。

4. 情報公開

国内外の法令および業界ガイドラインに従い、慈善寄付・助成の実行結果を確実に記録し、適時・適切な情報の開示に努めます。また、情報公開や積極的なコミュニケーションを通じてステークホルダーとの相互理解に努めます。

慈善寄付の取り組み

▶ 慈善寄付・助成方針

◆ 慈善寄付の実績（金品による支援）

年度	慈善寄付の実績（金品による支援）	合計
2018年3月期	24件	13,280,226円
2019年3月期	18件	16,028,224円
2020年3月期	18件	10,977,619円
2021年3月期	11件	47,610,820円

※ 集計対象はオリンパスのみ

◆ 慈善寄付の主な実績

2020年6月4日 ▶ 新型コロナウイルス感染症対策としてグローバルで合計1億円相当の支援

2020年7月21日 ▶ 新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響下にある子どもたちへの緊急支援（COVID-19支援）

コーポレートガバナンスに関する基本方針

当社の経営理念

当社は、「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」をすべての活動の基本思想とし、株主をはじめとしたすべてのステークホルダーのために、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指す。

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、基本的にコーポレートガバナンス・コードの原則を実施し、株主に対する受託者責任および顧客、従業員、地域社会等のステークホルダーに対する責任、ならびに上記の当社の経営理念を踏まえ、実効性あるコーポレートガバナンスの実現をめざし、当方針を策定する。

1. 株主の権利、平等性の確保

- ①当社は、株主の権利を尊重し、また、株主の実質的な平等性を確保する。
- ②当社は、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行う。
- ③当社は、中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証のうえ当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断した上場株式を保有する。毎年、取締役会で個別の政策保有株式について、保有目的、保有に伴う便益、リスク等を総合的に勘案の上、保有の適否を検証し、保有に適さないと判断した株式については順次縮減する。政策保有株式について、株主としての権利を行使すべく、すべての議案に対して議決権行使することとし、政策保有先の中長期的な企業価値向上の観点から当該企業の経営状況を勘案し、議案ごとの賛否を適切に判断する。
- ④当社およびその子会社が関連当事者間取引を行う場合は、「職務権限規程」および関連する規程に基づき、各社の取締役会の承認を要することとし、さらに地域統括会社の承認を得るとともに当社へ報告する。

2. 株主以外のステークホルダーとの協働

当社は、経営理念である「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」のもと、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーとの適切な協働に努める。

ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、会社としての価値観を示しその構成員が従うべき行動準則を定め、実践する。具体的には、グループ全員の行動の拠り所として「経営理念」、「オリンパスグローバル行動規範」を策定し、当社グループに属するすべての役員および従業員に、広く浸透させる。

コンプライアンスの統括責任者としてチーフコンプライアンスオフィサー（CCO）を任命する。また、すべてのステークホルダーに対し、多言語で24時間対応可能なグローバル通報受付窓口を設置するとともに、各地域においても必要に応じ適切な内部通報制度を構築する。CCOは運用状況を定期的に監査委員会へ報告するとともに、必要に応じて取締役会に報告する。

3. 情報開示の充実および透明性の確保

当社は、経営理念である「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」をすべての企業活動の基本思想とし、すべてのステークホルダーから正しい理解と信頼を得るために、経営方針、財務状況、事業活動状況、CSR活動などの企業情報を公正、適時適切かつ積極的に開示する。

4. 取締役会等の責務

① 取締役会の役割

取締役会は、経営の基本方針や内部統制システムに係る事項その他の重要事項を決定し、取締役および執行役の職務の執行を監督する。

② 取締役の資質

当社の取締役は、高い倫理観を有し、かつ、中長期的な企業価値を創造するために必要な経験、知識、能力を有し、自らの義務と責任を全うするために、取締役会に対して十分な時間を割く。

③ 取締役会の多様性

当社は、取締役会の構成については、国籍や人種、性別にとらわれず、経験、知識、能力等における多様性に配慮する。

④ 取締役会の規模

当社グループの規模および事業の内容から、定款に定める15名以内で取締役会の機能を効果的かつ効率的に発揮できる適切な員数を維持する。

⑤ 独立社外取締役

取締役会の監督機能を高める観点から、取締役の半数以上を独立社外取締役とする。独立性基準は指名委員会で定める。

⑥ 取締役会の議長

執行と監督の分離を図るために、取締役会の議長は独立社外取締役が務める。

⑦ 指名、報酬および監査に関する委員会

取締役会は、指名委員会、報酬委員会および監査委員会を設置する。

指名委員会

- ・指名委員会は、取締役および執行役の人事に係る事項を審議し、株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案の内容を決定する。
- ・指名委員会は、取締役会が取締役の中から選定した3名以上の委員で構成し、その過半数を独立社外取締役とする。また、委員長は独立社外取締役とする。

報酬委員会

- ・報酬委員会は、取締役および執行役の報酬に係る事項等を審議し、個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定め、その方針にしたがい、取締役および執行役の個人別の報酬等の内容を定める。
- ・報酬委員会は、取締役会が取締役の中から選定した3名以上の委員で構成し、その過半数を独立社外取締役とする。また、委員長は独立社外取締役とする。

監査委員会

- ・監査委員会は、次に掲げる職務を行う。
 - 1) 執行役および取締役の職務の執行の監査および監査報告の作成
 - 2) 会計監査人の選任および解任ならびに不再任に関する議案の内容の決定
 - 3) その他法令および定款に定められた職務およびその他監査委員会が必要と認めた事項
- ・監査委員会は、取締役会が取締役の中から選定した3名以上の委員で構成し、その過半数を独立社外取締役とする。また、委員長は独立社外取締役とする。かつ少なくとも1名は、財務、会計業務に関する豊富な知識を有する者とする。

⑧ 取締役の選任プロセス

指名委員会が取締役候補者を選任基準に照らして審議、面接して、株主総会に提出する取締役の選任・解任に関する議案の内容を決定する。

⑨ CEO の後継者の育成とその決定

指名委員会は、CEO の後継者計画を策定し、定期的に見直しを行う。

後継者の決定は、指名委員会で社外を含む候補者が社長に相応しい資質を有するか審議を行い、取締役会に意見の陳述および助言を行い、取締役会で決定する。

⑩ 報酬制度

役員報酬（取締役および執行役の報酬）については、「企業価値の最大化をはかり株主をはじめとした様々なステークホルダーの期待に応える」という意識を強く持たせ、その責務にふさわしい処遇とすることを、基本方針とする。報酬委員会は、同方針に基づき、短期および中長期の業績と連動する報酬の割合を適切に設定することを重視し、役員報酬を決定する。

⑪ 取締役会の運営

取締役会の議題、時間および開催頻度は、重要事項の決定および業務執行の監督のために、必要かつ十分な議論が可能なように設定する。また、取締役会において建設的な議論・意見交換ができるように、取締役会の付議および報告議案について、取締役会出席者の事前準備に要する期間に配慮して、事前に資料を送付する。また、取締役会の開催スケジュールや予想される審議事項については予め決定する。

⑫ 社外取締役だけの会合

当社は、必要に応じて、社外取締役だけの会合を実施し、情報交換および認識共有を図る。

⑬ 取締役会評価

毎年、取締役会の実効性について、第三者の視点も含めた分析および評価を行い、その評価結果の概要を公表する。

⑭ 情報入手と支援体制

- ・当社は取締役に対して、その役割および責務が実効的に果たせるように積極的な情報の提供に努める。
- ・当社の社外取締役は、必要があるときまたは適切と考えるときにはいつでも、社内取締役、執行役および従業員に対して説明もしくは報告を求め、または社内資料の提出を求めることができる。
- ・当社は、指名委員会、報酬委員会および監査委員会ならびに各委員がその職務を適切に遂行することができるよう、適切な人員等を付与された事務局を設置する。

⑮ 取締役の研鑽

取締役は、その役割や責務を果たすために、知識の習得や更新等の研鑽に努める。また、当社は新任の社外取締役に対して、当社の事業所、工場見学や事業の勉強会等当社に関する知識を習得するために様々なプログラムを提供する。

5. 株主との対話

当社は持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、株主との建設的な対話を促進するための体制整備および取組みに関する方針を取締役会で定め、公表する。

株主との建設的な対話を促進するための体制整備および取組みに関する方針

1) 基本方針

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、CEO および CFO が中心となって株主との建設的な対話を積極的に実施する。IR 機能がこれを補佐して社内における情報交換や株主から得た意見の経営陣幹部へのフィードバック等の体制を整備する。

2) CEO および CFO による対話の方針

株主との対話全般については、CEO および CFO が中心となって建設的な対話の実現に向け、対応する。具体的には、株主との個別の面談に加え、四半期決算ごとに説明会、スモールミーティング、海外投資家との電話会議を実施するほか、定期的な国内および海外ロードショーの実施、証券会社主催のカンファレンスへの参加等、株主との直接の対話の機会を積極的に設けることとする。

3) IR 機能による IR 活動の方針

IR 活動を専門に担当する IR 機能を設置し、株主との対話の充実に向けて積極的な IR 活動を実施する。具体的には、株主の依頼に応じて随時個別の面談を実施するほか、個人投資家向け説明会や施設見学会といった IR イベントを定期的に実施する。また、ホームページ、統合レポート、株主通信、株主総会招集ご通知等を通じて株主に対して積極的な情報提供を行う。

4) IR 機能による社内情報交換体制整備の方針

IR 機能は、経営企画、内部統制、財務、経理、法務機能等と日常的に適宜情報交換を行い、必要に応じてプロジェクトチームを組むなどして、有機的な連携体制を取る。また、機関投資家を中心とする株主との対話から得た株主の意見および懸念については、必要に応じて、IR 機能からグループ経営執行会議や取締役会において報告し、その内容について議論する。

5) 株主との対話におけるインサイダー情報管理の方針

インサイダー情報については、「インサイダー取引防止規程」に従い厳重な管理を行う。株主との対話に際しては、担当者に対して IR 機能から改めて注意喚起を行うことで、インサイダー情報の漏洩を未然に防止する。

6. 本方針の改廃

本方針の改廃は取締役会決議によって行う。

以上

制定	2015年6月26日
改定	2016年6月28日
改定	2017年6月19日
改定	2018年5月31日
改定	2018年6月26日
改正	2019年6月25日
改正	2020年7月30日

オリンパスグローバル行動規範

「重要なのは一人ひとりの行動」

重要なのは、一人ひとりの行動であり、ビジネスにおいて、どのような行動をとるかということです。オリンパスは、このような行動の積み重ねにより、ステークホルダーの皆さんに信頼される企業でありたいと考えています。グローバル行動規範は、当社が誠実であり続けるためのゆるぎない決意と情熱、そして、卓越した業務水準について記しています。この行動規範はオリンパスの経営理念である「私たちの存在意義」と「私たちのコアバリュー」を実践するために作成されました。この行動規範のもと、当社は各地域の方針や手順に従いながら、倫理的且つ責任ある事業活動を行います。

グローバル行動規範

行動規範はここから複数の言語ファイルにアクセスできます。

- 日本語 (PDF形式: 2.4MB) [↗](#)
- 英語 (PDF形式: 2.2MB) [↗](#)
- 中国語（簡体）(PDF形式: 2.5MB) [↗](#)
- 中国語（繁体）(PDF形式: 2.4MB) [↗](#)
- 韓国語 (PDF形式: 2.2MB) [↗](#)
- イタリア語 (PDF形式: 2.1MB) [↗](#)
- スペイン語（ヨーロッパ）(PDF形式: 2.1MB) [↗](#)
- スペイン語（メキシコ）(PDF形式: 2.1MB) [↗](#)
- タイ語 (PDF形式: 2.2MB) [↗](#)
- チェコ語 (PDF形式: 2.1MB) [↗](#)
- ドイツ語 (PDF形式: 2.1MB) [↗](#)
- フランス語（カナダ）(PDF形式: 2.1MB) [↗](#)
- フランス語（ヨーロッパ）(PDF形式: 2.1MB) [↗](#)
- ベトナム語 (PDF形式: 2.2MB) [↗](#)
- ポーランド語 (PDF形式: 2.1MB) [↗](#)
- ポルトガル語（ブラジル）(PDF形式: 2.1MB) [↗](#)
- ポルトガル語（ヨーロッパ）(PDF形式: 2.0MB) [↗](#)
- ロシア語 (PDF形式: 2.1MB) [↗](#)

内部通報制度について

内部通報制度のご案内

オリンパスグループは、事業展開する各分野における法令・業界ガイドラインの遵守、ならびに高い倫理基準に基づく行動の実践を宣言しています。2019年4月には、既存の内部通報受付窓口“コンプライアンスヘルpline”に加え、新たにグローバル通報受付窓口“インテグリティ・ライン”を開設しました。不適切な活動や疑問を感じる行動を見聞きしたときには、いずれかの窓口をご活用下さい。

グローバル通報受付窓口(Integrity Line)

“インテグリティ・ライン”は社外の専門会社により運営されています。

この窓口は従業員ならびに取引先の方々を利用対象とし、秘匿性が確保されています。

法律で認められない国を除き、匿名での通報も可能です。

さらに、ウェブ通報および電話通報時に発信元が検索できない特殊な技術を採用しています。

受付時間 : 24時間/日 365日/年

ウェブ通報 : <http://olympus.ethicspoint.com> (多言語対応) ■

電話 : フリーダイヤル 0120-929-973 (自動音声後、日本語は1、英語・他言語は2を選択)

*上記日本国内ダイヤルの他にも主要各国のダイヤル選択可能。詳しくはオリンパスの海外ホームページで検索して下さい。

コンプライアンスヘルpline社外窓口（外部弁護士受任）

受付時間 : 法律事務所営業日 9:30-17:30

Eメール : yohamabe@ybb.ne.jp

電話 : 03-5272-8156 (代表番号)

Fax : 03-5272-8163

郵送 : 〒169-0051 新宿区西早稲田1-1-7
(弁) 早稲田大学リーガルクリニック
「浜辺陽一郎 弁護士」宛

コンプライアンスヘルpline社内窓口（グループコンプライアンス）

受付時間 : オリンパス本社営業日 8:45-17:30

Eメール : compliance-helpline@ot.olympus.co.jp

Notes メール : ComplianceHelpline

グローバル基準

オリンパスがサードパーティに期待すること

本グローバル基準は、サードパーティがオリンパスグループのために事業活動を行う際に、オリンパスが期待する基本的な価値観、原則、行動基準について、ガイダンスを与えることを目的としています。私たちは、サードパーティをビジネスのパートナーと考え、我々の従業員や管理者に求めるのと同様に、高い水準の誠実さを求めます。

サードパーティ： サードパーティとは、オリンパスグループ会社とともに、またはオリンパスの代わりに、商品やサービスを提供する、または事業活動を行うという契約を結んだ、または契約を予定している、オリンパスグループ会社 が所有、管理、雇用していない、外部の企業、組織、個人のすべてを指します。

グローバル基準は以下に掲載しております。

- 日本語 (PDF形式: 7.5MB) 
- チェコ語 (PDF形式: 7.4MB) 
- 英語 (PDF形式: 4.8MB) 
- ドイツ語 (PDF形式: 7.3MB) 
- 中国語(簡体) (PDF形式: 3.9MB) 
- フランス語(カナダ) (PDF形式: 3.8MB) 
- 中国語(繁体) (PDF形式: 7.5MB) 
- フランス語(ヨーロッパ) (PDF形式: 3.8MB) 
- 韓国語 (PDF形式: 7.4MB) 
- ベトナム語 (PDF形式: 7.4MB) 
- アラビア語 (PDF形式: 7.4MB) 
- ポーランド語 (PDF形式: 7.3MB) 
- イタリア語 (PDF形式: 3.8MB) 
- ポルトガル語(ブラジル) (PDF形式: 21.5MB) 
- スペイン語(ヨーロッパ) (PDF形式: 7.3MB) 
- ポルトガル語(ヨーロッパ) (PDF形式: 7.4MB) 
- スペイン語(メキシコ) (PDF形式: 7.3MB) 
- ロシア語 (PDF形式: 7.4MB) 
- タイ語 (PDF形式: 3.9MB) 

オリンパスグループ税務方針

前文

オリンパスグループ（以下「オリンパス」という）「経営理念」と「グローバル行動規範」は、オリンパスが事業遂行上適用すべき法令と倫理原則を定め、税務当局を含む全てのステークホルダーとの関係を明確にしております。経営理念である「Our Core Values」には「共感」と「誠実」が含まれ、「Our Core Values」を経営の根幹に据え、オリンパスは、誠実さを保ちながら患者様、顧客、医療関係者、行政、地域社会の皆さまからの信頼を確保し、共感を構築致します。

グループ税務方針

グループ税務方針は、税務課題に関してオリンパス関係者が実施すべき行動原則を明記しております。本方針詳細は以下の通りです。

1. 法令、規定および規則への遵守

オリンパスは経営理念「Our Core Values」の1つである「誠実」およびグローバル行動規範に則り、事業、取引の実施地域に関わらず、適用すべき税務に関する法令、規定、規則、報告および開示要請事項を遵守します。また、税務部門は各事業部門と連携し、必要に応じ外部の専門的助言を受け、コンプライアンス確保のために必要な助言・指導を行います。オリンパス税務部門は、必要に応じ外部の専門アドバイザーによるサポートを受け、必要な知識と人材を活用して定期的なモニタリングと検証による裏付けを行い、税務に関する管理責任を全うします。

2. グループ戦略との整合性

税務上の意思決定は、オリンパスの事業戦略に合致し、かつ事業戦略を補完することを前提にしています。重要な経営上の意思決定は、税務上の影響を考慮の上で行い、グループ税務部門は事業部門と意思決定プロセスにおいて連携し、意思決定の一貫性を確保します。

3. ガバナンス、保証、税務リスク管理

オリンパスの税務に関する責任と説明責任は、税務責任分掌にて定義され、意思決定はグループ職務権限にて設定された適切なレベルで実施しております。

税務リスク検証にあたっては、合理的根拠に基づいた結論を導くため、専門家検証と判断を参考します。オリンパスは、税務リスクに対して保守的なアプローチを採用しており、可能な限り税務リスクを軽減するよう、努めています。税法の適用または解釈に不確実性がある場合には、意思決定を支援するため、事実、リスクおよび結論を記載した書面による助言を第三者の専門家より入手します。

また、税務上の対応又は意思決定のリスクを検証するにあたり、以下の各事項を検討します。

- ◆ 取締役の善管注意義務または法令上の義務
- ◆ オリンパスの法令遵守および行動規範
- ◆ オリンパス経営理念に規定されている、利害関係者との関わり方の指針「共感」への遵守状況
- ◆ 税制上の恩典適用時のオリンパスの財務数値への貢献影響と罰則リスク等の潜在的財務コストとの比較
- ◆ 税務当局との見解不一致による二重課税（同じ所得に対し複数国で課税されること）発生等の影響および税務当局との関係への影響

グループ税務方針の要件を充足していることを保証するため、グループ税務部門はリスクマネジメントプロセスおよびシステムを実施しております。これには、コンプライアンスおよびリスク監視システム、並びにグループ全体の税務コンプライアンス活動の内部監査が含まれます。

4. 税務当局との関係

オリンパスは、事業展開する各地域の税務当局に対し、透明性の高い情報開示を実施します。税法の適用または解釈に不確実性が存在する場合、事前に情報を自主的に開示し、協議の上で確実性を確保します。また、税務当局及び他の関連機関への対応は、協議事項について早期の合意形成を図り、確実性を担保するため、協調的、丁寧かつ迅速に実施します。

5. タックスプランニング

オリンパスは、地域社会への貢献の一部と認識し、事業展開している国または地域にて適正な納税を実施します。また、オリンパスは、過度若しくは作為的なタックスプランニングを実施しません。

オリンパスは、OECD移転価格ガイドラインおよび国際的な租税回避行為防止のためのフレームワークとなるBEPS (Base Erosion and Profit Shifting) 行動計画を支持し、遵守します。特に、オリンパスは、経済的価値を形成した国または地域に適正に利益を配分し、かつ事業実態に即した納税が不可欠であるとの指針を遵守します。

6. 優遇税制と税額控除

オリンパスは、いずれの地域においても、それぞれの税法に従い算定された税額を納税すべきと認識しております。しかし、税額算定が明確に定義されていない場合や、代替的算定方法が異なる税額を算定する場合があります。この場合、オリンパスは、適用可能な税額控除制度および優遇税制を適用し、最適な算定方法を決定の上、税負担の最適化を図ります。

オリンパスグループにおける贈収賄防止に関する指針

オリンパスグループにおける贈収賄防止に関する指針へのご理解とご協力のお願い

私たちオリンパスグループは、いかなる場面においてもコンプライアンス精神を尊び、法令、社会規範、および社内規則に反する行為を容認しないことを、全ての経営陣および社員一人ひとりに徹底しています。オリンパスは、いかなる地域で事業を行う場合も、高い倫理観を持ち、全ての業務において、誠実かつ倫理的な方法で事業を行うことを確約しております。

グローバルでの法令適用や社会倫理観が厳しくなっている贈収賄および公正競争関連においても、当社では厳格な方針を取り、防止のための有効な仕組みを構築し運用を行っております。

この度、当社の贈収賄防止に対する基本的な考え方をあらためてお知らせし、お取引先さまにご理解いただきたい事項をまとめた指針を制定いたしました。コンプライアンスの徹底は当社の努力だけで成るものではなく、お取引先さまのご理解とご協力が不可欠であるとの考えであります。

お取引先さまにはこの指針をご確認いただき、ご協力をいただけますようお願い申し上げます。

オリンパス株式会社
チーフコンプライアンスオフィサー
エヴァ ガーディアン アイゼンローア

オリンパスグループの贈収賄における考え方

I. 本指針の背景

オリンパスグループ（以下「オリンパス」）は、経営理念に掲げている「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」をすべての活動の基本思想としています。

オリンパスはこの基本思想のもと、法令遵守はもとより、高い倫理観と責任持って行動します。

オリンパスは事業活動を行う各国・各地域の全ての適用法令や規則を遵守し、健全な商習慣と社会通念に沿った公正な事業活動を行い、不公正な利益を得るための贈収賄を許しません。公務員を含む全てのお取引先さまに対し、贈収賄と見なされる行為は行いません。

オリンパスは国連が提唱する「グローバル・コンパクト」10原則に署名しており、人権の保護、不当な労働の排除、環境への対応のみならず、腐敗の防止の実践に向けた取り組みを行います。

II. 本指針の目的

本指針は当社の贈収賄防止に関する考え方をまとめたものです。

お取引先さまには、日本国内外の贈収賄防止規制の要求をふまえたオリンパスの考え方をご理解いただいた上で、贈収賄防止はもとより贈収賄との誤解を招く行為を防止いただくことを目的とし、本指針に沿った事業活動を遂行されますようお願いいたします。

なお、日本国内外の贈収賄禁止規制とは、以下の日本国内外の賄賂防止に関する法令、条約、省令、規制等をいいます。米国・英国等の海外法令は域外適用されることから、グローバルに事業展開を行っている多くの日本企業がその適用対象となります。

1. 日本：不正競争防止法（第18条）
2. 米国：海外腐敗行為防止法（Foreign Corrupt Practices Act, “FCPA”）
3. 英国：2010年贈収賄法（UK Bribery Act 2010）
4. その他国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約に基づきまたは関連する同様の法

III. オリンパスの贈収賄防止に対する考え方

当社は、贈収賄防止のための法令や規制を遵守するため、グループ会社に適用する規定を設け、厳格に運用をしています。

1. 贈賄防止

◆ 1.1 公務員等への賄賂とみなされる行為の禁止

不当な利益を得るために、公務の遂行および決定に影響を与える目的で、公務員およびそれに準じる者（以下、「公務員」という）に対し金品その他の不正な利益の供与、収受、それらの約束、要求、申込またはそれらの承認を行いません。

◆ 1.2 公務員以外への贈賄の禁止

不当な利益を得るために、收受者の職務の遂行および決定に影響を与える目的で、金品その他の不正な利益の供与、収受、それらの約束、要求、申込またはそれらの承認を行いません。

2. 収賄防止

当社の経営や事業判断または職務執行に不適切な影響を与えることを目的に提供される金品その他の不正な利益の供与、収受、それらの約束、要求、申込またはそれらの承認を行いません。

用語の定義

「贈収賄」とは、不当な利益を得るために、收受者の職務の執行または決定に影響を与え、またはその他の不当な行為を行わせる目的で、金品その他の不正な利益の供与、収受、それらの約束、要求、申込またはそれらの承認を行う行為を指します。

「公務員」には、国内の公務員、外国公務員、国際公共機関、政党、それらの職員、公職の候補者その他公務員とみなされる可能性のある者を指します。またそれらの肉親（配偶者、子供、扶養家族等）も含みます。

「金品その他の不正な利益」には、現金、現金と同等のもの、贈答品、サービス、雇用、ローン、旅費、飲食・スポーツ観戦等の接待、政治献金、慈善寄付、補助金、日当、スポンサー、謝礼等、その名目を問わず收受者にとって利益になるもの全てが含まれ、少額であっても規制の対象になります。

オリンパスグループからお取引先さまへのお願い

当社は贈収賄防止に厳格な姿勢で取組んでおります。お取引先さまにおかれましても上記「オリンパスの贈収賄防止に対する考え方」をご理解のうえ、同様に第三者とお取引いただきますようお願いいたします。また、その趣旨を徹底するため、当社との契約を遂行するにあたって第三者と契約する場合は、下記の各措置をお取引先さまにて実施くださいますよう、お願いいたします。

1. 第三者への事前調査の実施

お取引先さまと第三者との契約に際しては、当該第三者を通じた賄賂の授受やその他関連行為が行われる可能性を排除するために、事前調査をお願いします。

2. 贈収賄禁止条項の契約書等への規定

第三者と締結する契約には、反贈収賄の表明、記録の管理、監査権、契約の解除条項等を定めた贈収賄防止条項を含むようお願いします。

3. 社内教育の実施

全役員および社員に対し贈収賄防止に関する理解を促し、どのような場面でも賄賂の授受を疑われることがないよう教育の実施をお願いします。違反した個人の刑事責任・民事責任のみならず、会社間の契約の解除を含めた処分が課される可能性があることも周知されますようお願いします。

4. モニタリングと監査の実施

第三者において贈収賄を防止するための対応策の実施進捗や、関連する社内規定の遵守状況をモニタリングし、その有効性、適正性を検証するための監査を定期的に実施することをお願いします。

5. 記録管理の徹底

当社との契約の遂行に関連する全ての取引におきまして、正確かつ適切な会計帳簿または財務記録等に記録し、管理されるようお願いいたします。

制定2015年4月1日

情報開示方針

オリンパスグループ（以下「オリンパス」という）は、経営理念に掲げている「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」をすべての企業活動の基本思想としています。当社はこの基本思想のもと、すべてのステークホルダーから正しい理解と信頼を得るために、経営方針、財務状況、事業活動状況、非財務関連の企業情報を公正、適時適切かつ積極的に開示します。

1. 情報開示の基準

オリンパスは、情報開示にあたり、法令や金融商品取引所の規則を遵守し、法令・規則によって開示を求められる情報を開示します。また、法令・規則に開示の定めのない情報についても、オリンパスの企業価値に大きな影響を与える情報を、金融商品取引法第27条の36の規定（いわゆるフェア・ディスクロージャー・ルール）および社内開示基準に基づき積極的に開示します。

2. 情報開示の方法

オリンパスは、東京証券取引所の適時開示規則によって開示の定めのある情報については、原則として同証券取引所が提供する適時開示情報伝達システム（TDnet）を通じて開示します。その後、その情報は直ちに当社ホームページ上に掲載します。また、法令・規則に開示の定めのない情報については、プレスリリースやホームページ等を通じて開示します。

3. 未公表の重要な情報の取り扱い

オリンパスは、未公表の重要な情報のうち、オリンパスの企業価値の評価に大きな影響を与える情報が、特定の第三者にのみ開示された場合には、直ちに開示します。

4. 沈黙期間（クワイエット・ピリオド）

オリンパスは、決算情報の漏洩防止のため、決算終了日から決算発表日までを「沈黙期間」としています。この期間は、原則として決算に関連するコメントや質問への回答を控えています。ただし、沈黙期間中に適時開示に該当する事実が発生した場合や実績値が業績予想と大きく異なることが見込まれ公表が必要な場合は、適時開示規則に則って開示します。

適用範囲

このオリンパス情報開示方針はオリンパスグループ全社に適用されます。

倫理委員会

オリンパスは「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に則り、有識者からなる倫理委員会を開催し、倫理的および科学的観点から研究実施の妥当性を審査しています。また、委員会の透明性を高めるため、倫理委員会規約、倫理委員会委員名簿、及び第58回以降の議事録要旨を、厚生労働省の「研究倫理審査委員会報告システム」にて公開しています。

› 研究倫理審査委員会報告システム

【動作環境】（Windows、Mac共通）

- Internet Explorer 9 以上
- FireFox 最新版
- Google Chrome 最新版
- Apple Safari 最新版

議事録要旨

- › 倫理委員会議事録要旨（第57回）
- › 倫理委員会議事録要旨（第56回）
- › 倫理委員会議事録要旨（第55回）
- › 倫理委員会議事録要旨（第54回）
- › 倫理委員会議事録要旨（第53回）
- › 倫理委員会議事録要旨（第52回）
- › 倫理委員会議事録要旨（第51回）
- › 倫理委員会議事録要旨（第50回）
- › 倫理委員会議事録要旨（第49回）
- › 倫理委員会議事録要旨（第48回）
- › 倫理委員会議事録要旨（第47回）
- › 倫理委員会議事録要旨（第46回）
- › 倫理委員会議事録要旨（第45回）
- › 倫理委員会議事録要旨（第44回）
- › 倫理委員会議事録要旨（第43回）
- › 倫理委員会議事録要旨（第42回）
- › 倫理委員会議事録要旨（第41回）

- › 倫理委員会議事録要旨（第31回-第40回）（PDF形式: 159.1KB）
- › 倫理委員会議事録要旨（第21回-第30回）（PDF形式: 162.6KB）
- › 倫理委員会議事録要旨（第11回-第20回）（PDF形式: 197.0KB）
- › 倫理委員会議事録要旨（第1回-第10回）（PDF形式: 253.2KB）

医療機関等への資金提供等

日本

- 透明性ガイドライン指針
- 医療機関・医療関係者等への資金提供等の情報はこちら 
- その他、透明性ガイドラインに関するお問い合わせはこちら

米州

- 医療機関・医療関係者等への資金提供等の情報はこちら 

透明性ガイドライン指針

オリンパスと医療機関等との透明性に関する指針

▼ 基本的考え方 ▼ 適用範囲 ▼ 公開方法 ▼ 公開時期 ▼ 公開対象 ▼ 当年度公開情報 ▼ FAQ（よくある質問）

1. 基本的考え方

オリンパスグループは、法令遵守はもとより、高い倫理観をもち、全ての経営陣および社員一人ひとりが「何が正しいか」を考え、責任ある行動をとることを誓います。そして、いかなる場面においても、コンプライアンス精神を徹底し、法令、社会規範、および社内規則に反する行為を容認しません。医療機関等との関係においても、この倫理観に従い、公正で適正な判断のもとで企業活動を行っていることを広く社会にご理解いただくために、日本医療機器産業連合会（JFMDA）の会員会社として、当連合会が定める「医療機器業界における医療機関等との透明性ガイドライン」に基づき、本指針を定めるとともに、医療機関等への支払費用の情報を公開いたします。

2. 適用範囲

オリンパス

日本医療機器産業連合会とその加盟団体の会員企業であるオリンパス株式会社及びオリンパスグループ国内関係会社

医療機関等

学会、大学医学部（付属病院）、病院及び診療所、技師会、研究所、研究会、その他医療とその研究開発治験を行う施設及び医療に従事する者

3. 公開方法

オリンパスグループ企業情報サイトにて公開します。

4. 公開時期

各年度における医療機関等への支払費用の情報を、当該年度の決算発表後に公開します。

5. 公開対象

当社が公開対象とする医療機関等への支払費用の範囲は、「研究費開発費等」「学術研究助成費」「原稿執筆料等」「情報提供関連費」「その他の費用」とします。詳細は、下記URLの「医療機器業界における医療機関等との透明性ガイドライン」本文をご覧ください。

日本医療機器産業連合会（JFMDA）

▶ 透明性ガイドライン策定について 

6. 当年度公開情報

2019年度分

▶ 医療機関・医療関係者等への資金提供等の情報はこちら 

7.FAQ(よくある質問)

Q なぜ医療機関・医療関係者等への資金提供等に関する情報公開が必要なのか？ ▲

A 日本医療機器産業連合会（JFMDA）によって「医療機器業界における医療機関等との透明性ガイドライン」が策定されました。このガイドラインへの対応指針として、オリンパスは「オリンパスと医療機関等との透明性に関する指針」を策定しました。医療機関等との関係において、公正で適正な判断のもとで、企業活動を行っていることを広く社会にご理解いただくために、日本医療機器産業連合会（JFMDA）の会員企業として、医療機関等への支払費用の情報を公開します。

Q 医療機関・医療関係者等への資金提供等の情報はいつまで公開するのか？ ▲

A 2019年度分公開から5年間公表することとします。

Q 医療機関・医療関係者等への資金提供等として公開する項目はどのようなものか？ ▲

A 「医療機器業界における医療機関等との透明性ガイドライン」に基づき、以下の項目を公開します。

- ◆ 研究費開発費等（公的規制の下で実施される各種試験、報告、調査等（臨床試験、治験、製造販売後臨床試験、不具合・感染症症例報告、製造販売後調査等）及び弊社が独自に行う調査等の費用を含みます）
- ◆ 学術研究助成費（医療技術の学術振興や研究助成を目的として行われる奨学寄附金、一般寄附金、および学会等の会合開催を支援するための学会寄附金、学会共催費を含みます。）
- ◆ 原稿執筆料等（医療機器の適正使用等に関する情報提供のための講演や原稿執筆、コンサルティング等業務委託に関する費用を含みます。）
- ◆ 情報提供関連費（医療関係者に対する弊社医療機器の適正使用、安全使用の為に必要な講演会、模擬実技指導、説明会等の費用を含みます。）
- ◆ その他の費用（社会的儀礼としての接遇等の費用を含みます。）

以上

情報セキュリティ方針

オリンパスグループ（以下、「オリンパス」という）は、経営理念に掲げている「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」をすべての活動の基本思想としています。当社はこの基本思想のもと、オリンパスが取り扱う全ての情報及び情報システム（以下、「情報資産」という）を適切に保護、管理し、積極的に活用します。製品およびサービス上の顧客情報も我々の管理対象とし、適切な管理・保護に努めます。また、これらの活動は継続的に見直し、改善に努めます。

1. 法令遵守

それぞれの国・地域において、情報セキュリティに関する法令、指針、契約上の義務を順守します。

2. 情報の管理・保護

事業活動において、情報資産（社内及び顧客）を適切に管理・保護します。また、悪影響をもたらす不適切な情報資産の利用（情報関連法規制違反等）や、情報資産の価値を損なうような行為（改ざん、破壊、漏洩、悪用 等）を防止するための対策を講じます。

3. 体制の整備

オリンパスのビジネスに関わる情報セキュリティの適切な管理・保護を確実に実施するために、CISO（チーフインフォメーションセキュリティオフィサー）を設置した体制を整備し、責任を明確にします。

CISOが指揮するオリンパスの各地域や機能（製品、IT、データ保護等）を包括するグローバルガバナンス体制の下、情報セキュリティの管理・確保に取り組み、ステークホルダーへの説明責任を果たします。

4. 規程の整備

情報セキュリティの確保に向けて取り組むべき事項を明らかにし、社内規程として整備します。また、これらの社内規程やプロセス及び管理策を継続的に見直します。

5. 教育

全ての関係者に対して情報セキュリティに関する意識向上を図ると共に、情報セキュリティに関する必要な教育及び訓練を実施します。

6. 緊急時の対応

情報セキュリティに関する事故の予防に努めるとともに、万一事故が発生した場合は速やかに対応を行うとともに、必要な再発防止策を講じます。対応にあたっては、専門機関との情報共有や顧客に向けた必要な情報開示等、事故による影響拡大を速やかに止める対策を実施いたします。

内部統制システム

内部統制システムの基本方針

当社の内部統制システムの基本方針は以下のとおりです。

➤ 2020年7月30日改定 (PDF形式: 235.2KB) 

内部統制システム基本方針第17版

当社は、経営理念に掲げている「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」をすべての活動の基本思想としています。

当社は、この基本思想のもと、当社および子会社（以下、「オリンパスグループ」）の業務の有効性と効率性ならびに財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制を整備し、運用するとともに、継続的な改善を図るものとしています。

1. 当社執行役および使用人ならびに子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、当社の執行役および使用人ならびにオリンパスグループの取締役および使用人が法令および定款を遵守して職務を執行する体制を確保するため、取締役会が取締役および執行役の職務の執行を監督する際の基本方針となる「経営の基本方針」を定めます。また、経営理念に基づき、オリンパスグローバル行動規範および各種の規程類を制定し、内容の浸透を図るとともに、継続的な教育等によりオリンパスグループにおけるコンプライアンス意識の向上を推進します。
- (2) 当社は、コンプライアンス推進体制として、コンプライアンス機能の責任者（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）を任命するとともに、統括機能を設置します。統括機能は「コンプライアンスマネジメントシステム」に基づいたコンプライアンス体制の充実に向けた活動を行います。また、使用人に対する教育やアセスメントに関する取り組みを継続的に実施します。なお、使用人は、法令違反等が発生または発生する可能性があると判断した場合、多言語で24時間対応可能なグローバル通報受付窓口をはじめ、各地域に設置された通報受付窓口を活用し、通報することができます。
- (3) 当社は、CEOをCSR責任者とし、オリンパスグループにおけるCSR活動の取り組み内容、目標設定および評価等を行っています。また、当社は高い倫理観を醸成することをはじめ、オリンパスグローバル行動規範に沿った取り組みを推進します。
- (4) 当社は、CEO直轄の内部監査機能を設置します。内部監査規程に基づき内部監査機能は、リスクマネジメント、コントロールおよびガバナンスの各プロセスの有効性等につき内部監査を実施します。内部監査機能は、オリンパスグループの内部監査結果を当社のCEOおよび監査委員会に報告します。
- (5) 当社は、主要な子会社に取締役および監査役を派遣するとともに、子会社の重要事項については職務権限規程および関連する規程類に基づき当社が承認することにより、子会社における業務の適正性を確保します。
- (6) 当社は、オリンパスグループの財務報告の適正性と信頼性を確保するために、内部監査機能において財務報告に係る内部統制制度における統制活動が有効に機能するための取り組みや運用状況を定期的に評価し、継続的な改善活動を実施します。
- (7) 当社は、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体に対して、弁護士および警察等と連携し組織的に毅然とした姿勢で対応します。また、オリンパスグループとして反社会的勢力排除の社会的責任を果たすため、関連する規程を整備し反社会的勢力排除の取り組みを継続的に実施します。

2. 当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 当社は、法令および文書管理規程等の規程類に従い、文書または電磁的情報の保存および管理を行います。
- (2) 取締役は、文書管理規程に基づき取締役会議事録および決裁書等の重要な文書を常時閲覧できます。

3. オリンパスグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、取締役会およびグループ経営執行会議等の会議体における慎重な審議ならびに決裁手続の適正な運用により、オリンパスグループの事業リスクの管理を行います。
取締役会は、経営の基本方針、内部統制システムに係る事項、その他の重要事項および重要な業務執行に関する事項を決定する他、執行役に委任する事項を決定します。また、執行役は、取締役会で決議する事項以外の重要事項については、意思決定を行い、取締役会に報告を行います。
- (2) 当社は、品質、製品安全、輸出管理、情報セキュリティ、安全衛生、環境、災害等のリスクに関して、それぞれ所管する機能を定め、規程類を制定し、オリンパスグループとして予防的リスクマネジメントに取り組むとともに、教育・指導を行うことにより管理します。
- (3) 当社は、内部統制規程および関連する規程類に基づき、オリンパスグループの事業活動に伴う重大リスクの顕在化を防ぎ、万一リスクが顕在化した場合の損害を最小限に留めるためのリスクマネジメントシステムを整備し、その適切な運用および管理にあたります。
また、リスクマネジメント運用規程に従い、オリンパスグループの担当機能においてリスクの把握、予防に取り組むとともに、有事の際、すみやかに対処できる体制としています。企業倫理違反ならびに震災、火災および事故等の重大なリスクが発生した場合、担当機能は、執行役および関係者に緊急報告を行い、CEOが対策を決定します。

4. 当社の執行役および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、オリンパスグループの経営目標を定めた中長期の経営基本計画およびその実行計画である年度事業計画について承認します。取締役会はその他の重要事項を決定し、取締役会で決議すべき事項以外の業務執行事項は、意思決定の迅速化および効率化を図るため、執行役に委任します。また、取締役会は年度事業計画の進捗評価のために業績等につき少なくとも四半期に1回報告を受け、執行役の職務の執行を監督します。
- (2) 取締役会は、執行役の職務の分担を決定します。また、その職務の執行状況について少なくとも四半期に1回報告を受けます。
- (3) 取締役会は、職務権限規程、組織規程および関連する規程類により、主要な職位の責任と権限について承認します。また、主要な職位から職務の執行状況について報告を受けます。

- (4) 当社は、オリンパスグループの財務運営の基礎となる財務方針を規定したグループ財務規程を定め、オリンパスグループの財務面でのガバナンスを強化とともに、子会社を含むオリンパスグループにおける資金、為替、金融機関取引の統括および管理を実施します。

5. 子会社の取締役および使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- (1) 当社は、関係会社管理規程および関連する規程類により子会社に関する管理基準を明確化したうえで、地域統括会社の社長がグループ各社の経営状況のレビューを行い、レビュー結果を定期的に当社の社長に報告します。
- (2) 当社は、連結会計規程に基づき、子会社からの適時適切な報告を徹底することにより、オリンパスグループの財務状態および経営成績を的確に把握し、かつ、連結会計方針の適切な維持管理を行います。

6. 当社の監査委員会の職務を補助すべき使用人およびその使用人の当社の執行役からの独立性に関する事項ならびに当社の監査委員会の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査委員会の職務を補助すべき専任の使用人を配置します。更に必要に応じて兼任の使用人を置くことができることとします。また、規程類を定め、次のとおり執行からの独立性を確保するとともに、監査委員会の職務を補助する使用人に対する指示の実効性を確保します。

- (1) 取締役（監査委員を除く）、執行役および使用人等は、監査委員会の職務を補助すべき使用人が監査委員会の職務を補助するにあたり指揮および命令を行わないものとします。
- (2) 監査委員会の職務を補助すべき使用人の任免、異動、賃金および人事評価等は監査委員会の同意を得たうえで決定します。

7. 当社の取締役（監査委員を除く）、執行役および使用人が当社の監査委員会に報告をするための体制および子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告をするための体制

- (1) 当社の取締役（監査委員を除く）、執行役および使用人、ならびに子会社の取締役、監査役および使用人は、法令および定款に違反する重大な事実、不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼす可能性のある事実について、直接または担当機能を通じすみやかに当社の監査委員会に報告します。その他、法令および監査委員会規程等に基づき、監査委員会がオリンパスグループの取締役、執行役および使用人等に対して報告を求めたときは、当該取締役、執行役および使用人等はすみやかに監査委員会に報告します。
- (2) 当社は、コンプライアンスマネジメントシステム規程に従い、オリンパスグループにおける重要なコンプライアンス上の問題が生じた場合は、その内容等についてコンプライアンス機能の責任者が取締役会に報告します。また、通報内容および調査結果を定期的に監査委員会に報告します。

- (3) 当社の内部監査機能は、定期的に当社監査委員会に対してオリンパスグループにおける内部監査の状況を報告します。また、コンプライアンス機能の責任者は、コンプライアンスに関する状況を監査委員会に対して定期的に報告します。

8. 監査委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、規程類を定め、監査委員会に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対して不利益な処遇（解雇、降格、減給等の懲戒処分や不利益な配置転換等の人事上の措置の他、業務に従事させない、専ら雑務に従事させる等の事実上の措置を含む）を行いません。

9. 当社の監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、規程類を定め、監査委員による職務の執行に伴う費用の前払または償還の請求があった場合には、当該監査委員の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、その請求に応じすみやかに支出します。

10. その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社の取締役、執行役および使用人ならびに子会社の取締役および使用人は、監査委員会によるヒアリングや往査等の調査に応じることで、監査の実効性を確保します。
- (2) 当社は、監査委員会が取締役、執行役および会計監査人、その他必要な者との十分な意見交換を行う機会を確保します。
- (3) 当社は、監査委員会が監査委員を重要な会議に出席させ、意見を述べる機会を確保します。
- (4) 監査委員会と内部監査機能は緊密に連携するとともに、必要に応じて監査委員会が内部監査機能に指揮・命令権を行使できるものとします。
- (5) 当社は、監査委員会の求めに応じて、子会社の監査役との連携および子会社の使用人からの情報収集の機会を確保します。

以上

リスクマネジメントおよび危機対応方針

オリンパスグループは、経営理念に掲げている「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」をすべての活動の基本思想としています。当社はこの基本思想のもと、グローバルなリスクマネジメント活動を通じて、企業経営における目的達成を阻害するリスクを未然に予防・低減し、万が一リスクが顕在化した際には、迅速かつ適切な対応によって損害を最小限にとどめることに努めます。

1. 基本目的

- ◆ お客様、地域住民、役員、従業員およびその家族の安全の確保
- ◆ 経営資源の保全および事業の継続
- ◆ 経営の質および企業価値の向上

2. 行動指針

- ◆ リスクを全社統合的に管理し、社会の要請や動向を十分に配慮した対応をすることにより、ステークホルダーからの信頼に応えます。
- ◆ リスクマネジメントを日常の事業活動に組み込み、グローバルに展開します。
- ◆ グローバルでのリスクマネジメント活動を通じ、組織および人員へのリスクマネジメントの意識の浸透と、リスク対応能力の継続的向上を図ります。
- ◆ 緊急事態発生時には、人命の安全を第一に、速やかに責任ある対応を行います。

3. 体制の整備

リスク低減活動および緊急事態発生時に適切な管理・対処を確実に実施するために、リスクマネジメント体制および危機対応体制を整備し、責任を明確にします。

4. 規程の整備

リスク低減活動および緊急事態発生時の確実な対応実施のため、取り組むべき事項を明らかにし、社内規程として整備します。

5. 教育

本方針の基本目的達成のため、行動指針に沿い、組織および人員が活動できるよう、必要な教育および訓練を実施します。

オリンパスグループ個人情報保護方針

オリンパスグループ（以下、「オリンパス」という。）は、ネットワーク社会における個人情報の重要性を深く認識し、個人情報を適正に取り扱いその保護の徹底を図ることは社会的責務と考え、以下の取り組みを実施します。

このオリンパス個人情報保護方針は日本国内のオリンパスグループに適用されます。（別途方針を設けている会社は除きます。）

個人情報保護方針

制定日 2005年3月11日

改訂日 2015年10月1日

オリンパスグループにおける個人情報の取り扱いについては[こちら](#)をご覧ください。

1. 社内体制の整備

オリンパスは、個人情報保護のための社内体制を整備し、個人情報を適切に取り扱うことをオリンパスの全ての役員および従業員に教育し周知徹底します。また、個人情報保護のための運営が的確に行われていることを確認するために定期的な監査を実施します。

2. 情報の適正な取り扱い

オリンパスは、個人情報の収集に際して、本人に利用目的を明示し、適切な範囲内で収集します。また、利用目的の範囲内で個人情報を取り扱い、本人から開示、訂正、削除、利用停止の請求を受けた場合には、合理的な範囲で速やかに対応します。

さらに、特定個人情報については、法律で定められた利用目的の範囲内でのみ、取り扱います。

3. 第三者への開示と提供の制限

オリンパスは、保有する個人情報を、本人の同意に基づく場合や法令で定める場合などを除きオリンパス以外の第三者に対して開示、提供いたしません。

また、保有する特定個人情報については、本人の同意に関わらず、法令で定める場合などを除き第三者に対して開示、提供いたしません。

なお、個人情報に係る業務を委託する場合には、委託先に対し、個人情報の適正な管理を義務付ける契約を結び、監督、指導を行います。

4. 正確性と安全性の確保

オリンパスは、保有する個人情報を、正確かつ最新の状態に保つよう努めるとともに、不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩などのリスクに対して、適切なセキュリティ対策を講じます。

5. 法令遵守および継続的改善

オリンパスは、個人情報の保護に関する法令および規範を遵守するとともに、上記事項における取り組みを適宜見直し、継続的な改善に努めます。

関連リンク

➤ [個人情報の取り扱いについて](#)

➤ [個人情報に関するお問い合わせ](#)

社外評価

ESGに関する外部評価

※2021年12月時点

ESGインデックスへの採用状況

- ◆ Dow Jones Sustainability World Index
- ◆ Dow Jones Sustainability Asia Pacific Index
- ◆ FTSE4Good Index Series
- ◆ FTSE Blossom Japan Index

Member of
**Dow Jones
Sustainability Indices**
Powered by the S&P Global CSA



FTSE4Good



FTSE Blossom
Japan

ESGに関する評価

- ◆ 持続可能な経済を実現させる活動を行う国際NGOのCDPによる気候変動および水セキュリティの調査にて、ともに「A-」の評価を獲得
- ◆ 「健康経営優良法人～ホワイト500～」に認定（オリンパス/2017年から5年連続、オリンパスメディカルサイエンス販売/2021年）
- ◆ 「健康経営優良法人」に認定（会津オリンパス/2021年）
- ◆ 「スポーツエールカンパニー2021」に認定（オリンパス テルモバイオマテリアル、オリンパスメディカルサイエンス販売/2021年）
- ◆ 仕事と育児の両立支援の取り組みに優れた企業として厚生労働省により「くるみん」に認定（オリンパス/2016年および2019年、オリンパス テルモバイオマテリアル/2018年、オリンパスメディカルサイエンス販売/2020年）
- ◆ 女性の活躍推進に関する取り組みに優れた企業として厚生労働大臣により「えるぼし」に認定（オリンパス/2019年/「えるぼし3段階目」）
- ◆ 日本におけるLGBTQに関する取り組みの評価指標「PRIDE指標2021」において「シルバー」に認定



外部イニシアティブへの参画

外部イニシアティブへのコミットメント

国連グローバル・コンパクト

オリンパスは2004年10月、国連が提唱する「グローバル・コンパクト」10原則に賛同し、参加を表明しました。

グローバル・コンパクト（GC）は、各企業が責任ある創造的リーダーシップを発揮することによって、社会のよき一員として行動し、持続可能な成長を実現するための世界的な枠組みづくりに参加する自発的な取り組みです。

オリンパスは、このGC10原則の考えを企業行動憲章や各種方針に反映し、実践に向けた取り組みを行っています。

また、2009年からはGCの気候変動に関するイニシアティブのメンバーとして「Caring for Climate」にも賛同し署名したほか、2018年4月にはグローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパンの「腐敗防止強化のための東京原則」への賛同を表明しています。

そのほかに、グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパンのDRR（Disaster Risk Reduction）分科会に参加しています。

WE SUPPORT



気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)

気候関連のリスクと機会についての情報開示を促すために金融安定理事会が「気候関連財務情報開示タスクフォース(Task Force on Climate-related Financial Disclosures、以下、TCFD)」を設置しました。2017年6

月に公表されたTCFD提言（最終報告書）に基づき、オリンパスは2021年4月に賛同表明しています。

TCFD | TASK FORCE ON CLIMATE-RELATED FINANCIAL DISCLOSURES



Lloyd's
Register

LR 独立保証声明書

オリンパス株式会社のサステナビリティレポート 2021 に掲載される 2020 年度環境・社会データに関する保証

この保証声明書は、契約に基づいてオリンパス株式会社に対して作成されたものであり、報告書の読者を意図して作成されたものである。

保証業務の条件

ロイドレジスタークオリティアシュアランス リミテッド（以下、LR という）は、オリンパス株式会社（以下、会社という）からの委嘱に基づき、サステナビリティレポート 2021 に掲載される 2020 年度（2020 年 4 月 1 日～2021 年 3 月 31 日）の環境・社会データ（以下、報告書という）に対して、検証人の専門的判断による重要性水準において、ISAE 3000 及び温室効果ガス（以下、GHG という）については ISO14064-3:2006 を用いて、限定的保証レベルの独立保証業務を実施した。

LR の保証業務は、会社とその国内外連結会社における運営及び活動に対して、以下の要求事項を対象とする。

- 会社の定める報告手順に対する適合性の検証
- 以下の指標に関するデータの正確性及び信頼性の評価¹

環境データ²

- エネルギー使用量 (MWh 換算値)³
- スコープ 1 GHG 排出量 (tCO₂e)
- スコープ 2 GHG 排出量 (ロケーション基準及びマーケット基準) (tCO₂)
- スコープ 3 GHG 排出量 (カテゴリー 2-8, 12, 15) (tCO₂e)
- 水使用量 (上水・地下水) (m³)³
- 廃棄物量 (トン)³

社会データ

- 休業災害度数率³
- 職業性疾病度数率³
- 労災事故件数³
- 死亡者数³

LR の保証業務は会社のサプライヤー、業務委託先、及び報告書で言及された第三者に関するデータ及び情報を除くものとする。

LR の責任は、会社に対してのみ負うものとする。本声明書の脚注で説明されている通り、LR は会社以外へのいかなる義務または責任を放棄する。会社は報告書内の全てのデータ及び情報の収集、集計、分析、公表、及び報告書の基となるシステムの効果的な内部統制の維持に対して責任を有するものとする。報告書は会社によって承認されており、その責任は会社にある。

検証意見

LR の保証手続の結果、会社が全ての重要な点において、

- 自らの定める基準に従って報告書を作成していない
- 正確で信用できる環境・社会データを開示していない

ことを示す事実は認められなかった。この保証声明書で表明された検証意見は、限定的保証水準、及び検証人の専門的判断に基づいて決定された。

¹ サステナビリティレポート 2021 において★マークを付した環境データについて限定的保証業務を行った。

² GHG の定量化には固有の不確かさが前提となる。

³ それぞれの実績の種類別内訳または地域別内訳も保証業務の対象としている。

注:限定的保証業務の証拠収集は、合理的保証業務に比べて少ない範囲で行われ、各拠点を訪問して元データを確認するより集計されたデータに重点を置いています。従って、限定的保証業務で得られる保証水準は合理的保証業務が行われた場合に得られる保証に比べて実質的に低くなる。

保証手続

LR の保証業務は、ISAE3000 及び GHG については ISO14064-3 に従って実施された。保証業務の証拠収集プロセスの一環として、以下の事項が実施された。

- 報告書内に重大な誤り、記載の漏れ及び誤りが無いことを確認するための、会社のデータマネジメントシステムを審査した。LR は、内部検証を含め、データの取扱い及びシステムの有効性をレビューすることにより、これを行った。
- データの収集と報告書の作成に関わる主たる関係者へのインタビューを行った。
- サンプリング手法を用いて、集計されたデータの再計算と元データとの突合を行った。
- 2020 年度の環境・社会データに関する記録の検証を行った。
- COVID-19 の世界的な感染拡大に伴う、会社の「訪問者の職場への入場制限」の実施により、データマネジメントシステムの運用状況を評価する為、オリンパスメディカルシステム株式会社日の出工場、青森オリンパス株式会社、及びオリンパス株式会社・本社について、e-mail および Microsoft Teams によるリモート検証を行った。

観察事項

会社は、今後の環境・社会データの報告において、完全性、正確性、信頼性を更に向上することが期待される。特に連結子会社において、確実に内部のデータを管理するシステムを確立することが望まれる。

基準、適格性及び 独立性

LRはISO14065 温室効果ガス認定又は他の承認形式で使用するための温室効果ガスに関する妥当性確認及び検証を行う機関に対する要求事項、ISO17021-1 適合性評価ーマネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項 - 第1部：要求事項 の認定要求事項に適合する包括的なマネジメントシステムを導入し、維持している。これらは国際会計士倫理基準審議会による国際品質管理基準1と職業会計士の倫理規定における要求も満たすものである。

LRは、その資格、トレーニング及び経験に基づき、適切な資格を有する個人を選任することを保証する。全ての検証及び認証結果は上級管理者によって内部でレビューされ、適用された手続が正確であり、透明であることを保証する。

LRが会社に対して実施した業務はこの検証のみであり、それ自体が我々の独立性あるいは中立性を損なうものではない。

署名



木下 徳彦

LR 主任検証人

ロイドレジスタークオリティアシュアランス リミテッド
神奈川県横浜市西区みなとみらい 2-3-1 クイーンズタワーA 10F

2021 年 6 月 23 日

LR reference: YKA4005278

Lloyd's Register Group Limited, its affiliates and subsidiaries, including Lloyd's Register Quality Assurance Limited (LRQA), and their respective officers, employees or agents are, individually and collectively, referred to in this clause as 'Lloyd's Register'. Lloyd's Register assumes no responsibility and shall not be liable to any person for any loss, damage or expense caused by reliance on the information or advice in this document or howsoever provided, unless that person has signed a contract with the relevant Lloyd's Register entity for the provision of this information or advice and in that case any responsibility or liability is exclusively on the terms and conditions set out in that contract.

The English version of this Assurance Statement is the only valid version. Lloyd's Register Group Limited assumes no responsibility for versions translated into other languages.

This Assurance Statement is only valid when published with the Report to which it refers. It may only be reproduced in its entirety.
Copyright © Lloyd's Register Quality Assurance Limited, 2021. A member of the Lloyd's Register Group.

GRI内容索引

「サステナビリティレポート」（対象期間2020年4月1日～2021年3月31日）の報告内容およびWeb掲載情報と「GRIサステナビリティ・レポートイング・スタンダード」との対応関係を示しています。

指標	該当項目
102 一般開示事項	
GRI 102： 一般開示事項2016	
1 組織のプロフィール	
102-1 組織の名称	▶ 会社概要
102-2 活動、ブランド、製品、サービス	▶ オリンパスの事業
102-3 本社の所在地	▶ 会社概要（本社）
102-4 事業所の所在地	▶ 拠点/グループ会社一覧
102-5 所有形態および法人格	▶ 会社概要（商号）
102-6 参入市場	▶ 会社概要>地域別売上高構成比
102-7 組織の規模	▶ 会社概要（連結従業員数） ▶ 拠点/グループ会社一覧 ▶ 2021年3月期決算情報
102-8 従業員およびその他の労働者に関する情報	▶ 雇用>従業員関連データ
102-9 サプライチェーン	▶ 調達
102-10 組織およびそのサプライチェーンに関する重大な変化	—
102-11 予防原則または予防的アプローチ	▶ 環境方針・戦略 ▶ リスクマネジメント
102-12 外部イニシアティブ	▶ 環境方針・戦略>気候変動対応 ▶ ステークホルダーとのコミュニケーション>基本的な考え方・方針 ▶ 人権>基本的な考え方・方針（GCNJ共同幹事、BSR会員企業） ▶ 外部イニシアティブへの参画
102-13 団体の会員資格	▶ 調達>制度・仕組み・取り組み>「紛争鉱物問題」への対応 ▶ 環境負荷低減の取り組み>エネルギー/大気排出
2 戦略	
102-14 上級意思決定者の声明	▶ 担当役員メッセージ
102-15 重要なインパクト、リスク、機会	▶ オリンパスグループのESG ▶ 環境方針・戦略 ▶ リスクマネジメント
3 倫理と誠実性	
102-16 価値観、理念、行動基準・規範	▶ オリンパスグループの経営理念 ▶ オリンパスグループグローバル行動規範
102-17 倫理に関する助言および懸念のための制度	▶ コンプライアンス>推進体制
4 ガバナンス	

102-18	ガバナンス構造	<ul style="list-style-type: none"> ➢ コーポレートガバナンス体制 ➢ 企業統治の体制
102-19	権限移譲	<ul style="list-style-type: none"> ➢ オリンパスグループのESG ➢ 環境マネジメント>推進体制 ➢ コーポレートガバナンス体制
102-20	経済、環境、社会項目に関する役員レベルの責任	<ul style="list-style-type: none"> ➢ オリンパスグループのESG
102-21	経済、環境、社会項目に関するステークホルダーとの協議	—
102-22	最高ガバナンス機関およびその委員会の構成	<ul style="list-style-type: none"> ➢ コーポレートガバナンス体制 ➢ コーポレートガバナンス報告書 (PDF形式: 296.6KB) ↗
102-23	最高ガバナンス機関の議長	<ul style="list-style-type: none"> ➢ コーポレートガバナンス>企業統治の体制
102-24	最高ガバナンス機関の指名と選出	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 取締役 ➢ コーポレートガバナンスに関する基本方針 (PDF形式: 299.6KB) ↗
102-25	利益相反	<ul style="list-style-type: none"> ➢ コーポレートガバナンス報告書 (PDF形式: 296.6KB) ↗ ➢ 第152期定期株主総会召集ご通知 (PDF形式: 4.2MB) ↗ ➢ コーポレートガバナンス基本方針 (PDF形式: 299.6KB) ↗
102-26	目的、価値観、戦略の設定における最高ガバナンス機関の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➢ コーポレートガバナンス報告書 (PDF形式: 296.6KB) ↗ ➢ オリンパスグループのESG
102-27	最高ガバナンス機関の集合的知見	<ul style="list-style-type: none"> ➢ コーポレートガバナンス報告書 (PDF形式: 296.6KB) ↗
102-28	最高ガバナンス機関のパフォーマンスの評価	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 取締役会>取締役会の実効性評価 (PDF形式: 166.6KB) ↗
102-29	経済、環境、社会へのインパクトの特定とマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ➢ オリンパスグループのESG>推進体制 ➢ 環境方針・戦略>仕組み・取り組み ➢ 環境方針・戦略>環境マネジメント>推進体制 ➢ リスクマネジメント ➢ コーポレートガバナンス報告書 (PDF形式: 1.6MB) ↗
102-30	リスクマネジメント・プロセスの有効性	<ul style="list-style-type: none"> ➢ リスクマネジメント体制 ➢ コーポレートガバナンス報告書 (PDF形式: 296.6KB) ↗ ➢ 取締役会>取締役会の実効性評価 (PDF形式: 166.6KB) ↗
102-31	経済、環境、社会項目のレビュー	<ul style="list-style-type: none"> ➢ オリンパスグループのESG>基本的な考え方・方針 ➢ 環境方針・戦略>仕組み・取り組み>気候変動対応
102-32	サステナビリティ報告における最高ガバナンス機関の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➢ オリンパスグループのESG>推進体制
102-33	重大な懸念事項の伝達	<ul style="list-style-type: none"> ➢ リスクマネジメント ➢ コーポレートガバナンス体制
102-34	伝達された重大な懸念事項の性質と総数	<ul style="list-style-type: none"> ➢ リスクマネジメント
102-35	報酬方針	<ul style="list-style-type: none"> ➢ コーポレートガバナンス報告書 (PDF形式: 1.6MB) ↗ ➢ オリンパスグループのESG>推進体制 ➢ 環境>環境方針・戦略
102-36	報酬の決定プロセス	<ul style="list-style-type: none"> ➢ コーポレートガバナンス報告書 (PDF形式: 296.6KB) ↗
102-37	報酬に関するステークホルダーの関与	—
102-38	年間報酬総額の比率	—
102-39	年間報酬総額比率の増加率	—
5 ステークホルダー・エンゲージメント		
102-40	ステークホルダー・グループのリスト	

		➤ ステークホルダーとのコミュニケーション
102-41	団体交渉協定	➤ 労使関係>取り組み>労使協議（日本）
102-42	ステークホルダーの特定および選定—	—
102-43	ステークホルダー・エンゲージメントへのアプローチ方法	➤ ステークホルダーとのコミュニケーション
102-44	提起された重要な項目および懸念	➤ ステークホルダーとのコミュニケーション
6 報告実務		
102-45	連結財務諸表の対象になっている事業体	➤ 2021年3月期決算情報 ➤ 編集方針
102-46	報告書の内容および項目の該当範囲の確定	➤ オリンパスグループのESG ➤ 編集方針
102-47	マテリアルな項目のリスト	➤ オリンパスグループのESG
102-48	情報の再記述	➤ 編集方針
102-49	報告における変更	➤ 編集方針
102-50	報告期間	➤ 編集方針
102-51	前回発行した報告書の日付	➤ 編集方針
102-52	報告サイクル	➤ 編集方針
102-53	報告書に関する質問の窓口	➤ 編集方針
102-54	GRIスタンダードに準拠した報告であることの主張	➤ 編集方針
102-55	内容索引	➤ GRI内容索引（本表）
102-56	外部保証	➤ 環境データに関する第三者保証書  ➤ 労働安全衛生に関する第三者保証書  ➤ 社外評価
GRI 103：マネジメント手法 2016		
103-1	マテリアルな項目とその該当範囲の説明	➤ オリンパスグループのESG
103-2	マネジメント手法とその要素	➤ オリンパスグループのESG ➤ 環境安全衛生ポリシー ➤ 環境>環境方針・戦略 ➤ 環境>環境方針・戦略>仕組み・取り組み>指標と目標、実績 ➤ 環境>環境方針・戦略>推進体制 ➤ 環境>環境負荷低減の取り組み ➤ コンプライアンス>基本的な考え方・方針、推進体制 ➤ 租税>オリンパスグループ税務方針 ➤ 情報開示方針 ➤ 透明性ガイドライン指針>オリンパスと医療機関等との透明性に関する指針 ➤ 情報セキュリティ方針 ➤ 個人情報保護方針 ➤ リスクマネジメント>基本的な考え方・方針、推進体制 ➤ オリンパスグループ クオリティ・ポリシー ➤ 製品責任>基本的な考え方・方針 ➤ オリンパスグループ調達方針 ➤ 調達>基本的な考え方・方針 ➤ 人権方針

		<ul style="list-style-type: none"> ➢ 人権>基本的な考え方・方針 ➢ 雇用>推進体制>人材戦略推進体制 ➢ 研修・教育>推進体制・制度 ➢ 労働安全衛生>基本的な考え方・方針、グローバルな安全衛生活動体制 ➢ 労働安全衛生 健康管理>基本的な考え方・方針 ➢ 慈善寄付・助成方針 ➢ 企業市民活動方針
103-3	マネジメント手法の評価	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 環境方針・戦略>仕組み・取り組み>指標と目標、実績 ➢ 環境方針・戦略>推進体制>ISO14001認証取得事業場一覧 ➢ 環境負荷低減の取り組み>基本的な考え方>組織内（スコープ1,2）の実績、水使用量/排水量の実績 ➢ 環境データに関する第三者保証書 ▲ ➢ 労働安全衛生>推進体制・取り組み>外部認証取得状況一覧（労働安全衛生マネジメントシステム）、白河事業場 OHSAS18001からISO45001への移行が完了 ➢ 製品責任>基本的な考え方・方針>品質マネジメント体制 ➢ 社外評価
200 経済		
経済パフォーマンス		
GRI 201： 経済パフォーマンス 2016		
201-1	創出、分配した直接的経済価値	➢ 2021年3月期決算情報
201-2	気候変動による財務上の影響、その他のリスクと機会	➢ 環境方針・戦略>仕組み・取り組み
201-3	確定給付型年金制度の負担、その他の退職金制度	—
201-4	政府から受けた資金援助	—
地域経済での存在感		
GRI 202： 地域経済での存在感 2016		
202-1	地域最低賃金に対する標準新人給与の比率（男女別）	—
202-2	地域コミュニティから採用した上級管理職の割合	—
間接的な経済的インパクト		
GRI 203： 間接的な経済的インパクト 2016		
203-1	インフラ投資および支援サービス	—
203-2	著しい間接的な経済的インパクト	—
調達慣行		
GRI 204： 調達慣行 2016		
204-1	地元サプライヤーへの支出の割合	—
腐敗防止		
GRI 205： 腐敗防止 2016		
205-1	腐敗に関するリスク評価を行っている事業所	—
205-2	腐敗防止の方針や手順に関するコミュニケーションと研修	➢ 腐敗防止
205-3	確定した腐敗事例と実施した措置	➢ コンプライアンス>取り組み>法令順守の状況
反競争的行為		
GRI 206： 反競争的行為 2016		
206-1	反競争的行為、反トラスト、独占的慣行により受けた法的措置	➢ コンプライアンス>取り組み>法令順守の状況
207 税		
GRI 207： 税 2019		

207-1	税へのアプローチ	➤ 税
207-2	税務ガバナンス、管理、およびリスク管理	➤ 税 (オリンパスグループ税務方針)
207-3	利害関係者の関与と税に関する懸念の管理	➤ 税 (オリンパスグループ税務方針)
207-4	国別レポート	—
300 環境		
原材料		
GRI 301： 原材料 2016		
301-1	使用原材料の重量または体積	➤ 環境データ集>マテリアルバランス
301-2	使用したリサイクル材料	—
301-3	再生利用された製品と梱包材	—
エネルギー		
GRI 302： エネルギー 2016		
302-1	組織内のエネルギー消費量	➤ 環境負荷低減の取り組み>基本的な考え方>エネルギー/大気排出 >組織内 (スコープ1,2) の実績
302-2	組織外のエネルギー消費量	➤ 環境負荷低減の取り組み>基本的な考え方>エネルギー/大気排出 >組織外 (スコープ3[カテゴリー4 輸送、配送 (上流)]) の実績
302-3	エネルギー原単位	➤ 環境負荷低減の取り組み>基本的な考え方>エネルギー/大気排出 >組織内 (スコープ1,2) の実績
302-4	エネルギー消費量の削減	➤ 環境負荷低減の取り組み>基本的な考え方>エネルギー/大気排出
302-5	製品およびサービスのエネルギー必要量の削減	➤ 環境負荷低減の取り組み>基本的な考え方>エネルギー/大気排出
水		
GRI 303： 水と廃水2018		
303-1	共有資源としての水との相互作用	➤ 環境方針・戦略>仕組み・取り組み>水リスク対応
303-2	排水に関連するインパクトのマネジメント	➤ 環境負荷低減の取り組み>基本的な考え方>水/排出物
303-3	取水	➤ 環境負荷低減の取り組み>基本的な考え方>水/排出物 ➤ 環境データ集
303-4	排水	➤ 環境負荷低減の取り組み>基本的な考え方>水/排出物 ➤ 環境データ集
303-5	水消費	➤ 環境負荷低減の取り組み>基本的な考え方>水/排出物 ➤ 環境データ集
生物多様性		
GRI 304： 生物多様性 2016		
304-1	保護地域および保護地域ではないが生物多様性価値の高い地域、もしくはそれらの隣接地域に所有、賃借、管理している事業サイト	—
304-2	活動、製品、サービスが生物多様性に与える著しいインパクト	—
304-3	生息地の保護・復元	—
304-4	事業の影響を受ける地域に生息するIUCNレッドリストならびに国内保全種リスト対象の生物種	—
大気への排出		
GRI 305： 大気への排出 2016		
305-1	直接的な温室効果ガス (GHG) 排出量 (スコープ1)	➤ 環境負荷低減の取り組み>基本的な考え方>エネルギー/大気排出 >組織内 (スコープ1,2) の実績 ➤ 環境データ集

305-2	間接的な温室効果ガス（GHG）排出量（スコープ2）	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 環境負荷低減の取り組み>基本的な考え方>エネルギー/大気排出 >組織内（スコープ1,2）の実績 ➢ 環境データ集
305-3	その他の間接的な温室効果ガス（GHG）排出量（スコープ3）	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 環境負荷低減の取り組み>基本的な考え方>エネルギー/大気排出 >組織外（スコープ3[カテゴリー4 輸送、配送（上流）]）の実績 ➢ 環境データ集
305-4	温室効果ガス（GHG）排出原単位	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 環境負荷低減の取り組み>基本的な考え方>エネルギー/大気排出 ➢ 環境データ集
305-5	温室効果ガス（GHG）排出量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 環境負荷低減の取り組み>基本的な考え方>エネルギー/大気排出 ➢ 環境データ集
305-6	オゾン層破壊物質（ODS）の排出量	—
305-7	窒素酸化物（NOx）、硫黄酸化物（SOx）、およびその他の重大な大気排出物	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 環境負荷低減の取り組み>基本的な考え方>エネルギー/大気排出 ➢ 環境データ集

排水および廃棄物

GRI 306： 排水および廃棄物 2016

306-1	排水の水質および排出先	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 環境負荷低減の取り組み>基本的な考え方>水/排出物
306-2	種類別および処分方法別の廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 環境負荷低減の取り組み>基本的な考え方>水/排出物
306-3	重大な漏出	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 環境負荷低減の取り組み>排出物量の実績
306-4	有害廃棄物の輸送	—
306-5	排水や表面流水によって影響を受ける水域	—

環境コンプライアンス

GRI 307： 環境コンプライアンス 2016

307-1	環境法規制の違反環境	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 環境方針・戦略>推進体制>環境法規制の順守状況（2021年3月期）
-------	------------	---

サプライヤーの環境面のアセスメント

GRI 308： サプライヤーの環境面のアセスメント 2016

308-1	環境基準により選定した新規サプライヤー	—
308-2	サプライチェーンにおけるマイナスの環境インパクトと実施した措置	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 調達>制度・仕組み・取り組み ➢ 環境方針・戦略>仕組み・取り組み>環境課題の認識>グリーン調達

400 社会

雇用

GRI 401： 雇用 2016

401-1	従業員の新規雇用と離職	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 雇用>従業員関連データ>日本の状況>採用、定着率・離職者数
401-2	正社員には支給され、非正規社員には支給されない手当	—
401-3	育児休暇	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 雇用>従業員関連データ>日本の状況>ワークライフ・インテグレーション

労使関係

GRI 402： 労使関係 2016

402-1	事業上の変更に関する最低通知期間	—
-------	------------------	---

労働安全衛生

GRI 403： 労働安全衛生 2018

403-1	労働安全衛生マネジメントシステム	
-------	------------------	--

		➢ 労働安全衛生>推進体制・取り組み>グローバルな安全衛生活動体制
403-2	危険性(ハザード)の特定、リスク評価、事故調査	➢ 労働安全衛生>推進体制・取り組み>労働災害データ
403-3	労働衛生サービス	➢ 労働安全衛生>推進体制・取り組み>労働災害データ
403-4	労働安全衛生における労働者の参加、協議、コミュニケーション	—
403-5	労働安全衛生に関する労働者研修	➢ 労働安全衛生>推進体制・取り組み>労働災害データ>従業員教育、各地域の活動
403-6	労働者の健康増進	➢ 労働安全衛生 健康管理
403-7	ビジネス上の関係で直接結びついた労働安全衛生の影響の防止と緩和	—
403-8	労働安全衛生マネジメントシステムの対象となる労働者	➢ 労働安全衛生>推進体制・取り組み>グローバルな安全衛生活動体制
403-9	労働関連の傷害	➢ 労働安全衛生>推進体制・取り組み>労働災害データ
403-10	労働関連の疾病・体調不良	➢ 労働安全衛生>推進体制・取り組み>労働災害データ

研修と教育

GRI 404： 研修と教育 2016

404-1	従業員一人あたりの年間平均研修時間	—
404-2	従業員スキル向上プログラムおよび移行支援プログラム	➢ 研修・教育>推進体制・制度>人材開発推進体制
404-3	業績とキャリア開発に関して定期的なレビューを受けている従業員の割合	➢ 多様性と機会均等>人事評価制度

ダイバーシティと機会均等

GRI 405： ダイバーシティと機会均等 2016

405-1	ガバナンス機関および従業員のダイバーシティ	➢ 雇用>従業員関連データ ➢ 人権>取り組み>ハラスメントの防止とDEIの推進 ➢ ダイバーシティ・インクルージョンの推進
405-2	基本給と報酬総額の男女比	➢ 多様性と機会均等>女性活躍推進

非差別

GRI 406： 非差別 2016

406-1	差別事例と実施した救済措置	➢ 人権>取り組み>ハラスメントの防止とDEIの推進
-------	---------------	----------------------------

結社の自由と団体交渉

GRI 407： 結社の自由と団体交渉 2016

407-1	結社の自由や団体交渉の権利がリスクにさらされる可能性のある事業所およびサプライヤー	➢ 調達>制度・仕組み・取り組み>サプライヤーとの取り組みにおける企業調査の主な評価項目 ➢ 人権>取り組み>サプライヤーとの取り組み
-------	---	--

児童労働

GRI 408： 児童労働 2016

408-1	児童労働事例に関して著しいリスクがある事業所およびサプライヤー	➢ 調達>制度・仕組み・取り組み>サプライヤーとの取り組みにおける企業調査の主な評価項目 ➢ 人権>取り組み>サプライヤーとの取り組み
-------	---------------------------------	--

強制労働

GRI 409： 強制労働 2016

409-1	強制労働事例に関して著しいリスクがある事業所およびサプライヤー	➢ 調達>制度・仕組み・取り組み>サプライヤーとの取り組みにおける企業調査の主な評価項目
-------	---------------------------------	--

		▶ 人権>取り組み>サプライヤーさまとの取り組み
GRI 410： 保安慣行 2016		
410-1	人権方針や手順について研修を受けた保安要員	—
先住民族の権利		
GRI 411： 先住民族の権利 2016		
411-1	先住民族の権利を侵害した事例	—
人権アセスメント		
GRI 412： 人権アセスメント 2016		
412-1	人権レビューインパクト評価の対象とした事業所	—
412-2	人権方針や手順に関する従業員研修	▶ 人権>取り組み>ハラスメントの防止とDEIの推進
412-3	人権条項を含むもしくは人権スクリーニングを受けた重要な投資協定および契約	—
地域コミュニティ		
GRI 413： 地域コミュニティ 2016		
413-1	地域コミュニティとのエンゲージメント、インパクト評価、開発プログラムを実施した事業所	—
413-2	地域コミュニティに著しいマイナスのインパクト（顕在的、潜在的）を及ぼす事業所	—
サプライヤーの社会面のアセスメント		
GRI 414： サプライヤーの社会面のアセスメント 2016		
414-1	社会的基準により選定した新規サプライヤー	—
414-2	サプライチェーンにおけるマイナスの社会的インパクトと実施した措置	▶ 調達>制度・仕組み・取り組み>経営戦略や調達方針の共有、企業調査と改善活動
公共政策		
GRI 415： 公共政策 2016		
415-1	政治献金	—
顧客の安全衛生		
GRI 416： 顧客の安全衛生 2016		
416-1	製品およびサービスのカテゴリーに対する安全衛生インパクトの評価	—
416-2	製品およびサービスの安全衛生インパクトに関する違反事例	—
マーケティングとラベリング		
GRI 417： マーケティングとラベリング 2016		
417-1	製品およびサービスの情報とラベリングに関する要求事項	—
417-2	製品およびサービスの情報とラベリングに関する違反事例	—
417-3	マーケティング・コミュニケーションに関する違反事例	—
顧客プライバシー		
GRI 418： 顧客プライバシー 2016		
418-1	顧客プライバシーの侵害および顧客データの紛失に関して具體化した不服申立	▶ 情報セキュリティ
社会経済面のコンプライアンス		
GRI 419： 社会経済面のコンプライアンス 2016		
419-1	社会経済分野の法規制違反	▶ コンプライアンス>取り組み>法令順守の状況